

中小企業経営者様へお伝えしたい

中小企業をとりまく様々なリスクと、 生命保険活用法

別冊

目次

I. オーナー経営者様を被保険者とした法人保険	P2
II. 事業保障	P30
III. 事業承継	P42
IV. 永続的組織運営	P132
V. 従業員福利厚生	P140
VI. 設備投資、資産の維持管理	P148

2023年1月

日本生命保険相互会社 代理店営業本部
コンサルティング推進チーム

<編集：株式会社 星和ビジネスリンク>

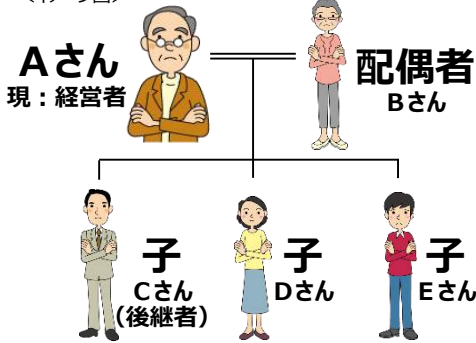
I

オーナー経営者様を被保険者とした 法人保険

- ▶ 相続に資する生命保険活用例(法人契約の定期保険編) ————— P3
- ▶ 相続に資する生命保険活用例(個人契約終身保険編) ————— P5
- ▶ 死亡退職金の受給権者の指定について ————— P7
- ▶ 退職金を支払う側の損金算入の可否と、受取る側の所得税について —— P9
- ▶ 分掌変更等の場合の退職給与について ————— P11
- ▶ 発行会社への自社株の譲渡について ————— P13
- ▶ 自己株式取得時の売買価格と税務取扱について ————— P15
- ▶ 自社株買取に関する4つのポイント ————— P17
- ▶ 会社へ支払われた死亡保険金を
自己株取得の財源とする場合について ————— P19
- ▶ 役員退職金支給について、ポイントを3つあげるとすれば… ————— P21
- ▶ 自社株を相続した後継者が、
その株式の一部を現金化するために… ————— P25

相続に資する生命保険活用例 (法人契約の定期保険編)

<イメージ図>



相続・事業承継の場面において、法人契約の生命保険は、

- ▶ **勇退退職金の財源**として、オーナー経営者の老後生活を支えるとともに、
- ▶ 在職中にオーナー経営者がお亡くなりになった際の**死亡退職金**や**自社株取得**等の財源となり、相続税納税や、遺産分割や議決権対策等の必要資金に、
- ▶ そして、**事業の安定・発展**のための必要資金としても、役立ちます。

当資料では、「**保険期間が長期にわたる定期保険**(以下、「定期保険」と表記)」に焦点を絞り、その主な活用例を紹介しします。

<例> 左記のご家族は、Aさんに相続が発生した際の対策を検討されています。
Cさんは、Aさんの事業を引継ぐことが決まっています。
Dさんと、Eさんは、事業には関係していません。

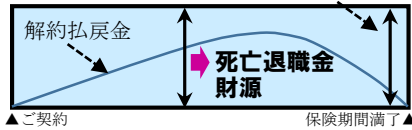
1. 死亡退職金の財源として

契約者：法人

被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：法人

<被保険者：Aさん>



<定期保険の死亡保険金の活用のポイント>

万一の備えとして**Aさんを被保険者**とする生命保険に加入することで、死亡退職となった折に、会社に支払われた死亡保険金を**死亡退職金の支払い財源**に充てることができます。



なお、**死亡退職金を後継者のCさんに受け取らせたい場合**は、「役員退職慰労金規程」に、「受給権者の定め」を設けておくことも検討ください。詳しくは、「死亡退職金の受給権者の指定について」ピラをご参照ください。

「死亡退職金の受給権者の指定について」ピラ

2. 勇退退職金の財源として

勇退退職金については、以下のような方法で、生命保険契約をご活用ください。

そして、役員退任後も**Aさんが会社に在籍し続ける場合**には、**Aさんを被保険者とした別の生命保険契約を継続**することもご検討ください。当該保険契約の継続中にAさんがお亡くなりになった場合には、会社に支払われた死亡保険金を、死亡退職金支払や自社株取得等の財源に充てることができます。

Aさんが役員を退任し、退職金の支払を受ける場合に、Aさんが会社を完全退職するのではなく、**分掌変更**により、例えば相談役となり、**会社に在籍し続ける**ケースがあります。その場合、分掌変更時に支払った退職金の額に関する税務取扱に注意する必要があります。詳しくは、「分掌変更等の場合の退職給与について」ピラをご参照ください。

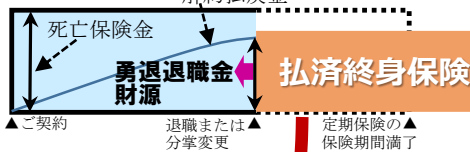
「分掌変更等の場合の退職給与について」ピラ

契約者：法人

被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：法人

<被保険者：Aさん> 解約払戻金



<定期保険の死亡保険金および解約払戻金等の活用ポイント>

Aさんを被保険者として加入した生命保険(定期保険のご契約)について、解約払戻金が生ずる場合は、それが**勇退退職金の財源**ともなります。

その際、左図のように、Aさんが勇退退職するタイミングで、法人契約の定期保険を**払済終身保険に変更**し、退職金の全部または一部として現物支給(契約者をAさんへ名義変更)することも考えられます。

※払済保険への変更を行った場合、変更時点における変更前契約の保険料積立金が解約払戻金相当額より少ない場合の差額は、払済保険に変更した日の属する事業年度の雑収入として益金に算入し、変更前契約の保険料積立金が解約払戻金相当額より多い場合の差額は、その事業年度の雑損失として損金に算入してください。

退職金として現物支給
(契約者変更)

※名義変更時の税務取扱は、
所得税基本通達36-37等
でご確認ください。

契約者：Aさん

被保険者：Aさん

死亡保険金受取人：後継者Cさん

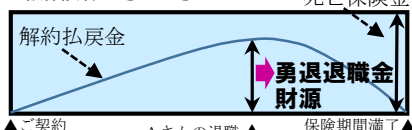
※Cさんが支払を受けた死亡保険金は、原則として、**受取人固有の財産**となるものと考えられます。

契約者：法人

被保険者：Bさん・Cさん

死亡保険金受取人：法人

<被保険者：Bさん・Cさん>



<定期保険の死亡保険金および解約払戻金等の活用ポイント>

Bさん、Cさんが自身の死亡保障確保と勇退退職金等の財源準備のため加入した生命保険について、**場合によっては法人が受け取った解約払戻金をAさんの退職金財源として活用**することも考えられます。

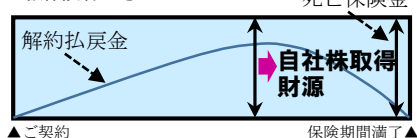
3. 自社株の買取財源として

契約者：法人

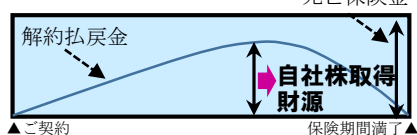
被保険者：Aさん・Bさん・Cさん

死亡保険金受取人：法人

<被保険者：Aさん>



<被保険者：Bさん・Cさん>



※事業用土地等を取得する際にも…

後継者が相続等で取得した事業用土地等を会社に譲渡することで、相続税の納税資金や遺産分割等の調整財源等に充てることができます。

※相続された事業用土地について、「小規模宅地等の特例」の特定同族会社事業用宅地等が適用できる場合は売却の時期等にご留意ください。また、土地等の譲渡については、譲渡所得税等が高額となる場合がありますので、ご検討の際は税理士等専門家にご相談ください。

<定期保険の死亡保険金および解約払戻金等の活用ポイント>

①会社が受取った死亡保険金や解約払戻金を財源に、Cさんが相続等で取得した**自社株を会社が買取**ることにより、CさんはAさんの相続において必要となる資金(相続税の納税資金や相続人の間のバランス確保のための財源等)の一部を確保することができます。

②自社株買取は「分配可能額の範囲内」という会社法上の財源規制(会社法461条)があります。しかし、貸借対照表の貸方に十分な「分配可能額」が存在したとしても、それが具体的に借方にどのような「資産」として存在しているか、必ずしもキャッシュとして存在しているとは限らないということです。

分配可能額は、実質的に下記のように算出できます。

$$\text{分配可能額} = \text{その他資本剰余金} + \text{任意積立金} + \text{繰越利益剰余金} - \text{自己株式}$$

Aさんの相続発生時に、会社に死亡保険金を支払われることは、相続発生時の自社株の買取において重要な要素となります。

③死亡保険金は、いつ発生するか分からない相続に対応できるため、Aさんを被保険者とした生命保険契約はAさんの相続発生時の自社株買取の財源として活用できます。

※なお、会社が保有している自社株については、議決権が認められず(会社法第308条2項)、また、剰余金の配当もできません(会社法第453条)。よって、自社株の譲渡は、後継者が自社株を手放すことによる議決権割合の変化等にご留意してご検討いただく必要があります。

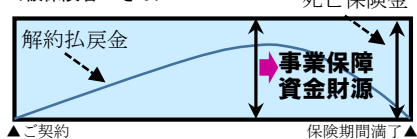
4. 事業保障として

契約者：法人

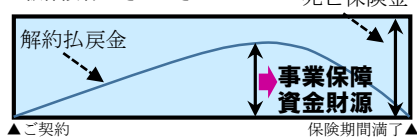
被保険者：Aさん・Bさん・Cさん

死亡保険金受取人：法人

<被保険者：Aさん>



<被保険者：Bさん・Cさん>



<定期保険の死亡保険金および解約払戻金等の活用ポイント>

①会社がAさんの死亡により支払われた**死亡保険金を財源に、会社の債務を一部リセット(返済)**することにより、その後、会社が急な資金を必要とするような際にも融資を受けやすくなります。

なお、Aさんが会社の債務について連帯保証人となっていた場合においても、債務の額が減少すれば、その後の連帯保証が不要となる場合もあります。(具体的には、各金融機関にお問合せください。)

②相続発生後の**経営安定**、売上減少等の下支えになります。

※保険差益(解約払戻金－前払保険料)は雑収入となります。その雑収入が、損益計算書上、経常利益に含まれるか否か(営業外収益が特別利益か)については、専門家にご相談ください。

※解約払戻金が前払保険料および配当金積立金の資産計上額を下回る場合、差額が雑損失となり、損金計上されます。

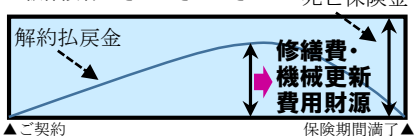
5. その他

契約者：法人

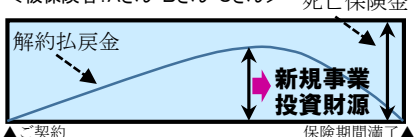
被保険者：Aさん・Bさん・Cさん

死亡保険金受取人：法人

<被保険者：Aさん・Bさん・Cさん>



<被保険者：Aさん・Bさん・Cさん>



<定期保険の死亡保険金および解約払戻金等の活用ポイント>

①建物等につき、急な修繕が必要となった場合等の**修繕費**等に充てられます。

※固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の維持管理や原状回復のために要したと認められる部分の金額は、修繕費として支出した時に損金算入が認められます。ただし、その修理、改良等が固定資産の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させるものである場合は、その延長及び増加させる部分に対応する金額は、修繕費とはならず、資本的支出となります。修繕費になるかどうかの判定は修繕費、改良費などの名目によって判断するのではなく、その実質によって判定します。(法人税基本通達7-8-2、国税庁タックスアンサーNo.5402)

②**機械更新費用**等に充てられます。

※機械更新費用等が資本的支出(減価償却の対象)となる場合には、解約払戻金や減額による払戻金で雑収入を計上するのではなく、いったん契約貸付で財源を確保し、その後、減額していく等の活用をなさるケースもあります。

③**新規事業への投資財源**等に充てられます。

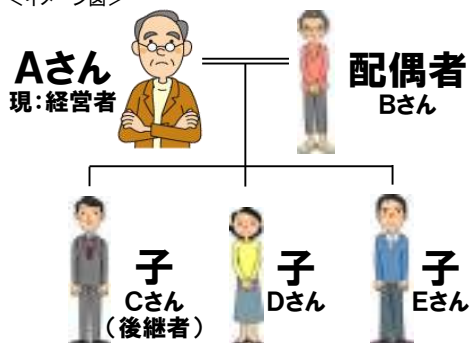
※生命保険を解約しないまでも、金融機関から融資をお受けになる際の審査(財務分析)において、解約払戻金相当額が、返済能力を評価する項目となる場合もあります。(個別の取扱については、各金融機関にご確認ください。)

※当資料に記載の内容は、2022年3月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については、弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生22-1156、代理店営業本部

相続に資する生命保険活用例(個人契約終身保険編)

<イメージ図>



相続・事業承継に資する生命保険活用において、個人契約は、相続税だけでなく、非課税枠の活用や遺産分割や議決権対策等、必要な財源の確保という意味で、大きな役割を果たします。

当資料では、特に、「終身保険」に焦点を絞り、契約者、被保険者等のパターン別に、その主な活用例をご紹介します。

<例>

左記の一家は、Aさんに相続が発生した際の対策を検討されています。Cさんは、Aさんの事業を引継ぐことが決まっており、Aさん、Bさんと同居しています。

Dさんと、Eさんは、事業には関係していません。

1. Aさんを、被保険者とした終身保険

(1) 契約者：Aさん



被保険者：Aさん



死亡保険金受取人：Cさん



生命保険

▲←保険料払込期間→▲

<検討の主なポイント>

- ① Cさんの**相続税納税資金対策**
- ② Cさんがその他の相続人に対して支払う**代償交付金等への備え**
- ③ **500万円×法定相続人数**の非課税枠（相続税法第12条1項5号）
- ④ Aさんの**意思の実現**（療養看護をしてくれた子に遺す）

※相続人以外の方が死亡保険金受取人となった場合は、「500万円×法定相続人数」の非課税適用はありません。また、相続人以外の方の相続税は、2割加算となります。死亡保険金受取人の指定にあたり、ご注意ください。

(2) 契約者：Aさん



被保険者：Aさん



死亡保険金受取人：Bさん



生命保険

▲←保険料払込期間→▲

<検討の主なポイント>

- ① Bさんの**老後生活資金対策**
- ② **配偶者の税額軽減制度**をふまえた対応

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、「1億6千万円」もしくは「配偶者の法定相続分相当額」のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度。

(3) 契約者：Cさん



被保険者：Aさん



死亡保険金受取人：Cさん



生命保険

▲←保険料払込期間→▲

<検討の主なポイント>

- ① Cさんの**相続税納税資金対策**
- ② Cさんの所得またはAさんから生前贈与を受けた現金を保険料支払に充当
- ③ Cさんがその他の相続人に対して支払う**代償交付金等への備え**
- ④ **Aさんの債務**を相続し、税法上債務控除を受けた後、**返済する財源**
- ⑤ **相続税の課税対象とならない**（Cさんの一時所得）
- ⑥ 通常、**他の相続人が当該保険金の存在を知る機会はない**

(4) 契約者：Bさん



被保険者：Aさん



死亡保険金受取人：Bさん



生命保険

▲←保険料払込期間→▲

<検討の主なポイント>

- ① Bさんの**老後生活資金対策**
- ② Bさんの所得、またはAさんから生前贈与を受けた現金を保険料支払に充当

2. Bさんを、被保険者とした終身保険

(1) 契約者：Bさん

被保険者：Bさん

死亡保険金受取人：Cさん

生命保険

▲←保険料払込期間→▲

<検討の主なポイント>

- ① **2次相続対策としての、Cさんの相続税納税資金対策**
- ② **2次相続対策としての、Cさんが負担する代償交付金等への備え**
- ③ **500万円×法定相続人数**の非課税枠（相続税法第12条1項5号）
- ④ Bさんの**意思の実現**（療養看護をしてくれた子に遺す）※表面1-(1)参照
- ⑤ Bさんの**老後生活資金のストック**（将来的に解約し現金化する可能性）

(2) 契約者：Aさん

被保険者：Bさん

死亡保険金受取人：Aさん

生命保険

▲←保険料払込期間→▲

<検討の主なポイント>

- ① **配偶者の税額軽減制度**をふまえた対応
※Aさんの相続発生時に、解約返戻金相当額が相続財産となるが、配偶者の税額軽減特例の活用が可能
- ② **Aさんが保険料を負担して、2次相続対策を準備**
（Aさんに相続発生時、契約者変更を行う）
- ③ Aさんの**老後生活資金のストック**（将来の解約現金化の可能性）

(3) 契約者：Cさん

被保険者：Bさん

死亡保険金受取人：Cさん

生命保険

▲←保険料払込期間→▲

<検討の主なポイント>

- ① **2次相続対策としての、Cさんの相続税納税資金対策**
- ② **2次相続対策としての、Cさんが負担する代償交付金等への備え**
- ③ **Bさんの債務**を相続し、税法上債務控除を受けた後、**返済する財源**
- ④ **相続税の課税対象とならない**（Cさんの一時所得）
- ⑤ 通常、**他の相続人が当該保険金の存在を知る機会はない**

3. Cさんを、被保険者とした一時払終身保険

契約者：Aさん

被保険者：Cさん

死亡保険金受取人：Aさん

生命保険

▲一時払

<検討の主なポイント>

- ① **契約後、AさんからCさんへ、契約者を変更**
※個人契約において、契約者を変更してもその時での特段の課税は生じない
- ② Cが契約者となった後、解約等で現金化
※解約等で返戻金を取得した時に、AからCへ当該返戻金の額の贈与があったとみなして贈与税課税の対象となる
※Cが契約者となった後、Aが死亡した場合は、死亡時の解約返戻金相当額につき、相続により取得したとみなして相続税課税の対象となる

（国税庁 質疑応答事例）「生命保険契約について契約者変更があった場合」一部抜粋

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。したがって、**契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません**。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。

※当資料に記載の内容は、2021年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、（顧問）税理士等、および、法務省、経済産業省（中小企業庁）、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6512、代理店営業本部

死亡退職金の受給権者の指定について

役員等への退職金支給について、あらかじめ会社で規程をご準備なさることが一般的です。その規程の中で、死亡退職金を誰に対して支給するか（受給権者の定め）について、よく話題になる点につき、まとめてみました。

Q1. 会社に特段の規程が無い場合、一般的に死亡退職金の受給権者は誰になるか？

会社の規程等に定めが無い場合の死亡退職金の受給権者は、その死亡従業員の相続人となり、相続人が複数人いる場合は、民法の相続に関するルールに従い相続分に応じて権利を有することとなります（解釈例規：昭和25.7.7 基収1786）。

Q2. 会社の規程に「死亡退職金は遺族に支給する」と定めている場合は？

会社の規程に「死亡退職金は遺族※に支給する」と定めがある場合、配偶者がいるならば、まず配偶者へ全額が支払われます。

※「遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則の第42条から第45条の定めに基づき」と定めているケースを説明しています。

労働基準法施行規則（抜粋）

（遺族補償を受ける者）

第四十二条 **遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者**（婚姻の届出をしなくとも事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。以下同じ。）とする。

2 **配偶者がいない場合には**、遺族補償を受けるべき者は、労働者の**子、父母、孫及び祖父母**で、労働者の死亡当時その**収入によって生計を維持していた者**又は労働者の死亡当時これと**生計を一にしていた者**とし、**その順位は、前段に掲げる順序**による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

（遺族補償の受給者及び順位）

第四十三条 前条の規定に該当する者がいない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前条第二項の規定に該当しないもの並びに労働者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。

2 労働者が遺言又は使用者に対してした予告で前項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、遺族補償を受けるべき者は、その指定した者とする。

（遺族補償受給の等分）

第四十四条 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、遺族補償は、その人数によつて等分するものとする。

（遺族補償受給権の消滅）

第四十五条 遺族補償を受けるべきであつた者が死亡した場合には、その者にかかる遺族補償を受ける権利は、消滅する。

2 前項の場合には、使用者は、前三条の規定による順位の者よりその死亡者を除いて、遺族補償を行わなければならない。

Q3. 特定の者を死亡退職金の受給権者と定めることはできるのか？

「役員退職慰労金・弔慰金支給規程」において、死亡退職金の受給権者について、次のように定める方法も考えられます。

（例）

第〇条（死亡役員に対する退職慰労金）

1. 在任中死亡した役員または退任後に死亡した役員に対する退職慰労金は、遺族に支給する。

2. 遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者のいない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは、代表者に対して支給するものとする。

ただし、上記にかかわらず、当該役員が予め会社に対し、書面にて、上記の者の中から、特定の者を指定していた場合には、その者に支給する。

例えば、こういった受給権者の定めにより、被相続人の長女が受給権者として指定されていて、当該長女が、当該法人の代表取締役であり、議決権の過半数を有する株主である場合などは、**基本的に、スムーズに当該死亡退職金が当該長女へ支払われることとなる**と考えられます。

しかし、この場合において、**支給基準、支給の経緯その他の具体的事情**を考慮して「**死亡退職金**がその受給者の**固有の財産**」となるか否か、が判断される点が、生命保険の死亡保険金とは異なることに留意したいところです。

固有の財産となるか否かは別としても、上記のような規程の定めにより、**遺言の有無やその有効性の如何にかかわらず、死亡退職金は、ひとまず当該長女へ支払われる**ことになる点は、相応に意味があるものと考えられます。

また、相続人である当該長女が取得した死亡退職金は、生命保険金の非課税枠とは別枠で、500万円×法定相続人数の非課税財産の適用が受けられることとなります。

Q4. 特定の相続人が受給した死亡退職金は、その者の固有の財産か？

死亡退職金は、基本的に2つの性質があり、個々具体的な事実に応じて「遺産性(遺産分割の対象としての性質)」の有無を判断するものと考えられています。

①**遺族生活保障**としての性質……遺産性が否定される(**受給した者の固有の財産**となる)方向

②**賃金の後払い**としての性質……遺産性が肯定される(**遺産分割の対象**となる)方向

※遺産とははななくとも、特別受益として相続財産に加算すべきという主張がなされることも考えられます。

東京地方裁判所判決 平成26年5月22日

(注)「〇〇」は法人の名称。「C」は被相続人。

…ところで、**一般に、死亡退職金が被相続人の遺産を構成するか否かについては**、当該死亡退職金の**支給の根拠や経緯、支給基準の内容等の事情を総合考慮して判断するのが相当**である。

これを本件退職金等についてみると、〇〇においては退職金等の支給規定はなく、本件退職金等の支給は、〇〇の大株主であり代表取締役でもある被告の提案により本件総会において議決され、承認されたものであり、支給の可否や支給額について被告の意向が大きく影響していることに加え、その全額が被告に支給されていることからすれば、**〇〇は、本件退職金等を被告固有の財産として被告に支給することを決定**したものであることが推認できる。**もともと**、本件総会において確認されているとおり、**本件退職金等の支給はCの功績に報いるためのもの**であり、その**金額についてもCの勤続年数や創立者としての功績等を考慮して算定**されていることからすれば、**これが遺産としての性質を有していることも否定できない**。

そうすると、**本件退職金等については、被告の固有財産としての性質とCの遺産としての性質の双方を有しているというべき**であり、**その割合は等しいものというべき**であるから、本件退職金等のうちその半額に相当する390万円をCの遺産として遺留分算定の基礎となる積極財産に組み入れることとするのが相当である。…

東京地方裁判所判決 昭和45年2月26日 (一部抜粋)

(注)「〇〇〇〇」は個人の名前。

…一般に死亡退職金については、本人の勤続に対する功労報償たる性質を有するもの、本人の賃金の後払たる性質を有するもの、本人死亡後の遺族の生活保障たる性質を有するもの等があり、具体的には各場合に依りそれぞれの性質を有するものと、考えることができるが、前二者の場合にも実質的には一種の遺族保障の性質を有することを否定し去ることはできない。しかしながら、特別の事情の認むべきものない

一般の死亡退職金については、通常本人の生前の労務に対する報償としての性質を多分にもつものであると解し、これにもとづいて権利関係を定めるのが相当である。まして、本件における〇〇〇〇のように会社の代表取締役又は取締役会長として、終始直接会社経営に当たってきた者については、生前の会社経営に対する功労報酬にほかならないものとみられ、遺族の生活保障としての実質は著しく後退するものと考えられる。そして、このような場合には、**右退職金請求権は、本来的には本人自身の権利に属していたものと理解することができ、同人の死亡によって、他の本人所有の財産と同様相続財産に帰属したものと、これと同一に処理されるべきものと解するのが相当**である。…

他方、労働基準法施行規則が定める「遺族」が死亡退職金を取得し、それは、遺族生活保障目的のものとして、**受給権者の固有の財産として「遺産性」を否定した判例**もあります。

最高裁判決 昭和55年11月27日 (判決要旨を転載)

死亡退職金の支給等を定めた特殊法人の規程に、**死亡退職金の支給を受ける者の第一順位は内縁の配偶者を含む配偶者**であつて、**配偶者があるときは子は全く支給を受けない**ことなど、**受給権者の範囲、順位につき民法の規定する相続人の順位決定の原則とは異なる定め方がされている場合には、右死亡退職金の受給権は、相続財産に属せず、受給権者である遺族固有の権利**である。

最高裁判決 昭和58年10月14日 (判決要旨を転載)

死亡退職金の支給等を定めた滋賀県学校職員退職手当支給条例の規定に、**死亡退職金の支給を受ける者の第一順位は内縁の配偶者を含む配偶者**であつて、**配偶者があるときは他の遺族は全く支給を受けない**こと、当該職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたか否かにより受給の順位に差異を生ずることなど、**受給権者の範囲及び順位につき民法の規定する相続人の順位決定の原則とは異なる定め方がされている場合には、右死亡退職金の受給権は、受給権者である遺族固有の権利**であり、当該職員の遺贈の対象とはならない。

※当資料に記載の内容は、2021年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6692、代理店営業本部

日本生命保険相互会社
代理店営業本部

退職金を支払う側の損金算入の可否と、受取る側の所得税について

同族会社において、役員の生存退職に伴い支払う退職金については、その支払いを受ける者が、支払う側の同族会社の意思決定に影響を持つことも多いという現実もあり、特に税務の取扱いにおいて、損金算入の可否等の面で注目されると思います。一方で、それらの税務取扱いに関し、支払う側（法人）における「法人税の取扱い」と、支払いを受ける側（個人）における「所得税の取扱い」について、本来は、根拠となる法律も異なり、整理して考えるべきところ、両者を分けずにとらえてしまうことも少なくないと感じます。

当資料は、同族会社が退職した役員本人へ支払う退職金について、法人税と所得税の両面から、原則的な取扱いを整理しました。

1. 生存退職金に関する、法人税と所得税の原則について

（１）支払う側（法人）における、損金算入額

原則として、退職する役員に対し、適正な手続きのもとで法人が支払った退職金の額は、「不相当に高額な部分の金額」を除き、損金算入が認められています（法人税法第34条第2項）。

（２）支払いを受ける側（個人）における、所得税の計算

支払いを受ける側の個人に対しては、その年中の退職手当等の収入金額（退職慰労金）から退職所得控除額を差引いた残額の二分の一に相当する金額を退職所得とし（所得税法第30条第2項、3項）、所得税は分離課税となります。

$$(\text{退職慰労金} - \text{退職所得控除額}) \div 2 \times \text{税率} \quad (\text{分離課税})$$

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 [*] （最低80万円）
20年超	70万円 ×（勤続年数 [*] - 20年） + 800万円

※勤続年数の端数は年単位に切上げます

特徴1 退職所得控除があります

特徴2 所得金額が1/2となります

* 役員等としての勤続年数が5年以下の場合には適用されない

特徴3 他の所得と一緒に課税されません

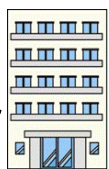
2. 支払う側の法人における損金否認と、支払いを受ける側の個人における所得税について

ここでは、以下の2つのパターンについて、整理します。

（１）「退職の事実がない」として、全額を損金否認された場合の例

「実質的に退職したと同様の事情にない」として、全額損金否認

損金算入額
0円



同族会社

役員退職金として
1億円



当該個人

「実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている」として

退職所得となる額
0円
(全額が役員給与)

例えば「分掌変更」として退職金の打切り支給を行なった場合※等において、法人側は、「**実質的に退職したと同様の事情にない**」(法人税基本通達9-2-32)

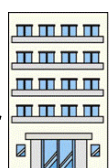
個人側は、「**実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている**」(所得税基本通達30-2)と判断される場合がこれに当たります。

※取締役から監査役になる等の際に退職したとみなして退職一時金を支給するようなイメージ。

（２）「不相当に高額な部分の金額」として、一部を損金否認された場合の例

「不相当に高額な部分の金額」として、**4000万円部分**を損金否認

損金算入額
6000万円



同族会社

役員退職金として
1億円



当該個人

「退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与」として

退職所得となる額
1億円

例えば、「完全退職」で、退職金の支給を行なった場合等において、法人の側が、「**不相当に高額な部分の金額**」(法人税法第34条第2項)と判断される場合がこれに当たります。



ただし、租税公平主義等の観点から、所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められる(所得税法第157条)等、個別具体的な状況に応じ、判断が異なる場合も考えられます。具体的には顧問税理士、国税局、所轄税務署等にご確認ください。

法人税法
(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(中略)
十 **同族会社** 会社(投資法人を含む。以下この号において同じ。)の株主等(その会社が自己の株式(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項(定義)に規定する投資口を含む。以下同じ。))又は出資を有する場合のその会社を除く。)の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人が**その会社の発行済株式又は出資(その会社が有する自己の株式又は出資を除く。))の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合**その他政令で定める場合におけるその会社をいう。
(以下略)

(役員給与の損金不算入)
第三四条 内国法人がその役員に対して支給する給与(退職給与と業績連動給与に該当しないもの、使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの及び第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。))のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
(中略)
2 内国法人がその役員に対して支給する給与(前項又は次項の規定の適用があるものを除く。))の額のうち**不相当に高額な部分の金額**として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、**損金の額に算入しない。**
(以下略)

法人税基本通達
(役員の分掌変更等の場合の退職給与)
9-2-32 法人が役員の分掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、**実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる。**(昭54年直法2-31「四」、平19年課法2-3「二十二」、平23年課法2-17「十八」により改正)
(1) 常勤役員が非常勤役員(常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。))になったこと。
(2) 取締役が監査役(監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で令第71条第1項第5号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる要件の全てを満たしている者を除く。))になったこと。
(3) 分掌変更等の後におけるその役員(その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。))の給与が激減(おおむね50%以上の減少)したこと。
(注) 本文の「退職給与として支給した給与」には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない。

所得税法
(退職所得)
第三十条 **退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与**(以下この条において「退職手当等」という。))に係る所得をいう。
2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額(当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額)とする。
3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
一 政令で定める勤続年数(以下この項及び第六項において「勤続年数」という。))が二十年以下である場合 四十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額
二 勤続年数が二十年を超える場合 八百万円と七十万円に当該勤続年数から二十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額
(以下略)

(同族会社等の行為又は計算の否認等)
第一百五十七条 **税務署長は、次に掲げる法人の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者(その法人の株主等である非居住者と当該特殊の関係のある居住者を含む。第四項において同じ。))の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、**その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、**その居住者の各年分の**第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号(確定損失申告書の記載事項)**に掲げる金額を計算することができる。**
一 法人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会社
(以下略)

所得税基本通達
(引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とするもの)
30-2 引き続き勤務する役員又は使用人に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、次に掲げるものでその給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるものは、30-1にかかわらず、退職手当等とする。(昭51直所3-1、直法6-1、直資3-1、平16課個2-23、課資3-7、課法8-8、課審4-33改正)
(1) 新たに退職給与規程を制定し、又は中小企業退職金共済制度若しくは確定拠出年金制度への移行等相当の理由により従来の退職給与規程を改正した場合において、使用人に対し当該制定又は改正前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
(注)
1 上記の給与は、合理的な理由による退職金制度の実質的改変により精算の必要から支払われるものに限られるのであって、例えば、使用人の選択によって支払われるものは、これに当たらないことに留意する。
2 使用者が上記の給与を未払金等として計上した場合には、当該給与は現に支払われる時の退職手当等とする。この場合において、当該給与が2回以上にわたって分割して支払われるときは、令第77条((退職所得の収入の時期))の規定の適用があることに留意する。
(2) 使用人から役員になった者に対しその使用人であった勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与(退職給与規程の制定又は改正をして、使用人から役員になった者に対しその使用人であった期間に係る退職手当等を支払うこととした場合において、その制定又は改正の時に既に役員になっている者の全員に対し当該退職手当等として支払われる給与で、その者が役員になった時までの期間の退職手当等として相当なものを含む。))
(3) 役員の分掌変更等により、例えば、常勤役員が非常勤役員(常時勤務していない者であっても代表権を有する者及び代表権は有しないが**実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められるものを除く。**)になったこと、分掌変更等の後における報酬が激減(おおむね50%以上減少)したことなどで、その職務の内容又はその地位が激変した者に対し、当該分掌変更等の前における役員であった勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
(4) いわゆる定年に達した後引き続き勤務する使用人に対し、その定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与
(5) 労働協約等を改正していわゆる定年を延長した場合において、その延長前の定年(以下この(5)において「旧定年」という。))に達した使用人に対し旧定年に達する前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与で、その支払をすることにつき相当の理由があると認められるもの
(6) 法人が解散した場合において引き続き役員又は使用人として清算事務に従事する者に対し、その解散前の勤続期間に係る退職手当等として支払われる給与

※当資料に記載の内容は、2022年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更する場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

分掌変更等の場合の退職給与について

<分掌変更のイメージ(例)>

例えば、代表取締役を退任(みなし退職)して、相談役となったようなケース



(代表取締役を退任) (後継者)
相談役 代表取締役

経営者の方が役員を退任する際に、会社を完全退職するのではなく、分掌変更等により、例えば相談役となり、**会社に在籍を続ける**ケースがあります。

ここでご注意いただきたいのは、その**分掌変更等の時に退職金を支払う場合の、税務取扱い**です。

当資料では、その法人税の取扱いを中心に、概要をご案内いたします。

Q1 役員の分掌変更等に際し、会社が支払った退職金は損金算入できるか？

法人税基本通達では、次のように定めています。

最も重要なポイントは、「**実質的に退職したと同様の事情**にあると認められる」が否かという点、と思われます。

例えば、相談役という立場であったとしても、経営への関与はもちろんのこと、会議や、取引先等との対応等々についても、そもそも、出社自体も、「実質的に退職したと同様な事情にあると認められる」状況とは言えないならば、その全額が、損金の額に算入できないことになります。

法人税基本通達（抜粋）

（役員の分掌変更等の場合の退職給与）

9-2-32 法人が役員の分掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、

その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、**実質的に退職したと同様の事情**にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる。（昭54年直法2-31「四」、平19年課法2-3「二十二」、平23年課法2-17「十八」により改正）

- (1) 常勤役員が非常勤役員（常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが**実質的にその法人の経営上主要な地位**を占めていると認められる者を除く。）になったこと。
- (2) 取締役が監査役（監査役でありながら**実質的にその法人の経営上主要な地位**を占めていると認められる者及びその法人の株主等で令第71条第1項第5号《使用人兼務役員とされない役員》に掲げる要件の全てを満たしている者を除く。）になったこと。
- (3) 分掌変更等の後におけるその役員（その分掌変更等の後においても**その法人の経営上主要な地位**を占めていると認められる者を除く。）の給与が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。

（注）本文の「退職給与として支給した給与」には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない。

Q2 上記で損金算入が否認された場合、支払を受けた個人への課税は？

支払を受けた個人の所得税の取扱いにおいて、「**実質的にその法人の経営上主要な地位**を占めている」と判断された場合は、「退職所得」とはならず、全額が「役員給与」となります。その場合は、退職所得控除や分離課税等の適用は受けられません。

所得税基本通達（抜粋）

（引き続き勤務する者に支払われる給与で退職手当等とするもの）

30-2 引き続き勤務する役員又は使用人に対し退職手当等として一時に支払われる給与のうち、次に掲げるものでその給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤務期間を一切加味しない条件の下に支払われるものは、30-1にかかわらず、退職手当等とする。

（昭51直所3-1、直法6-1、直資3-1、平16課個2-23、課資3-7、課法8-8、課審4-33改正）

（（1）～（2）略）

- (3) 役員の**分掌変更等**により、例えば、常勤役員が非常勤役員（常時勤務していない者であっても代表権を有する者及び代表権は有しないが**実質的にその法人の経営上主要な地位**を占めていると認められるものを除く。）になったこと、分掌変更等の後における報酬が激減（おおむね50%以上減少）したことなどで、その職務の内容又はその地位が激変した者に対し、当該分掌変更等の前における役員であった勤務期間に係る退職手当等として支払われる給与

（（4）～（6）略）

Q3 では、どのような状態ならば、実質的に退職したと同様と認められるのか？

文字どおり、会社に関与せず、「退職したと同様」という状態ということですが、各々の会社において、**具体的にどういった状態**を言うのか、**顧問税理士の先生等に詳細をご相談**いただく必要があると存じます。

Q4 Q1にある通達の例示に該当すれば、損金算入できると考えてよいのか？

例示されている項目を形式的に満たしているかではなく、あくまでも、**実質的に退職したと同様の事情**にあると認められるかどうか
が重要となると考えられます。**分掌変更後も経営へ関与**しているか否かについても判断要素となると言われています。

大阪高等裁判所判決 平成18年10月25日（抜粋）

（前略）
控訴会社は、控訴人理由(2)において、本件通達の(1)ないし(3)のいずれかに該当すれば、退職給与として取り扱うべきである旨主張するところ、**本件通達**は、上記のような事情のある場合の例示として(1)ないし(3)の基準を挙げ、これを満たす事実があることなどにより、役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情があると認められる場合には、退職金として支払われた金員を退職給与として取り扱ってもよいとするものであるが、(1)ないし(3)の基準のいずれかを**形式的に満たしても**、他の事情も併せ勘案すると、役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情があるとはいえない場合にまで、退職金として支払われた金員を**退職給与として取り扱ってもよいとしたものとは解されない**。

（後略）

※上記は、法人税基本通達9-2-32の改正(平成19年3月13日改正)前の裁判例です。

【参考】退職給与の損金算入額は、法人税法第34条等で規定しており、法人税基本通達9-2-32は、例外的

退職給与の損金算入額については、**法人税法第34条等で規定**されており、法人税基本通達9-2-32は、「退職によらない役員退職給与の損金算入」を例外的に認めているものと言われています。

法人税法（抜粋）

（役員給与の損金不算入）

第三十四条 内国法人が**その役員に対して支給する給与（退職給与で業績運動給与に該当しないもの、使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの及び第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。**

（中略）

2 内国法人がその役員に対して支給する給与（前項又は次項の規定の適用があるものを除く。）の額のうち**不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。**

（中略）

6 第一項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

（中略）

8 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法施行令（抜粋）

（役員の範囲）

第七条 法第二条第十五号（役員の意義）に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。次号において同じ。）以外の者でその法人の経営に従事しているもの

二 同族会社の使用人のうち、第七十一条第一項第五号イからハまで（使用人兼務役員とされない役員）の規定中「役員」とあるのを「使用人」と読み替えた場合に同号イからハまでに掲げる要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事しているもの

（過大な役員給与の額）

第七十条 法第三十四条第二項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

（中略）

二 内国法人が各事業年度においてその退職した役員に対して支給した**退職給与（法第三十四条第一項又は第三項の規定の適用があるものを除く。以下この号において同じ。）の額が、当該役員のその内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額**

（後略）

（使用人兼務役員とされない役員）

第七十一条 法第三十四条第六項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。

（中略）

五 前各号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち次に掲げる要件の全てを満たしている者

イ 当該会社の株主グループにつきその所有割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第一順位の株主グループ（同順位の株主グループが二以上ある場合には、その全ての株主グループ。イにおいて同じ。）の所有割合を算定し、又はこれに順次第二順位及び第三順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。

(1) 第一順位の株主グループの所有割合が百分の五十を超える場合における当該株主グループ

(2) 第一順位及び第二順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ

(3) 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ

ロ 当該役員の属する株主グループの当該会社に係る所有割合が百分の十を超えていること。

ハ 当該役員（その配偶者及びこれらの者の所有割合が百分の五十を超える場合における他の会社を含む。）の当該会社に係る所有割合が百分の五を超えていること。

（後略）

※当資料に記載の内容は、2022年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が
変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、（顧
問）税理士等、および、法務省、経済産業省（中小企業庁）、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6058/代理店営業本部

発行会社への自社株の譲渡について

～発行会社に対して非上場株式を譲渡した「個人」に係る譲渡所得税の取扱～

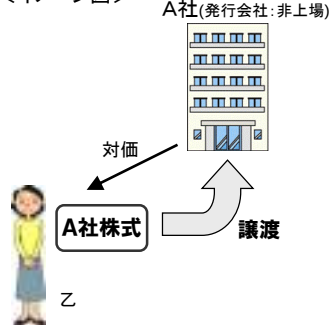
個人が、非上場会社の株式を発行会社に譲渡し、金銭等の交付を受けた場合において、交付金銭等の価額の合計が、発行会社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の価額を越える場合は、その超える部分の金額について、原則として、みなし配当として総合課税の対象となります。

一方、所定の要件を満たす場合には、上記取扱について特例が設けられています。その主な概要についてご案内いたします。

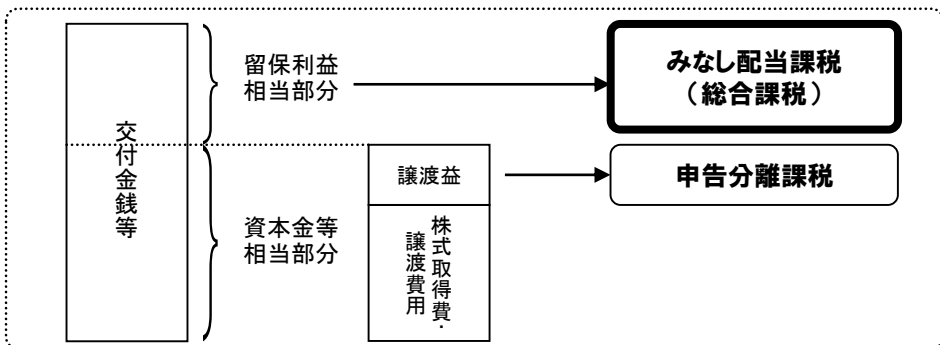
1) みなし配当課税について

具体的な取扱いは専門家にご相談ください

<イメージ図>



下記の留保利益相当部分について、「みなし配当課税（総合課税）」が適用されます。

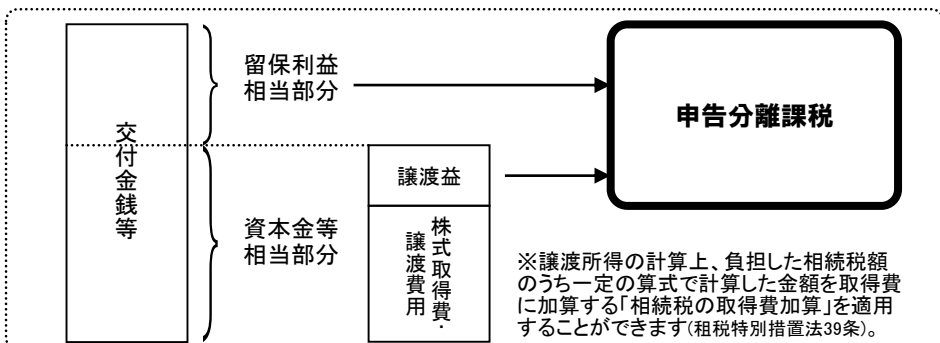


2) 特例が適用される場合について

具体的な取扱いは専門家にご相談ください

相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合の「みなし配当課税の特例」が適用される場合は、右記のように、その全額が「申告分離課税」の対象となります。

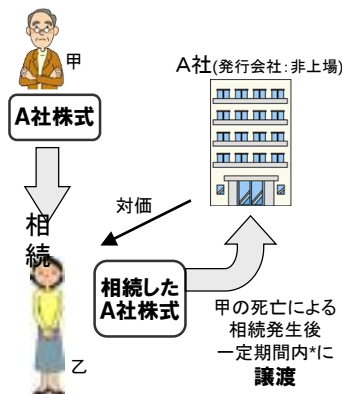
特例が適用される主なケース（イメージ）



ケース ①

当該株式を「相続・遺贈により取得」して、相続税を納めるべき個人が、相続開始日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに発行会社に譲渡したケース。

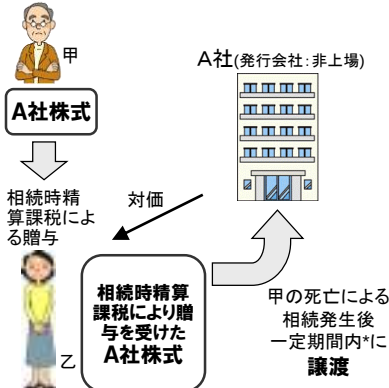
<イメージ図>



ケース ②

当該株式を「相続時精算課税にて特定贈与者からの贈与により取得」し、相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人が、相続開始日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに発行会社に譲渡したケース。

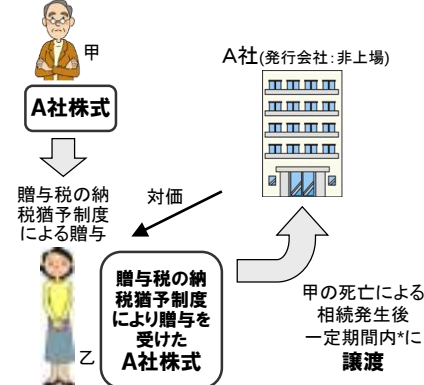
<イメージ図>



ケース ③

当該株式を「贈与税の納税猶予制度」により取得し、相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる経営承継受贈者が、その贈与者死亡により発生した相続において、相続開始日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに発行会社に譲渡したケース。

<イメージ図>



* 相続発生後一定期間内とは、「相続開始日の翌日から、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日まで」を指します。

注) 上記のケース②③については、2015年1月1日以後に相続または遺贈により財産（非上場株式）を取得したとみなされる個人について適用されます。

相続特別措置法<抜粋>
(相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみみな配当課税の特例)

第9条の7 相続又は遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)による財産の取得 (相続税法又は**第70条の7の3**若しくは**第70条の7の7**の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。)をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第27条第1項又は第29条第1項の規定による申告書 (これらの申告書の提出後において同法第4条に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第31条第2項の規定による申告書)の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格 (同法**第19条**又は**第21条の14から第21条の18**までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入された金融商品取引法第26条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類する場合として政令で定める株式を発行した株式会社以外の株式会社 (以下この条において「非上場会社」という。)の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社の法人税法第2条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第25条第1項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第37条の10第3項及び第37条の12第2項の規定の適用については、これらの規定中「の金額」とあるのは、「の金額 (第9条第1項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

3 第1項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第39条 相続又は遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)による財産の取得 (相続税法又は**第70条の5**、**第70条の7の3**若しくは**第70条の7の7**の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。第6項において同じ。)をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第27条第1項又は第29条第1項の規定による申告書 (これらの申告書の提出後において同法第4条に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第31条第2項の規定による申告書)の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格 (同法**第19条**又は**第21条の14から第21条の18**までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入された資産の譲渡 (第31条第1項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付を含む。以下この項、第4項及び第8項において同じ。)をした場合における譲渡所得に係る所得税法第33条第3項の規定の適用については、同項に規定する取得費は、当該取得費に相当する金額に当該相続税額のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。(以下略)

相続税法第19条又は第21条の14から第21条の18までの規定の適用がある場合とは…

相続税法<抜粋>

(相続開始前3年以内に贈与があつた場合の相続税額)

第19条 相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続の開始前3年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、当該贈与により取得した財産 (第21条の2第1項から第3項まで、第21条の3及び第21条の4の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの (特定贈与財産を除く。))に限る。以下この条及び第51条第2項において同じ。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなし、第15条から前条までの規定を適用して算出した金額 (当該贈与により取得した財産の取得につき課せられた贈与税があるときは、当該金額から当該財産に係る贈与税の税額 (第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額)をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項に規定する特定贈与財産とは、第21条の6第1項に規定する婚姻期間が20年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与により当該被相続人の配偶者が取得した同項に規定する居住用不動産又は金銭で次の各号に掲げる場合と該当するものうち、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分を含む。

一 当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第21条の6第1項の規定の適用を受けているとき。 同項の規定により控除された金額に相当する部分

二 当該贈与が当該相続の開始の前年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第21条の6第1項の規定の適用を受けた者でないとき (政令で定める場合に限る。)。 同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分

(相続時精算課税に係る相続税額)

第21条の14 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者及び当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者の相続税の計算についての第15条の規定の適用については、同条第1項中「(第19条)」とあるのは「(第19条、第21条の15又は第21条の16)」と、「同条」とあるのは「これら」とする。

第21条の15 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第21条の9第3項の規定の適用を受けるもの (第21条の2第1項から第3項まで、第21条の3、第21条の4及び第21条の10の規定により当該取得の日の属する年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。)の価額を相続税の課税価格に加算した価額をもつて、相続税の課税価格とする。

2 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者及び他の者に係る相続税の計算についての第13条、第18条、第19条、第19条の3及び第20条の規定の適用については、第13条第1項中「取得した財産」とあるのは「取得した財産及び被相続人が第21条の9第5項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第3項の規定の適用を受ける財産」と、同条第2項中「あるもの」とあるのは「あるもの及び被相続人が第21条の9第5項に規定する特定贈与者である場合の当該被相続人からの贈与により取得した同条第3項の規定の適用を受ける財産」と、第18条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において当該被相続人の当該親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第19条第1項中「特定贈与財産」とあるのは「特定贈与財産及び第21条の9第3項の規定の適用を受ける財産」と、第19条の3第3項中「財産」とあるのは「財産 (当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを含む。)」と、第20条第一号中「事由により取得した財産」とあるのは「事由により取得した財産 (当該被相続人からの贈与により取得した財産で第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを含む。)」と、同条第二号中「財産の価額」とあるのは「財産 (当該被相続人からの贈与により取得した財産で第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを含む。)の価額」とする。

3 第1項の場合において、第21条の9第3項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額 (第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

第21条の16 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者については、当該特定贈与者からの贈与により取得した財産で第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを当該特定贈与者から相続 (当該相続時精算課税適用者が当該特定贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈)により取得したものとし、第一節の規定を適用する。

2 前項の場合において、特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相続時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得した者に係る相続税の計算については、第18条、第19条、第19条の3及び第19条の4の規定の適用については、第18条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、贈与により財産を取得した時において当該被相続人の当該親等の血族であつた場合には、当該被相続人から取得した当該財産に対応する相続税額として政令で定めるものについては、この限りでない」と、第19条第1項中「取得した財産」とあるのは「特定贈与財産及び第21条の9第3項の規定の適用を受ける財産」と、第19条の3第3項中「財産」とあるのは「財産 (当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第21条の9第3項の規定の適用を受けるものを含む。)」と、第19条の4第1項中「該当する者」とあるのは「該当する者及び同項第五号の規定に該当する者 (当該相続に係る被相続人の相続開始の時にこの法律の施行地に住所を有しない者に限る。)」とする。

3 第1項の規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税価格に算入される財産の価額は、同項の贈与の時における価額による。

4 第1項の場合において、第21条の9第3項の規定の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、相続税額から当該贈与税の税額 (第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。)に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

(相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等)

第21条の17 特定贈与者の死亡以前に当該特定贈与者に係る相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の相続人 (包括受遺者を含む。以下この条及び次条において同じ。)、は、当該相続時精算課税適用者が有していたこの節の規定の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。ただし、当該相続人のうちに当該特定贈与者がある場合には、当該特定贈与者は、当該相続に係る権利又は義務については、これを承継しない。

2 前項本文の場合において、相続時精算課税適用者の相続人が限定承認をしたときは、当該相続人は、相続により取得した財産 (当該相続時精算課税適用者からの遺贈又は贈与により取得した財産を含む。)の限度においてのみ同項の納税に係る権利又は義務を承継する。

3 国税通則法第5条第2項及び第3項 (相続による国税の納付義務の承継)の規定は、この条の規定により相続時精算課税適用者の相続人が有することとなる第1項の納税に係る権利又は義務について、準用する。

4 前三項の規定は、第1項の権利又は義務を承継した者が死亡した場合について、準用する。

第21条の18 贈与により財産を取得した者 (以下この条において「被相続人」という。)が第21条の9第1項の規定の適用を受けることができる場合に、当該被相続人が同条第2項の規定による同項の届出書の提出期限前に当該届出書を提出しないで死亡したときは、当該被相続人の相続人 (当該贈与をした者を除く。以下この条において同じ。)、は、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から10月以内に (相続人が国税通則法第117条第2項 (納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしないで当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日までに)、政令で定めるところにより、当該届出書を当該被相続人の相続地の所轄税務署長に共同して提出することができる。

2 前項の規定により第21条の9第2項の届出書を提出した相続人は、被相続人が有することとなる同条第1項の規定の適用を受けることに伴う納税に係る権利又は義務を承継する。この場合において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定により第21条の9第2項の届出書を提出することができる被相続人の相続人が当該届出書を提出しないで死亡した場合には、前二項の規定を準用する。

※当資料に記載の内容は、2020年12月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更する場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生21-1958, 代理店営業本部

日本生命保険相互会社
代理店営業本部

オーナー経営者様へ 自己株式取得時の売買価格と税務取扱について

非上場会社のオーナー経営者様およびその関係者様にとって、自社の株式を発行会社である自社自身へ譲渡する方策（自己株式の取得、いわゆる金庫株）は、特に相続や事業承継等をご検討される場面で、重要となると思われます。

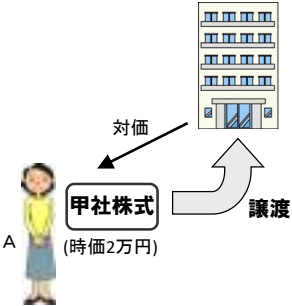
一方で、具体的な売買価格の決定に際し、何を基準に考えるべきか、判断に迷われるケースもあるようです。

当資料では、自己株式取得を検討する際に考慮すべき、主な税務取扱について、概要をご案内します。

1. 個人から法人への株式の譲渡における、税務上の「時価」とは？

<イメージ図>

甲社(発行会社:非上場)



個人(A)と法人(甲)が、左図のような取引を行う場合において、「甲社株式」をどのような価格で売買するかについては、当事者の自由であるということになります。

一方、税務取扱においては、税務上の「時価」をふまえて考えることとなります。

売主の個人(A)については、**所得税法上の時価**(所得税基本通達59-6)、

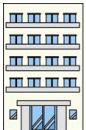
買主の法人(甲)については、**法人税法上の時価**(法人税基本通達9-1-13, 14)が重要となります。

※当該個人が「少数株主」か否か等により、時価の算出方法は異なります。

2. 上記事例における、主な課税取扱のパターン

ここでは、「所得税法上の時価」と「法人税法上の時価」が等しい(ともに2万円)と仮定した上で、その時価と売買価格との関係パターン別に、課税取扱の主な部分をまとめました。 ※別途、みなし配当課税等についても検討が必要です。

(1) 時価で譲渡がなされた場合 (取得価額5千円、時価2万円のところ、2万円で譲渡)

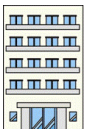


買主である法人への課税関係は、特に生じません。



売主である個人に関し、**取得価額と時価(この場合は売買価格と同じ)との差額**(1万5千円)が**譲渡所得**(分離課税)となります。

(2) 低額譲渡がなされた場合 (取得価額5千円、時価2万円のところ、500円で譲渡)

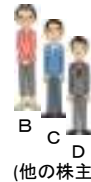


買主である法人に関し、**売買価格と時価との差額**(19,500円)の贈与(寄付)があったとして、その額が**受贈益**として取り扱われます。



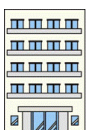
売主である個人に関し、時価の1/2未満での譲渡は、時価での譲渡とみなされる(所得税法施行令第169条等)ため、**取得価額と時価との差額**(1万5千円)が**譲渡所得**(分離課税)となります。

※時価の1/2以上の低額譲渡の場合も、同族会社等の行為・計算の否認規定により、上記と同様の課税が適用されるおそれがあります。(所得税基本通達59-3等)



Aから甲社へ**売買価格と時価との差額**(19,500円)について、法人への寄付があったとみなされ、それにより、株式の評価額が高まることとなるため、他の株主に対し、Aから贈与があったとみなされ、**贈与税**が課税されます。(相続税法基本通達9-2等)

(3) 高額譲渡がなされた場合 (取得価額5千円、時価2万円のところ、3万円で譲渡)



買主である法人への課税関係は、特に生じませんが、Aが役員の場合、売買価格と時価との差額が役員賞与として損金不算入されます。 ※Aが役員従業員等ではない場合は、時価と売買価格との差額をAへの寄付金として処理。



売主である個人に関し、時価での譲渡とみなされる結果、**取得価額と時価との差額**(1万5千円)が**譲渡所得**(分離課税)となり、かつ、**時価と売買価格との差額**(1万円)が**給与所得課税**となり得ます。 ※Aが役員従業員等ではない場合は、時価と売買価格との差額は一時所得となります。 ※Aが役員従業員の場合は「時価と売買価格との差額」が給与と認定された場合について記載したものです。

法人税基本通達（一部抜粋）

（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）

9-1-13 上場有価証券等以外の株式につき法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。（昭55年直法2-8「三十一」、平2年直法2-6「三」、平12年課法2-7「十六」、平14年課法2-1「十九」、平17年課法2-14「九」、平19年課法2-17「十九」により改正）
(1) 売買実例のあるもの 当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額
(2)略 (3)略
(4) (1)から(3)までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

9-1-14 法人が、上場有価証券等以外の株式(9-1-13の(1)及び(2)に該当するものを除く。)について法第33条第2項《資産の評価換えによる評価損の損金算入》の規定を適用する場合において、事業年度終了の時における当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(以下9-1-14において「財産評価基本通達」という。)の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。(昭55年直法2-8「三十一」により追加、昭58年直法2-11「七」、平2年直法2-6「三」、平3年課法2-4「八」、平12年課法2-7「十六」、平12年課法2-19「十三」、平17年課法2-14「九」、平19年課法2-17「十九」により改正)

(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、当該法人が当該株式の発行人会社として同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行人会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(2) 当該株式の発行人会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時における価額によること。

(3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

所得税基本通達（一部抜粋）

（同族会社等に対する低額譲渡）

59-3 山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産を法人に対し時価の2分の1以上の対価で譲渡した場合には、法第59条第1項第2号の規定の適用はないが、時価の2分の1以上の対価による法人に対する譲渡であっても、その譲渡が法第157条(同族会社等の行為又は計算の否認)の規定に該当する場合には、同条の規定により、税務署長の認めることによって、当該資産の時価に相当する金額により山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することができる。(昭50直資3-11、直所3-19追加)

（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）

59-6 法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式(株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権(新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。))及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。)である場合の同項に規定する「その時における価額」は、23-35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23-35共-9の(4)に定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」については、原則として、次によることを条件に、昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(法令解釈通達)の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例により算定した価額とする。

(1) 財産評価基本通達178、188、188-6、189-2、189-3及び189-4中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達185、189-2、189-3及び189-4中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達188中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達185ただし書、189-2、189-3又は189-4において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の50%以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達188の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。

(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行人会社として同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行人会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(3) 当該株式の発行人会社が土地(土地の上に存する権利を含む。)又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。

(4) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

法人税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十四号)（一部抜粋）

（各事業年度の所得の金額の計算）

第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

(3～5項省略)

所得税法(昭和四十年三月三十一日法律第三十三号)（一部抜粋）

（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

第五十九條 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

2 居住者が前項に規定する資産を個人に対し同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、当該対価の額が当該資産の譲渡に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除する必要経費又は取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その不足額は、その山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

所得税法施行令(昭和四十年三月三十一日政令第九十六号)（一部抜粋）

（時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲）

第百六十九條 法第五十九條第一項第二号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項 に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。

相続税法(昭和二十五年三月三十一日法律第七十三号)（一部抜粋）

第九條 第五条から前条まで及び次節に規定する場合を除くほか、対価を支払わないう、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額(対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額)を当該利益を受けさせた者から贈与(当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈)により取得したものとみなす。ただし、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

相続税法基本通達（一部抜粋）

（株式又は出資の価額が増加した場合）

9-2 同族会社(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものとして取り扱うものとする。この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があつた時、債務の免除があつた時又は財産の譲渡があつた時によるものとする。(昭57直資7-177改正、平15課法2-1改正)

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があつた場合 当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があつた場合 当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があつた場合 当該債務の免除、引受け又は弁済をした者
- (4) 会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合 当該財産の譲渡をした者

※当資料に記載の内容は、2020年8月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございまして、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については、弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

自社株買取に関する4つのポイント

例えば、同族会社のオーナー経営者に相続が発生した場合などにおいては、特定の相続人(後継者)は、事業用資産等を相続等で取得する際に、相続税等の納税資金財源や、遺産分割における代償交付金の財源、または遺留分侵害額請求に対応するための財源等々、相応の金銭を必要とすることも多いと思います。

しかし、そのような金銭のすべてを後継者個人が準備するには、負担も大きく、そのため、会社がオーナー経営者(先代経営者)を被保険者とした生命保険に加入し、相続発生に備えるという方法も用いられています。

先代経営者に相続が発生した際には、会社に死亡保険金が支払われますので、それを財源に、**後継者が相続等で取得した自社株を会社へ譲渡し、その対価を得る**ことにより、実質的に、**法人が保険加入することにより、後継者個人に将来必要となる資金の準備ができる**、ということになります。

当資料では、そのように、会社が、特定の株主から合意により自社株買取する際の、会社法上の主な留意点について、ご案内させていただきます。

1. 特定の株主から会社が自社株買取する際の、株主総会決議等について

会社が**自社株を「特定の株主」から買取**る場合は、**株主総会にて、「株式の取得に関する事項」を決議**する必要があります。会社が特定の株主から自社株を取得する場合は、**会社は「株式の取得に関する事項」(156条1項)の決議事項に加え、「特定の株主から自社株を取得すること」自体を決議**します(160条1項)。

その後、会社による当該特定の株主への通知(160条1項、同5項、158条)を経て、この通知を受けた当該特定の株主は、会社に対して申込みを行い、会社が株式を取得します(159条)。

ご留意いただきたいのは、この「**特定の株主から自社株を取得すること**」**自体の決議(160条1項)について、当該特定の株主(会社へ株式を譲渡する株主)は、議決権を行使することができない**、ということです。

また、上記に加え、取締役会設置会社は、取締役会決議も必要となります(157条)。

自社株買取を検討する際には、**株主構成や、役員(取締役)の構成に留意**する必要があります。

2. 会社法における財源規制について

そもそも、会社が行う自社株買取(自己株式の取得)については、会社の「**分配可能額を超えてはいけない**」、という会社法上の財源規制があります。

分配可能額は、貸借対照表の「純資産の部」の項目をもとに下記のよう算出します。

$$\begin{aligned} \text{分配可能額} &= \text{純資産の部の合計額} \\ &\quad - \text{資本金} \\ &\quad - \text{資本準備金} \\ &\quad - \text{利益準備金} \end{aligned}$$

したがって、下記の計算式となります。

<貸借対照表>

資産の部	負債の部
	純資産の部
	I. 資本金 II. 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 III. 利益剰余金 利益準備金 任意積立金 繰越利益剰余金 IV. 自己株式 純資産の部の合計額

$$\text{分配可能額} = \text{その他資本剰余金} + \text{任意積立金} + \text{繰越利益剰余金} - \text{自己株式}$$

ご参考 「減資」との違いについて

自己株式の取得は、分配可能額の範囲内という財源規制があるため、自己株式の取得を行っても(また自己株式取得後にその消却を行っても)、会社の「**資本金の額**」は減少しません。

「減資」(会社法447条)は「**資本金の額**」を減少させるものであるため、株主総会決議の後、官報への公告等を行い、債権者保護の手続を行う必要があります(会社法449条)。

自己株式の取得(およびその後の消却)を行うならば、そのような資本金の額の減少を伴わず、債権者保護の手続も必要ありません。

なお、自己株式取得の状態においては、会社の貸借対照表の純資産の部について、資本金の額は変わりませんが、自己株式としてマイナス計上がなされることになります。

3. 自社株を買取るためのキャッシュの重要性について

「**分配可能額**」は、前述の通り、**貸借対照表の貸方「純資産の部」**に表示される項目のうち、数項目の合計額です。過去からの利益剰余金が累積している場合は、十分な「分配可能額」が存在し、財源規制に抵触しないこととなるとも考えられます。

しかし、注目したいのは、貸方に**十分な「分配可能額」が存在したとしても**、それが具体的に借方にどのような「資産」として存在しているか、**必ずしもキャッシュとして存在しているとは限らない**、ということです。別途、借入れ等を行い、資金を調達する必要があるということも考えられるわけです。

そのような場合に、現実として会社が、自社株買取を決断できるか、前述の**株主総会で同意を得られるか等、が課題となるかもしれません**。

法人契約の生命保険は、場合によっては、保険差益とキャッシュを同時に発生させる効果があり、財源準備としてのご検討をご案内しております。

4. 自社株買取後の議決権割合の変動について

会社が自己株式を取得したことにより、大雑把に言えば、会社自体が自社の株主である、という状態となるとも言えますが、そのように**「会社が有する自社株」については、「議決権数から除外」**されます(308条)。

自社株買取を検討するにあたっては、会社へ株式を譲渡した後の議決権割合について、ご留意ください(ただし、自己株取得する株式が無議決権株式等の場合は、議決権割合に変動は生じません)。

会社法

(株式の取得に関する事項の決定)

第156条 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第三号の期間は、一年を超えることができない。

- 一 取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)
- 二 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等(当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。)の内容及びその総額
- 三 株式を取得することができる期間 …

(取得価格等の決定)

第157条 株式会社は、前条第1項の規定による決定に従い株式を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数)
 - 二 株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - 三 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
 - 四 株式の譲渡しの申込みの期日
- 2 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。
- 3 第1項の株式の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。

(株主に対する通知等)

第158条 株式会社は、株主(種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主)に対し、前条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 公開会社においては、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(譲渡しの申込み)

第159条 前条第1項の規定による通知を受けた株主は、その有する株式の譲渡しの申込みをしようとするときは、株式会社に対し、その申込みに係る株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数)を明らかにしなければならない。

2 株式会社は、第157条第1項第四号の期日において、前項の株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したものとみなす。ただし、同項の株主が申込みをした株式の総数(以下この項において「申込総数」という。)が同条第1項第一号の数(以下この項において「取得総数」という。)を超えるときは、取得総数を申込総数で除して得た数に前項の株主が申込みをした株式の数を乗じて得た数(その数に一に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。)の株式の譲受けを承諾したものとみなす。

(特定の株主からの取得)

第160条 株式会社は、第156条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、第158条第1項の規定による通知を特定の株主に対して行う旨を定めることができる。

2 株式会社は、前項の規定による決定をしようとするときは、法務省令で定める時までに、株主(種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主)に対し、次項の規定による請求をすることができる旨を通知しなければならない。

3 前項の株主は、第1項の特定の株主に自己をも加えたものを同項の株主総会の議案とすることを、法務省令で定める時までに、請求することができる。

4 第1項の特定の株主は、第156条第1項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1項の特定の株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。 …

(議決権の数)

第308条 株主(株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。)は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

(配当等の制限)

第461条 次に掲げる行為により株主に対して交付する金銭等(当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。)の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。 …

三 第157条第1項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得 …

※当資料に記載の内容は、2021年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6518、代理店営業本部

会社へ支払われた死亡保険金を自己株取得の財源とする場合について

会社にとって、オーナー家の相続・事業承継対応(相続税等の納税資金対策や遺産分割等の対策等)は、重要です。

一方で、いくら会社の円滑な運営のためとはいえ、事業を承継する後継者(相続人)個人や、先代経営者(被相続人)個人が、それらの対策に必要なコストの全額を個人で準備することは、かなり大きな負担となると思います。

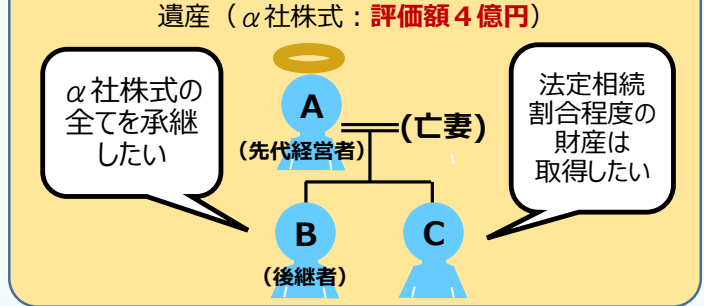
そういったことを背景に、会社が先代経営者を被保険者として生命保険に加入し、後に会社へ支払われた死亡保険金を財源に、会社が後継者から自社株を買取り、それにより、後継者へ必要な金銭を取得させる、という方法が用いられたいします。

当資料では、そのように、死亡保険金が会社へ支払われ、会社へ保険差益(・差損)が生じた場合の株価評価への影響について、上記方策を行う場合の主な留意点等を含めて、ご案内させていただきます。

<設例>

- ・非上場の同族会社α社は、**取締役Aを被保険者**とし、α社を契約者・死亡保険金受取人とする生命保険に加入(**取締役A：先代経営者でα社株式の75%を保有**)
- ・Aに相続発生。Aの相続人は子Bと子Cの2名。
 (子B：α社の代表取締役でα社株式の25%を保有
 子C：α社と関係なし)
- ・遺言はなく、Aの**遺産はα社株式のみ**(評価額4億円)
- ・Bはα社株式のすべてを承継したいが、Cは法定相続割合程度は取得したいと主張。

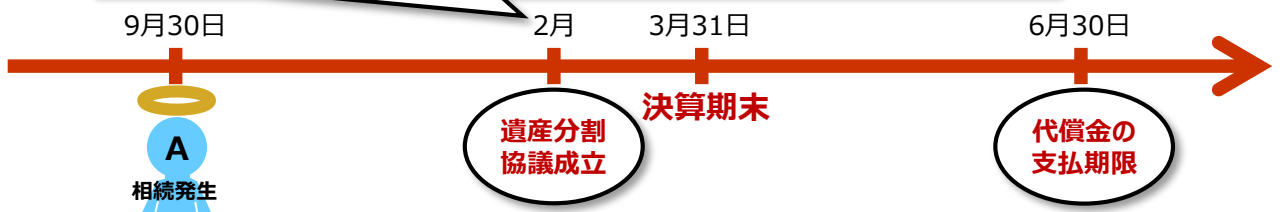
<イメージ図>



1. 遺産分割協議の例

設例をもとにご案内いたします。たとえば、**2月中に**、以下のような**遺産分割協議**を成立させました。

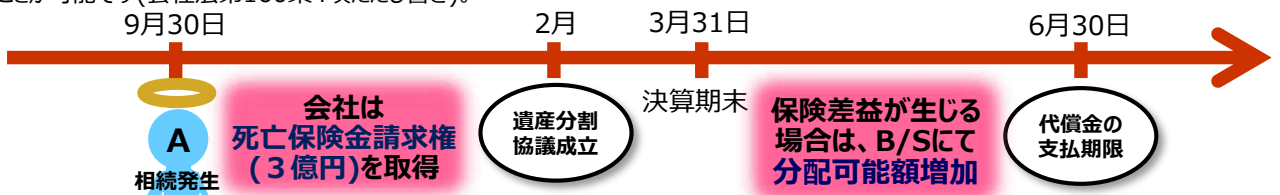
Aの相続財産である**α社株式の全て**をBが取得する。
 BはCへ「**代償金**」として**金2億円**を支払う。
 代償金の**支払期限**は、**○年6月30日**とする。



2. 自社株買取は会社の分配可能額の範囲内

Aの死亡により、α社は**9月30日に「死亡保険金請求権」を取得**。その際の当該保険契約に関する資産計上累計額と、当該死亡保険金請求権の価額との差額が、保険差益(または差損)となります。保険差益が生じた場合は、**3月の決算期末を経て、分配可能額が増加**することとなり、それにより自社株買取できる額が増えることになります。

※なお、自社株買取にはいくつかの留意点があります。例えば、相続人が相続で取得した株式を、発行会社との合意により当該会社へ売渡す場合も、当該会社の**株主総会決議が必要**ですが、その株主総会決議には、基本的に**売渡株主は議決権行使ができません**。したがって、他の株主が決議することとなるため、株主構成には留意が必要です。ただし、当設例では、B以外に株主が存在しないためBが当該決議において議決権を行使することが可能です(会社法第160条4項ただし書き)。

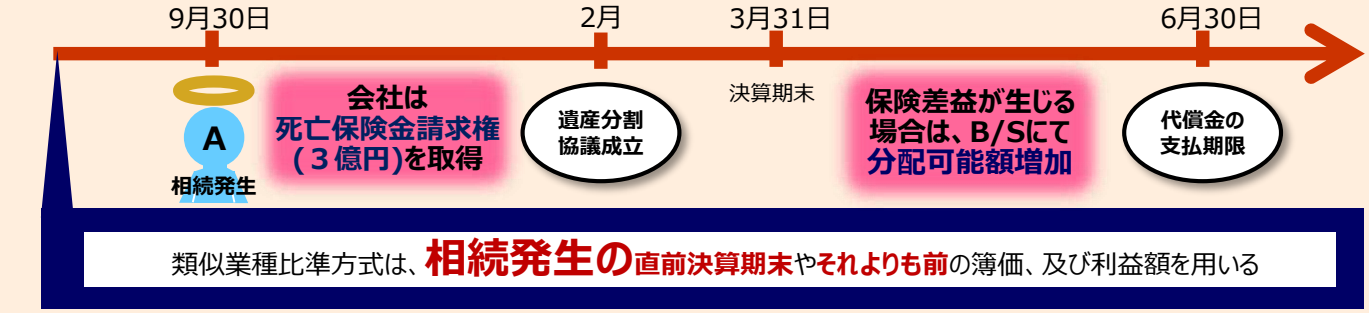


3. Aの相続財産であるα株式の相続税評価額

そもそも、非上場会社の株式は、会社規模・会社区分によって適用する評価方式が異なります。具体的には、以下となります。

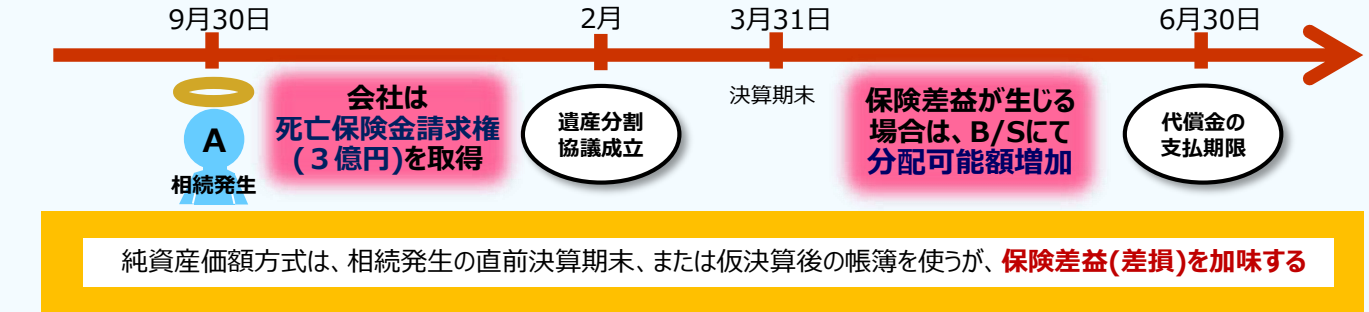
		適用する評価方式	
			選択可能な評価方式(納税者が選択可)
大会社		類似業種比準価額	純資産価額
中会社	大「L=0.90」	類似業種比準価額×0.90+純資産価額×(1-0.90)	純資産価額
	中「L=0.75」	類似業種比準価額×0.75+純資産価額×(1-0.75)	純資産価額
	小「L=0.60」	類似業種比準価額×0.60+純資産価額×(1-0.60)	純資産価額
小会社		純資産価額	類似業種比準価額×0.50+純資産価額×(1-0.50)

類似業種比準方式は、相続発生時の直前決算期末や、それよりも前の簿価、及び利益額を用いるため、相続発生時の死亡保険金請求権の**保険差益**や**保険差損**は、類似業種比準方式においては、**加味されない**ことになります。



一方、**純資産価額方式**は、相続発生時の直前決算期末、または、仮決算後の帳簿を用いるものの、結論としては、**保険差益**や**保険差損**を、**加味する**ことになります。

具体的には「相続発生時の直前決算期末」、または、「仮決算後」、いずれの帳簿を用いる場合であっても、当該**死亡保険金請求権の金額**を、相続税の申告の際に、「**取引相場のない株式(出資)の評価明細**」に記載する必要があり、要するに保険差益や保険差損を、加味することになります。



なお、類似業種比準方式を用いて計算する場合は、比準要素が「1」とならないことなど、留意が必要です。

※比準要素「1」の会社とは、直前期末における「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」のそれぞれの金額のうち、いずれか2が0であり、かつ、直前々期末を基準にして計算したそれぞれの金額のうち、いずれか2以上が0である評価会社（株式保有特定会社、土地保有特定会社、開業後3年未満の会社等、開業前または休業中の会社、清算中の会社に該当するものを除く）のことをいう。その場合の株式の価額は、原則として、「類似業種比準価額」ではなく、「純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」で評価する(詳しくは「財産評価基本通達189-2」をご参照ください)。

また、当該会社が「株式等保有特定会社」や「土地保有特定会社」、「開業後3年未満の会社等」の場合等は、類似業種比準方式を用いることはできません(詳しくは、国税庁ホームページ等でご確認ください)。

4. BはCへ、代償金を支払い、BとCは相続税を納付する

会社は、支払を受けた**死亡保険金を財源**に、後継者Bから**自社株を買取り**、後継者Bはそれにより取得した金銭でCへ**代償交付金を支払い**、BもCも、それらの資金で**納税をする**、というイメージです。

BもCも、**もともと個人が有していた現金を使うことなく**、このように対応することも可能となるかもしれません。是非ご確認ください。

※当資料に記載の内容は、2022年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変化する場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については、弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6060、代理店営業本部

役員退職金支給について、 ポイントを3つあげるとすれば…

なりた しんじ
成田 慎治 弁護士 (AIN法律事務所)

2013年 東京弁護士会常議員会副議長 日弁連代議員

2016年 東京弁護士会副会長

2020年 東京弁護士会 中小企業法律支援センター 副本部長



主な著書
誰にもわかる債権の保全と回収の手引(新日本法規)
裁判実務体系 製造物責任関係訴訟法(青林書院)
借地借家契約 特約・禁止条項集(新日本法規)
給与所得者以外の逸失利益算定事例集(新日本法規) 他多数

今の生活水準を維持したい、いや、むしろ、さらに出費が増えるかもしれない…。

老後数千万円問題と言われますが、将来設計において、退職金は重要な柱です。また、特にオーナー企業におかれましては、「死亡退職金」も大切な役割を担います。

今回は、役員退職金をテーマに、その支払をスムーズに行うための事前準備等について、成田弁護士にお聞きしました。

役員退職金の支払い自体を、株主総会で否決されると、 支払うことができない！

勇退退職

Q 例えば、中小企業のオーナー社長が、後継者への世代交代を契機に「退職」するような場合に、経営状態が厳しい等を理由に、株主総会が「社長への退職金支払を否決」することもあり得るのでしょうか？



多くの中小企業は、オーナー社長の一族が大株主、といったケースが多いと思います。そのような場合は、オーナー社長ご自身の勇退退職金について、株主総会が支払いを否決するということは、基本的に、あまり考えられません。

しかし、退職金が高額すぎると損金算入否認される恐れもありますので、注意すべきです。

ただし、もし、**社長や後継者と、その他の親族株主が対立**し、社長側が、議決権の過半数を確保できない等の場合は、会社法のルールに則り、**株主総会は支払いを否決することができます。**



会社法 第361条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益…は、定款に当該事項を定めていないときは、**株主総会の決議によって定める。**…

※委員会等設置会社は、報酬委員会で定める(会社法404条3項)。

役員退職金規程の定め通りに算出した退職金の金額を、株主総会が減額可能？

勇退退職

Q 退職金支払時に株主総会決議を要せずに済むような方法は、何か無いのでしょうか？
例えば、役員退職金規程を作成し、その規程をあらかじめ株主総会で承認を受けておけば…？



仮に、あらかじめ、役員退職金規程自体を株主総会で決議し、承認していたとしても、実際に退職金の支払いをする際には、株主総会決議が必要です。
役員退職金規程の定め通りに算出した退職金の金額を、株主総会が減額して承認することも可能です。

Q では、極力、役員退職金規程の定め通りに、支払いが行われるようにするためには…？



結局、日ごろから株主構成に留意し、場合によっては、事前に、少数株主の株式を会社が買取しておく、等も必要と思います。株主との良好な関係を維持することも大切でしょう。
一方で、仮に株主との関係も良好、もしくは**親子で全ての株式を保有している、といった場合であっても、現実として、予定していた退職金を支払えない場合もあります。**
要するに、そもそも、退職金を支払えるような状態ではない、会社にそのような財源がない、といったことにならないように、**計画的に退職金支払財源の準備を行うことが大切**です。



※大株主ではない役員が死亡し、死亡退職金について、株主総会が少額の支給を決定。しかし、あらかじめ、役員退職金規程があり、その支払財源準備として当該役員を被保険者とした**生命保険契約に会社が加入**(当該役員の**被保険者同意署名もあり**)していた等を理由に、会社へ、役員退職金規程で計算した額の支払いを命じた裁判例もあります(仙台高裁・平成12年11月29日判決)。

Q ポイントをまとめると？



主なポイントを3つあげるとすれば、やはり、株主構成、役員退職金規程、支払財源準備です。

役員退職金支給に関するポイントを、3つあげるとすれば…

1. 株主構成

→ 役員の退職金は「役員報酬」であり、支払時の株主総会決議が必要。

議決権の過半数確保が難しい場合は、事前に対応策(少数株主の株式を会社が買取しておく、等)の検討が必要です。

2. 役員退職金規程

→ 役員退職金のうち、「不相当に高額な部分の金額」は、損金算入否認となることが考えられます。役員退職金規程を定めておき、**退職金の適正な計算方法を明確にしておく**こと等は大切です(「最終報酬月額」×「役員在任年数」×「功績倍率」などの定め)。

3. 支払財源準備

→ 役員退職金は一般的に額が大きいため、**運転資金とは別枠で財源を準備**しておく等、計画的な対応が必要です。

→ 親族外の役員を含むすべての役員について、上記の計算にもとづき、十分な退職金財源の準備をしておくことが大切です。

上記については、**勇退退職金だけでなく、死亡退職金においても同様**です。

死亡退職金を、特定の相続人(後継者等)に受け取らせたい場合には…

死亡退職

- Q** 死亡退職金について、おたずねします。
同族会社において、オーナー経営者がお亡くなりになった場合に、相続税負担や、遺産分割・遺留分対応など、一般的に後継者の金銭的負担が大きいと言われています。
その財源対応として、例えば、「死亡退職金を特定の相続人(後継者)に受け取らせたい」とお考えの場合、事前にどのような対応を行っておくべきでしょうか？



死亡退職金を支払うのは、「会社」です。
したがって、会社が「誰に」支払うことになっているのか、その点を確認しておく必要があります。
もちろん、株主総会の決定は重要ですが、誰に対して支払うか(誰を受給権者とするか)等については、会社が、役員退職金規程を作成している場合には、基本的に、その**規程の定めに従って手続が行われる**ものと考えられます。

- Q** 一般的に、役員退職金規程の定めには…？



会社の役員退職金規程に、「死亡退職金は遺族に支給する」と定めていれば、会社は「当該役員の遺族」に対して支払うことになります。
では「遺族」とは、具体的に誰なのか。
法令では、下記のような定めがあります。
したがって、「死亡退職金は遺族に支給する」と定めていた場合は、会社は、まずは**当該役員の配偶者へ支払う**ことを検討し、配偶者がいない場合は、子へ、などとなります。

<イメージ図>



規程には、**遺族へ支払う**と書いてある

遺族とは…**配偶者が最優先**



私は、死亡退職金を受け取れないのか？

労働基準法施行規則 第42条

- 1 遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者(婚姻の届出をしなくとも**事実上婚姻と同様の関係にある者を含む**。以下同じ。)とする。
- 2 配偶者がいない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

- Q** 「遺族」ではなく、死亡退職金を、特定の相続人(後継者等)に受け取らせたい場合は…？



会社の「役員退職金規程」に、あらかじめ次のように定めを設けておき、当該役員が、会社へ書面を提出しておくこと等も考えられます。

<役員退職金規程(受給権者の定めを設ける場合の例)>

第〇条(死亡役員に対する退職慰労金)

1. 在任中死亡した役員または退任後に死亡した役員に対する退職慰労金は、遺族に支給する。
2. 遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者のいない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは、代表者に対して支給するものとする。

ただし、上記にかかわらず、当該役員があらかじめ会社に対し、書面にて、上記の者の中から、特定の者を指定していた場合には、その者に支給する。

Q ここまで、役員退職金についてお聞きしましたが、退職の前に、もし、急な役員死亡があった場合は、会社の重要な役割を担っていた方が急にいなくなることで、会社の業務にも支障があるように思います。会社としては、そういった場合に備え、対応財源も考えておくべきかと思いますが、いかがでしょうか？



そうですね。**重要な役割を担っていた役員を欠くことで、会社の業務にも様々な影響**が生じるものと思います。

例えば、営業力低下による売上減少、内部で対応できなくなった部分を補うための外注費増加、会社の信用力に影響があれば、仕入先からの取引条件の変更要求や、金融機関等からの融資条件の変更要求等も、考えられます。

会社が、役員を被保険者として**生命保険に加入していれば**、会社に支払われた死亡保険金により、死亡退職金はもとより、**様々な会社の資金ニーズに対応できる**でしょう。

※なお、成田弁護士が所属する東京弁護士会中小企業法律支援センターでは、中小企業(会社・個人事業主)の法律相談(初回30分無料)を担当する弁護士を紹介しています。詳しくは、ホームページ(<http://cs-lawyer.tokyo>)等でご確認ください。



〈編集後記〉

役員退職金の財源準備として、生命保険活用をご検討いただく際に、**次のようなご質問**をいただくことがあります。

①必ず、医師の診査を受けなければならないのか？

お申込みの際、医師の診査を必ず必要とするものばかりではありません。**告知書扱等で加入できる商品**もございます。詳しくは、担当者にご相談ください。

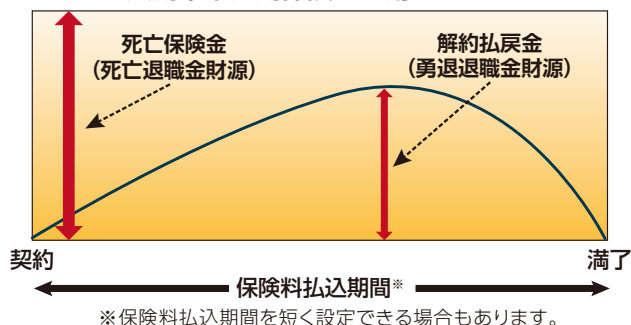
②年齢的にもう加入できないのでは？

ご加入できる年齢範囲は**商品によって様々**です。詳しくは、担当者にご相談ください。

③保険料を短期間に払込みを終えたいのだが…

必ずしも保険料払込期間は保険期間と合わせるものばかりではありません。「終身保険」や「長期平準定期保険」では、保険料払込期間を**短く設定できる場合**もあります。詳しくは、担当者にご相談ください。

＜長期平準定期保険の活用イメージ＞



役員退職金の財源準備に、是非、生命保険活用をご検討ください。

- ・当資料の記載内容は一般的な概要を示したものです。
- ・詳しいご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご確認ください。

※当資料に記載の内容は2020年11月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6733、代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

自社株を相続した後継者が、 その株式の一部を現金化するために…

おおはた あつこ
大畑 敦子 弁護士（エトワール総合法律事務所）

2011年 エトワール総合法律事務所開設

2011年～ 東京地方裁判所借地非訟鑑定委員

2018年～ 東京弁護士会 中小企業法律支援センター 事業承継プロジェクトチーム



主な
著書

「LGBT法律相談対応ガイド」（第一法規 2021年2月改訂版発行）

「知らないでは済まされない! LGBT実務対応Q&A」（民事法研究会2019年12月発行）

「事例式 事業承継手続マニュアル」（新日本法規 2020年5月発行）

オーナー経営者ご自身が、どうしてもお金が必要となり、保有している自社株の一部を、他人へ譲渡するか検討…。しかし、仮に売却価格等で折合いがついたとしても、そもそも、株主総会の議決権の一部が他人へ移っても大丈夫か？それならば、会社自身に自社株買取してもらった方が良いのでは？

2001年商法改正で、金庫株全面解禁となってから約20年。自社株買取について、大畑弁護士にお聞きしました。

自社株買取をスムーズに行うためには、事前の準備が大切

Q 非上場会社の株式は、財産的価値はあるものの、一般的に換金は困難だと言われています。
例えば、相続した自社株の評価が高い場合、相続税の支払資金は、どのように確保すべきでしょうか？



非上場会社の株式は、相続財産としての評価が想定よりも高くなる 경우가多く、その場合は、相続税の負担が課題となります。その資金を調達するために、一般的に考えられるのは…

- ① **自己資金**（後継者自身の報酬の一部を積立しておく、等）
- ② **借入**（借入先としては、金融機関、親族、会社、等）
- ③ **遺言による現預金の取得**（ただし、遺留分等の対応も…）
- ④ **個人契約の生命保険**（契約者・被保険者が先代経営者）
- ⑤ **死亡退職金**（契約者を会社とした生命保険も活用）
- ⑥ **会社（または関連会社）による**自社株買取** 等**

特に、オーナー企業においては、事業承継と相続税等の問題は切り離すことができません。

遺産分割や遺留分対応もスムーズに行う必要があります。

納税や、**遺産分割等の調整**のための**現金の確保**は、**事業の存続に直結**と言えます。事前の準備が大切です。

<イメージ図>



後継者



自社株

株券

**評価額が
高い!**

**相続税等を、
会社のお金で
支払えないか?**

自社株買取を行う際には、十分な分配可能額が必要

Q「自社株買取」が気になるのですが、何か留意点がありますか？



もともと、株式は、出資を受けて発行したものです。それを、会社を買取ってお金を渡すということですから、実は、**自社株買取**は、「**会社財産の充実を害する**」等を理由に、1899年の商法制定以来、**長い間、禁止**されていました。

その後、**2001年商法改正**で、会社自身が自社株を保有することが可能となりましたが、いくつかの留意点があります。

自社株買取の主な留意点は…

- ① 買取の対価として支払える額は、会社の**分配可能額の範囲内**
 - ② **会社**に、対価として支払えるだけの十分な**現金**がある
 - ③ **売渡株主を除く株主の賛成**が必要（当該株主のうち、株主総会に出席した株主の議決権の2/3以上の賛成）
- ※他にも、「自己株式には議決権がない」、等

Q1つずつ教えてください。「分配可能額の範囲内」とは？



「会社財産の充実を害する」ことがないように、「**資本充実の原則**」に**反しない範囲**で取得を認める、というルールです。

要するに、会社は、「**分配可能額の範囲内**」で自己株式の取得を行うことができます。

売渡株主へ支払うお金は、剰余金の払戻し、すなわち、会社からの「**配当**」として扱います。

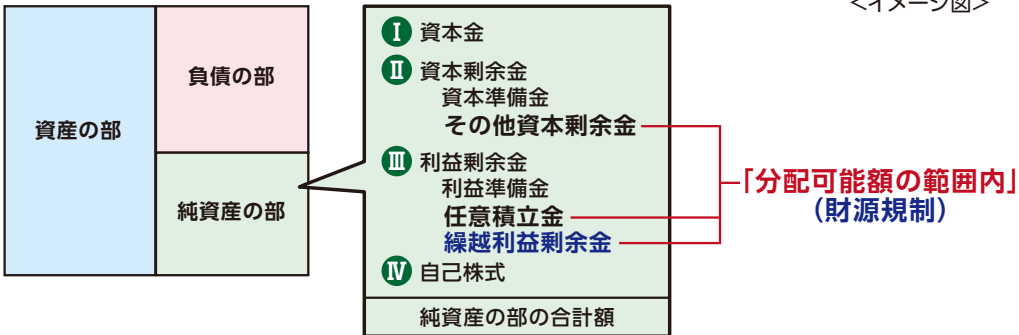
「配当」ならば、財源規制がかかります。「配当は会社の分配可能額の範囲内」で行う、という財源規制です。

「分配可能額」は、貸借対照表の貸方「純資産の部」に表示されている項目のうち、数項目の合計額となります。

例えば、過去からの**繰越利益剰余金**が**累積している**ならば、相応の「**分配可能額**」が**存在すること**となります。

会社が自社株を買取る際は、**繰越利益剰余金**などが無いと、難しい…

【貸借対照表】



会社が行う自社株買取は、会社の「分配可能額の範囲内」という財源規制あり。

「分配可能額」は、貸借対照表の「**純資産の部**」をもとに、下記のように算出。

$$\text{分配可能額} = \text{その他資本剰余金} + \text{任意積立金} + \text{繰越利益剰余金} - \text{自己株式}$$

十分な現預金、そして「売渡株主を除く株主」の賛成が必要

Q 繰越利益剰余金が十分にあったとしても、それが現預金として存在しなければ、買取は困難ですね。



そうです。**十分な「分配可能額」が存在したとしても**、貸借対照表上の借方、「資産の部」に、そのすべてが**現預金で存在しているとは限りません**。

会社の運転資金に影響するような自社株買取を行うことは、現実的ではなく、「自社株買取には、十分な現預金が必要」です。

Q 生命保険が活用できると思います。



実務上、会社が契約者となり、先代経営者を被保険者として生命保険に加入し、先代経営者に相続が発生した際に、**会社に支払われた死亡保険金を財源に自社株買取する**ことは、一般的に行われていると思います。

Q 売渡株主を除く株主の賛成が必要とは？

また、当該株主のうち、株主総会に出席した株主の議決権の2/3以上の賛成が必要とは？



会社法には、自社株買取を行う際の一連の手続きが定められています。

その中でも留意すべきは、会社が自社株買取を行う場合には、株主総会の特別決議が必要、ということです。特別決議ですので、出席した株主の議決権の2/3以上の賛成が必要(会社法156条、309条2項)。

そして、その際、**売渡株主**はその株主総会で**議決権を行使することができません**(会社法160条4項)。

売渡株主が、大株主だとしても、決議は、その他の株主が行います。

<イメージ図>



コラム

他の株主から賛同を得られそうにない場合でも…

後継者(役員)が大株主の場合でも、他の株主の賛同が得られなければ、自社株買取は実現できません。

そして、そもそも、会社が自社株買取を行う際には、「私の保有する株式も買取ってほしい」と、他の株主が申し出る(売主追加請求権を行使する*)ことも考えられます。そうすると、分配可能額に限度があるため、1人あたりの取得額が小さくなってしまふ等が考えられます。なお、会社の現在の定款を変更して、売主追加請求を排除する旨、定めをおくこともできますが、そのためには株主全員同意が必要です(会社法164条)。※例外もあります

様々、申し上げましたが、大事なのは、会社には十分なお金があることです。

会社には十分なお金があれば、例えば、株主総会ではなく、**取締役会で決議**して、会社が後継者(役員)へ**お金を貸す**ことも可能(会社が金融機関等から借入している利率と、同程度の金利を付ける必要あり)。

後継者が、納税や、遺産分割等の調整のための現金を確保できるか否かは、事業の存続に直結します。

まずは、**会社に十分なお金があれば、何らかの対応が可能**です。



例えば、持株会社などの**別会社**が、後継者(事業会社の大株主)から、**事業会社の株式を買取る**場合には、事業会社が譲渡を承認すれば、当該別会社の株主総会決議は不要ですし、分配可能額等々の規制ありません。

しかし、当然ですが、十分なお金は必要です。

あらかじめ、**当該別会社が**契約者となり、役員(事業会社のオーナー家の方)を被保険者として、**生命保険に加入していたら、そういった対応もできる**と思います。

※なお、大畑弁護士が所属する東京弁護士会中小企業法律支援センターでは、中小企業(会社・個人事業主)の法律相談(初回30分無料)を担当する弁護士を紹介しています。詳しくは、ホームページ(<http://cs-lawyer.tokyo>)等でご確認ください。



〈編集後記〉

先代経営者に相続が発生した際に、会社に死亡保険金が支払われるということは、**被保険者である先代経営者が、会社に長く在籍を続けることを前提**としています。

オーナー家の役員が会社に長く在籍し続ける主なパターンとして、次の二つがあります。

①生涯現役

会社に在籍をつけ、報酬を受け続けるケースです。

<イメージ図>



②分掌変更 (みなし退職)

例えば、代表取締役退任時に、**みなし退職**して、相談役となるようなケースです。

みなし退職時に退職金を受け取る場合は、**税務取扱**に注意する必要があります。



保障が長期間にわたる生命保険を有効活用し、円滑な事業承継を!

※「終身保険」や「長期平準定期保険」では、保険料払込期間を短く設定できる場合があります。詳しくは、担当者にご相談ください。

※当資料に記載の内容は2020年11月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6734, 代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

Ⅱ

事業保障

- ▶ 会社の中心的役割を担う方（役員等）が、
就業できなくなった場合のことを、想定なさっていますか？ ————— P31
- ▶ 民事執行法改正による財産開示手続の制限緩和等と、
連帯保証人について ————— P33
- ▶ 保証人、連帯保証人、等に関する基本的事項について ————— P35
- ▶ 順調なときこそ、会社のお金は、使い方の選択が、重要！ ————— P37



会社の中心的役割を担う方(役員等)が、就業できなくなった場合のことを、想定なさっていますか？

役員報酬は、労務の対価としての賃金ではなく、当該役員への報酬です。一般的に報酬と出勤日数等とは連動しません。

また、役員報酬は、株主総会の決議事項(会社法第361条)ですので、当該役員が**大株主の場合**は、**報酬の額を変更することが困難**となることもあると思われます。

主な検討ポイントとして…

① 復帰か、退任・退職か…

当該役員の状況等を誰が把握し、復帰や退任・退職を誰が判断・決断するのか？

② 当該役員の報酬は…

当該役員の治療や療養に係るコスト等も考えたとき、役員報酬の額をどうするか？

③ 経営への影響は…

会社運営はどうするか？
外注費・機械購入費等のコスト負担、経営状態が悪化の場合、融資条件の変更等も…

<イメージ図>

大株主の役員が
就業できなくなったら



- ・病床で経営判断することも…
(保険外の費用も…)
- ・不在を補うため新たなコストも…

法人契約の生命保険で、そういった就業不能発生時のリスクに、**一定程度備える**ことができます。



日本生命保険相互会社

当該役員の復帰や退任・退職を、誰が判断・決断するのか…

会社の中心的役割を担う方(役員等)が、就業できなくなった場合、その状況を的確に把握し、どのように判断するかは重要な問題です。

特に、当該役員等が大株主の場合は、取締役の選任は株主総会の決議事項(会社法第341条)でもあり、**大株主の意思決定が困難となった場合**等の対応策は**予め検討しておくべき**、と考えます。

※例えば、停止条件付の議決権制限株式を導入し、「介護認定における意思伝達能力又は意思決定能力」が、一定程度以下になった場合に、議決権を行使できないものとする、等も考えられます。

また、意思能力を欠くと、**贈与や遺言書作成も難しく**なります。

相続対策の検討は、着手可能なものから、**極力早期に**実施することをおすすめします(法人契約の生命保険は、相続・事業承継にお役に立ちます)。

治療や療養に係るコスト等も考えて、役員報酬の変更をどうするか…

病床で経営に関する相談・判断を行うこともある場合等を考え、病院の選択、病室の広さ等を検討し、その結果、**保険外の療養費**が相当な額となることも…

また、役員報酬の決定は、株主総会の決議事項(会社法第361条)であり、当該役員が大株主の場合は、役員報酬の変更がスムーズに行なえないことも…

新たな発生コスト(外注費・機械購入費等)、そして、経営悪化の場合は融資条件の変更等も…

会社が保障目的で加入していた生命保険に解約払戻金がある場合には、契約者貸付や減額・一部解約等を行うことによって、必要となった資金の一部を確保することもできます。

※当資料に記載の内容は、2020年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-911、代理店業務部

債務者が支払うべき時期に支払いをせず、そのまま放置することを許してしまえば、債権者の権利が害されます。そのため、債務者が十分な資産、例えば、預貯金等を有しているにもかかわらず、債権者に対して支払いを行わない、などの場合には、債権者は、裁判の手続により、債務者の当該預貯金口座を差押える（「強制執行」をする）こともできます。

当資料では、強制執行のうち、主に、債権執行手続について概要をご説明いたします。

なお、「主たる債務者」が会社で、その会社の**経営者個人が**、会社の債務を**連帯保証している場合**などにおいて、債権者は、主たる債務者ではなく、連帯保証人に対して支払いを求めることもできます。そういう意味では、債権者が、連帯保証人の財産の差押えを行うこともあり、そういったケースにおける取扱いに関しては、**当資料の「債務者」という記載を「連帯保証人」と読み替えてください。**

1. 強制執行手続とは…

強制執行手続は、勝訴判決を得たり、相手方との間で裁判上の和解が成立したにもかかわらず（「債務名義」を有しているにもかかわらず）、相手方がお金を支払ってくれなかったり、建物等の明渡しをしてくれなかったりする場合に、判決などの「債務名義」を得た人（債権者）の申立てに基づいて、**相手方（債務者）に対する請求権を、裁判所が強制的に実現する手続**です。

※ 債務名義とは…

債務名義とは、強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことです。強制執行を行うには、この債務名義が必要です。債務名義の例としては、以下のものがあります。

a. 確定判決

「100万円を支払え」又は「〇〇の建物を明け渡せ」などと命じている判決で、上級の裁判所によって取り消される余地のなくなった判決を言います。

b. 仮執行宣言付判決

仮執行の宣言（「この判決は仮に執行することができる」などという判決主文）**が付された給付判決**は、確定しなくても執行することができます。

c. 仮執行宣言付支払督促

d. 和解調書、調停調書

※民事執行手続には、様々なものがありますが、当資料では、主なものについて、ご説明いたします。

（1）債権執行手続とは…

債権者が、債務者の勤務する会社を第三債務者として給料を差押えたり、**債務者の預金のある銀行を第三債務者として銀行預金を差押え、それを直接取り立てる**こと等により、債権の回収を図る手続です。

ア. 申立て

申立てる裁判所は、債務者の住所地を管轄する地方裁判所（支部を含む）ですが、債務者の住所地が分からないときは、差押えたい債権の所在地、例えば、銀行預金を差押える場合はその銀行の所在地を管轄する地方裁判所（支部を含む）となります。

※申立てに当たっては、相手方にどのような財産があるか、調査が必要

せっかく申立てをしても、相手方にその対象となる財産がなければ、その執行は空振りに終わってしまいます。また、対象とする財産によって、裁判所に納める収入印紙や切手、手続費用（「予納金」）の可否やその額などが異なります。

分かっている財産に対する強制執行を実施しても全額の支払いを受けられないときなど、一定の条件を満たせば、**財産開示手続**（相手方に財産の有無、所在等を申告させる手続）の**申立てをすることができます。**

イ. 差押命令

裁判所は、債権差押命令申立てに理由があると認めるときは、差押命令を発し、債務者と第三債務者に送達します。

ウ. 差押え

例えば給料差押えの場合、原則として相手方の給料の4分の1（月給で44万円を超える場合には、33万円を除いた金額）を差押えることができます（養育費等については特則あり）。

ただし、相手方が既に退職している場合などには、差押えはできません。

エ. 取立て（又は配当）

債権差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは、債権者はその債権を自ら取り立てることができます。

ただし、第三債務者が供託をした場合は、裁判所が配当を行うので、直接取り立てることはできません。

第三債務者から支払いを受けたときには、直ちにその旨を裁判所に届け出る必要があります。

(2) 不動産執行手続とは…

債務者が有する土地・建物などを強制的に売却することにより、債権の回収を図る手続(競売手続)です。

(3) 動産執行手続とは…

債務者が有する不動産以外の換金価値のある所有物売却することにより、債権の回収を図る手続です。

2. 民事執行法の改正と、財産開示

民事執行法の改正(2020年4月1日施行)により、「債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者」が行う「財産開示手続の申立て」や、「財産開示事件の記録の閲覧」について、下記のような、いわば暫定的な状態でも、行えるようになっています。

民事執行法の改正により、下記のような理由でも、財産開示手続の申立て等が行われるようになった

仮執行の宣言を付した判決

仮執行の宣言を付した損害賠償命令

仮執行の宣言を付した届出債権支払命令

仮執行の宣言を付した支払督促

金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの(「執行証書」)

確定判決と同一の効力を有する支払督促

上記の改正もあり、**連帯保証人の個人の銀行口座等の差押えに必要な手続も、行われやすくなった**、と言えます。

※ いわゆる23条照会について

弁護士は、所属する弁護士会を通じて、金融機関などに、いわゆる「23条照会」を行い、情報を得ることが出来ます。しかし、民事執行法改正の検討が進む前までは、勝訴判決(債務名義)があっても、弁護士法23条照会に銀行は応じなかった、という状況でした。

弁護士法

(報告の請求)

第23条の2 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、**公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる**。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

民事執行法改正の検討が進むにつれ、**各弁護士会と各銀行が協議し、協定を締結**。2016年から、徐々に23条照会に金融機関が応じるという体制になっているとのことです。

その場合、債務名義(強制執行が可能な公的文書)があれば、いわゆる23条照会に応じて預金口座の有無、支店名、口座科目、預金残高(回答日時点)が開示されるため、債務者の預貯金に関する情報については、裁判所を通じて情報を得ることもできますし、一部の金融機関については、弁護士を通じて情報を得ることもできる状況のようです。

3. 連帯保証人の財産の開示について

会社が「主たる債務者」で、その会社の経営者個人がその債務を連帯保証している場合において、債権者は、主たる債務者ではなく、連帯保証人に対して支払いを求めることもできます。

連帯保証人には、「催告の抗弁権」も「検索の抗弁権」もないため、**債権者は、主債務者、連帯保証人のどちらにもすぐに請求ができます**。

連帯保証人の財産の開示手続についても、**当資料における「債務者」に対する手続と同様**に行われます。

もちろん、連帯保証人が支払った後、その額を主たる債務者から取り返すことはできますが、留意が必要です。

※当資料に記載の内容は、2020年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-913,代理店業務部

保証人、連帯保証人等に関する基本的事項について

金銭の借入等の契約において、債務者が土地などを有していて、**物的担保が十分にあれば、その範囲内でお金を借りるもの**と思います。一方、物的担保が無い、または十分ではないといった場合に、**自己の信用を補う方法として人的担保(保証契約)があります。**

当資料では、その保証契約(特に、保証人が、法人ではなく個人の場合)について、基本的なルールを確認します。

1. 保証とは…

そもそも「保証」とは、**「主債務者」が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払をすべき義務**のことです。

「保証」は、2種類あります。

(1) 通常の保証：契約時に特定している債務の保証(例：住宅ローンの保証)

(2) 根保証：将来発生する不特定の債務の保証(例：継続的な事業用融資の保証)

(1) 通常の保証

契約時に特定している債務の保証のことをいいます。

(2) 根保証

根保証は、継続的に生じる不特定の債務を包括的に担保するため、通常の保証よりも保証人におけるリスクは大きいものとなります。

根保証には、次の4つの類型があります。

ア. 貸金等根保証契約

銀行取引等から生じる不特定債務の保証契約。

※主たる債務の範囲に**貸金等債務**(金銭の貸渡しあるいは手形割引による債務) **が含まれるもの。**

こちらについては、(2004年改正により)民法上、主に、下記の規制が存在します。

(ア) 極度額(保証の上限額) 要件・書面要件による規制

極度額の定めのない根保証契約は無効。

(イ) 元本確定期日による規制(保証期間の制限)

保証人が責任を負うのは元本確定期日までの間に行われた貸金等に限定。元本確定期日までの期間を原則3年(最長5年)に制限。

(ウ) 元本確定事由による規制(特別事情による保証の終了)

元本確定期日の到来前であっても特別な事情(保証人や主債務者の死亡・破産等)が発生した場合には、その時点で元本確定(それ以前の貸金等に限り責任を負う)。

イ. 信用保証

継続的な売買取引・銀行取引等から生じる不特定債務の保証。

※主たる債務の範囲に**貸金等債務**(金銭の貸渡しあるいは手形割引による債務) **が含まれないもの。**

ウ. 不動産賃貸借から生じる賃借人の債務の保証

エ. 被用者についての身元保証(狭義の身元保証)

上記のイ、ウ、エについては、(2020年4月1日施行された改正民法により)主に下記の規制が存在します。

(ア) 極度額(保証の上限額) 要件・書面要件による規制

極度額の定めのない根保証契約は無効。

(イ) 元本確定事由による規制(特別事情による保証の終了)

ただし、主たる債務者が民事執行を受けた場合や、破産手続開始決定を受けた場合においては、そうであっても、かならずしも、賃貸借契約等は終了しないため、元本は確定しません。

※なお、「元本確定期日」(身元保証に関する法律を除く)については、長期の継続的契約や借地借家法で保護された建物賃貸借などにおいて、3年や5年を超えて主たる債務が存在する中で、根保証を確定するのは適切でないため、制限はありません。

※「保証人」は、主債務者が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払う立場

保証人は、『**主債務者**』が債務の支払をしない場合に、これに代わって支払をすべき義務』があります。これを**補充性**といいます。

具体的には、「保証人」には、「催告の抗弁権」と、「検索の抗弁権」があります。

① 催告の抗弁権(民法452条)

保証人が、**まずは、主たる債務者に催告をなすべき旨を請求**することができる権利のことで。

民法 第452条(催告の抗弁)

債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。

② 検索の抗弁権(民法453条)

保証人が、債権者に対し、**主たる債務者の財産につき執行をなすまで、自己の保証債務の履行を拒む**ことができる権利のことで。

民法 第453条(検索の抗弁)

債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。

2. 連帯保証とは…

連帯保証人は、単に「保証人」というのではなく、**主たる債務者と「連帯」する立場**です。「保証人」と異なり、**補充性はなく**、具体的には、**催告の抗弁権や、検索の抗弁権がありません**。

民法 第454条(連帯保証の場合の特則)

保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前二条の権利を有しない。

※ 個人保証人保護の方策の拡充

会社が主たる債務者の場合等において、個人が保証人となるケースに関して、2020年4月1日施行された改正民法により、個人保証人保護の方策の拡充が図られました。例えば、下記のような規制が設けられています。

① 個人保証の制限(民法465条の6、465条の7、465条の8)

事業のためにした貸金等債務を主たる債務とする個人保証契約について、**公正証書**により保証意思を事前に表示していないときは無効、等の規律が設けられました。

民法 第465条の6 第1項(公正証書の作成と保証の効力)

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された**公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない**。

② 個人保証の制限の例外としての「経営者保証」(民法465条の9)

公正証書による保証意思の事前表示(民法465条の6)、保証人になろうとする者が口がきけない、耳が聞こえない場合の特則(民法465条の7)、この規制を潜脱する求償権の保証の制限(民法465条の8)について、**下記の者は適用が除外**されます。

民法 第465条の9(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)

前三条の規定は、保証人になろうとする者が**次に掲げる者である保証契約については、適用しない**。

一 主たる債務者が法人である場合のその**理事、取締役、執行役**又は**これらに準ずる者**

二 主たる債務者が法人である場合の次に掲げる者

イ 主たる債務者の総株主の**議決権**(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。)の**過半数を有する者**

ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ 株式会社以外の法人が主たる債務者である場合におけるイ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者

三 主たる債務者(法人であるものを除く。以下この号において同じ。)と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

※当資料に記載の内容は、2020年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-1034, 代理店業務部

順調なときこそ、 会社のお金は、使い方の選択が、重要!

ごとう まさし
後藤 正志 弁護士 (後藤正志法律事務所)

2003年 光麗法律事務所入所
2011年 後藤正志法律事務所開設
2014年～ 東京弁護士会 中小企業法律支援センター委員
2017年～ 東京弁護士会 紛議調停委員会委員

主な著書

「会社経営をめぐる実務一切」(自由国民社 2012年・共著)
「起業と経営の基本知識がわかる本」(自由国民社 2014年・共著)
「企業法務の実務Q&A」(三協法規 2015年・共著)
「成功する事業承継の仕組みと実務(第2版)」(自由国民社 2015年・共著)
「Q&A 中小企業支援ハンドブック」(創研舎 2020年・共著) 他多数



売掛金を取引先から回収できない、自社の基幹職員急逝で売上に影響…。そういった、急な資金繰り悪化の局面をどう乗り切るか? そして、更に厳しい状況に至った際に、例えば、会社の借入金について債権放棄を金融機関へ求める場合の、連帯保証人や経営者の責任は…? 多くの企業再生案件を手掛けておられる後藤弁護士にお聞きました。

“資金繰りが厳しい” となった際に、現金化しやすいのは?

Q 資金繰りが厳しくなった時、中小企業では、どのような対処が考えられますか?



“会社の現預金が不足して、支払ができない”といった場合における対処方法は、会社の事情により区々とは思いますが、一般的には、まずは、**経営者個人による会社への貸付**や、**会社の資産の現金化**を検討することが多いと思います。また、コロナ禍において措置されたような、公的支援の利用を検討できる場合もあります。そして…

そういった対応をしても、更に資金繰りが厳しいという場合には、金融機関へ、借入の**返済条件変更**を交渉します。
※**取引先に対して支払いを待ってもらう**ことも考えられますが、それは極力避けたい、と考える会社が多いと感じます。

なお、**会社の資産の現金化**については、いざ、現金化したいとなった際に、**すぐに買い手が見つからない、予定した価格で売却できない**、といったことも決して少なくはありません。

そういう意味では、会社が加入している**生命保険**等は、契約貸付や一部解約等を行うことで、**比較的スムーズに対応しやすいもの**と思います。

会社が順調なときのお金の使い方は、事業に必要な設備投資等への支出は別としても、急な資金繰り悪化局面等、至急、現金が必要になる場面での対処のしやすさも視野に入れておくべきだと思います。

<イメージ>

急に資金繰りが悪化

すぐに現金化できるか?
予定した価格で現金化できるか?

会社の資産のうち、スムーズに現金化できるのは?

- ・土地・建物・機械
- ・他社の株
- ・生命保険
等々



※基幹役職員急逝時にも会社へ支払われた死亡保険金が役立つ

金融機関に「リスケジュール」に応じてもらった場合は、当該融資先企業は、要注意先へ格下げとなる!?

Q 金融機関からの借入について、返済条件変更(リスケジュール)とは、具体的に何をのでしょうか?



会社が金融機関から借りているお金について、通常は「元金」と「金利」を合わせて返済していきます。徐々に「元金」を減らしていかないと、完済できませんので…。

しかし、会社の資金繰りが厳しくなり、このままでは返済が滞ってしまう、というような場合には、金融機関に対して**返済条件変更(リスケジュール)**を求め、交渉をします。具体的には、「**元金返済猶予**(ひとまず、金利だけを返済)」や、「**返済期間延長**」等、対応してもらえないか、相談します。

Q お金を借りている側としては、助かりますね。

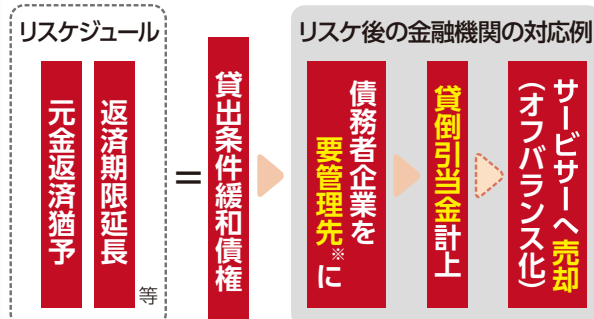


借り手は助かりますね。一方、貸し手の側からすると、その融資先への貸付は、貸倒れのリスクが高まったとも言えます。

そのため、この貸付(**貸出条件緩和債権**)は、金融機関の自己査定において、**格付を引下げ**することとなり、金融機関としては、**貸倒引当金**を計上することになると思います。

場合によっては、金融機関は、その融資自体を、**回収会社へ売却**することもある、ということも知っておくべきだと思います。

<イメージ>



※**要管理先**とは、要注意先の中で、破綻懸念先に近い位置づけ

コラム “金融機関の側の経営悪化”を防ぐために、融資先等を格付け(金融機関による自己査定)

「自己査定は、**金融機関自ら**が定期的に**正常・問題債権の区分け**や**問題債権の分類**を通じて、資産内容を正確に把握することを目的としたものであり、言わば**自己定期健康診断**に相当するもの」*とされます。

*「信用リスク管理の高度化に向けた自己査定の活用について」(1997年10月24日、日本銀行検査局)より。

～信用格付区分のイメージ～

格付区分	定義	債権者区分
1	財務内容が優れており、債務履行の確実性が最も高い。	正常先
2	財務内容が良好で、債務履行の確実性は高いが、事業環境等が大きく変化した場合には、その確実性が低下する可能性がある。	
3	財務内容は一応良好で、債務履行の確実性に当面問題はないが、事業環境等が変化した場合、その確実性が低下する可能性がある。	
4	財務内容は一応良好で、債務履行の確実性に当面問題はないが、事業環境等が変化した場合、その 確実性が低下する懸念 がやや大きい。	
5	債務履行の確実性は認められるが、事業環境等が変化した場合、履行能力が 損なわれる要素 が見受けられる。	要注意先
6	債務履行の確実性が先行き十分とはいえず、事業環境が変化すれば、履行能力が 損なわれる可能性 がある。業況推移に注意を要する。	
7	業況、財務内容に問題があり、債務の履行状況に 支障を来す懸念 が大きい。	破綻懸念先
8	業況、財務内容に重大な問題があり、債務の履行状況に 問題が発生しているかそれに近い状態 。	
9	経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗も芳しくなく、今後、 経営破綻に陥る可能性 が高い。	実質破綻・破綻先
10	深刻な経営難の状態にあり、 実質的な破綻状態 に陥っている、または法的・形式的な破綻の事実が発生している。	

*「信用格付を活用した信用リスク管理体制の整備」(2001.10.3.日本銀行)4ページ図表をもとに作成。

上記の点線囲みは、ミドルリスク先(正常先の下位～要注意先)のイメージです。正常先の下位を、どこまで含むか等については、金融機関によって取扱いが区々だと思えます。

ミドルリスク先に区分された場合は、追加融資が制限される、金利上乘せを求められる、といった対応が行われる場合があります。

資金繰りが、更に厳しくなり、 金融機関へ「債権放棄」を求める場合の、「経営者責任」は？

Q 元金返済猶予等では厳しく、金融機関へ債権放棄を求める場合の、経営者や連帯保証人の責任は？



金融機関からの借入について、リスケジュール(元金返済猶予等)では足りない、**金利さえも返済できない**等の場合は、いわゆる**倒産**の手続き(**法的整理**(破産、民事再生、等))を行うか、**私的整理**(法的整理を経ない債務整理)を行うか、検討します。

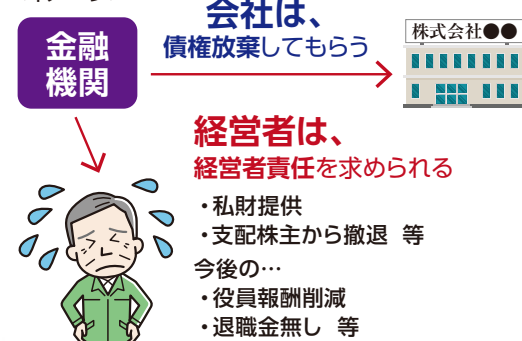
私的整理についてご説明しますと、①対象が金融機関に限定、②手続は非公開(取引先との取引に影響がないまま手続を進められる)、③ただし、関係する全金融機関の同意が必要、この3点が主な特徴と言えます。

そのように、**会社**は、私的整理により、倒産を回避しつつ、**債権放棄を受けることが可能**となるわけですが、一方で、**連帯保証人**は、債務免除部分について支払を求められる等の責任を負うことになります。

※経営者保証に関するガイドラインを適用することで、当面の生活費(夫婦+子2名ならば、月々30~40万円程度)と華美でない自宅は残せる取扱いとなっています。

また、連帯保証人にはなっていない場合でも、その会社の経営者は、**経営者責任**として、私財提供、支配株主から脱退、経営者が会社へ貸付している額の放棄、役員報酬削減、退職金不支給、等を求められる可能性があります。

<イメージ>



Q そもそも、必要運転資金は、自己資金の範囲内が理想的だと聞きます。

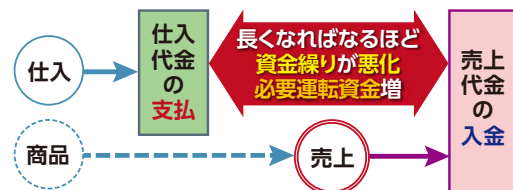


必要運転資金は、事業を続ける以上、常に発生するものです。商品を仕入れてその代金を支払った後に、すぐにその商品が完売できて、その場で売上金が入る、という商売を継続できれば別ですが、現実としては、難しいと思います。

建設業が顕著ですが、例えば、材料を調達して支払ってから、売上代金の回収まで、長い期間、手元のお金が逼迫します。要するに、十分な必要運転資金が無いと資金ショートに…。あらゆる業種において、この仕組みは基本的に同じです。

そして、気になるのは、必要運転資金を、“長期”運転資金として、**信用保証協会の保証付で長期借入**なさっているケースです。そもそも、長期の借入は、短期よりも**利払いの総額が多い**ですし、**保証料負担も決して小さくない**と思います。必要運転資金は、事業を続ける以上、常に発生するものです。**自己資金の範囲内でまかなえる状態が理想的**です。

<イメージ> 資金繰りが悪化する基本パターン
※下記以外に固定費等の支払も生じます。



Q 経営者等を被保険者とした生命保険に、会社が加入していれば、経営者等がお亡くなりになった際に、会社へ支払われた死亡保険金で、必要運転資金の自己資金化を図ることもできると思います。



そうですね。代表者を退いた後も、会長等の役職で、会社に在籍を続ける方も多いと思います。会社が加入する生命保険は、(死亡)退職金等の財源を目的とすることが多いと思いますが、**保険金額を必要な分だけ上乗せ**しておいて、会社へ支払われた死亡保険金を財源に、**会社の借入金の一部を清算**することも有効だと思います。

会社に、十分な自己資金がある状態となれば、後継者が新たな設備投資等を行う際の資金調達もしやすくなります。

加えて、オーナー経営者以外の**役職員が急逝**した場合の、**収益力低下・資金繰り悪化**に備えることも大切だと思います。

Q 例えば、既に経営が厳しい会社も、個人で生命保険に加入なさっているケースは、あると思います。



そういった場合は、**後継者個人が支払を受けた死亡保険金**をもとに、後継者が会社へ貸付けを行う等で、会社の経営を支えることもできると思います。

順調なときこそ、会社のお金は、使い方の選択が重要です。いざ、資金繰りが厳しいとなったときを想定し、また、役職員の急逝にも備えて、**生命保険活用は大切**だと思います。

※なお、後藤弁護士が所属している東京弁護士会中小企業法律支援センターでは、中小企業(会社・個人事業主)の法律相談(初回30分無料)を担当する弁護士を紹介しています。
詳しくは、ホームページ(<http://cs-lawyer.tokyo>)等でご確認ください。



〈編集後記〉

企業が、今後様々なリスクに対処し、乗り越え、発展を続けていくために、将来に向けた財源準備の検討が必要です。

“資金繰りが厳しい”となった際にも、タイムリーに対処できるように。企業が順調なときこそ、検討いただきたいと思います。

では、具体的に、どのくらいの財源準備が必要なのか…。

日本生命では、それぞれの企業様の状況をふまえて簡便に試算した「**法人必要資金シミュレーション**」をご提供しております。

お示しする試算結果は、2つ。

- ① **想定外の事態発生時の必要資金** (災害等による売上減少、取引先倒産、経営者様の就業不能など)
当面の資金繰りへの影響を、どの程度見込むべきか。固定費、仕入債務、借入金等の状況に応じて、簡便に試算します。
- ② **経営者様の死亡時に必要となる資金**
当該経営者様が担っていた責任・経営への影響度を、どの程度見込むべきか。固定費、仕入債務、借入金(経営者様からの借入金も考慮)、遺族保障額等の状況に応じて、簡便に試算します。

<イメージ>



試算は、無料に対応させていただきます。

様々なリスクに適切に対処し、企業が成長を続けていくために…
ご検討に際しては、是非、「**法人必要資金シミュレーション**」をご活用ください。

※当資料に記載の内容は2021年10月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-3983、代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

III

事業承継

▶ 先代経営者の相続発生後10カ月以内に、相続税を金銭一括納付するために、事前の検討はお済みですか？	P43
▶ まとまった財産を特定の方が継ぐことになっていませんか？	P45
▶ 株式の集約はお考えですか？	P47
▶ 役員への未払金、役員からの借入金はありませんか？	P49
▶ 相続のための財源準備を、会社の経費で行うために	P51
▶ 役員退職慰労金規程はもとより、財源準備の方法もご検討ください	P53
▶ 会社法における株式会社の持株数・持株割合と、株主の権利について	P55
▶ 株式が「準共有」となった際の「権利行使者の指定」について	P57
▶ 相続開始から、遺産分割、遺留分侵害額請求までの概要	P59
▶ 代償金の交付により、相続人とのバランスを図るために	P61
▶ 「遺産分割」に関する、なぜ、どうして？	P63
▶ 「特別受益」に関する、なぜ、どうして？	P65
▶ 「遺留分侵害額請求」に関する、なぜ、どうして？	P67
▶ 経営承継円滑化法の「民法特例」の概要	P69
▶ 円滑な遺産分割のために、是非、生命保険をご活用ください	P71
▶ 会社が発行することができる「株式の種類」をご存じですか？	P73
▶ 相続・事業承継のための、「定款」の見直しは、ご検討されましたか？	P75
▶ 無議決権株式の価額の評価について	P77
▶ 自社株評価の概要	P79
▶ オフバランスの資産と、類似業種比準方式との主な関係について	P81
▶ 「土地保有特定会社」の株式の評価について	P83
▶ 「特別支配株主」による株式の売渡請求について	P85
▶ 株主からの株式の「譲渡承認請求」と、「価格決定」について	P87
▶ 将来、「親族外承継（M&A等）の可能性あり」という会社の生命保険活用例	P89
▶ 法人契約の生命保険の含み益と、M&A等の際の企業価値の評価との関係について	P91
▶ 贈与を受けたお金を、生命保険の保険料支払に充てることについて	P93
▶ 贈与事実の認定に関する国税不服審判所の裁決事例の一部	P95
▶ 親権者による「同意」と「代理」の主な違いは？	P97
▶ 若い世代へ任せ後のセカンドライフ設計の勘所	P99
▶ 人生100年時代と言われていますが、オーナー経営者のセカンドライフは…	P103
▶ 事業承継における経営者の引き際とトラブル防止の勘所	P107
▶ 親族外承継(M&A)の仕組みを知り、早めに、“買い手目線”での課題把握を！	P111
▶ 今回の民法改正により、遺産分割は、家庭裁判所で行うようになる!?	P115

医業承継

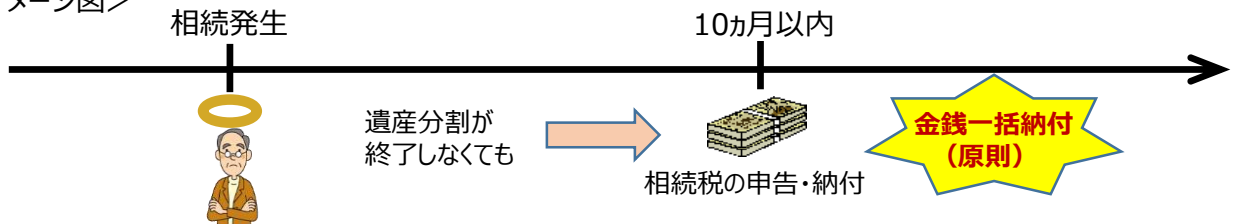
▶ 医療法人の持分対策はお済みですか？	P119
▶ 医療法人の非営利性に関するなぜ、どうして？	P121
▶ 医療法人の持分を有する方に相続が発生したら…	P123
▶ 持分あり医療法人の主な承継対策と、生命保険活用	P125
▶ 持分放棄を決断しますか？または、持分の相続対策を検討しますか？	P127



先代経営者の相続発生後10ヵ月以内に、
相続税を金銭一括納付するために、
事前の検討はお済みですか？

遺産の分割が終了しているか否か等にかかわらず、
相続税は、**相続発生後10ヵ月以内**に申告・納付
します。申告書に記載した税額を納付書に記入して、
その額を**金銭一括納付**(原則)します。

<イメージ図>



主な検討ポイントとして…

①相続税は**原則「金銭」で一括納付**する。

納税の為に、非上場の自社株を、短期間で他人に買い取ってもらうわけにはいかず、
また、相続税の「物納」は簡単ではありません。

②相続税の**課税対象となる財産の確認**が必要です。

会社の事業用資産のうち、「先代経営者の所有となっているもの」や「先代経営者の
会社への貸付金」等がある場合は、特に注意が必要です。

③会社に**自社株や事業用資産を買い取ってもらい、
相続税の納税資金財源等を確保**する。

会社が買い取りを行うためには、十分な財源を有していることが大切です。

急な相続発生にも**法人契約の生命保険**が、
お役に立ちます。



日本生命保険相互会社

相続税の物納は簡単ではありません。

相続税の物納は、そもそも、「**延納によっても金銭で納付することを困難とする事由**」があり、かつ、「その納付を困難とする金額を限度」としていることが前提となります。

その上で、基本的には**物納劣後財産以外**の、不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等が第一順位である等、**所定の要件**を満たした上で、**税務署長の許可**が必要です。

相続税の課税対象となる財産を確認しておくことは、とても重要です。

例えば、当該事業用資産が、特定(同族会社)事業用宅地等に該当する場合であっても、**遺産分割協議が終了しないまま**、相続税の申告期限が到来する場合は、その時点で、**小規模宅地等の特例の適用を受けることは難しく**、またそもそも、400㎡を超える部分は同特例の対象外です。

※事業用資産は、事業に関係しない相続人等へ渡すわけにはいかず、遺産分割の調整財源や、遺留分侵害額の支払財源等についても検討が必要です。

会社への貸金債権はその額がそのまま課税対象となります。

※被相続人が有した貸金債権は、遺産分割協議の対象ではなく、相続人に当然に分割されるため、事業に関係しない相続人が、会社に対し、すぐに返済しろ、と求めることも考えられます。

会社「自社株」や「事業用資産」を買い取ってもらうには…

急な相続で事業を継ぐ方は納税資金対策(または、事業承継税制の活用、等)を検討しておくべきと思います。

会社に十分な財源があれば、「**自社株**(会社法第156条<株主総会決議が必要>)」や「**事業用資産**(会社法第362条<取締役会決議が必要>)」を**会社買い取ってもらう**ことにより、納税資金財源等を確保することが可能です。

※当資料に記載の内容は、2020年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

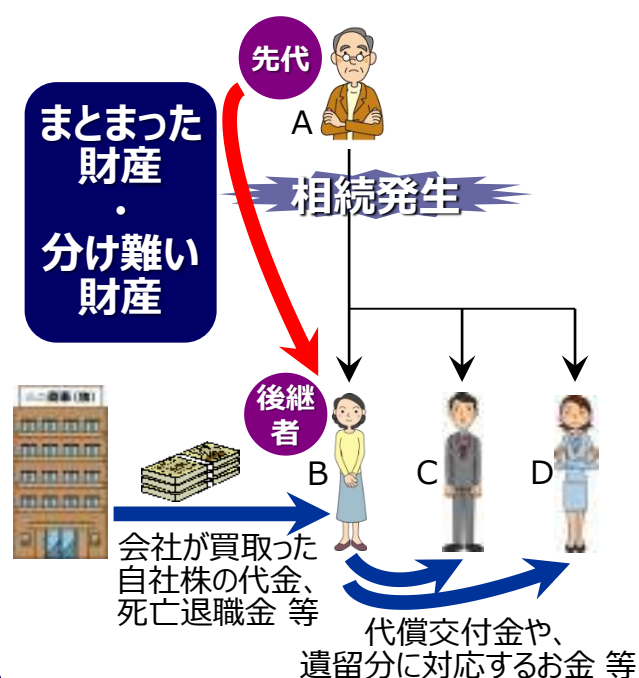
生20-890、代理店業務部

まとまった財産を特定の方が 継ぐことになっていませんか？

スムーズに遺産分割を進めるためには、
「代償交付金」等の財源が必要です。

遺言があっても、
遺留分に対応するための財源が必要です。

<イメージ図> 相続人が子3名の場合



「まとまった財産」(分け難い財産)
とは、例えば…

- ① **不動産**
→共有は避けるべき
- ② **自社株**
→経営に関与しない方が
株主となることは望ましくない
- ③ **事業用資産**
→事業に関係する相続人へ
継がせたい

急な相続発生により、調整財源を要する場合にも、
生命保険（法人契約・個人契約）が、お役に立ちます。

遺産分割の方法は、基本的に4つ

当事者が合意すれば、4つの方法のうち、どの分割方法をとることもできますが、一般的には、まず、**現物分割**を検討し、それが相当でない場合には、**代償分割**を検討し、代償分割も出来ない場合には、**換価分割**を検討、**共有分割**は、最後の手段となります。

遺産分割が終了していない株式は、議決権行使のルールが少し複雑です

例えば、被相続人 A さんの遺産に、株式120株があり、相続人が子3名(B、C、D)の場合、遺産分割協議が、なかなかまとまらない間は、120株の **1株1株が、3名の共有状態**(「株式準共有」の状態)となります。※各人が40株ずつ当然に議決権行使できるということにはなりません。

株式準共有状態の時に、株主総会が行われた場合に、その120株の議決権の行使をしたいときは、**共有者全員で話し合い**を行い、その120株に関する**「権利を行使する者」1人を定める**必要があります。

例えば、持分がそれぞれ1/3である共有者B、C、Dにおいて、Dが話し合いに参加しないまま、BとCだけで、権利行使者を決定することはできません。

不動産の共有状態も、極力、避けたい

共有状態の不動産を、売却する場合は、**共有者全員の同意**が必要です(民法251条)。また、賃貸する場合も、代表者1名が賃貸借契約を結ぶといったときは、共有者全員から委任状をとりつけることが望ましいと思われます。

※当資料に記載の内容は、2019年11月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生19-4635、代理店業務部



株式の集約はお考えですか？

少数株主等の権利があらためて注目されています。

※2019年に成立した改正会社法では、株主提案権の改正等も行われました。

1株のみ、または発行済株式総数の**数%**のみを有する株主であっても、**様々な権利行使**が可能です。

相続等による株式の分散(少数株主等の増加等)を避けるために、株式集約の備えをご検討ください。

ポイントは、**定款変更**と、**財源準備**です。

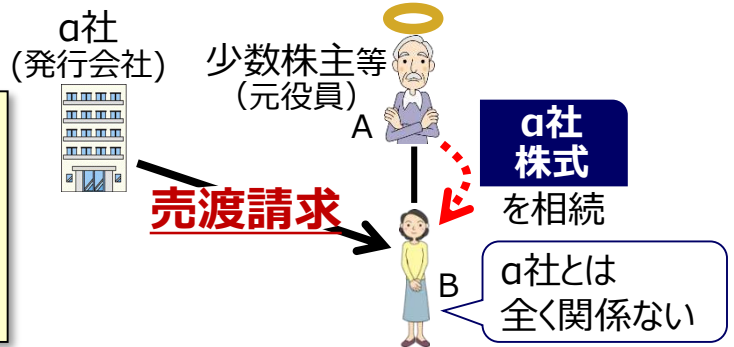
(1)定款変更

例えば、**少数株主等に相続が発生**した場合に、当該株式を**会社を買取る**ことができる旨(相続人等に対する売渡請求)を、会社の定款で定めておくこともできます。

[イメージ図]

定款

第●条 当社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。…



(2)財源準備

また、例えば、他者へ株式を譲渡したいと少数株主等から申出があり、会社がそれを阻止したい場合※は、当該株式を会社(または指定買取人)が買取らなければなりません。 ※譲渡制限株式について譲渡不承認とする場合

会社が、株主と合意して買取る場合も含め、自社株買取には**十分な財源が必要**です。

自社株買取の財源準備には、**法人契約の生命保険**がお役に立ちます。



日本生命保険相互会社

少数株主等も、様々な権利行使が可能

(1)少数株主権の一例

例えば、「発行済株式の3／100以上」又は「議決権の3／100以上」を有する株主は下記等の権利行使が可能。

- ・**会計帳簿(仕訳帳等)の閲覧**等の請求
- ・株式会社の**役員の解任の訴え** 等

(2)単独株主権※の一例

※議決権の有無に係わらず、株主であるということで行使が認められるもの

- ・株主による責任追及の訴え(**株主代表訴訟**) 等

定款変更は、株主総会の特別決議等で…

相続人等に対する株式の売渡請求を定款に定めるにあたっては、株主総会の特別決議*が必要。

* 議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の2／3以上の賛成

＜相続人等に対する株式の売渡請求の定めの記載イメージ＞

第▲条

当社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。ただし、相続人に対する売渡しの請求は、その相続の対象となる株式が発行済株式総数の●%未満の場合にのみ請求できるものとする。

※数値を決めた上で定めを設ける

財源準備は、法人契約の生命保険で…

会社が、株主と合意して買取る場合も含め、自社株買取には**十分な財源が必要**です。

死亡保障等のために加入していた会社契約の生命保険に解約払戻金がある場合は、減額、一部解約、契約者貸付等により会社がキャッシュを取得し、それを自社株買取を行うための財源の一部とすることもできます。

※当資料に記載の内容は、2020年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-888、代理店業務部

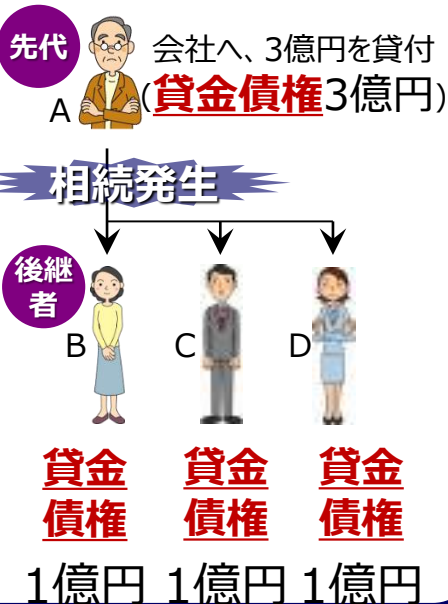


役員への未払金、役員からの借入金はありませんか？

事業に関与していない相続人等から、会社へ、貸金債権のうち、その相続人が相続した額について、
「未払となっているお金を支払ってくれ」、
「貸付けてあったお金*を返してくれ」
等の請求がなされることも考えられます。

* =返済すべき期限が到来しているもの

<イメージ図> 相続人が子3名の場合



「貸金債権」は、遺産分割の対象ではなく、相続人が当然に、
相続割合に応じて取得することになります。

「貸金債権」も税務上、
相続税の課税対象です。

急な相続発生にも、
法人契約の生命保険が、お役に立ちます。



日本生命保険相互会社

貸金債権を、遺言で、特定の相続人に取得させるよう、指定した場合は？

遺言があっても、貸金債権を取得した相続人は、プラスの財産を取得したことになり、貸金債権の額が**遺留分の計算の対象**となるため、他の相続人の遺留分を侵害している場合は、他の相続人から、遺留分侵害額の支払、すなわち、金銭支払を求められることとなります。

預金は遺産分割の対象なのに、なぜ、貸金債権は、遺産分割の対象ではないのか？

遺産分割協議は、基本的に、早期に終了することが望ましいものと考えられています。なぜならば、財産の帰属、権利義務の帰属が早期に確定した方が、良いと考えられるからです。

そういったことから、「**数で分けようと思えば分けられる財産(可分債権)**」は、わざわざ、遺産分割協議を経ることなく、**相続と同時に当然に、相続割合に応じて分割**される、というルールになっています。

他方で、相続財産の預金は、遺産分割の調整財源的に活用されることが多く、相続財産の預金は、可分債権だが、例外的に、遺産分割の対象、というルールとなっています。

貸金債権を、暦年贈与している場合は？

貸金債権を特定の相続人へ生前贈与している場合も、**全額の贈与が完了しない間の相続発生**リスクや、また、全額の贈与を完了させたとしても、**遺留分**(上記1参照)について、備える必要等があると思われます。

※当資料に記載の内容は、2019年11月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生19-4637、代理店業務部

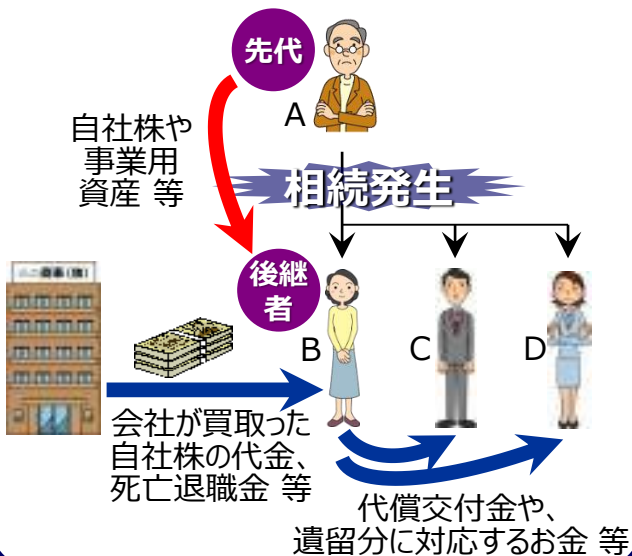


相続のための財源準備を、 会社の経費で行うために

**後継者個人に必要なお金を、
法人契約の生命保険でご準備**なさってはいかがでしょうか。

ポイントは、
「死亡退職金受給権者の定め」、そして、
「自社株買取」です。

<イメージ図> 相続人が子3名の場合



特に、後継者となる相続人は、
相続税等の**納税資金**だけでなく、

遺産分割の**代償交付金**や、
遺留分に対応するお金
など、負担が大きいと思われます。

急な相続発生にも、
法人契約の生命保険が、お役に立ちます。



日本生命保険相互会社

法人に支払われた死亡保険金を、どのように後継者へ渡すのか？

大きくは、2つの方法をご案内しております。

1つは、「**死亡退職金**」です。

生涯現役とも言われる昨今、オーナー経営者様が在職中にお亡くなりになることも想定しておくべきと思います。

急な相続が発生した場合にも、会社がオーナー経営者様を被保険者とした生命保険にご加入になっていれば、支払われた死亡保険金を、死亡退職金の財源に充てることができます。

相続人が取得した死亡退職金には、相続税の非課税枠（500万円×法定相続人数で計算した額）があります。

2つ目は、「**自社株買取**」です。

後継者が相続などで取得した自社株の一部を、会社に取り戻してもらうことで、後継者がお金を確保することができます。

急な相続が発生した場合にも、会社がオーナー経営者様を被保険者とした生命保険にご加入になっていれば、支払われた死亡保険金を、自社株買取の財源とすることもできます。

「死亡退職金受給権者の定め」とは？

通常、死亡退職金は「遺族」に対して支払われることになります。

死亡退職金を**後継者である相続人に対して支払う**こととするために、事前に、死亡退職金を誰に対して支払うか、指定しておくこともご検討ください。

後継者が有する自社株を、会社が買取するためには？

買取のための**株主総会決議などをスムーズに行う**必要があります。

そのためにも、買取財源のご準備は大切です。

※当資料に記載の内容は、2019年11月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生19-4641、代理店業務部

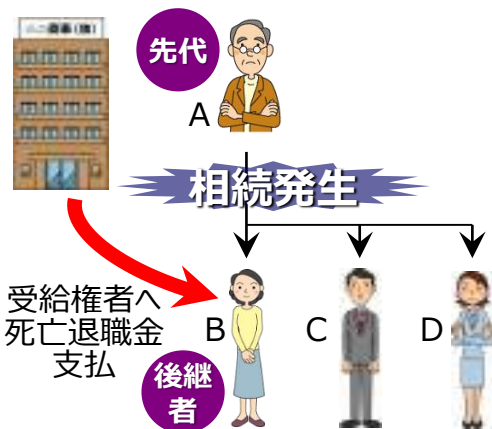


役員退職慰労金規程はもとより、 財源準備の方法もご検討ください

役員様のご遺族等に支払われた死亡退職金は、
相続税の納税資金の財源としても、また、
相続人の間の**争い等を回避**するための
調整財源としても、活用いただけます。

役員退職金は、会社の**運転資金とは別枠で**ご準備ください。

<イメージ図> 相続人が子3名の場合



死亡退職金を
相続税の納税資金や、
遺産分割等の調整財源に活用

特定の相続人へ死亡退職金
を取得させたい場合は、
役員退職慰労金規程を
作成し、そのなかで、
受給権者を定めておく等、
ご検討ください。

受給権者の定め方
については、
裏面をご参照ください

急な相続発生時、死亡退職金の支出にも
法人契約の生命保険が、お役に立ちます。



日本生命保険相互会社

死亡退職金を、特定の相続人に取得させたい場合は？

「**役員退職慰労金・弔慰金支給規程**」において、死亡退職金の受給権者について、**次のように定める**方法も考えられます。

(例)

第〇条（死亡役員に対する退職慰労金）

1. 在任中死亡した役員または退任後に死亡した役員に対する退職慰労金は、遺族に支給する。
2. 遺族とは、配偶者を第1順位とし、配偶者のいない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。なお、該当者が複数いるときは、代表者に対して支給するものとする。

ただし、上記にかかわらず、当該役員が予め会社に対し、書面にて、上記の者の中から、特定の者を指定していた場合には、その者に支給する。

上記のような規程を準備しておけば、役員退職金の支払は確実に行われるか？

役員退職金の支給については、**株主総会決議**が必要です。

しかし、そもそも会社に役員退職金を支払うための**財源があることが前提**です。

急な相続発生時、**死亡退職金の支出**にも、**法人契約の生命保険**が、お役に立ちます。

※法人契約の生命保険締結時の**被保険者同意**は、役員退職慰労金規程にもとづく死亡退職金支払を、**確実にするための1つの要素**とも考えられます。

※役員退職慰労金規程の作成・改定の際にも、株主総会決議を経ておくことをおすすめします。

※当資料に記載の内容は、2019年11月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生19-4639、代理店業務部

会社法における 株式会社の持株数・持株割合と、株主の権利について

上場か非上場かに係わらず、株式会社の株主の権利については、大きく分けると、残余財産分配や配当等に関する「自益権」と、株主総会における議決権や、少数株主権、単独株主権等といった「共益権」があります。

当資料では、「共益権」について、その基本的な、いくつかの内容をご案内させていただきます。

注) 当資料では、会社法における当該権利について、**持株数・持株割合の部分に関する規定について、その一部のみ記載**しております。よって、例えば、別途異なる割合を定款で定めることが可能な場合もあり、また、当該の株数および持株割合を有していたとしても、必ずしも当該権利を行使できるわけではないことをご了承ください。詳しくは、各条文をご確認いただき、弁護士等の専門家にご相談ください。

1. 「(株式会社の)株主総会の決議」に関連する規定のうち、注目したいもの ※自己株式には議決権はありません。

309条1項 普通決議 (議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数)

上記普通決議を要するものの例

341条 **役員の選任及び解任** 等

309条2項 特別決議 (議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の2/3以上)

上記特別決議を要するものの例

※特例有限会社の特別決議の定めは上記とは異なり、309条4項と同等の規律となります(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第14条3項)。

339条1項 **役員及び会計監査人の解任**

425条1項 **株式会社に対する損害賠償責任の一部免除**

454条4項 **剰余金の配当に関する事項の決定(その内、配当財産が金銭以外の財産であるとき)**

第2編第6章 **定款の変更**

第2編第7章 **事業の譲渡等**

第2編第8章 **解散**

第5編 **組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転** 等

309条3項 特殊決議 (議決権を行使することができる株主の半数以上で、当該株主の議決権の2/3以上)

上記特殊決議を要するものの例

107条関係 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨(譲渡制限)の定款の定めを設ける定款の変更 等

309条4項 特殊決議 (総株主の半数以上で、総株主の議決権の3/4以上)

上記特殊決議を要するもの

109条2項 **属人的みなし種類株式**の定めを設ける定款の変更

2. 少数株主権の例 ※発行済株式総数は自己株式を除きます。また、自己株式には議決権はありません。

(1)「発行済株式の1/10以上」又は「議決権の1/10以上」を有する株主に関連する規定

833条 **会社の解散の訴え**

※株主総会の特別決議で解散の決議はできるが、株主間の対立等、やむを得ない事由があるときに、訴えにより解散を請求

(2)「議決権の3/100以上」を有する株主に関連する規定のうち、注目したいもの

297条1項 株主による**株主総会招集の請求** 等

(3)「発行済株式の3/100以上」又は「議決権の3/100以上」を有する株主に関連する規定のうち、注目したいもの

433条1項 **会計帳簿(総勘定元帳等)の閲覧等の請求**

854条1項 株式会社の**役員の解任の訴え** 等

(4)「議決権の1/100以上」を有する株主に関連する規定

306条 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任の申立て

(5)「議決権の1/100以上」又は「300個以上の議決権」を有する株主に関連する規定

303条2項 取締役会設置会社において、一定の事項を株主総会の目的(議題)とすることを請求

※議題提案権が無視されても、その株主総会の目的となっていない状況下のため、株主総会の招集手続に違法があるとは言えない。(過料、損害賠償請求の問題はあり)

305条1項 取締役会設置会社において、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする**議案の要領を株主に通知することを請求**

3. 単独株主権の例（議決権の有無に係らず、株主であるということで行使が認められるもの）

303条1項	取締役会非設置会社において、一定の事項を株主総会の目的（ 議題とすることを請求 ）※議題提案権が無視されても、その株主総会の目的となっていない状況下のため、株主総会の招集手続に違法な点があるとは言えない。（過料、損害賠償請求の問題はあり）
304条	株主総会において 議案 （議題に対する具体的な提案）を 提出 ※ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く）の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は議案を提出できない。 ※適法な議案提出権の行使は、その株主総会の目的である事項に関する権利であり、これが無視された場合、株主総会の招集手続に違法な点があるとなり、株主総会決議の取消しの訴えの対象となる（下記、831条1項参照）。
305条1項	取締役会非設置会社において、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする 議案の要領を株主に通知することを請求
318条4項	株主総会議事録の閲覧請求
360条	取締役の行為の差止め請求 ※差止め請求は裁判外でも可能だが、その取締役を被告として差止めの訴えを提起し、さらにそれを本案として仮処分の申立てをすることもできる（民事保全法23条）。
367条1項	取締役会設置会社において、 取締役会の招集を請求
同条4項	第1項の請求を行った株主は、 当該取締役会で、意見を述べる事が可能
371条2項	取締役会設置会社において、 取締役会議事録の閲覧請求
422条	執行役の行為の差止め請求 ※上記360条参照
442条3項	計算書類等（貸借対照表・損益計算書等）の閲覧の請求 ※そもそも、株式会社は定時株主総会終結後、遅滞なく貸借対照表（大会社は、左記に加えて損益計算書）を公告しなければならないとされている（会社法440条1項、会社計算規則136条、148条）。ただし、会社法施行以前の有限会社には決算公告義務がなく、よって、特例有限会社についても引き続き公告義務が免除されている（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律28条）。 ※大会社とは、最終事業年度に係る貸借対照表上、資本金として計上した額が5億円以上、または、負債として計上した額の合計額が200億円以上の会社をいう（会社法2条1項6号）。
784条の2	吸収合併等をやめることの請求 （消滅株式会社等の株主）
796条の2	吸収合併等をやめることの請求 （存続株式会社等の株主）
805条の2	新設合併等をやめることの請求 （消滅株式会社等の株主）
828条	会社の組織に関する行為の無効の訴え （自己株式の処分、株式会社における資本金の額の減少、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転 等）
831条1項	株主総会等の決議の取消しの訴え ※「決議の取消しの訴え」は提訴期間（株主総会決議の日から3ヵ月以内）や、提訴権者（単元未満株主も所定の場合〈同条1項2号、3号〉は、提訴可との解釈がある）の制限があるが、「決議の不存在・無効の訴え（830条）」は株主か否かに係らず、いつでも誰でも、不存在または無効の確認を求める正当な利益がある限り、提訴可能 ※「決議の無効事由」は、決議の内容が法令に違反する場合に限定 ※「決議の不存在」とされる具体例 →（最判昭和33年10月3日）招集通知を受けた株主が僅少 →（最判昭和45年7月9日）議事録は作成されているも集会は無し →（最判昭和45年8月20日）代表取締役でない取締役が取締役会の決議を経ないで招集 等
847条1項	株主による責任追及の訴え（株主代表訴訟）等 ※責任追及等の訴えを提起した 株主等が勝訴 （一部勝訴を含む）した場合 →必要な費用（訴訟費用を除く）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の 支払を請求することができる 。 ※責任追及等の訴えを提起した 株主等が敗訴した場合 →図利加害目的があったときを除き、当該株主等は、当該株式会社等に対し、 これによって生じた損害を賠償する義務を負わない 。

※当資料に記載の内容は、2021年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、（顧問）税理士等、および、法務省、経済産業省（中小企業庁）、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6511,代理店営業本部

日本生命保険相互会社
代理店営業本部

株式が「準共有」となった際の「権利行使者の指定」について

非上場企業のオーナー経営者の方々にとって、オーナー保有の自社株を後継者へ計画的に移転することは、相続・事業承継における重要なテーマと言えます。
しかし、オーナー経営者の保有する自社株が、相続で移転することとなった場合、相続人が複数となるときは、遺産分割が確定するまでの間は当該自社株は、「準共有」という状態になってしまいます。
当資料では、その「準共有」となった際の問題点等を、判例等をもとにご案内いたします。

1 相続により、株式が「準共有」となるイメージ

(イメージ)



オーナーが「A社株式」
を100株保有し、死亡
(相続発生)。

株式は、「株主地位」または「株主権」として、「所有権以外の財産権」について規定する民法第264条の適用対象となることにより、**民法の「共有」に関する規定が準用**されます(準共有)。

よって、複数の相続人が株式を相続した場合にも株式の共有が生じます。

その場合、当該株式の議決権を行使するためには、共有者は当該株式についての「権利を行使する者」一人を定め、会社にその者の氏名または名称を通知しなければなりません。

<民法>

第252条(共有物の管理) 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

第264条(準共有) この節の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合について準用する。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第898条(共同相続の効力) 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第899条 各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

<会社法>

第106条(共有者による権利の行使) 株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

A社株式
(100株)

相続発生後、遺産分割が確定するまでは、
1株1株、個々につき、
相続人が共有することとなる(準共有)



<注意> 会社法106条ただし書きについて

「ただし、**株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない**」という規定は、当該権利行使が、民法の共有に関する規定(各共有者の持分の価格に従い、その**過半数で決する**<民法252条>等)を**前提**としています(その前提を欠いたまま会社が特定の株主に同意を与えても有効とはなりません)。

(平成27年2月19日最高裁判決) [裁判要旨を抜粋記載]

1 共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が**民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではない。**

2 **共有に属する株式についての議決権の行使は、**当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、**民法252条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられる。**

準共有となることによる、後継者の悩みに対応するために…

「代償交付金の準備」、「無議決権株式(種類株式)の導入」、「株式の生前の移転」等につきご検討ください。

① 準共有株式の「権利行使者の指定及び通知」の手続の必要性について争ったケース

(平成9年1月28日最高裁判決) [抜粋記載]

持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。

記録によれば、亡Dは、被上告会社らの持分をすべて所有していたものであり、その法定相続人は、妻である上告人A1（法定相続分二分の一）と子である上告人A2及び同A3（同各五分の一）の外、亡DとBとの間に生まれたE（同一〇分の一）の四名であるところ、上告人らは、Eの法定代理人であったBが権利行使者を指定するための協議に応じないとして、権利行使者の指定及び通知をすることなく、被上告会社らの準共有社員としての地位に基づき、本件各社員総会決議不存在確認の訴えを提起するに至ったことが明らかである。

しかしながら、さきに説示したところからすれば、BないしEが協議に応じないとしても、亡Dの相続人間において権利行使者を指定することが不可能ではないし、権利行使者を指定して届け出た場合に被上告会社らがその受理を拒絶したとしても、このことにより会社に対する権利行使は妨げられないものというべきであって、そもそも、有限会社法22条、商法203条2項による権利行使者の指定及び通知の手続を履践していない以上、上告人らに本件各訴えについて原告適格を認める余地はない。

その他、**本件において、右の権利行使者の指定及び通知を不要とすべき特段の事情を認めることもできない。**

② 準共有株式の権利行使者の指定において、その協議の有効性について争ったケース

(平成20年11月28日大阪高裁判決<上告受理申立不受理決定>) [抜粋記載]

Tは、平成18年6月4日、また、Hは、同年8月3日、相次いで死亡し、Hのした本件遺言の結果、本件株式は共同相続人である被控訴人ら、HrおよびTkの準共有状態となった。ところが、本件遺言の検認手続をきっかけとして、被控訴人らとHrらとの間に確執が生じ、その対立は激化の一途をたどった。

(中略)

株式会社の株式の所有者が死亡し複数の相続人がこれを承継した場合、その株式は、共同相続人の準共有となる(民法898条)ところ、共同相続人が共有株式の権利を行使するについては、共有者の中から権利行使者を指定しその旨会社に通知しなければならない(会社法106条)。この場合、仮に準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者の一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能になるのみならず、ひいては会社の運営に支障を来すおそれがあるので、こうした事態を避けるため、同株式の権利行使者を指定するに当たっては、準共有持分に従いその過半数をもってこれを決することができることとされている(最高裁判平成5年(オ)第1939号同9年1月28日第三小法廷判決・集民181号83頁、最高裁判平成10年(オ)第866号同11年12月14日第三小法廷判決・集民195号715頁参照)。もっとも、一方で、**こうした共同相続人による株式の準共有状態は、共同相続人間において遺産分割協議や家庭裁判所での調停が成立するまでの、あるいはこれが成立しない場合でも早晩なされる遺産分割審判が確定するまでの、一時的ないし暫定的状態にすぎないのであるから、その間における権利行使者の指定及びこれに基づく議決権の行使には、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用あるいは悪用するものであってはならないというべき**である。

そうとすれば、共同相続人間の権利行使者の指定は、最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するとしても、上記のとおり準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じしかるべき協議をすることが必要であって、**この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手続の過程でその権利を濫用した場合には、当該権利行使者の指定ないし議決権の行使は権利の濫用として許されないものと解するのが相当**である。

(中略)

これらの事実を総合すると、被控訴人らは、平成18年のTとHの死亡を契機として本件株式が準共有の状態となり、これが遺産分割が終了するまでの暫定的な事態にもかかわらず、この間に限り、前記のとおり、被控訴人らにおいて**わずか400株の差で過半数を占めることとなることを奇貨とし**、控訴人の経営を混乱に陥れることを意図し、本件抗告審決定で問題点を指摘されたにもかかわらず、権利行使者の指定について共同相続人間で真摯に協議する意思を持つことなく、**単に形式的に協議をしているかのような体裁を整えただけで、実質的には全く協議をしていないまま、いわば問答無用の権利行使者を指定したと認めるのが相当**である。

そうとすれば、仮に一連の経緯のなかで、被控訴人らとHr、Tkとの間で協議が一応されたとみる余地があるとしても、前記認定事実によれば、被控訴人らの本件株式についての権利行使者を被控訴人Uとする指定は、法の定める手続を無視すると同様な行為と評価せざるを得ず、もはや権利の濫用であって、許されないものといわざるを得ない。

そして、前記認定事実によれば、このような指定による権利行使者としての被控訴人のUの本件議決権行使は、同様に、協議がされていないものとして効力がないか、あるいは権利の濫用であって、いずれにしても許されないものというべきである。

以上によれば、被控訴人Uは、本件株主総会において、本件株式の議決権を行使することはできないと認めることが相当である。

※当資料に記載の内容は2018年3月現在の会社法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経産省（中小企業庁）、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生18-801-、代理店業務部

相続開始から、遺産分割、遺留分侵害額請求までの概要

「相続」は、被相続人の死亡により発生します。「相続」とは、大雑把に表現すれば、「被相続人の財産が相続人に承継されること」を言います。詳細は、下記にてご説明いたしますが、遺産はいったん、「相続発生と同時に相続人らによる共有状態(遺産共有)」となり、その遺産共有の状態を解消するために、合理的に分ける手続として「遺産分割」があります。

他方、「すべての財産を特定の相続人に相続させる」といったような「遺言」がある場合は、「すべての財産を取得する者」が定められているため、遺産分割協議で分けるべき財産がありませんから、遺産分割協議を行うことは基本的にありません(ただし、例外的に、相続人全員が合意し「遺言と異なる遺産分割」を行うことは可能とされています(裏面参照))。

当資料では、相続開始から遺産分割終了まで、または、生前贈与や遺言で特定の相続人が多くの財産を取得していたこと等により遺産分割では調整できず、遺留分侵害額請求となるまでの、その全体像(概要)をご説明いたします。

※尚、当資料は2019年7月1日の改正民法施行後の規律を基準にして記載しております。

1. 相続開始から、遺産分割、遺留分侵害額請求までの概要と、フローチャートのイメージ

相続が発生したことにより、遺産は**相続人らの共有状態**(相続分に応じて共有)となり、遺産共有となった財産を、合理的に分ける手続が「遺産分割」です。

1つ1つの財産が共有となったままでは財産の管理や処分等も複雑となります。そのため、合理的に1つ1つの財産ごとに取得者を決めよう(現物分割)、または、まとまった大きな財産は調整が難しいため、それ取得する相続人は他の相続人へ金銭を支払ってバランスを図ろう(代償分割)、いや、当該財産を売却してその対価を分けよう(換価分割)、いやそうではなく、共有のまま確定させてしまおう(共有分割)、と、それら4つの方法を駆使して、遺産分割を行います。

民法

(相続の一般的効力)

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

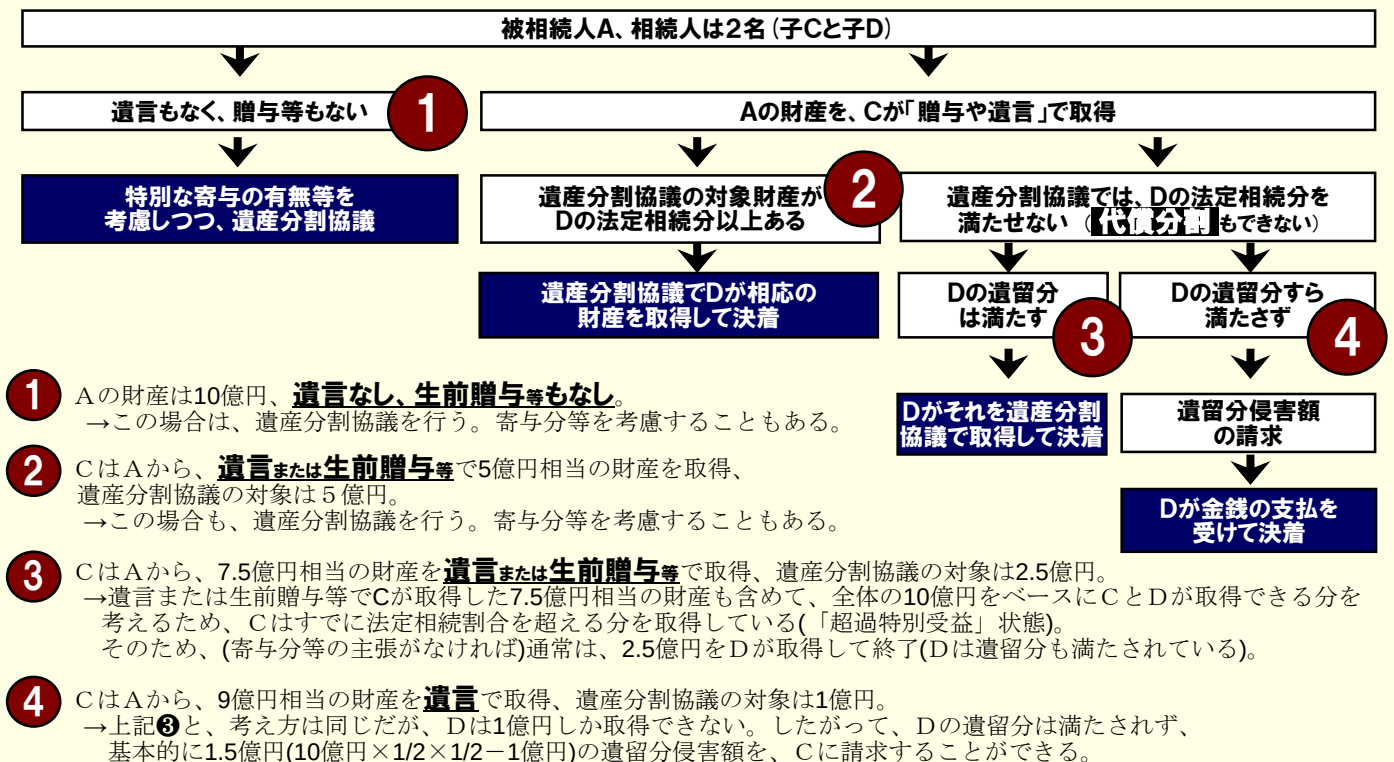
(共同相続の効力)

第898条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第899条 各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

生前贈与や遺言があり、遺産分割協議をする財産が無い(または少ない)といった場合は、相続人との公平を図る手段としては、遺留分侵害額請求を行うということとなります。

<イメージ図>



<注意> CはAから、9億円相当の財産を**生前贈与等**で取得、遺産分割協議の対象は1億円という場合は...
→上記**4**と、一見同じように思えるが、遺留分の計算について、当該贈与が相続開始前の10年間よりも前に行われたもので、かつ、贈与者Aと受贈者Cに、Dの遺留分を侵害する意図が全くないことが明らかな場合は、Dは遺留分侵害額請求が出来ない可能性もある。今回の民法改正の注目点の1つでもある(裏面参照)。

※**3**、**4**(<注意>も含む)は、「超過特別受益(903条2項)」が関係する(裏面参照)。

2. フローチャートイメージでお示した内容のうち、一般的に分かり難いと言われる部分（根拠条文等）

ア. 相続分を超えて財産を取得した場合（超過特別受益）は、遺産分割でそれを返還する必要はない

民法903条2項は、その文言からは読み取りにくいですが、「特定の相続人が、生前贈与や遺言でその者の相続分を超えて財産を取得した場合は、その超過部分（超過特別受益）は、遺産分割において返還する必要がない」旨、規定しています（超過特別受益が他の相続人の遺留分を侵害するときは、遺留分制度の中で対応することとなります）。

民法

（特別受益者の相続分）

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受け継ぐことができない。

3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。
（以下略）

イ. 代償分割の余地がないのに、相続人間で金銭の授受を行った場合は、「贈与」

表面の**③、④**（＜注意＞も含む）において、代償分割の余地がないのに、CからDへ、金銭の授受を行った場合は、その金銭は、Aの相続とは関係なく、単にCがDへ贈与したものと見て、贈与税の対象となります。

相続税法基本通達

（代償財産の価額）

11の2-10 11の2-9の（1）及び（2）の代償財産の価額は、代償分割の対象となった財産を現物で取得した者が他の共同相続人又は包括受遺者に対して負担した債務（以下「代償債務」という。）の額の相続開始の時点における金額によるものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、当該代償財産の価額はそれぞれ次に掲げるところによるものとする。（平4課資2-231追加、平8課資2-116、平19課資2-5、課審6-3改正）

（1）共同相続人及び包括受遺者の全員の協議に基づいて代償財産の額を次の（2）に掲げる算式に準じて又は合理的と認められる方法によって計算して申告があった場合 当該申告があった金額

（2）（1）以外の場合で、代償債務の額が、代償分割の対象となった財産が特定され、かつ、当該財産の代償分割の時点における通常の取引価額を基として決定されているとき 次の算式により計算した金額

$A \times C \div B$

（注）算式中の符号は、次のとおりである。

Aは、代償債務の額

Bは、代償債務の額の決定の基となった代償分割の対象となった財産の代償分割の時点における価額

Cは、代償分割の対象となった財産の相続開始の時点における価額（評価基本通達の定めにより評価した価額をいう。）

ウ. 遺言があっても、相続人全員が合意すれば、遺言と異なる遺産分割を行うことは可能

表面の**②～④**（＜注意＞も含む）において、相続人全員が合意すれば、実務上、遺言と異なる遺産分割を行うことは可能とされています。

＜参考＞さいたま地判 平成14年2月7日

…特定の不動産を特定の相続人に「相続させる」旨の遺言がなされた場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の受諾の意思表示にからせたとの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時（遺言の効力の生じた時）に直ちに当該不動産は当該相続人に相続により承継される。そのような遺言がなされた場合の遺産分割の協議又は審判においては、当該遺産の承継を参酌して残余の遺産の分割がされることはいくまでもないとしても、当該遺産については、上記の協議又は審判を経る余地はない。以上が判例の趣旨である（最判平成3年4月19日第2小法廷判決・民集45巻4号477頁参照）。

しかしながら、このような遺言をする被相続人（遺言者）の通常の意味は、相続をめぐって相続人間に無用な紛争が生ずることを避けることにあるから、**これと異なる内容の遺産分割が全相続人によって協議されたとしても、直ちに被相続人の意思に反するとはいえない**。被相続人が遺言でこれと異なる遺産分割を禁じている等の事情があれば格別、そうでなければ、被相続人による拘束を全相続人にまで及ぼす必要はなく、**むしろ全相続人の意思が一致するなら、遺産を承継する当事者たる相続人間の意思を尊重することが妥当である**。法的には、一旦は遺言内容に沿った遺産の帰属が決まるものではあるが、このような遺産分割は、相続人間における当該遺産の贈与や交換を含む混合契約と解することが可能であるし、その効果についても通常の遺産分割と同様の取扱いを認めることが実態に即して簡明である。**また従前から遺言があっても、全相続人によってこれと異なる遺産分割協議は実際に多く行われていた**のであり、ただ事案によって遺産分割協議が難航している実状もあることから、前記判例は、その迅速で妥当な紛争解決を図るという趣旨から、これを不要としたのであって、**相続人間において、遺言と異なる遺産分割をすることが一切できず、その遺産分割を無効とする趣旨まで包含していると解することはできない**というべきである。…

エ. 相続開始前の10年間よりも前に行われた「相続人に対する贈与」と、「遺留分算定の財産の価額」

贈与が相続開始前の10年間よりも前に行われたもので、かつ、贈与者と受贈者に、遺留分を侵害する意図が全くないことが明らかの場合等は、原則として当該贈与は遺留分算定の財産の価額に算入しないとされています。

民法

第1044条 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。

2 第904条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 相続人に対する贈与についての第1項の規定の適用については、同項中「**一年**」とあるのは「**十年**」と、「**価額**」とあるのは「**価額**（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

※当資料に記載の内容は、2021年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更する場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、（顧問）税理士等、および、法務省、経済産業省（中小企業庁）、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6520,代理店営業本部

代償金の交付により、相続人の間のバランスを図るために

遺産分割において、特定の相続人が「まとまった相続財産」を取得する代わりに、その相続人が、「自身が有する金銭」を他の相続人へ交付して、**相続人の間のバランスを図る方法が「代償分割」**です。

自社株や不動産などの「まとまった財産」が相続の対象となる場合には、それを相続する相続人が「十分な支払能力を有しているか否か」が、遺産分割を円滑に進められるか否かに大きく影響します。

生命保険を活用し、代償交付金等の財源準備を、是非、ご検討ください。

1. 遺言を作成する場合は、「相続させる」旨の遺言で、「代償分割を含めて指定」する方法のご検討を

遺産分割協議で財産を分けるのではなく、**遺言で、まとまった財産を特定の相続人に取得させる場合**にも、それにより生じる、相続人の間の不公平に対し、バランスを図るために、代償交付金をご活用いただきたいと思います。

ただし、その場合は、**次のような遺言の作成をご検討ください**。

<遺言書記載例>

土地のすべてをCに相続させる。

ただし、CはDに対し、代償金として金2500万円を支払わなければならない。

※被相続人Aさん。配偶者はなく、子はCさんとDさんの2名の場合の例。

代償金の額は下の設例を前提とした一例。

「相続させる」旨の遺言は、「『遺産分割の方法』の指定である」と言われています(最判1991年4月19日)。

そして、民法908条は、「被相続人は遺言で、遺産分割の方法を指定できる」と定めています。

言い換えれば、「相続させる」旨の遺言により、被相続人は、相続人らのために、あらかじめ遺産分割をしておく(遺産分割方法を指定してしまう)、意味合いのものです。

※当該遺言があっても、相続人全員の合意により、遺言と異なる遺産分割を行うことは可能とされています。

さて、遺産分割の方法は4つあります。

「現物分割」、「代償分割」、「換価分割」、「共有分割」。

要するに、これらの方法を活用した財産分与を「相続させる」旨の遺言の中で実現させることができる、ということです。

<参考> 2020年8月24日、東京地方裁判所(第一審)、判決(一部抜粋)

…■は、次のとおり、平成26年7月23日付けで、公正証書遺言を作成した…。

ア 株式につき、●●、▲▲、◆◆に相続させる。

イ その他財産は全て●●に相続させる。

ウ ●●は、代償金として、▲▲、▼▼及び◆◆に各2000万円を支払う。…

！ご注意ください(「遺産分割が行われない」のに、「相続人の間で、金銭を授受」した場合は…)

全ての財産を特定の相続人へ「相続させる」旨の遺言がある場合等は、遺産分割協議をすることなく、相続人は、遺言内容のとおり、財産を取得することになります。この場合に、遺言内容以外の内容で、**「相続人の間で金銭の授受を行う」となると、これは単なる当事者間の「贈与」となってしまう**。

税務取扱においても、受贈者に、**「贈与税」が課税される**、こととなります。

※特定の相続人が生前贈与や遺贈により財産を取得していた場合、その生前贈与や遺贈の金額が、その相続人の具体的相続分を超過している場合には、遺産分割において、その相続人は、超過分を返還する必要はありません(903条2項)。(相続人に対する生前贈与や遺贈が、他の相続人の遺留分を侵害しているような場合には遺留分制度の中で対応することになります)。

民法

(特別受益者の相続分)

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

(以下略)

<設例>

推定被相続人(将来、被相続人となると想定する方)Aさん。配偶者はなく、子はCさんとDさんの2名。

Aさんの遺産は「評価額6000万円の土地α」と、預金(1000万円)のみ、の見込み。

Aさんは、土地αをCさんに取得させ、Dさんに対しては、Cさんから2500万円の代償交付金を支払わせようと考えている。

まず、CさんとDさんの相続分は(6000万円+1000万円)×1/2=3500万円ずつになります。

例えばAさんが遺言で「Cに土地αを相続させる」としていた場合、Cさんは土地を取得することになります。Cさんの法定相続分は3500万円分ですが、6000万円相当の土地を取得することになるため、2500万円分、多くもらいすぎたこととなります。そのため、1000万円はDさんが受け取ることとなります(903条2項)。

このとき、Cさんとしては、CさんとDさんの公平を図るために、Dさんに2500万円を支払いたいと思っていますが、**「受遺者は、超過分を他の相続人へ支払え」との規定は存在しません**。

そのため、Cさんが、単純に2500万円をDさんへ支払ってしまった場合、それは単なる「贈与」となり、税務取扱においても、「贈与税」が課税される、ことになってしまいます。

Dさんとしては、遺留分侵害額請求権を行使できますが、その金額は、750万円(7000万円×1/2×1/2-1000万円)が限度となってしまいます。

このとき、Aさんの遺言で代償金の交付まで考慮されていれば、このような事態を避けることができます。

2. まとまった財産を取得する相続人の側に、「財源（金銭）」がなければ、代償分割はできない

当然のことですが、財源（金銭）がなければ代償金の交付はできません。

<参考> 最決2000年9月17日

…家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に、他の共同相続人に対し代償金の支払債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるが、右の特別の事由がある場合であると共同相続人の一人又は数人に**金銭債務**を負担させるためには、**当該相続人にその支払能力があることを要する**と解すべきである…

金銭以外の財産（例えば固有の不動産等）で、代償債務を「代物弁済」したときは、譲渡所得課税が生じます。

所得税基本通達

（代償分割による資産の移転）

33-1の5 遺産の代償分割（現物による遺産の分割に代え共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対する債務を負担させる方法により行う遺産の分割をいう。以下同じ。）により負担した債務が資産の移転を要するものである場合において、**その履行として当該資産の移転があったときは、その履行をした者は、その履行をした時においてその時の価額により当該資産を譲渡したことになる。**（昭52直資3-14、直所3-22追加）

（注）代償分割に係る資産の取得費については、38-7参照

（代償分割に係る資産の取得費）

38-7 遺産の代償分割に係る資産の取得費については、次による。（昭52直資3-14、直所3-22追加）

- (1) 代償分割により負担した債務に相当する金額は、**当該債務を負担した者が当該代償分割に係る相続により取得した資産の取得費には算入されない。**
- (2) 代償分割により債務を負担した者から当該債務の履行として取得した資産は、その履行があった時においてその時の価額により取得したこととなる。

代償交付金の財源準備には、生命保険の活用をご検討ください。

3. 代償交付金の財源を、生命保険を活用して準備する（主な活用ポイント）

- ①個人契約（特定の相続人を、死亡保険金受取人に指定する場合）
 - ・死亡保険金は、原則として死亡保険金受取人の「固有の財産」となります。
 - ・相続人が取得した死亡保険金は、500万円×法定相続人数分の非課税扱い（相続税法12条1項五号）があります。
 - ・保険料支払累計額に係わず、保険金額を確保できます。
- ②法人契約（死亡退職金の財源準備として）※自社株買取資金の財源としての活用等もできます。
 - ・オーナー企業の場合、死亡退職金の受給権者の定めをおくことにより、事実上の宛名付けができます。
 - ※固有の財産とまではならない場合でも、金銭を手元に取得できる点は大きい。
 - ・相続人が取得した死亡退職金は、500万円×法定相続人数分の非課税扱い（相続税法12条1項六号）があります。
 - ・保険料支払累計額に係わず、保険金額を確保でき、法人の運転資金等への影響を緩和できます。

**「相続させる」旨の遺言で、「代償分割」も含めて指定し、代償交付金の財源として
上記のような生命保険活用を行う場合の主な効果について（前述の「遺言書記載例」と「設例」をもとに）**

①相続人間の争いの回避

- 争い回避に効果的（遺言のとおり財産を取得した方が、Dさんにおいても、スムーズ）。
- ・仮に、Dさんが、遺言の無効などを主張し、争った場合、死亡保険金は遺言とは関係なくCさんが取得する。
 - ・また、それが固有の財産とされる保険金ならば、原則として、遺留分算定の財産の価額にも入らない。
 - ・したがって、Dさんにおいても、遺言のとおり代償交付を受けた方がスムーズと思われる。
- ※代償金の額については、相続時の相続財産（土地α）の評価額を想定し、十分な額を設定することが前提。

②手続きの簡便さ

- 遺言者が「相続させる」旨の遺言を行うのみ。
- ・遺産分割協議等と異なり、相続人全員の署名押印等が不要。
 - ・不動産の所有権移転登記（Aさんから、Cさんへ相続を原因とした移転登記）について、Cさんの単独申請が可能（ただし、相続発生後、速やかに行う必要あり）。
- 自筆証書遺言の方式緩和、自筆証書遺言の保管制度の創設。
- ・自筆証書遺言の作成方法が簡便となり、注目されている。
 - ・自筆証書遺言を遺言書保管所（所定の法務局）に保管する制度を利用すれば、検認不要。

③税務面

- 上記に記載内容の他にも、不動産の相続が早期に確定することにより、小規模宅地等の特例の活用も検討できる。
- ・遺産分割未済のまま、相続税の申告期限を迎えると、その場面では小規模宅地等の特例等は使えない。
- ※その他にも、土地の所有権移転登記を速やかに行えば、共同相続登記等を経由する余地がなく、登録免許税等の節減にもなる（共同相続登記後に、Cさんへの所有権移転登記を行うと、登録免許税がトータルで2回必要となる）。

少なくとも、**生命保険を活用し、相応の財源準備をしておくことで**、相続発生時において、相続人の間に対立が生じそうな場合等に、**金銭での調整を図ることができます。**

※当資料に記載の内容は、2022年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士・司法書士、（顧問）税理士等、および、法務省、経済産業省（中小企業庁）、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6113、代理店営業本部

「遺産分割」に関する、なぜ、どうして？

被相続人が遺言を作成していなかった等の場合には、**民法第900条等の規定に基づいて、法定相続分による遺産分割**を検討することとなります。

一方で、**遺言がある場合**には、**遺言で指定された内容にしたがうこととなりますが、共同相続人全員の同意により、遺言と異なる分割協議を行うことも可能**です。当資料では、遺産分割に関するいくつかのポイントにつき、ご案内いたします。

1. 法定相続分と具体的相続分について

民法は、**法定相続分**について、右表のように定めています。

相続人	配偶者の相続分	その他の者の相続分
配偶者と子	1 / 2	1 / 2 を人数で均分
配偶者と直系尊属	2 / 3	1 / 3 を人数で均分
配偶者と兄弟姉妹	3 / 4	1 / 4 を人数で均分

※兄弟姉妹の内、父母の一方のみを同じくする者は、父母の双方を同じくする者の1/2。

民法

(法定相続分)

第900条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

具体的な相続分については、相続放棄や相続分の譲渡、または、相続手続からの廃除・欠格等により、変動することもあります。ただし、一般的には、特別受益や寄与分をふまえて算定された「**みなし相続財産**」に、各自の相続分を乗じて、各相続人の一応の相続分を算定し、そこから、特別受益者については、遺贈または贈与の価額を控除し、寄与相続人については、それに寄与分の額を加えて各相続人の具体的な相続分を算出することになります。

$$\text{各相続人の具体的な相続分} = \text{みなし相続財産 ※1} \times \text{相続分 ※2} + \text{寄与分} - \text{特別受益}$$

※1 みなし相続財産＝被相続人が相続開始の時に所有した財産＋贈与－寄与分 ※2 相続分＝各自の相続分率（法定相続分または指定相続分）

※なお、「相続開始後10年を経過した場合の遺産分割は、特別受益や寄与分を考慮しない」、という新たなルールが、2023年4月1日に施行されます。詳しくは、NISSAY NEWS PRIME「今回の民法改正により、遺産分割は、家庭裁判所で行うようになる!?」にてご確認ください。

2. 分割方法について

具体的な分割方法については、以下の4種類があり、調停においては、当事者が合意すれば、どの分割方法をとることもできるとされています。ただし、一般的には、**まず「現物分割」を検討し、それが相当でない場合には「代償分割」**を検討し、代償分割もできない場合には「換価分割」を検討、共有のままとするのは、最後の手段となります。

(1) 現物分割

個々の財産の形状や性質を変更することなく行う分割。

(2) 代償分割

一部の相続人に法定相続分を超える額の財産を取得させた上で、他の相続人に対する債務を負担させる方法。

ただし、その**債務を負担することになる相続人にその資力があることが要件**となる。（裏面参照）

(3) 換価分割

遺産を売却等で換金した後に、価額を配分する方法

(4) 共有分割

遺産の一部、または全部を具体的な相続分(上記1を参照)により共有取得する方法。共有関係を解消する手続は、共有物分割請求訴訟によることになる。

<代償分割に関する条文および判例>

家事事件手続法

(債務を負担させる方法による遺産の分割)

第195条 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をする場合において、特別の事情があると認めるときは、遺産の分割の方法として、**共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対する債務を負担させて、現物の分割に代えることができる。**

最高裁判所 平成12年9月17日 決定（一部抜粋）

(前略)

家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるが、右の特別の事由がある場合であるとして**共同相続人の一人又は数人に金銭債務を負担させるためには、当該相続人にその支払能力があることを要する**と解すべきである。（以下略）

3. 2019年7月1日施行の民法(相続法)改正における遺産分割に関する規定について

(1) 相続財産である預貯金の仮払い制度等 ※2019年7月1日に施行

- ①遺産分割が終了していない時点において、**家庭裁判所の判断を経なくても**金融機関の窓口にて、「相続財産である預貯金」の一定割合(金額による上限あり)の支払を受けられるようになりました(民法909条の2)。

相続人の1人が単独で払戻しをすることができる額＝

(相続開始時の当該預貯金の額(口座ごと))×(1/3)×(当該払戻しを行う相続人の法定相続分)

※ただし、相続人の1人が1つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円まで。

例) 相続開始時の被相続人Aさんのα銀行β支店の預金残高が3000万円だとすると、相続人が2名(Cさん、Dさん)の場合、各相続人が、単独で仮払いを受けられる額は、「3000万円×1/3×1/2＝500万円」または「150万円」の小さい方となります。したがって、150万円の仮払いを受けることができます、となります。

民法

(遺産の分割前における預貯金債権の行使)

第909条の2 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の三分の一に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額(標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。)については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

「民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令」

民法第909条の2に規定する法務省令で定める額は、**150万円**とする。

※150万円という額は、遺族の当面の生活費や葬儀費用の額などが賄える水準。相続税の納税資金の額などは、考慮の対象となっていません。

- ②**家庭裁判所の判断**で仮分割の仮処分により、相続財産である預貯金の全部又は一部を仮取得できるようになりました。

例えば、家庭裁判所にて遺産分割調停(審判)が行われている際に、相続財産に属する債務の弁済や相続人の生活費の支弁などの必要がある場合には、一定の要件のもと、裁判所の判断で、「相続財産である預貯金」の全部又は一部を、その相続人に仮に取得させることができることとなりました(家事事件手続法200条3項)。

※あくまでも、遺産の分割の審判または調停の申立てが行われた場合に限りです。

家事事件手続法

(遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分)

第200条 (中略)

3 前項に規定するもののほか、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権(民法第466条の5第1項に規定する預貯金債権をいう。以下この項において同じ。)を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、**遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる**。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。(以下略)

(2) 遺産の一部を先行して遺産分割することができる旨、明文化 ※2019年7月1日に施行

遺産の一部を先行して遺産分割することも可能であると、明文化されました(民法907条)。ただし、遺産分割の際には特別受益や寄与分等も考慮することになります。一部分割の場面でそれらを考慮するのか、もしくは、それらは一部分割後の残余財産を遺産分割する際に考慮する、と後回しにするのか。そのようなことについて話し合いがまとまらず、一部分割が難しくなるのか、相続人全員が一部分割に合意できるかどうか、が重要となります。

民法

(遺産の分割の協議又は審判等)

第907条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部**又は一部**の分割をすることができる。

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部**又は一部**の分割を家庭裁判所に請求することができる。**ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。**

3 前項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部**又は一部**について、その分割を禁ずることができる。

(3) 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲 ※2019年7月1日に施行

相続人の1人又は数人により、遺産の分割前に、遺産に属する財産が処分されたときは、**その処分をした相続人の同意がなくとも**、その他の相続人が同意すれば、処分された財産を遺産分割の対象に含めることができることになりました(民法906条の2)。

民法

(遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲)

第906条の2 **遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合**であっても、共同相続人は、その**全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる**。

2 前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

※ただし、例えば、相続発生的事实を金融機関に告げずに、相続人の1人が、相続発生後に被相続人のATMカードなどを使って預金を引出していたと思われるケースにおいて、当該相続人がその事を認めない場合に、それをどのように考えるか、(防犯カメラの画像権問題等)財産の内容によっては、実態として対応が複雑となることもあるのではないかと思います。

※当資料に記載の内容は、2022年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6132/代理店営業本部

「特別受益」に関する、なぜ どうして？

相続税の計算においては、生前贈与(暦年贈与)については「相続開始前3年以内にした贈与は相続税の課税価額に加算」されます。一方、「遺産分割」の場面においては、生前贈与が「特別受益」となる場合は、それが何年前になされた贈与であっても、持戻しの対象となります。なお、「遺留分算定の財産の価額」への持戻しは「特別受益とは異なるルール」となるため、留意が必要です(2019年7月1日施行)。当資料では「遺産分割」における「特別受益」の取扱いについて、概要をご案内いたします。

1. 「特別受益」は、「みなし相続財産」として、「相続財産」へ持戻しされる

民法は、特別受益について、以下のように定めています。

民法

(特別受益者の相続分)

第903条 共同相続人中に、被相続人から、**遺贈**を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは**生計の資本として贈与**を受けた者があるときは、**被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし**、第900条から第902条までの規定により**算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。**

- 2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
- 3 被相続人が前二項の規定と異なった意思表示をしたときは、その意思に従う。
- 4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思表示をしたものと推定する。

(配偶者居住権)

第1028条 被相続人の配偶者(以下この章において単に「配偶者」という。)は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物(以下この節において「居住建物」という。)の全部について無償で使用及び収益をする権利(以下この章において「配偶者居住権」という。)を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあつては、この限りでない。

- 一 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
 - 二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
 - 三 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。
- 3 第903条第4項の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。**

- (1) 「相続開始後10年を経過した場合の遺産分割は、特別受益や寄与分を考慮しない」、という新たなルールが、2023年4月1日に施行されます。(詳しくは、NISSAY NEWS PRIME「今回の民法改正により、遺産分割は、家庭裁判所で行うようになる!」にてご確認ください。)
- (2) 「遺贈」とは、遺言によって遺言者の財産の全部または一部を無償で譲り渡すことであり、相続人に対して行われた**遺贈は全て特別受益となります。**
- (3) 「生前贈与」は、相続財産の前渡しとみられる贈与であるか否かを基準として判断されます。
※婚姻または養子縁組のための贈与としては、例えば、**持参金や支度金等は一般的に特別受益になる**が、結納金や挙式費用等は親の社交上の出費としての性質が強いとして、特別受益にはならないと考えられる。ただし、個々の事情を考慮して判断される。
※学費については、特定の相続人だけが、**私立の医科大学の入学金のように特別に多額の受益を受けていたような場合**でない限り、親の資産状況・社会的地位に照らし、子に対する扶養義務の履行に基づく支出とみるのが一般的とされている。

東京高等裁判所 平成17年10月27日 決定(一部抜粋)

(前略)

相手方は、〇〇〇〇大学に入学し、卒業後も被相続人から費用負担を受け、平成8年に35歳で医師免許を取得した。(中略)
いずれも生計の資本として付与されたものというべきであるから、以下の合計額3001万円(相続開始時における評価額)が**特別受益と認めることができる。**

(イ) その具体額は次のとおりと認められる。

- a 大学受験予備校に通学した学費(3年分) 192万円
 - b 大学受験料 3年分 64万円
 - c 大学授業料(平成元年度から平成5年度までの授業料) 850万円
 - d 大学5年間の生活費月額12万円 720万円
 - e 国家試験受験予備校の費用(授業料年額180万円の2年分。夏期講習20万円) 380万円
 - f 国家試験受験中(2年間)の生活費月額12万円 288万円
 - g 自動車2台 402万円
 - 維持費(自動車税等) 105万円
 - 合計 3001万円
- (以下略)

※「**生計の資本としての贈与**」とは、生計の基礎として役立つような財産上の給付をいいます。「生計の資本」であるかどうかは、贈与金額、贈与の趣旨等から判断されるが、**相続分の前渡しと認められる程度に高額な贈与は、原則として特別受益**となるとされています。

2. 「持戻し免除の意思表示」とは…

民法903条3項にて規定するとおり、被相続人は、**遺言等で意思表示することにより、特別受益者の受益分の持戻しを免除することができます。**

また、婚姻期間20年以上の夫婦間の自宅の贈与(民法903条4項)や、婚姻期間20年以上の夫婦間の配偶者居住権の遺贈(民法1028条3項)については、持戻し免除の意思表示が推定されることとされています(2019年7月1日施行)。

※なお、遺留分の算定においては、特別受益とは別の考え方となっており、相続人に対する贈与は(贈与者と受贈者双方が、その贈与により、遺留分権利者に損害が加わると知って贈与をした場合以外は)、相続開始前の10年間よりも前にしたものについては、「遺留分算定の財産の価額」に算入しないこととなっています(民法1044条)。

民法

第1044条 贈与は、**相続開始前の一年間にしたものに限り**、前条の規定により**その価額を算入する**。**当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**

- 2 第904条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。
- 3 **相続人に対する贈与**についての第1項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「**十年**」と、「価額」とあるのは「**価額(婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。)**」とする。

3. 「特別受益」の価額は…

特別受益の評価基準時は、「相続開始時」とされています。

(1) 特別受益が「金銭」の場合

原則として**貨幣価値の変動を考慮して算定**します。具体的には、**消費者物価指数を参考**にしています。

最高裁判所 昭和51年3月18日 判決（一部抜粋）
（前略）

被相続人が相続人に対しその生計の資本として贈与した財産の価額をいわゆる**特別受益**として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合に、右贈与財産が**金銭であるときは、その贈与の時の金額を相続開始の時の貨幣価値に換算した価額をもつて評価すべき**ものと解するのが、相当である。ただし、このように解しなければ、遺留分の算定に当たり、相続分の前渡しとしての意義を有する特別受益の価額を相続財産の価額に加算することにより、共同相続人相互の衡平を維持することを目的とする特別受益持戻の制度の趣旨を没却することとなるばかりでなく、かつ、右のように解しても、取引における一般的な支払手段としての金銭の性質、機能を損う結果をもたらすものではないからである。これと同旨の見解に立つて、贈与された金銭の額を**物価指数に従って相続開始の時の貨幣価値に換算**すべきものとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。
（以下略）

(2) 特別受益が「金銭以外」の場合

受贈当時の価格にかかわらず、相続開始時の価額で判断します。

大阪高等裁判所 平成11年06月08日 判決（一部抜粋）
（前略）

一 **aは、平成元年二月 a の全財産を控訴人に贈与する旨の自筆証書遺言をし、平成四年八月死亡した。**a の相続人は、a の子である控訴人及び被控訴人らである。そこで、被控訴人らは控訴人に対し、遺留分減殺の意思表示をした上、本訴で遺留分減殺を請求した。

二 a の遺産は、別紙遺産目録Ⅰ記載の不動産、同Ⅱ記載の債権、同Ⅲ記載の預金である。**aは、生前、いずれも生計の資本として、控訴人、被控訴人らに対し、次のとおり贈与していた。**

1 a は昭和六三年五月控訴人に対し、別紙生前贈与目録Ⅰ記載の農地（以下、本件農地という）の所有権及び小作権を贈与した。

2 a は昭和四三年頃被控訴人 e に対し、同目録Ⅱ記載の「e」欄の土地建物（**被控訴人 e の土地建物**）を贈与した。

3 a は、昭和四三年から昭和四五年にかけて、被控訴人 b に対し、同目録Ⅱ記載の「b」欄の土地建物（以下、**被控訴人 b の土地建物**という）を贈与した。（中略）

第五 遺産、生前贈与財産の評価額（争点3）の検討

控訴人は、原判決が認定した26、27の小作権価額が不満であるという。（中略）

d 鑑定（甲A一〇）は、**被控訴人 e 土地**の接道状況も十分に斟酌した上で、右土地の**平成四年八月二三日時点での評価額**を、一平方メートル当たり七万三〇〇円と認定している。（中略）

d 鑑定（甲A一〇）は、**被控訴人 b の土地について**、被控訴人 e の土地の西隣ではあるが、接道状況が良好なので、**平成四年八月二三日時点での評価額**を、一平方メートル当たり九万一二〇〇円と評価している。（中略）

原判決が被控訴人 e 土地の評価額を認定するに当たり、盛り土工事費用、ブロック工事費用、上水道敷設工事費用を控除していないことが不当であると認められない。その理由は、原判決が三三頁三行目から九行目にかけて詳細に説示するとおりである。被控訴人 e の主張は、原判決を正解しないものであり、採用できない。

（以下略）

福岡地方裁判所 平成14年01月31日 判決（一部抜粋）
（前略）

甲は、平成10年6月28日死亡した。相続人は別紙相続関係図記載のとおりであって、原告は、6分の1の法定相続分、12分の1の遺留分を有する。（中略）

原告は、被告に対し、平成11年6月16日付内容証明郵便で遺留分減殺権の行使をし、同書面は翌17日に到達した。（中略）

被告は、Aの土地を原告が自己所有として売却したものを、甲が追認することによって、同売買契約は有効になったものであり、売買代金4500万円を原告が費消していることからすると、甲がAの土地を原告に贈与し、原告が売却したものと解すべきである旨主張するところ、**原告は、Aの土地の売主は甲であって、その売却代金4500万円の贈与を受けたにすぎない旨主張**し、原告の主張に沿う丙の陳述書（甲38）及び証言並びに原告本人の供述がある。（中略）

Aの土地の**平成11年度の固定資産税評価額は7355万2561円**であることが認められるものの、同土地が道路用地して減歩されて659平方メートルとなっていることは争いがなく、**減歩前のAの土地の面積（687・6平方メートル）に合わせた評価額は7674万4675円**となる。（中略）

原告の遺留分額は、甲の死亡時における積極財産である別紙遺産目録一、二の不動産の評価額、同三の預貯金の合計28億9432万2234円に甲の原告に対する貸金150万円を加え、更に**前記原告に贈与されたAの土地の評価額7674万4675円を加算**した29億7256万909円から負債総額16億3283万7682円を控除した13億3972万9227円に原告の遺留分割合12分の1を乗じた1億1164万4102円となるところ、原告が甲から受けたAの土地の評価額7674万4675円及び遺言によって受領した200万円を控除した額である3289万9427円が具体的遺留分額となる。

（以下略）

4. 「相続人への贈与」が特別受益となるなら、「相続人以外の者へ贈与」してしまえば…

相続人の配偶者（相続人以外の者）への贈与を、**相続人への特別受益とみなして**、調整を図る裁判例もあります。

<参考>福島家庭裁判所白河支部審判 昭和55年5月24日

…通常配偶者の一方に贈与がなされれば、他の配偶者もこれにより多かれ少なかれ利益を受けるのであり、場合によっては、直接の贈与を受けたのと異ならないこともありうる。遺産分割にあたっては、当事者の実質的な公平を図ることが重要であることは言うまでもないところ右のような場合、形式的に贈与の当事者でないという理由で、相続人のうちある者が受けている利益を無視して遺産の分割を行うことは、相続人間の実質的な公平を害することになるのであって、贈与の経緯、贈与された物の価値、性質これにより相続人の受けている利益などを考慮し、**実質的には相続人に直接贈与されたのと異ならないと認められる場合には、たとえ相続人の配偶者に対してなされた贈与であつてもこれを相続人の特別受益とみて、遺産の分割をすべき**である。…

※当資料に記載の内容は、2022年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更する場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、（顧問）税理士等、および、法務省、経済産業省（中小企業庁）、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6133、代理店営業本部

「遺留分侵害額請求」に関する、なぜ、どうして？

「遺産分割」の場面においては、生前贈与が「特別受益」となる場合は、それが何年前になされた贈与であっても、持戻しの対象となります。

他方、「遺留分算定の財産の価額」の計算においては、「特別受益」とは異なる考え方となっています。

当資料では、「遺留分侵害額請求」に関して、概要をご案内いたします。

1. 遺留分制度について

本来、被相続人は自己の財産を自由に処分することができるはずですが、

しかし、他方で、遺族、相続人の側から考えたときに、「遺族の生活保障」や「遺産の形成に貢献した遺族の潜在的持分の清算」等も考慮すべきであり、それらの調和を図る観点から、遺留分制度が設けられたと言われています。

(1) 遺留分の算定方法について

遺留分の算定方法について、民法では以下のように定めています。

民法

(遺留分の帰属及びその割合)

第1042条 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第1項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

一 直系尊属のみが相続人である場合 三分の一

二 前号に掲げる場合以外の場合 二分の一

2 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第900条及び第901条の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。

(遺留分を算定するための財産の価額)

第1043条 遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする。

2 条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。

第1044条 贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。

2 第904条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 相続人に対する贈与についての第1項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

上記のように「遺留分算定の財産の価額」の計算においては、相続人への贈与は、原則として、相続開始前10年間にされたものに限って、加味することになっています。

遺留分算定の
財産の価額

=

相続時の財産の価額
(遺贈を含む)

+

被相続人が生前に贈与した価額
(原則として相続開始前10年間にしたものに限る)

— 相続
債務

他方、「遺産分割」においては、何年前に行われた贈与も加味します(903条)。

※2019年7月1日の改正法施行前は、遺留分を考える際にも、遺産分割の特別受益の規定(903条)を準用することとなっていたが(旧1044条)、改正により上記のように遺留分を考える際には別の規定が設けられました(新1044条3項)。

※なお、「相続開始後10年を経過した場合の遺産分割は、特別受益や寄与分を考慮しない」、という新たなルールが、2023年4月1日に施行されます。
詳しくは、NISSAY NEWS PRIME「今回の民法改正により、遺産分割は、家庭裁判所で行うようになる!？」にてご確認ください。

設例で考える

被相続人A、相続人はAと亡Bとの間の子2名(C、D)。

相続発生前15年前にAはCへ自社株(5億円相当)を生前贈与。別途、自社株(4億円相当)をCへ遺贈する旨の遺言をしていた。遺産分割協議の対象財産は預金1億円。(寄与分も相続債務もない場合の例)

◆遺産分割における「(民法上の)みなし相続財産」は、「10億円」

(民法上の)
みなし相続財産10億円

=

相続時の財産の価額
預金1億円+遺贈された自社株4億円

+

生前贈与
15年前に贈与された自社株5億円

◆遺留分算定の財産の価額は、原則として「5億円」

遺留分算定の財産の
価額 5億円

=

相続時の財産の価額
預金1億円+遺贈された自社株4億円

✖

生前贈与
原則として、15年前の贈与は除外

(2)「双方害意」について

1044条は相続人への贈与について、相続開始前の10年間にしたものに限って「遺留分算定の財産の価額」に算入するとしつつも、**「当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って」贈与をしたとき**は、その贈与が**相続開始前の10年より前にしたものであっても**、それを、**「遺留分算定の財産の価額」に算入**する旨、規定しています。

贈与者と受贈者の双方に害意（「双方害意」）がある場合における前述の設例の計算は、以下のようになります。

◆**遺留分算定の財産の価額**は、AとCの**双方に害意がある場合**は「10億円」

遺留分算定の財産の
価額 **10億円**

=

相続時の財産の価額
預金1億円+遺贈された自社株4億円

+

生前贈与
15年前に贈与された自社株5億円

「双方害意」の有無をどのように判断するのかについては、確定した判例があるとは言えず、相続人の間で意見が対立することもあります。

2. 遺留分侵害額請求について

遺留分を侵害された相続人は、遺留分侵害額を金銭で請求することとなっており、遺留分侵害額の算定方法については、以下のよう定められています。

民法

（遺留分侵害額の請求）

- 第1046条 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する**金銭の支払を請求**することができる。
- 1 遺留分侵害額は、第1042条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。
 - 2 遺留分権利者が受けた遺贈又は第903条第1項に規定する贈与の価額
 - 3 第900条から第902条まで、第903条及び第904条の規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額
 - 4 被相続人が相続開始の時に所有した債務のうち、第899条の規定により遺留分権利者が承継する債務（次条第3項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

前述の設例において、遺産分割でDが1億円を取得し、**遺留分算定の財産の価額が10億円**として、遺留分侵害額を計算すると、次のようになります。

遺留分侵害額
1.5億円

=

遺留分算定の財産の
価額 **10億円**

$\times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$

－

Dが遺産分割で取得した額
1億円

（遺留分の割合）（法定相続割合）

3. 遅延損害金について

遺留分侵害額請求がなされたにもかかわらず、遺留分義務者がその金銭支払をしない場合は、民法の法定利率で遅延損害金が発生することになります。

（参考：第196回国会 参議院法務委員会 第21号、2018年7月5日（木）より、小野瀬厚政府参考人の答弁を一部抜粋）

…遺留分権利者の権利行使の意思表示は、遺留分侵害額に相当する金銭債権を発生させる形成権の行使でございまして、その行使に当たりましては、必ずしも金額を明示して行う必要はないものと考えられます。また、その形成権の行使によって客観的に生じた金銭債務は、期限の定めのない債務となるものと考えられます。したがって、**遺留分権利者が具体的な金額を示してその履行を請求した時点で初めて履行遅滞に陥る**こととなるというふうに考えられます。

もっとも、遺留分権利者が**当初から具体的な金額を示して金銭の支払を求めていた場合には**、遺留分に関する権利を行使する旨の形成権の行使と金銭債務の履行請求とを同時に行ったことになりますから、**その時点から金銭債務は履行遅滞と陥る**こととなります。…

※なお、遺留分義務者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます（1047条5項）。

4. 遺留分侵害額請求権行使の期限について

遺留分侵害額請求権の行使の期限については、以下のよう定められています。

民法

（遺留分侵害額請求権の期間の制限）

第1048条 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを**知った時から一年間**行使しないときは、時効によって消滅する。**相続開始の時から十年**を経過したときも、同様とする。

※当資料に記載の内容は、2022年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、（顧問）税理士等、および、法務省、経済産業省（中小企業庁）、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6134/代理店営業本部

経営承継円滑化法の「民法特例」の概要

平成20年10月1日に施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（いわゆる「経営承継円滑化法」）は、いわゆる「事業承継税制」や「融資制度（金融支援措置）」とともに、「民法特例」制度を新設しました。「民法特例」は、事業承継に関する遺留分の問題へ対応する際に、是非検討すべき制度です。当資料ではその概要をご案内します。

1. 「民法特例」の概要と要件

「民法特例」は、以下に示す一定の贈与等がなされた財産に関して、民法の遺留分に関する規定について、「除外合意」や「固定合意」といった形で、特例的な対応を認めるものです。

＜民法特例の要件の全体像＞

特例中小企業者（法3条1項）

中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件（*1）に該当する非上場会社
（*1）一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件・・・3年以上継続して事業を行っていること（施行規則2条）

旧代表者（法3条2項）

- ・特例中小企業者の**代表者であった者又は代表者である者**
- ・その**推定相続人のうち少なくとも一人に対して**特例中小企業者の**株式等を贈与**したもの

旧代表者

株式等の贈与

合意の必要条件

- ①当事者（旧代表者の**推定相続人全員**）の**合意**
- ②**合意の対象となる株式等を除くと、後継者が議決権の過半数を確保することができないこと**
- ③**以下の場合に非後継者がとることができる措置の定めがあること**
 - ・後継者が合意対象の株式等を処分した場合
 - ・旧代表者生存中に後継者が代表者でなくなった場合

後継者（法3条3項）

- ・旧代表者から特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は贈与を受けた者から**株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者**
- ・特例中小企業者の総株主又は総社員の**議決権の過半数**を有している者
- ・特例中小企業者の**代表者**

後継者

非後継者

非後継者

合意の当事者：
旧代表者の推定相続人（遺留分権利者）全員

除外合意

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等を遺留分を算定するための財産の価額から除外

and
/or

固定合意

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等の評価額を合意時で固定

※弁護士、公認会計士、税理士等による証明が必要

+

(option)

以下の財産を遺留分を算定する財産の価額から除外

- 後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等以外の財産（事業用不動産等）**
- 非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産（代償財産）**

出典：平成26年3月中小企業庁「経営承継円滑化法の施行状況について」

※対象となる中小企業者は、法2条で定める会社または、個人で、医療法人や社会福祉法人、外国法人は該当しません。（合資会社、合名会社、合同会社は、対象となります。）

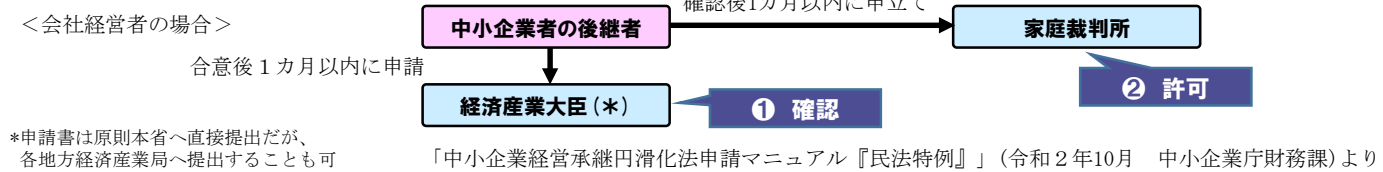
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（一部抜粋）
（定義）

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

2. 「経済産業大臣の確認」と、「家庭裁判所の許可」

民法特例を利用するには、適用要件を満たした上で、「推定相続人全員の合意」を得て、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受けることが必要。



3. 合意書の一例(後継者が推定相続人である場合) 中小企業庁HP 令和2年10月1日更新より

合 意 書

旧代表者Aの遺留分を有する推定相続人であるB、C及びDは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下、単に「法」という)に基づき、以下のとおり合意する(以下「本件合意」という。)

(目的-法7条1項1号)
第1条 本件合意は、BがAからの贈与により取得したY社の株式につき遺留分の算定に係る合意等を行うことにより、Y社の経営の承継の円滑化を図ることを目的とする。

(確認-法3条2項及び3項)
第2条 B、C及びDは、次の各事項を相互に確認する。
①AがY社の代表取締役であったこと。
②B、C及びDがいずれもAの推定相続人であり、かつ、これらの者以外にAの推定相続人が存在しないこと。
③Bが、現在、Y社の総株主(但し、株主総会において決議を行うことができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権○○個の過半数である○○個を保有していること。
④Bが、現在、Y社の代表取締役であること。

(除外合意、固定合意-法4条1項1号及び2号)
第3条 B、C及びDは、BがAからの令和○○年○○月○○日付け贈与により取得したY社の株式○○株について、次のとおり合意する。
①上記○○株うち□□株について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。
②上記○○株うち△△株について、Aを被相続人とする相続に際し、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を○○○○円(1株あたり☆☆☆円。弁護士××××が相当な価額として証明したもの。)とする。

(後継者以外の推定相続人がとることができる措置-法4条4項)
第4条 Bが第3条の合意の対象とした株式を処分したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ、Bが処分した株式数に○○○万円を乗じて得た金額を請求できるものとする。
2 BがAの生存中にY社の代表取締役を退任したときは、C及びDは、Bに対し、それぞれ○○○万円を請求できるものとする。
3 前2項のいずれかに該当したときは、C及びDは、共同して、本件合意を解除することができる。
4 前項の規定により本件合意が解除されたときであっても、第1項又は第2項の金員の請求を妨げない。

(法4条1項の株式等以外の財産に関する合意-法5条)
第5条 B、C及びDは、BがAからの令和○○年○○月○○日付け贈与により取得した○○について、Aを被相続人とする相続に際し、その価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。

(衡平を図るための措置-法6条)
第6条 B、C及びDは、Aの推定相続人間の衡平を図るための措置として、次の贈与の全部について、Aを被相続人とする相続に際し、その相続開始時の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないことを合意する。
①CがAから令和○○年○○月○○日付け贈与により取得した現金1,000万円
②DがAから令和○○年○○月○○日付け贈与により取得した下記の土地
○○所在○○番○○宅地○○㎡

(経済産業大臣の確認-法7条)
第7条 Bは、本件合意の成立後1ヵ月以内に、法7条所定の経済産業大臣の確認の申請をするものとする。
2 C及びDは、前項の確認申請手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同確認申請手続に協力するものとする。

(家庭裁判所の許可-法8条)
第8条 Bは、前条の経済産業大臣の確認を受けたときは、当該確認を受けた日から1ヵ月以内に、第3条ないし第6条の合意につき、管轄家庭裁判所に対し、法8条所定の許可審判の申立をするものとする。
2 C及びDは、前項の許可審判申立手続に必要な書類の収集、提出等、Bの同許可審判手続に協力するものとする。

以上の合意を証するため、本書○通を作成し、各推定相続人が署名捺印する。

令和○○年○月○日

本籍
住所
推定相続人 ○○ ○○ 印

本籍
住所
推定相続人 ○○ ○○ 印

本籍
住所
推定相続人 ○○ ○○ 印

※当資料に記載の内容は、2021年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

円滑な遺産分割のために是非、生命保険をご活用ください

相続が発生し、遺産分割で相続人らが対立して、協議がまとまらないような状況となると、それら遺産の管理等に一定の制約が生じるだけでなく、相続税の特例が使えないケースや、相続人間の関係性への影響等々、様々な面で支障が生じることが考えられます。
やはり、**円滑な遺産分割**が望ましく、そのために、**生命保険**(個人契約、法人契約)をどの様に活用していくか、概要を整理しました。

1. “遺産分割で対立したら、早めに家庭裁判所の関与を” という新ルール (2023年4月1日施行)

(1) そもそも、税の特例を活用するためにも…

例えば、相続税の「小規模宅地等の特例」や「配偶者税額軽減特例」などの適用を受けるためには、**対象となる財産を誰が継ぐのか**、相続税の申告期限までに**決定していることが前提**※1となります。

※1：相続税の申告期限までに「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出し、その後、3年以内において、遺産分割が終了した際に、遡って当該特例の適用を受けるという方法もあります。

円滑な遺産分割が望ましいが…

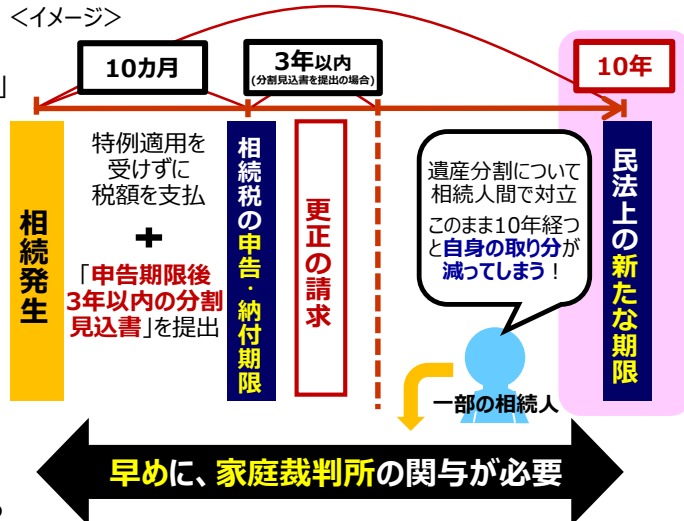
(2) 家庭裁判所は、公平を重視する

ところで、民法には「相続人はいつでも遺産の分割をすることができる」旨の定め(民法907条)があります。

しかし、遺産分割未了のまま数世代が経過し、現在の所有者が誰か分からない土地(所有者不明土地)が増大。そういった問題へ対処するために、遺産分割に、**民法上の新たな期限**が設けられました(2023年4月1日施行)※2。

この民法上の新たな期限とは、簡潔に言えば、“遺産分割で対立したら、早めに家庭裁判所の関与を”、もし、**そのまま10年経過してしまつたら**、一部の相続人は**取り分が減ってしまう**ことがありますよ、というものです。**家庭裁判所**の調停・審判等は、**公平が重視**されます。※2：2023年4月1日施行の遺産分割の新ルールについては、NISSAY NEWS PRIME「今回の民法改正により、遺産分割は、家庭裁判所で行うようになる!」をご参照ください。

家庭裁判所の関与が増える!? 家庭裁判所は公平を重視



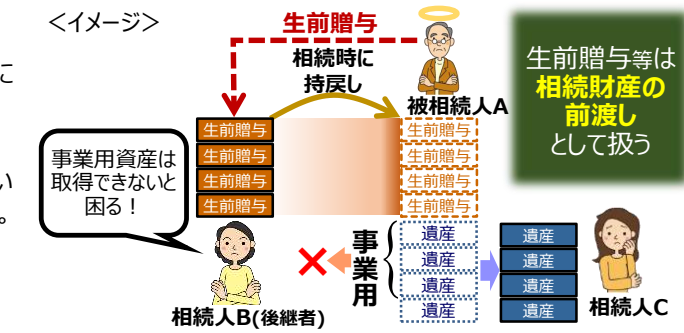
2. (特に、親族内承継においては) オーナー経営者の相続は、相続人間のバランスに留意

本来、**遺産分割は公平**に行うものです。

例えば、右図のように、被相続人Aの遺産が「4」であり、その遺産の中に事業に使っている資産「3」が含まれていたとします。

遺産分割において、**生前贈与等は相続財産の前渡し**として扱うため、すでに、被相続人Aから、生前贈与を(相続時の時価が)「4」、受けている後継者Bは、何ら遺産を取得することはできない、ということになります。事業用資産も含め、遺産のすべてを、子Cが取得することになります。

後継者が多く取得するためには…



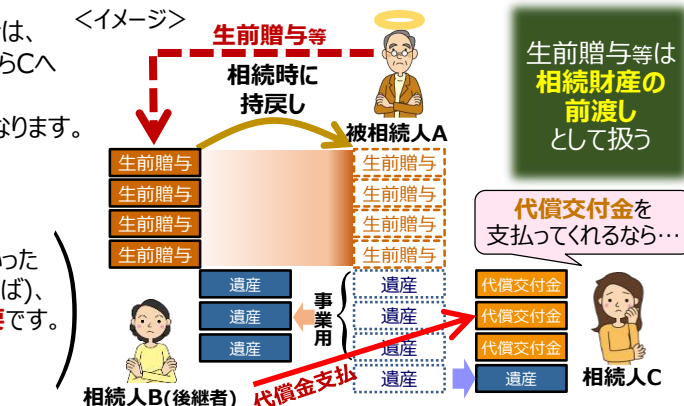
3. 相続人間の話し合いでも、家庭裁判所が関与しても、調整財源は大切

会社の運営上、後継者Bが、事業用資産を継ぐ必要があるという場合は、Bが、当該遺産「3」を取得する代わりに、別途、その分の代償金をBからCへ支払うという、遺産分割(**代償分割**)を行うことができます。なお、代償分割は、**Bに十分な代償金支払財源があることが条件**となります。

十分な代償金支払財源が必要

(他方、例えば被相続人Aが、生前に「すべての財産をBに相続させる」といった趣旨の遺言を作成していた場合には(遺言の有効性等に問題がないならば)、相続財産のすべてをBが取得することになりますが、**遺留分の検討は必要**です。)

遺留分への対応財源も必要



4. 円滑な遺産分割のために、生命保険(個人契約、法人契約)の活用を！

オーナー経営者の相続(特に親族内承継)の特徴をまとめると…

後継者(子)が、先代経営者(親)の財産の多くを継ぐ必要がある

(生前贈与等も含む)

そうすると、他の相続人との間で、取り分の**バランスが問題**となる

遺産分割、遺留分対応には、**後継者に十分な財源準備**が必要

(代償交付金支払や、遺留分侵害額支払のために)

遺産分割で対立すると、早めに**家庭裁判所の関与**(調停・審判)が必要

遺産分割を**当事者間で行う**ときも、**家庭裁判所の関与**となった場合も…

遺言があり、**遺留分に対応する**場合も…

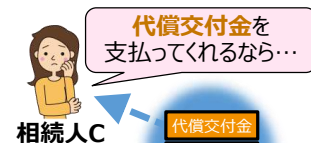
後継者に十分な財源準備が必要 → **相続の財源準備は生命保険で！**

<イメージ>

遺産分割を行う場合

—当事者間の**合意**でも…

—**家庭裁判所**の対応でも…



相続時の財産のすべてについて**遺言**がある場合

Bは、すぐに、**現金で遺留分侵害額**を支払え！

被相続人から、**相続人B**が多くの財産を取得

(1) 個人契約の生命保険活用例

<契約者・被保険者が同人でご加入いただく場合の主なポイント>

契約者(保険料負担者)：A 被保険者：A 死亡保険金受取人：B

➢ Bへ支払われた死亡保険金のうち、「**500万円×法定相続人の数**」の金額までは、相続税非課税(相続税法第12条1項5号)
※BがAの相続人の場合

➢ Bへ支払われた死亡保険金は、**原則として、Bの固有の財産**

<契約者・死亡保険金受取人が同人でご加入いただく場合の主なポイント>

契約者(保険料負担者)：B 被保険者：A 死亡保険金受取人：B

➢ Bへ支払われた死亡保険金は、**相続税の課税対象外**(一時所得)

➢ (Aの相続発生前に) 死亡保険金受取人の変更ができるのは、B(被保険者の同意が前提)

※要は、**Aは死亡保険金受取人の変更ができない**

➢ B(後継者)が支払う保険料については、Bの役員報酬増額、Aからの金銭の贈与等で対応するケースもある

(2) 法人契約の生命保険活用例

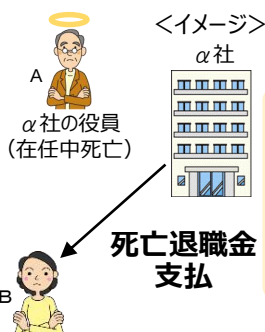
※十分な財源準備のために、個人契約、法人契約の両方の活用をご検討ください

契約者(保険料負担者)：会社 被保険者：A 死亡保険金受取人：会社

<会社へ支払われた死亡保険金を財源に、後継者Bが会社から金銭を受け取る主なパターン>

① 死亡退職金を、Bへ支払う

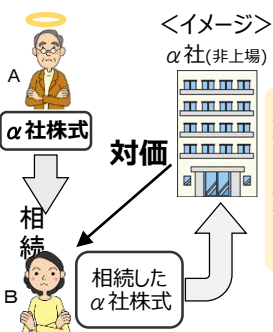
Aに相続が発生した際の**株主総会で決定し、支払**
(Aの役員在任中死亡という前提)



- 会社に**支払財源**が必要
(Aの相続発生タイミングが必要)
- **相続税の非課税枠**あり
(500万円×法定相続人の数)
※死亡保険金の非課税枠とは別枠

② Bから会社が自社株買取を行い、Bへ金銭を支払う

BがAから、相続で取得した自社株の一部等を、**株主総会で決定し、買取**
(売渡株主以外の過半数の賛成が前提)



- 会社に**支払財源**が必要
(Aの相続発生タイミングが必要)
- 譲渡における**税務の特例**も活用可
(みなし配当課税の特例<租税特別措置法9条の7>)

※当資料に記載の内容は、2022年5月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。詳しくは検討にあたっては、ご提案書等に記載の「法人向け保険商品のご加入に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

生22-2864,代理店営業本部

オーナー経営者様へ 会社が発行することができる「株式の種類」をご存じですか？

会社が発行する株式については、定款で何も定めなければ、会社法によりその権利内容がすべて同一の株式となります。一方、定款で定めをおく場合には、一定の事項に関し、権利内容の異なる株式を発行することができます。

当資料では、非上場企業の事業承継をご検討される際等に、ご参考となるよう、基本的な概要をまとめました。

1. 株式の「種類」と「内容」

株式の種類は、大きく3つに分類することができ、主に、会社法107条～109条に規定される。

株式の種類	株式の内容	
普通株式	権利内容がすべて、会社法によって自動的に定まり、同一	
特別な内容の株式(会社法107条)	権利内容が、異なる (定款で特別な定めをおくもの)	発行する全部の株式の内容として特別な定めをおくもの
種類株式(会社法108条1項)		権利の内容の異なる複数の種類の株式を発行する旨、定めるもの
属人的みなし種類株式(会社法109条2項)		保有株式の性質とは無関係に属人的な取扱いを定めるもの

(1) 特別な内容の株式（会社法107条）

会社が発行する全部の株式の内容として、特別な定めをおくもの。特別な定めは、3つの事項に限定。

→当該定めを設ける定款変更は、株主総会の「特別決議」（会社法309条2項11号）。但し、下記①はいわゆる「三分の二特殊決議」（同条3項1号）。

①譲渡制限

譲渡による当該株式の取得について、当該株式会社の承認を要すること(1号)

②取得請求権

当該会社について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること(2号)

③取得条項

当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること(3号)

(2) 種類株式（会社法108条1項）

権利の内容の異なる複数の種類の株式を発行する旨、定めるもの。種類株式としての定めは、9つの事項に限定。

→当該定めを設ける定款変更は、株主総会の「特別決議」（会社法309条2項11号）。

①譲渡制限

譲渡による当該種類の株式の取得について、当該株式会社の承認を要すること(4号)

②取得請求権

当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること(5号)

③取得条項

当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること(6号)

④配当（優先株式・劣後株式）

当該種類の株式について、剰余金の配当に関し、他の種類の株式(含、普通株式)よりも優先(劣後)的な地位を与えること(1号)

⑤残余財産の分配（優先株式・劣後株式）

当該種類の株式について、残余財産の分配に関し、他の種類の株式(含、普通株式)よりも優先(劣後)的な地位を与えること(2号)

⑥議決権制限（一部議決権制限・完全無議決権）

当該種類の株式について、株主総会の全部または一部の議決権を行使することができないこと(3号)

⑦全部取得条項

当該種類の株式について、株主総会の特別決議(309条2項3号)により当該株式会社がその全部を取得できること(7号)

⑧拒否権

株主総会、取締役会、清算人会における決議のほか、当該種類の株式の種類株主総会の決議を必要とすること(8号)

⑨取締役・監査役選任権

当該種類の株式の種類株主総会で、取締役又は監査役を選任できること(9号)

※委員会設置会社及び公開会社は、当該種類株式を発行することができない(1項ただし書き)

(3) 属人的みなし種類株式（会社法109条2項）

保有株式の性質とは無関係に属人的な取扱い（株主ごとに異なる取扱いとする旨）を定めるもので、株主平等原則の例外。
※非公開会社は、株主の個性に重きが置かれており、株式でなく、個々の株主ごとに異なる取扱いをすることを認めてもよいという趣旨。
→非公開会社のみ定めを設けることが可能。
→当該定めを設ける定款変更は、株主総会の「特殊決議（いわゆる4項特殊決議）」（309条4項）が必要。
→以下の3つの事項について、種類株式とみなして、会社法第2編（株式会社）、第5編（組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転）の規定を適用。（109条3項）

- ① **配当** 剰余金の配当に関し、株主ごとに異なる取扱いとする旨を定めること
- ② **残余財産の分配** 残余財産の分配に関し、株主ごとに異なる取扱いとする旨を定めること
- ③ **議決権** 議決権に関し、株主ごとに異なる取扱いとする旨を定めること

2. 具体的活用例

非上場企業の事業承継等をご検討される際に、ご参考となるような活用例について、その一部をご案内します。

活用イメージ① 「配当優先取得条項付無議決権種類株式」

非上場のα社は、株主A、B、Cの内、AとBが保有する株式の一部を、従業員持株会を設立して、同会に譲渡するにあたり、福利厚生目的を明確化するため、優先配当を行うこととし、同会の解散時には、予め定めた価額で株を買取れるように、また、同会の議決権行使に会社の関与が疑われないようにしたい、と考えた。

- ① 株主総会の特別決議で、既発行の株式に、配当優先、取得条項、無議決権を付する旨の定款変更を決議（466条、309条2項11号）。
- ② A、Bの有する普通株式の一部を「配当優先取得条項付無議決権種類株式」へ内容変更するにあたり、全株主の同意が必要。

活用イメージ② 「全部取得条項付種類株式」

非上場のα社の株主の持株割合は、オーナー経営者A60%、後継者（Aの子）C25%、親族外のZ15%である。ここ数年、Zとオーナー家は深刻に対立しており、経営の安定を考え、Zが保有するα社株式を強制的に会社が取得できないか、と考えた。

- ① 株主総会の特別決議で、すべての既存株式（普通株式）に全部取得条項付を付す定款変更（111条2項、108条1項7号）をする。
※通常の定款変更手続（466条、309条2項11号）に加え、当該種類株式の種類株主総会の特別決議が必要（111条2項、108条1項7号、324条2項1号）。
- ② 同じ株主総会の特別決議で、当該全部取得条項付種類株式をα社が自己株取得する旨決議（171条1項、309条2項3号）。
※対価を、α社が新規に発行する普通株式とし、AやCには1株以上、Zには端数株が対価として交付されるよう設計し（171条1項1号イ、2項）、その結果、Zには金銭のみが交付される（234条1項2号、2項、3項、4項）。

活用イメージ③ 「属人的みなし種類株式」

非上場のα社の100%の株式を保有するAは、その内の50%部分を「配当優先取得条項付無議決権株式」とし、従業員持株会へ譲渡することを決めた。そして、48%部分を子らを株主とした持株会社へ譲渡することに決めた。会社の経営は、親族外のZが代表取締役となる予定だが、Zが代表取締役である間は、せめて、普通決議が可能な議決権は持たせたい、と考えた。

「Zが代表取締役である間は、せめて、普通決議が可能な議決権は持たせたい」という意向に応えるために…

- ① 株主総会の特殊決議（いわゆる4項特殊決議、309条4項）で、定款に、属人的定めを設ける。
※例えば、以下のような記載が考えられる。
「当会社の株主の中で株主総会において、株主Zが有する株式については、株主Zが当会社の代表取締役の地位にある間に限り、株主Zの有する株式1株につき26個の議決権を有する。」
（無議決権株式が50%あるため、Zが発行済株式の2%を取得した場合には、Zが代表取締役である間は、議決権の52%を有することになる。）

<参考> 税務取扱い

平成19年3月9日付の「種類株式の評価について（情報）」（国税庁課税部資産評価企画官資産課税課審理室）により、三類型の種類の種類株式について、その具体的な評価方法等について示されている。以下、概略を記載。

- 1 配当優先の無議決権株式の評価
→配当優先については、①類似業種比準方式は、株式の種類ごとにその株式に係る実際の配当金によって評価
②純資産価額方式は、従来どおり財産評価基本通達185の定めにより評価
→無議決権株式については、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価
- 2 社債類似株式の評価
→一定の条件を満たす社債類似株式は、評価通達197-2の(3)に準じて発行価額により評価
- 3 拒否権付株式の評価
→拒否権の有無にかかわらず普通株式と同様に評価

※上記以外の株式の種類に関しては、評価方法は明示されておらず、実務においては「同族株主等の判定には、議決権が重視され、価額の評価については、残余財産分配を重視」との意見もあります。個別具体的には、顧問税理士、所轄税務署、国税局等へご確認願います。

- 会社法に関する詳しい法律相談、定款変更、登記手続きについては（顧問）税理士、司法書士等の専門家にご相談ください。
- 当資料に記載の内容は平成29年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生29-H-2123、代理店業務部

オーナー経営者様へ 相続・事業承継のための 「定款」の見直しは、ご検討されましたか？

非上場会社の事業承継において、オーナー一家または、経営に関与していない方等が保有している株式が、誰に、どのように引き継がれるか、ということは、会社の経営上、重要な課題となります。

当資料では、それらの課題の主なもの、その対応策について、会社法を活用した方策の一例をご説明いたします。

1. 少数株主等の保有する株式への対策例 …相続人等に対する株式の売渡請求

概要

事業の円滑な運営を確保する等の観点から、「株式をオーナー一家に集約したい」等の場合に、少数株主の保有する株式を個々株主と交渉・合意し、会社を買取ることは可能(その場合には、その他の全ての株主に対しても、同様の条件での売却の意向があるかにつき、確認することが必要(会社法160条2項))です。しかし、そういった間に、当該株主に相続が発生すると、株式がその株主の相続人へ承継されることになってしまいます。このような場合への対応策の1つとして「相続人等に対する株式の売渡請求」を定款で定める方法があります。

定款例

第●条

当社は、相続その他一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。ただし、相続人に対する売渡しの請求は、その相続の対象となる株式が発行済株式総数の●%未満の場合にのみ請求できるものとする。

Q&A

- ①定款で、このような定めをおくために、株主総会決議は必要か？
→株主総会の**特別決議(会社法309条2項)**が必要となります。
- ②「相続その他の一般承継」とは、どのような場合か？
→「**相続**」「**会社の合併**」「**会社の分割**」です。例えば、A社の株式を保有していたX社が、Y社に吸収合併された場合には、一般承継によりY社がA社の株主となる、ということです。
※「**一般承継**」以外の、譲渡や贈与等の場合を「**特定承継**」と言います。
- ③「遺産分割」や「相続させる趣旨の遺言」は一般承継だが、「遺贈の遺言」は特定承継と聞く。そうであれば、このような定款の定めでは、特定承継には対応できないのでは？
→会社の株式が譲渡制限株式ならば、**特定承継に対し、譲渡不承認とし、会社を買取ることも可能**と考えられます(会社法140条)。
- ④オーナー一家に相続が発生した場合に、この定めがあるために、逆にオーナー一家の株式が会社を買取られてしまうことにならないか？(売渡請求の対象となった株式を有する株主は、当該売渡請求の決定を行う株主総会決議で議決権を行使不可(会社法175条))

会社法

(相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め)

第174条 **株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式**(譲渡制限株式に限る。)**を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる**旨を定款で定めることができる。

第175条 (売渡しの請求の決定)

株式会社は、前条の規定による定款の定めがある場合において、次条第一項の規定による請求をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 次条第一項の規定による請求をする株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)
- 二 前号の株式を有する者の氏名又は名称

2 前項第二号の者は、**同項の株主総会において議決権を行使することができない**。ただし、同号の者以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

→代表取締役は会社を代表します。売渡請求を行うのは会社ですから、**代表取締役がオーナー一家であれば、通常、そのような問題は発生しない**と思われます。仮に、代表取締役が2名いて、1人がそのような行為を行った場合に、例えば取締役会でその者の代表取締役を剥奪して、残った代表取締役が、**売渡請求を撤回することも可能**です(会社法176条3項)。
※定款例のように、売渡請求の対象となる株式を限定しておくことも1つの方法です。

⑤当該株式をいくらで買取るか、売買価格は協議で決めると定められているとのことだが、協議が整わない場合は？
→**売渡請求の日から20日以内に、裁判所に価格決定申立**をすることができます(会社法177条2項)が、鑑定費用等のコストも生じるため、**従前から、十分な財源準備を行っておき、妥当な額で、協議で決着したい**ところです。または、そもそも、生前に合意買取を行うか、生前に全株主の同意を得て当該株主の保有する株式を「取得条項付種類株式」へ内容変更し、一定の事由、例えば当該株主の死亡発生時に、会社が、予め定めた価額で強制買取するといった方法もあります。

2. 株主総会の議決権等を早期に集約する対策例 …種類株式

概要

事業の円滑な運営を確保する等の観点から、「株式をオーナー一家に集約したい」等の場合に、株式そのものを集約するためには、相応のコストが必要となります。他方、株主を全く変えず、それらの株主が保有している「**株式の種類**」を**変えることにより、株主総会の議決権等を実質的に集約する方法があります。**

定款例 ① 「配当優先無議決権種類株式」の活用（少数株主が当株式を保有するイメージ）

- 第●条
甲種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しない。
2 甲種類株式は、剰余金の配当について普通株式に優先し、当会社が剰余金を配当する場合は、甲種類株式1株に対して普通株式1株に対する配当額の1.2倍の金銭(1株につき1円に達しない端数が生ずる場合は、その端数は切り捨て)を配当する(当会社が、会社法の規定により剰余金の配当ができない場合には、その限りではない)。

定款例 ② 「取得条項付拒否権付種類株式」の活用（オーナー経営者が当株式を保有するイメージ）

- 第●条
当会社が株主総会、取締役会および清算人会で決議するすべての議案については、乙種類株式を保有する株主の種類株主総会の決議を経ることを必要とする。
2 当社は、乙種類株式を保有する株主に次に定める事由が生じた場合には、次に定める取得の条件で、当会社が金銭を交付するのと引き換えに、当該株主より当該株主が保有する乙種類株式のすべてを取得することができる。
ア. 取得事由
(ア) 自然人である株主が死亡した、または事理を弁識する能力を欠く常況にあるとの医師の診断がなされたとき
(イ) 株主が破産又は民事再生の申立をしたとき
イ. 取得と引換えに株主に交付する金銭の額
取得事由発生時における税法上の時価

Q&A

- ① 定款で、これらのような定めをおくために、株主総会決議は必要か？
→ 株主総会の**特別決議(会社法309条2項)が必要**となります。
- ② 普通株式を有する株主と、こういった種類株式を有する株主とがともに存在することとなると思うが、そもそも、後者の株主は、もともと普通株式を保有していたはずだが、どのような手続きで普通株式ではなく、種類株式を保有することになるのか？
→ 当該株主が、会社との合意により、「保有する普通株式を、種類株式へ内容変更する」ということになります。そのような内容変更をする株主が、一部の株主である場合も、**全株主の同意が必要**となります。
- ③ 種類株式への内容変更を、一部の株主が反対する場合はどうなるか？
→ 種類株式への内容変更は実行しないこととなります。
※ 一方、会社は「株式の併合」等の方法により、**少数株主をスクイズアウトすることも可能**です。しかし、極力、事情を説明し、同意を得る努力を行うことが望ましいと思われます。
- ④ これらの株式について、相続税法上の評価はどうなるか？
→ 平成19年2月26日付の国税庁課税部長回答「相続等により取得した種類株式の評価について」にて、評価方法が示されています。「配当優先無議決権種類株式」については、原則的評価方式のうち、「類似業種比準方式」で計算する際には、「1株当たりの配当金額」に関して「配当優先」を加味して計算することとしています。しかし、それ以外については、「無議決権株式」については、原則として、**議決権の有無を考慮せずに評価**し、「拒否権付株式」については、**拒否権を考慮せずに評価**する、としています。

3. 属人的みなし種類株式について

概要

特定の株主個人に対し、予め定めた状況下にある限りにおいて、多くの議決権を持たせたい等の場合に、保有する株式の数や種類を変えることなく、それを実現する方法があります。※**株主総会の特殊決議(会社法309条4項)が必要**となります。

定款例 ① Aが成年被後見人とならない限り、Aの議決権を増やす方策として

- 第●条
当会社の株主の中で株主総会において、株主Aが保有する株式については、株主Aが事理を弁識する能力を有する限りにおいては、株主Aが保有する株式1株につき議決権を20個とする。

定款例 ② 少数の株式を有する親族外のBが、代表取締役である間は、Bの議決権を増やす方策として

- 第●条
当会社の株主の中で株主総会において、株主Bが保有する株式については、株主Bが当会社の代表取締役である限りにおいては、株主Bが保有する株式1株につき議決権を20個とする。

※当資料に記載の内容は2018年1月現在の関係法令等に基づき作成しております。今後取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容等は将来にわたって保証されるものではありません。

※会社法に関する詳しい法律相談、定款変更、登記手続等については、(顧問)弁護士、司法書士等の専門家にご相談ください。

生18-422,代理店業務部

無議決権株式の価額の評価について

平成18年に施行された会社法により、非上場会社における種類株式の活用はすすめやすくなりました。中でも、「無議決権株式」については、自社株を所有するオーナー経営者が、「経営の議決権はそのままにしながら、自社株を後継者等に移転したい」というお考えに対し、有効に活用できると思われます。

当資料は、その「無議決権株式」の移転における税務取扱について、その株価評価はどのように算定するのか等に関し、概要をまとめたものです。

尚、個別具体的な取扱につきましては、税理士および所轄の税務署等にご確認ください。

Q1 無議決権株式を、「相続等により取得」した場合の株価評価

「相続等(相続、遺贈または贈与)により取得した種類株式の評価」については、平成19年2月26日付に国税庁課税部長から中小企業庁事業環境部長宛に回答された文書によりその評価方法が明確化されています。

国税庁文書回答事例「相続等により取得した種類株式の評価について」平成19年2月26日回答(一部抜粋・加筆)

無議決権株式の評価

無議決権株式については、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価することとなるが、議決権の有無によって株式の価値に差が生じるのではないかという考え方もあることを考慮し、同族株主が無議決権株式(「社債類似株式」を除く。)を相続又は遺贈により取得した場合には、次のすべての条件を満たす場合に限り、裏面「Q2」に記載の評価方式又は原則的評価方式により評価した価額から、その価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、当該控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することを選択することができることとする(以下、この方式による計算を「調整計算」という。)

なお、この場合の具体的な計算は次の算式のとおりとなる。

【条件】

- イ 当該会社の株式について、相続税の法定申告期限までに、遺産分割協議が確定していること。
- ロ 当該相続又は遺贈により、当該会社の株式を取得したすべての同族株主から、相続税の法定申告期限までに、当該相続又は遺贈により同族株主が取得した無議決権株式の価額について、調整計算前のその株式の評価額からその価額に5パーセントを乗じて計算した金額を控除した金額により評価するとともに、**当該控除した金額を当該相続又は遺贈により同族株主が取得した当該会社の議決権のある株式の価額に加算して申告することについての届出書**が所轄税務署長に提出されていること。

(注) 無議決権株式を相続又は遺贈により取得した同族株主間及び議決権のある株式を相続又は遺贈により取得した同族株主間では、それぞれの株式の1株当たりの評価額は同一となる。

- ハ 当該相続税の申告に当たり、「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」に、次の算式に基づく無議決権株式及び議決権のある株式の評価額の算定根拠を適宜の様式に記載し、添付していること。

【算式】

$$\text{無議決権株式の評価額(単価)} = A \times 0.95$$

$$\text{議決権のある株式への加算額} = \left[A \times \frac{\text{無議決権株式の株式総数(注1)}}{\text{議決権のある株式の株式総数(注1)}} \times 0.05 \right] = X$$

$$\text{議決権のある株式の評価額(単価)} = \left[B \times \frac{\text{議決権のある株式の株式総数(注1)}}{\text{議決権のある株式の株式総数(注1)}} + X \right] \div \text{議決権のある株式の株式総数(注1)}$$

A … 調整計算前の無議決権株式の1株当たりの評価額

B … 調整計算前の議決権のある株式の1株当たりの評価額

(注1) 「株式総数」は、同族株主が当該相続又は遺贈により取得した当該株式の総数をいう(配当還元方式により評価する株式及び下記3により評価する社債類似株式を除く。)

(注2) 「A」及び「B」の計算において、当該会社が社債類似株式を発行している場合は、下記3のなお書きにより、議決権のある株式及び無議決権株式を評価した後の評価額。

「Ｑ１」にてご案内した、平成19年2月26日付に国税庁課税部長から中小企業庁事業環境部長宛に回答された文書により上記の評価方法についても明確化されています。

配当優先の株式の評価

同族株主が相続等により取得した配当(資本金等の額の減少に伴うものを除く。以下同じ。)優先の株式の価額については次により評価する。

イ 類似業種比準方式により評価する場合

財産評価基本通達183(評価会社の1株当たりの配当金額等の計算)の(1)に定める「1株当たりの配当金額」については、株式の種類ごとに計算して評価する。

ロ 純資産価額方式により評価する場合

配当優先の有無にかかわらず、財産評価基本通達185(純資産価額)の定めにより評価する。

日本生命保険相互会社
代理店業務部

自社株評価の概要

1 自社株の評価額を確認しましょう

経営者に相続が発生した場合、保有している自社株（取引相場のない株式）は額面ではなく、相続税評価額が相続税計算に算入されます。また、自社株を後継者に生前贈与する場合についても、相続税評価額を基準に贈与税が計算されます。まずは、ご自身が保有されている「自社株の相続税評価額」を確認されてはいかがでしょうか。すでに自社株の評価がお済みの方も、定期的に自社株を評価することをお勧めします。

2 自社株評価の流れ

自社株評価は次のような流れで行います。

STEP 1 会社規模の判定

会社の従業員数、総資産価額、売上高等によって、「大会社」、「中会社」（さらに「中会社の大」、「中会社の中」、「中会社の小」）、「小会社」に区分します。

従業員数が70人以上の会社は必ず、「大会社」となります。

それ以外の会社は、次の①、②のいずれか大きい方の会社規模が適用されます。

- ①表1の(A)総資産価額(帳簿価額)、(B)従業員数のそれぞれのいずれか低い方の会社規模
- ②表1の(C)年間取引金額の会社規模

【表1】会社規模・会社区分判定表

会社の規模		(A) 総資産価額（帳簿価額）			(B) 従業員数	(C) 年間取引金額		
		卸売業	小売・サービス業	それ以外の業種		卸売業	小売・サービス業	それ以外の業種
大会社		20億円以上	15億円以上	15億円以上	70人以上	30億円以上	20億円以上	15億円以上
中会社	大	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満
	中	2億円以上 4億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5千万円以上 7億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満
	小	7千万円以上 2億円未満	4千万円以上 2億5千万円未満	5千万円以上 2億5千万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5千万円未満	6千万円以上 2億5千万円未満	8千万円以上 2億円未満
小会社		7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	5人以下	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満

従業員数のカウント：① 直前期末以前1年間において、その期間継続して評価会社に勤務している従業員の数（継続勤務従業員）。

ただし、1週間当たりの労働時間が30時間未満の従業員は除く。

② 継続勤務従業員を除く従業員の年間労働時間の合計時間を、従業員1人当たり年間平均労働時間（1,800時間）で除した数を①の従業員数に加算した数。

③ 従業員には、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条（使用人兼務役員とされない役員）第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる役員は含まないので留意。

STEP 2 規模別の評価方式の確認（原則的評価方式）

自社株評価方法は、会社規模に応じた「純資産価額方式」、「類似業種比準方式」の2つの計算方法の組合わせで行います。具体的には、会社規模別に適用する下記の評価方法（表2参照）に基づいて、評価額を計算します。（特定の評価会社の株式については、別途、評価方法が定められています。）

【表2】会社規模・会社区分による評価方式分類

会社の規模		適用する評価方式	
大会社		類似業種比準価額	
中会社	大	類似業種比準価額 × 0.90 + 純資産価額 × (1 - 0.90)	
	中	類似業種比準価額 × 0.75 + 純資産価額 × (1 - 0.75)	
	小	類似業種比準価額 × 0.60 + 純資産価額 × (1 - 0.60)	
小会社		純資産価額または類似業種比準価額 × 0.50 + 純資産価額 × (1 - 0.50)	

（注）なお、「小会社」であっても、純資産価額方式と類似業種比準方式の併用が認められる。また、全体をととして純資産価額方式における評価が有利（低い評価額）となる場合は、これによることもできる。

3 各評価方式の計算方法

▶ 類似業種比準方式

事業内容が類似する上場企業の株価を基にし、評価しようとする自社の1株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額の3要素(比準要素)を比較することで株価を算定する方法です。

【類似業種比準方式の計算式】

$$A = A \times \frac{\frac{B}{B} + \frac{C}{C} + \frac{D}{D}}{3} \times \text{斟酌率} \begin{cases} 0.7(\text{大}) \\ 0.6(\text{中}) \\ 0.5(\text{小}) \end{cases}$$

❗ 「1株あたり」の値を計算する場合、分母となる「発行済株式数」は実際の発行済株式数ではなく、(資本金等の額÷50円)で計算した株式数による。

類似業種の		評価会社の	
A	株価(評価月以前3カ月の各月の平均株価、前年平均株価及び評価月以前2年間の平均株価のうち最も低いもの)	①	株式の相続税評価額
B	1株あたりの配当金額	②	直前期末以前2年間に於ける1株あたりの配当金額(特別配当、記念配当を除く)の平均額
C	1株あたりの年利益金額	③	直前期末以前1年間に於ける1株あたりの利益金額(非経常的な利益を除く)または直前期末以前2年間の平均額いずれか小さい額
D	1株あたりの簿価純資産価額	④	直前期末1株あたりの簿価純資産価額

▶ 純資産価額方式

純資産価額方式は、仮に評価会社が解散した場合に、その会社の株主に分配されるはずの正味の財産価値で評価しようとするものです。そしてこの正味財産価値とは、会社の保有する個々の資産を相続税評価額を基に算出することになります。

【純資産価額方式の計算式】

$$\text{1株あたりの純資産価額} = \frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額に対する法人税額等相当額(注)}}{\text{発行済株式数}}$$

(注) 評価差額に対する法人税額等相当額 = (① - ②) × 37%

- ① 相続税評価額による総資産価額 - 負債の合計額
- ② 帳簿価額による総資産価額 - 負債の合計額

参考 少数株主グループの株主が所有する自社株の評価

大株主以外の株主(従業員等)が所有する自社株の評価額は、前述の会社規模別の評価方式によらず、配当還元方式によって行います。

【配当還元方式の計算式】

$$\text{1株あたりの配当還元価額} = \frac{\text{年配当金額}^{\ast}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

※ 年配当金額は1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とします。
また、年配当金額が2円50銭未満または無配当の場合は、2円50銭とします。

(※) 平成30年度税制改正により、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例の適用要件・範囲が緩和・拡大されました。当制度のご利用にあたっては一定の要件を満たす必要があります。当制度の適用が可能な場合は、贈与税・相続税の負担が大幅に減少する場合がありますので、詳しくは(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

● 当資料に記載の内容は、2021年12月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。



日本生命保険相互会社
代理店業務部

オーナー経営者様へ オフバランスの資産と、類似業種比準方式との主な関係について

法人契約の生命保険について、その解約払戻金相当額は、実際に解約等が行われない間は、(当該生命保険契約の)資産計上額を超える部分はバランスシート(貸借対照表)に計上されず、いわば、オフバランスの資産となります。

取引相場のない株式の評価については、「類似業種比準方式」「純資産価額方式」「配当還元方式」の3つの評価方式が考えられますが、ここでは、主に「**類似業種比準方式**」に注目し、**資産のオフバランス化がその計算にどのように作用するのか**、概要をご説明いたします。

1. 「会社規模の判定基準」

取引相場のない株式の評価について、原則的評価方式に関し、下記の【表1】の基準により判定した会社の規模に応じて、【表2】が示す「適用する評価方式」を用いることとなります。会社の規模が大きいほど、類似業種比準方式で計算した価額で評価することができるウェイトが高まります。

【表1】 会社規模・会社区分の判定

従業員数70人以上の会社は「大会社」となります。それ以外の会社は、次の①、②のいずれか大きい方の会社規模が適用されます。

- ①(A)、(B)のいずれか低い方の会社規模
②(C)の会社規模

会社の規模		(A) 総資産価額(帳簿価額)			(B) 従業員数	(C) 年間取引金額		
		卸売業	小売・サービス業	それ以外の業種		卸売業	小売・サービス業	それ以外の業種
大会社		20億円以上	15億円以上	15億円以上	70人以上 35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上
中会社	大「L=0.90」	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満
	中「L=0.75」	2億円以上 4億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5千万円以上 7億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満
	小「L=0.60」	7千万円以上 2億円未満	4千万円以上 2億5千万円未満	5千万円以上 2億5千万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5千万円未満	6千万円以上 2億5千万円未満	8千万円以上 2億円未満
小会社		7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	5人以下	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満

<以下は、財産評価基本通達178(取引相場のない株式の評価上の区分)から記載しています>

- ※1「総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」は、課税時期の直前に終了した事業年度の末日(以下「直前期末」という。))における評価会社の各資産の帳簿価額の合計額とする。
- ※2「従業員数」は、直前期末以前1年間においてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員(就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除く。以下「継続勤務従業員」という。)の数に、直前期末以前1年間において評価会社に勤務していた従業員(継続勤務従業員を除く。)のその1年間における労働時間の合計時間数を従業員1人当たり年間平均労働時間数で除して求めた数を加算した数とする。
この場合における従業員1人当たり年間平均労働時間数は、1,800時間とする。
- ※3「年間取引金額」は、直前期末以前1年間における取引金額で、その期間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額(金融業・証券業については収入利息及び収入手数料)とする。
- ※4 評価会社が「卸売業」、「小売・サービス業」又は「それ以外の業種」のいずれの業種に該当するかは、上記の「年間取引金額」に基づいて判定し、当該取引金額のうちに2以上の業種に係る取引金額が含まれている場合には、それらの取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定する。
- (注) 上記※2の従業員数には、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条<使用人兼務役員とされない役員>第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる役員は含まないので留意する。

【表2】 会社規模・会社区分による評価方式

		適用する評価方式	
		選択可能な評価方式(納税者が選択可)	
大会社		類似業種比準価額	純資産価額
中会社	大「L=0.90」	類似業種比準価額×0.90+純資産価額×(1-0.90)	純資産価額
	中「L=0.75」	類似業種比準価額×0.75+純資産価額×(1-0.75)	純資産価額
	小「L=0.60」	類似業種比準価額×0.60+純資産価額×(1-0.60)	純資産価額
小会社		純資産価額	類似業種比準価額×0.50+純資産価額×(1-0.50)

2. 類似業種比準方式による株価算出方法

類似業種比準方式の計算式(2017年度税制改正後)

(2017年1月1日以降の相続・遺贈又は贈与より適用)

$$\text{類似業種の株価} \quad A \times \left[\frac{\frac{\text{B}}{\text{B}} + \frac{\text{C}}{\text{C}} + \frac{\text{D}}{\text{D}}}{3} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{大会社} \quad 0.7 \\ \text{中会社} \quad 0.6 \\ \text{小会社} \quad 0.5 \end{array} \right]$$

① 類似業種の株価 (A)
② 配当 (B)
③ 利益 (C)
④ 簿価純資産 (D)
⑤ 斟酌率

⑥ ①②③④: 評価会社の1株当たりの各金額
⑦ ①②③④: 類似業種の1株当たりの各金額

上記に関する、2017年度税制改正の主な注目点

- ① 上記の **比準要素のウェイトが「1:1:1」となった**。
※2016年末までは「利益」を「×3(3倍)」としていた。
- ② 上記の類似業種の株価(A)については、「課税時期の属する月以前3ヵ月間の各月の類似業種の株価のうち最も低いもの」とし、納税者の選択により「類似業種の前年平均株価」によることもできるとされていたが、今回の改正で「**課税時期の属する月以前2年間の平均株価**」も選択可能となった。

その他の留意点

「簿価純資産」について

「簿価純資産」とは、**直前期末における「資本金等の額」及び「利益積立金額に相当する金額*」の合計額**を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額。

*「利益積立金額に相当する金額」は、法人税法第2条((定義))第18号に規定する「利益積立金額に相当する金額」で、法人税申告書別表五(一)「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額。

「非経常的な利益」について

「1株当たりの利益金額」は、「固定資産売却益、保険差益等の非経常的な利益の金額を除く」(財産評価基本通達183(2))としている。**死亡保険金受取人が法人の場合に、死亡保険金が支払われた際等に生じる保険差益は、非経常的な利益**となるので、「1株当たりの利益金額」の計算には、原則として、含まれない。

一方、例えば、**満期保険金や解約払戻金を法人が受取り、そこから役員へ退職金を支払った場合は、当該保険差益から、その退職金の金額を控除した額が非経常的な利益の金額となる**(非経常的な利益の金額は、非経常的な損失の金額を控除した金額(負数の場合は0)となる:「取引相場のない株式(出資)の評価明細書の記載方法等」国税庁【平成29年1月1日以降用】)と考えられる。

「比準要素数1の会社」について

直前期末における「1株当たりの配当金額」、「1株当たりの利益金額」及び「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」のそれぞれの金額のうち、**いずれか2が0**であり、**かつ、直前々期末**を基準にして計算したそれぞれの金額のうち、**いずれか2以上が0**である評価会社(株式保有特定会社、土地保有特定会社、開業後3年未満の会社等、開業前又は休業中の会社、清算中の会社に該当するものを除く)の株式の価額は、**原則として、「類似業種比準価額」ではなく、「純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」で評価**する。(詳しくは「財産評価基本通達189-2」を参照)

死亡保険金が取引相場のない株式の評価に与える影響について

「**純資産価額方式**」(財産評価基本通達185) **による株価算出においては**、相続発生直前期末または仮決算後の帳簿価額を用いて計算しますが、法人に死亡保険金が支払われた際に生ずる**保険差益や保険差損は、加味すること**になっています。[「取引相場のない株式(出資)の評価明細書の記載方法等」第5表、2(4)注2]

一方で「**類似業種比準方式**」(財産評価基本通達180) **による株価算出においては、保険差益や保険差損を加味しないこと**になっています。

※当資料に記載の内容は2020年2月現在の税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱い等については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生20-1092,代理店業務部

「土地保有特定会社」の株式の評価について

土地等を一定程度保有している非上場企業の株価評価(相続税法上の評価)については、当該企業が、「土地保有特定会社」に該当する場合の原則的評価は、**類似業種比準方式での計算は出来ず、純資産価額方式のみで計算**することになります。
純資産価額方式で計算する場合は、貸借対照表上の資産の額を時価に評価し直して計算するため、ご注意ください。

1. 「特定の評価会社の株式」は、純資産価額方式で評価する

「特定の評価会社の株式」とは…

「特定の評価会社の株式」は、原則として**純資産価額方式により評価**することになっています(ただし、(6)については清算分配見込額により評価)。なお、同族株主以外の株主等が(1)～(4)の会社の株式を取得した場合は、特例的な評価方式(配当還元方式)により評価します。
(財産評価基本通達168、178～180、185、188、188-2、189～189-6)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (1) 比準要素数1の会社の株式 | (4) 開業後3年未満の会社等の株式 |
| (2) 株式等保有特定会社の株式 | (5) 開業前又は休業中の会社の株式 |
| (3) 土地保有特定会社の株式 | (6) 清算中の会社の株式 |

※純資産価額方式で計算したとしても、会社の資産の評価額の合計が、債務の評価額の合計よりも小さい場合は、評価額は基本的にゼロとなります。

※「株式保有特定会社の株式」「土地保有特定会社の株式」に該当するか否かの判定において、課税時期前に合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が「株式保有特定会社の株式」「土地保有特定会社の株式」と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして判定を行うこととなります。

2. 「土地保有特定会社の株式」の評価方法について

土地等の保有割合について

土地保有特定会社とは、課税時期(または直前期末)において評価会社が有する**土地及び土地の上に存する権利(土地等)の価額の総資産価額に占める割合**(いずれも相続税評価額で算定)が**一定割合以上**(下表参照)に該当する会社をいい、原則的評価は、**純資産価額方式**で計算することになります。

$$\text{土地等の保有割合} = \frac{\text{土地等の価額の合計額（相続税評価額）}}{\text{総資産価額（相続税評価額）}}$$

(財産評価基本通達189(3)、189-4、「取引相場のない株式(出資)」の評価明細書の記載方法等(国税庁))

土地保有会社の判定について

土地保有特定会社とされる土地等の保有割合は、**大会社**の場合は**70%以上**、**中会社**の場合は**90%以上**、**小会社**の場合は総資産価額によって異なり、**70%以上又は90%以上**とされています。

【土地等の保有割合による土地保有特定会社の判定*】

*「取引相場のない株式(出資)」の評価明細書
(国税庁)より抜粋して一部加工。

会社の規模			土地等の保有割合
大会社			70%以上
中会社			90%以上
小会社 ※	・卸売業 ・小売・サービス業 ・上記以外の業種	20億円以上 15億円以上 15億円以上	70%以上
	・卸売業 ・小売・サービス業 ・上記以外の業種	7000万円以上20億円未満 4000万円以上15億円未満 5000万円以上15億円未満	90%以上

※総資産価額(帳簿価額)が上記の業種別の基準に該当する会社

3. 大会社、中会社、小会社の分類などについて <ご参考>

ここまで、「特定の評価会社の株式」に該当する場合について、ご確認いただきましたが、ここからは、そのような「特定の評価会社の株式」とはならない場合、要するに通常の場合の株価評価方法について、ご案内致します。

非上場会社の株式(取引相場のない株式)の原則的評価方式は、下記の【表1】の基準により判定した会社の規模に応じて、【表2】が示す「適用する評価方式」を用いることとなります。会社の規模が大きいほど、類似業種比準方式で計算した価額で評価することができるウェイトが高まります。

【表1】 会社規模・会社区分の判定

従業員数70人以上の会社は「大会社」となります。それ以外の会社は、次の①、②のいずれか大きい方の会社規模が適用されます。

- ①(A)、(B)のいずれか低い方の会社規模
- ②(C)の会社規模

会社の規模		(A) 総資産価額（帳簿価額）			(B) 従業員数	(C) 年間取引金額		
		卸売業	小売・サービス業	それ以外の業種		卸売業	小売・サービス業	それ以外の業種
大会社		---	---	---	70人以上	---	---	---
		20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上
中会社	大「L=0.90」	4億円以上 20億円未満	5億円以上 15億円未満	5億円以上 15億円未満	35人超	7億円以上 30億円未満	5億円以上 20億円未満	4億円以上 15億円未満
	中「L=0.75」	2億円以上 4億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	20人超 35人以下	3億5千万円以上 7億円未満	2億5千万円以上 5億円未満	2億円以上 4億円未満
	小「L=0.60」	7千万円以上 2億円未満	4千万円以上 2億5千万円未満	5千万円以上 2億5千万円未満	5人超 20人以下	2億円以上 3億5千万円未満	6千万円以上 2億5千万円未満	8千万円以上 2億円未満
小会社		7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	5人以下	2億円未満	6千万円未満	8千万円未満

<以下は、財産評価基本通達178（取引相場のない株式の評価上の区分）から記載しています>

- ※1「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、課税時期の直前に終了した事業年度の末日(以下「直前期末」という。)における評価会社の各資産の帳簿価額の合計額とする。
 - ※2「従業員数」は、直前期末以前1年間に於いてその期間継続して評価会社に勤務していた従業員(就業規則等で定められた1週間当たりの労働時間が30時間未満である従業員を除く、以下「継続勤務従業員」という。)の数に、直前期末以前1年間に於いて評価会社に勤務していた従業員(継続勤務従業員を除く。)のその1年間に於ける労働時間の合計時間数を従業員1人当たり年間平均労働時間数で除して求めた数を加算した数とする。
この場合における従業員1人当たり年間平均労働時間数は、1,800時間とする。
 - ※3「年間取引金額」は、直前期末以前1年間に於ける取引金額で、その期間における評価会社の目的とする事業に係る収入金額(金融業・証券業については収入利息及び収入手数料)とする。
 - ※4 評価会社が「卸売業」、「小売・サービス業」又は「それ以外の業種」のいずれの業種に該当するかは、上記の「年間取引金額」に基づいて判定し、当該取引金額のうちに2以上の業種に係る取引金額が含まれている場合には、それらの取引金額のうち最も多い取引金額に係る業種によって判定する。
- (注) 上記※2の従業員数には、社長、理事長並びに法人税法施行令第71条«使用人兼務役員とされない役員»第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる役員は含まないので留意する。

【表2】 会社規模・会社区分による評価方式

上記の【表1】の基準により判定した会社の規模に応じて、下表が示す「適用する評価方式」を用いることとなります。

		適用する評価方式	
			選択可能な評価方式（納税者が選択可）
大会社		類似業種比準価額	純資産価額
中会社	大「L=0.90」	類似業種比準価額 × 0.90 + 純資産価額 × (1 - 0.90)	純資産価額
	中「L=0.75」	類似業種比準価額 × 0.75 + 純資産価額 × (1 - 0.75)	純資産価額
	小「L=0.60」	類似業種比準価額 × 0.60 + 純資産価額 × (1 - 0.60)	純資産価額
小会社		純資産価額	類似業種比準価額 × 0.50 + 純資産価額 × (1 - 0.50)

※当資料に記載の内容は、2020年6月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱いについて記載しております。今後、税務・法務の取扱い等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱いについては、弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

オーナー経営者様へ 「特別支配株主」による株式の売渡請求について

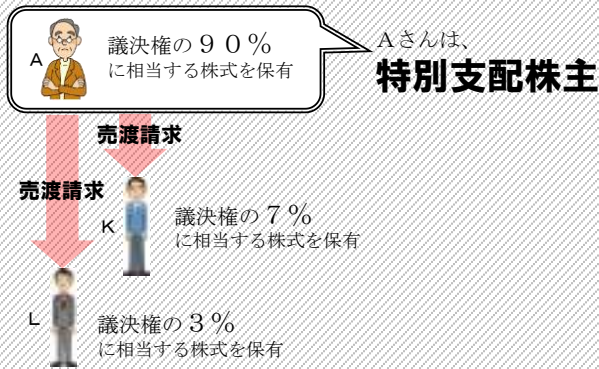
オーナー経営者様およびその関係者様にとって、自社株式分散への対応策については、積年の検討課題となっているケースも多いと思われます。

一方で、少数株主の方々が株式売却に前向きであったとしても、その売買価格の決定について当事者間の問題として価格が決定できず、それを理由に自社株式の集約を行いたくても進まないといったケースも少なくないと思われます。

当資料では、平成27年5月1日施行の改正会社法で新たに規定された「特別支配株主」による株式売渡請求制度につき、その主な内容をご案内させていただきます。

1. 「特別支配株主」による売渡請求とは？

＜イメージ図＞ 甲社の議決権



株式会社の総株主の「**議決権の90%以上**」を有する者は、「**特別支配株主**」となります。

また、例えば左記のAさんが、「Aさんが株式を100%保有している乙社」（特別支配株主完全子法人）を通じて、甲社の株式を保有している場合についても、「Aさん」および当該「特別支配株主完全子法人」が有する甲社の議決権が90%以上の場合は、「Aさん」は、特別支配株主となります。（会社法第179条第1項前段）

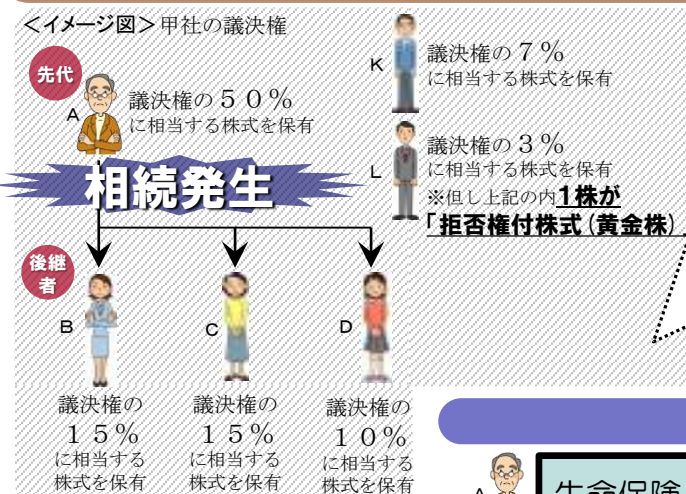
そして、特別支配株主であるAさんは、**売買価格等を定め**、その他の株主（Kさん、Lさん）の保有する**甲社株式の全てについて**、Aさんに対して**売渡すことを請求することができます**。（会社法第179条第1項後段）

その場合、対象会社の**取締役会の承認**が必要となります。（会社法第179条の3第3項）

尚、KさんとLさん（売渡株主等）は、裁判所に対し、その有する売渡株式等の「**売買価格の決定の申立て**」をすることができます。（会社法第179条の8第1項）

※全てに対する売渡請求であって、一部のみについての売渡請求をすることはできません。

2. 「特別支配株主」による株式の売渡請求の例



後継者Bさんは、
① **Aさんの株式を相続** + ② **C・Dさんの株式を売買で取得**

↓
Bさんは、議決権の90%を有する「特別支配株主」となり、

③ KさんとLさんの保有する甲社株式の**売渡しを請求**
※Lさんの種類株式が含まれるため、原則として種類株主総会の決議が必要となるが、定款で種類株主総会の決議を要しない旨、定めてある場合は、当該決議は必要とならない。（会社法第322条1～3項）

生命保険加入の一例（個人契約）

生命保険（終身保険）

契約者 : Bさん
被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : Bさん

＜ポイント・主な特徴＞

- （1）相続時の納税資金や代償交付金等の財源
 - （2）議決権の90%を取得するための買取資金
 - （3）売渡請求の対価としての買取資金
- ※保険金は、Aさんの相続財産にならない。
※保険の契約当初から死亡保険金は約束される。

売渡請求を通じて、Bさんが株式100%を保有した後、Aさんから相続により取得した株式を、甲社へ売却すること（自社株買取）も可。

（法人契約の生命保険活用も別途検討要）

会社法く抜粋＞

(株式等売渡請求)

第七十九条 株式会社の特別支配株主(株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人(以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。))が有している場合における当該者をいう。以下同じ。))は、当該株式会社の株主(当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。))の全員に対し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に対しては、その請求をしないことができる。

(第2～3項省略)

(株式等売渡請求の方法)

第七十九条の二 株式売渡請求は、次に掲げる事項を定めてしなければならない。

- 一 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
 - 二 株式売渡請求によりその有する対象会社の株式を売り渡す株主(以下「売渡株主」という。))に対して当該株式(以下この章において「売渡株式」という。))の対価として交付する金銭の額又はその算定方法
 - 三 売渡株主に対する前号の金銭の割当てに関する事項
- (第四～六号省略)
- 二 対象会社が種類株式発行会社である場合には、特別支配株主は、対象会社の発行する種類の株式の内容に応じ、前項第三号に掲げる事項として、同項第二号の金銭の割当てについて売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨及び当該異なる取扱いの内容を定めることができる。
- 三 第一項第三号に掲げる事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数(前項に規定する定めがある場合にあっては、各種類の売渡株式の数)に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならない。

(対象会社の承認)

第七十九条の三 特別支配株主は、株式売渡請求(株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という。))をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項を通知し、その承認を受けなければならない。

(第2項省略)

- 三 取締役会設置会社が第一項の承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。
- 四 対象会社は、第一項の承認をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

(売渡株式等の取得をやめることの請求)

第七十九条の七 次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

- 一 株式売渡請求が法令に違反する場合
- 二 対象会社が第七十九条の四第一項第一号(売渡株主に対する通知に係る部分に限る。))又は第七十九条の五の規定に違反した場合
- 三 第七十九条の二第一項第二号又は第三号に掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

(第2項省略)

(売買価格の決定の申立て)

第七十九条の八 株式等売渡請求があった場合には、売渡株主等は、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる。

- 二 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。
- 三 特別支配株主は、売渡株式等の売買価格の決定があるまでは、売渡株主等に対し、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができる。

(売渡株式等の取得)

第七十九条の九 株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得する。

二 前項の規定により特別支配株主が取得した売渡株式等が譲渡制限株式又は譲渡制限新株予約権(第二百四十三条第二項第二号に規定する譲渡制限新株予約権をいう。))であるときは、対象会社は、当該特別支配株主が当該売渡株式等を取得したことについて、第三十七条第一項又は第二百六十三条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなす。

(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)

第三百二十二条 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。))の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(第一号省略)

一の二 第七十九条の三第一項の承認

(第二～十四号省略)

- 二 種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、前項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる。
- 三 第一項の規定は、前項の規定による定款の定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会については、適用しない。ただし、第一項第一号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。))を行う場合は、この限りでない。
- 四 ある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式について第二項の規定による定款の定めを設けようとするときは、当該種類の種類株主全員の同意を得なければならない。

※当資料に記載の内容は、2021年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更する場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6686,代理店営業本部

日本生命保険相互会社
代理店営業本部

株主からの株式の「譲渡承認請求」と「価格決定」について

同族会社等において、会社が望まないにもかかわらず、会社の株式を、特定の株主が、例えば「同業他社に譲渡したい」と申出があったときに、会社は定款の譲渡制限の規定を根拠に、譲渡承認請求を不承認とすることができます。

しかしそれはすなわち、会社(または指定買取人)が、その株式を買取るという選択をすることを意味し、売買価格をどうするか等が問題となります。具体的には、会社(または指定買取人)は、所定の額を供託した上で、譲渡等承認請求者と価格を協議し、協議が不調となると、裁判所の判断を仰ぐこととなり、現実として、相当の費用負担や労力を要することとなり得ます。

当資料では、その概要をご案内いたします。

1. 譲渡承認請求から、売買に至るまでのフローチャート(概要)

<網掛け内【1】【2】【3】は、当事者間の合意にて決定に至るステップ>

(条文番号はすべて会社法、「*」は定款で短縮可能)

【1】当該株主等の譲渡等承認請求者が、譲渡承認請求(136条、137条1項)

(【1】の請求から2週間*以内に【2】の通知) → 2週間*を超えると、**承認**とみなす(145条)

【2】会社が、譲渡(不)承認を決定・通知(139条)

※承認をするか否かの決定は、株主総会決議(取締役会設置会社は取締役会決議)が必要(139条1項)

不承認

承認

(【2】の通知から40日*以内に【3】の通知 ※1) → 40日*(※1)を超えると、**承認**とみなす(145条)

(※1)指定買取人は「10日*以内」に通知が必要(145条2号括弧書)

【3】会社(または指定買取人)が、簿価純資産価額で供託し、買取通知(141条、142条)

※会社による買取の場合は、株主総会の特別決議が必要(140条1項2号、309条2項1号)

※指定買取人による買取の場合は、株主総会の特別決議(取締役会設置会社は取締役会決議)が必要(140条4項5号、309条2項1号)

※この通知により**価格未決定のまま売買契約成立**となり、株券不発行会社は、株主名簿の名義書換(132条1項2号、133条1項、134条3号)を要し、請求者は、会社(または指定買取人)の承認を得ない限り、通知を受けた後の請求の撤回は不可(143条1項2項)となります

当該株主と、会社(または指定買取人)での**売買が決定し、売買価格を協議**(144条1項)

→ **価格決定し 売買** へ

(【3】の通知から20日以内に申立て)

20日を超えると、供託した簿価純資産価額で **売買** へ(144条5項)

【4】会社(または指定買取人)、または当該株主が、裁判所へ価格決定申立て(144条2項)

会社(または指定買取人)は、一般的に、

- ① 売買価格について鑑定を依頼
 - ② 代理人(弁護士)を依頼 等
- を行い、算定価格等を **主張**

当該株主は、一般的に、

- ① 売買価格について鑑定を依頼
 - ② 代理人(弁護士)を依頼 等
- を行い、算定価格等を **主張**

裁判所は、

- ① 当事者の主張

- ② 売買価格について、**裁判所が独自に、鑑定依頼**(※2)した結果 等
の検討を経て会社の資産状態、その他の一切の事情を考慮し、**価格を決定**(または和解)

(※2)裁判所が選任した鑑定人の費用は、当事者らが主張する売買価格と裁判所が定める価格との乖離率に応じて負担となっている。(東京地決 平成26年9月26日等)

裁判所が決定(または和解)した価格で 売買 へ

2. 価格決定の申立てと、供託について

(1) 価格決定の申立てをする際には、供託が必要となるのか？

売買等の当事者間において、非上場株式等の価格が決定できない等のときに、会社法は、その価格を決定する手段として、当事者の双方またはどちらかが、裁判所に対して、価格決定の申立てをすることができると定めています。

それらの前提となる売買等の中には、例えば、「相続人等への株式の**売渡請求(会社法174条)**」のような、株主は売りたいわけではないけれども、会社が一方的に売渡請求をするようなパターンもあり、そのような場合は、**供託を必要とせず、価格決定の申立てがなされず20日間経過すれば、売渡請求が失効するように定めています。**

一方で、当ビラのパターン(譲渡不承認による買取)では、会社(または指定買取人)が、買取通知をした時点で、価格未決定のまま売買契約が成立していることとなりますから、最終的に価格決定となるように、供託を必要と定めていると考えられます。

(2) なぜ、簿価純資産価額で供託をするのか？

非上場株式の価額の算定方法が種々存在する中、限られた期間内に会社等に、法定の価額で供託をさせるには「簿価純資産価額」(会社法141条2項、会社法施行規則25条)は、株主の投下資本回収や、価額を把握しやすい点等からも、**適当と考えられます。**(協議も不調、簿価純資産価額も「安すぎる」「高すぎる」となっても、当事者各々は、価格決定申立てで解決をはかれます。)

関係する主な会社法の規定

(株主からの承認の請求)

第136条 **譲渡制限株式の株主は**、その有する譲渡制限株式を他人(当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。)に譲り渡そうとするときは、当該**株式会社に**対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて**承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。**

(株主取得者からの承認の請求)

第137条 譲渡制限株式を取得した株主取得者は、株式会社に、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。(以下略)

(譲渡等の承認の決定等)

第139条 **株式会社が**第136条又は第137条第1項の**承認をするか否かの決定をするには、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議**によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 株式会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者(以下この款において「譲渡等承認請求者」という。)に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

(株式会社又は指定買取人による買取)

第140条 株式会社は、第138条第一号ハ又は第二号ハの請求を受けた場合において、第136条又は第137条第1項の承認をしない旨の決定をしたときは、当該譲渡等承認請求に係る譲渡制限株式(以下この款において「対象株式」という。)を買い取らなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 対象株式を買い取る旨
- 2 株式会社が買い取る対象株式の数(種類株式発行会社にあつては、対象株式の種類及び種類ごとの数)

2 **前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議**によらなければならない。

3 譲渡等承認請求者は、前項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、当該譲渡等承認請求者以外の株主の全部が同項の株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。(以下略)

(株式会社による買取りの通知)

第141条 株式会社は、前条第1項各号に掲げる事項を決定したときは、譲渡等承認請求者に対し、これらの事項を通知しなければならない。

2 **株式会社は**、前項の規定による通知をしようとするときは、**一株当たり純資産額**(一株当たりの純資産額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下同じ。)**に前条第1項第二号の対象株式の数を乗じて得た額をその本店の所在地の供託所に供託し**、かつ、当該供託を証する書面を譲渡等承認請求者に交付しなければならない。(以下略)

(指定買取人による買取りの通知)

第142条 指定買取人は、第140条第4項の規定による指定を受けたときは、譲渡等承認請求者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。(中略)

2 指定買取人は、前項の規定による通知をしようとするときは、一株当たり純資産額に同項第二号の対象株式の数を乗じて得た額を株式会社の本店の所在地の供託所に供託し、かつ、当該供託を証する書面を譲渡等承認請求者に交付しなければならない。(以下略)

(譲渡等承認請求の撤回)

第143条 第138条第一号ハ又は第二号ハの請求をした譲渡等承認請求者は、**第141条第1項の規定による通知を受けた後は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができる。**(以下略)

(売買価格の決定)

第144条 第141条第1項の規定による通知があった場合には、第140条第1項第二号の対象株式の**売買価格は、株式会社と譲渡等承認請求者との協議**によって定める。

2 株式会社又は譲渡等承認請求者は、第141条第1項の規定による通知があった日から**20日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立て**をすることができる。(中略)

5 第1項の規定にかかわらず、**第2項の期間内に同項の申立てがないとき**(当該期間内に第1項の協議が調った場合を除く。)**は、一株当たり純資産額に第140条第1項第二号の対象株式の数を乗じて得た額をもって当該対象株式の売買価格とする。**

6 第141条第2項の規定による供託をした場合において、第140条第1項第二号の対象株式の売買価格が確定したときは、株式会社は、**供託した金銭に相当する額を限度として、売買代金の全部又は一部を支払ったものとみなす。**

7 前各項の規定は、第142条第1項の規定による通知があった場合について準用する。(以下略)

(株式会社が承認をしたとみなされる場合)

第145条 **次に掲げる場合には、株式会社は**、第136条又は第137条第1項の**承認をする旨の決定をしたものとみなす**。ただし、株式会社と譲渡等承認請求者との合意により別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 株式会社が第136条又は第137条第1項の規定による**請求の日から2週間**(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)**以内に第139条第2項の規定による通知をしなかった場合**

二 株式会社が第139条第2項の規定による**通知の日から40日**(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)**以内に第141条第1項の規定による通知をしなかった場合(指定買取人が第139条第2項の規定による通知の日から10日**(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)**以内に第142条第1項の規定による通知をした場合を除く。)**

三 前二号に掲げる場合のほか、法務省令で定める場合

(相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め)

第174条 株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式(譲渡制限株式に限る。)を取得した者に対し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

※当資料に記載の内容は平成28年5月現在の税法・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱等につきましては、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生28-H-1639、代理店業務部

通常、第三者へ非上場株式を譲渡した場合の譲渡益には、申告分離課税(20.315%〔含、復興特別所得税〕)が適用されます。

他方、退職慰労金を受取る場合の所得税の計算は、次のとおりです。

(退職慰労金 - 退職所得控除額※1) × 1/2 ※2 × 税率(分離課税※3)

※2 役員等としての勤続年数が5年以下の場合には適用されません

※3 他の所得と一緒に課税されません

所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されます

オーナー・経営者としては、会社から、適正な退職金額の支払を受け、その支払後の株価にて株式を譲渡することになりますが、その場合の手取額は、重要。

いずれにしても、**オーナー・経営者の退職金支払財源**を十分に会社が確保していたならば、

① 仮に、退職慰労金の支払を行わないこととなった場合でも、その支払財源の額は、**M&Aの株価算定に加算**され、

② 他方、その**財源をもとに退職慰労金を支払**ったならば、その支払った額の分だけ、株価算定へ加算する額が減る、

ということになりますので、退職金支払財源の確保は重要です。急な相続発生に備えるためにも、生命保険活用をご検討ください。

※1 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(勤続年数 - 20年)

3. 簿外債務を極力、つくらない為に...

M&Aにおける企業価値の算定の際には、帳簿には計上されていない**含み益**や、**含み損・簿外債務**などを加算・減算して、評価します。

例えば、会社が支払うべき**退職金に積立不足**がある場合などは、**その不足額を減算**して、評価します。

※「退職金積立不足額 < 簿外債務 > = 退職金支払予定額 - 資産として積立っている額」というイメージ。

なお、会社が加入している**生命保険**に**含み益**がある場合は、企業価値の算定において**その額を加算**して、評価します。

時価純資産法(修正簿価純資産法)による企業価値算定のイメージ

※「中小M&A」ドットコム参考資料2「中小M&Aの譲渡額の算定方法」(2)時価純資産法(令和2年3月中小企業庁)を参考にして作成

貸借対照表

土地の含み損 ▲10	資産 600	負債 200	役員退職金 (簿外債務) ▲50
保険の解約払戻金相当額 (含み益) +50		純資産 400	

よって、株式価値は、時価純資産 390 = 株式価値 390

修正貸借対照表(時価)

資産(簿価)	600
土地の含み損	▲10
保険の解約払戻金相当額(含み益)	+50
負債(簿価)	▲200
役員退職金(簿外債務)	▲50
時価純資産	390

従業員の退職金も、役員の退職金も、規程に定めた額の支払準備を、しっかりと進めておくことが大切です。

＜生命保険加入のイメージ＞

コスト 熟練人材の長期定着等のためにも、**退職金制度と支払財源の準備**

福利厚生プラン(養老保険)で、死亡退職への備えも。

株式会社〇〇

各社員 被保険者：社員 死亡保険金受取人：遺族

契約者：会社

* 契約者かつ満期保険金受取人が会社。

コスト 役員の貢献に報いる **退職金制度と支払財源の準備**

死亡退職への備えとしても。

株式会社〇〇

役員 被保険者：役員 死亡保険金受取人：会社

契約者：会社

4. 親族外承継(M&A等)か、親族内承継かを問わず、事業継続のためには...

事業継続・発展の為に、様々な対応が必要と思います。財源準備には、生命保険をご活用ください。

① 人材の定着

コスト 優秀人材の定着等のための、**退職金制度と支払財源の準備**

② 役員の退職金準備

コスト 役員、**退職金制度と支払財源の準備**

③ (連帯保証)債務の対応

コスト 先代経営者の相続発生時に、**法人の外部借入を一定程度返済**

④ 建物・設備のメンテナンス

コスト 社屋等の修繕、設備等の **急なまたは定期的メンテナンス**

⑤ 健康で豊かな老後

コスト 後継者としても、親などが健康で **豊かな老後生活** を送ってほしい 等々

疾病・介護・死亡等の備えも含め、**財源準備には、生命保険活用をご検討ください**

※当資料に記載の内容は、2021年7月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。 生21-3207,代理店営業本部

法人契約の生命保険の含み益と、 M&A等の際の企業価値の評価との関係について

非上場会社のオーナー経営者様が、ご自身が保有なさっている株式を、将来、贈与または相続で移転するかもしれない、しかし場合によっては、M&A等で当該株式を他者へ譲渡するかもしれない、とお考えになっている状況等において、法人が契約者となっている生命保険に関し、それらの場合の株価及び、企業価値の評価にどのように影響するか、といったご質問をお受けすることがあります。

当資料では、それらの場合に、法人契約の生命保険等の含み益が、どのように作用するかについて、計算のイメージをご紹介します。

＜設例＞ あくまでも架空の設定であり、具体的には現実の数値をもとに検証願います。

非上場の従業員数80名の株式会社α社（小売業）は、その株式のすべてをオーナー経営者Aが保有している。

簿価純資産価額（貸借対照表の資産から負債を控除した額）は、**5億円**。

今後**毎年、税引前の純利益が3000万円**ずつ、見込まれると仮定（減価償却等はないものとする）。

それら、**3000万円**を含めた6000万円を、**法人契約の生命保険（福利厚生プラン等）の保険料**として支払い、その半額（3000万円）を損金経理した場合、**20年後に、支払った保険料累計額と同額の解約返戻金が予定されているとの仮定**のもと、

① 相続や贈与の時の評価額

② M&Aにおける企業価値の評価額

に、当該生命保険の含み益は、どのように作用するか。

※尚、**配当金は繰越剰余金**（その他利益剰余金）を**財源に今後も毎年100万円ずつ支払**っていく予定。

※その他の資産における含み益や含み損等は無く、また、現行の税務取扱等が20年後も変わらないと仮定した場合。

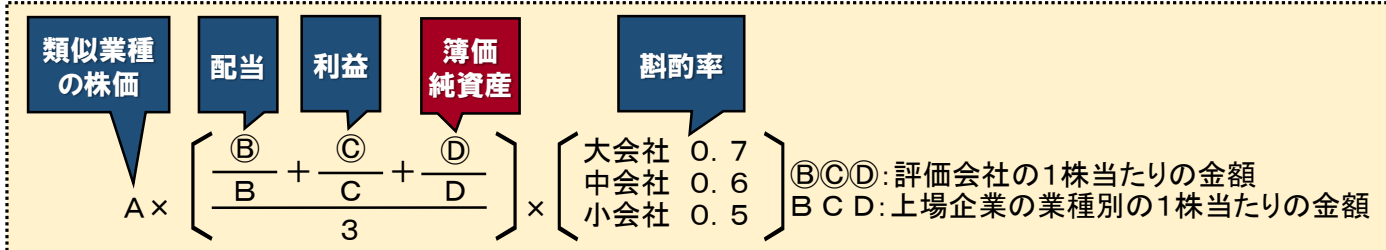
1. 相続・贈与における税務上の時価（財産評価基本通達の規定に基づく評価額）

同族関係者が保有する取引相場のない（非上場）株式の相続・贈与における評価額については、財産評価基本通達の規定に基づき、「原則的評価方式」で評価することとなります。

それは、下記の2つの方法を組み合わせる等で計算することとなりますが、設例の場合は、会社規模の判定が「大会社」となり、原則として、「類似業種比準方式」のみで計算することとなります。しかし、納税者の選択により、「純資産価額方式」のみで計算することも可能とされています。

（1）類似業種比準方式による計算における、資産の「含み益」の影響

＜類似業種比準方式の計算＞



設例をもとに、20年経過後の状況を検討しますと、「配当金」は毎年支払われてきており、「利益」はゼロ。そして「簿価純資産価額」については、利益がゼロで推移してきたため、繰越剰余金は増加せず、逆に、20年間100万円ずつそれを取り崩し、配当金を支払ってきたため、繰越剰余金が2000万円（100万円×20年間）減少した状況となっています。

よって、その他の要素（標本会社の数値等）が現在と20年経過後で同一だとすれば（配当金の支払いが評価を押し上げる要因とならなければ）、繰越剰余金が減少した分、若干、評価は下がるものと推測されます。

この場合、**類似業種比準方式での計算において**は、法人契約の生命保険等の**含み益は、加算されず、含み益が株価を押し上げることはない**、ということになります。

（2）純資産価額方式による計算における、資産の「含み益」の影響

＜純資産価額方式の計算＞

設例をもとにした、20年経過後における、計算は、概ね次のようになります。

- ① 貸借対照表の資産について、相続税法上の評価額に洗い替える（よって法人契約の生命保険等の含み益6億円を評価額に加算）。
- ② 貸借対照表の資産（簿価）と、①で計算した額との差額について、法人税等相当額（37%＜2021年2月時点＞）を算出する。
- ③ 負債と②で計算した額を、①で計算した額から控除する。

よって、**純資産価額方式での計算において**は、法人契約の生命保険等の**含み益が、評価額に加算されるものの、37%が計算上減額される**こととなります。

2. M & Aにおける企業価値の評価

M & Aにおける企業価値の評価額は、あくまでも当事者間で合意する額であり、その算定の方式が法律等で指定されているわけではありません。

一般的には、M & Aにおいて、企業価値を評価する方法は、

- ① 時価純資産に着目したもの
- ② 収益やキャッシュ・フローに着目したもの
- ③ 市場相場に着目したもの
- ④ 時価純資産にのれん代を加味したもの

等があります。これらは、算定する業種や事業規模、競争環境、市場の成長性等の要因によって大きな影響を受けます。

また、上記のような方法で評価した場合においても、それはあくまでも、価格交渉における目安の1つであり、実際の譲渡価格は、譲り受け側の資産状況やM & Aの緊急度、重要度等によっても左右されます。

その上で、下記にて企業価値の評価の1つの例をご案内いたします。

<参考>「中小M & Aガイドライン」時価純資産法(修正簿価純資産法)のイメージ

※「中小M & Aガイドライン 参考資料2『中小M & Aの譲渡額の算定方法』(2)時価純資産法」(令和2年3月中小企業庁)より

右記の考え方をもとに、表面の設例に関する企業価値を、下記にて算出

※右記は、上記中小企業庁の資料の記載内容を、具体数値を含めて、そのまま表示しています。一方、下記の数字は、表面の設例をもとに計算しています。

<1>時価純資産の算出

簿価純資産 4億8000万円
(5億円－(配当金100万円×20年間))

生命保険の解約返戻金相当額の内、含み益
6億円

時価純資産 10億8000万円

<2>企業価値の算出

10億8000万円

時価純資産法のイメージ

<1>時価純資産の算出

貸借対照表		
土地の含み損 ▲100	資産	負債 200
保険の解約返戻金 +20	600	純資産 400
繰延税金資産 +39		

修正貸借対照表(時価)	
資産(簿価)	600
土地の含み損	▲100
保険の解約返戻金	+20
負債(簿価)	▲200
役員退職金	▲50
繰延税金資産	+44
時価純資産	314

※実効税率は34%と仮定

<2>株式価値の算出

①時価純資産 314 = 株式価値 314

3. まとめ

類似業種比準方式による計算では、法人契約の生命保険等の含み益は、加算されず、含み益が株価を押し上げることはありません。

純資産価額方式による計算では、法人契約の生命保険等の含み益が、評価額に加算されるものの、37%が計算上減額されます。

他方、M & Aの企業価値の評価に関して、「時価純資産法」により算定する場合は、法人契約の生命保険等の含み益を加算して計算します。

※尚、当該法人契約の生命保険の被保険者は、M & A後も企業にとどまることが想定される役員および従業員を想定しています。

※当資料に記載の内容は、2021年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6763、代理店営業本部

贈与を受けたお金を、生命保険の保険料支払に充てることについて

生命保険のご契約者が、例えば、親などから贈与を受けたお金を、保険料の支払に充てるという際には、

実際に贈与があったということ(贈与事実)を、明確にしておく必要があります、

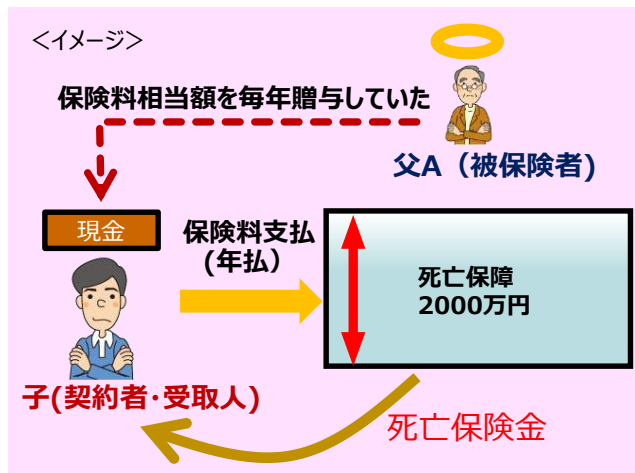
贈与契約書にて、贈与者(あげます)と受贈者(もらいます)の意思の合致があった旨、書面で明らかにすること等を含め、必要なことを、**贈与を実行する都度、的確に対応しておく**ことが大切です。

そういった中、受贈者(子)が未成年である等により、贈与者である親が、**受贈者の法定代理人(親権者)**として、当該子の法律行為を代理して行う(例えば、子が契約者となる生命保険の契約締結を親権者が行う)といった場合はどうなるのか…。国税不服審判所の裁決事例をご紹介します。

＜国税不服審判所 公表裁決事例 (昭和59年2月27日裁決 裁決事例集 No.27-231頁)＞

(1) 事実の概要

- ①父Aは、保険料相当額を子へ**毎年贈与**
- ②子は自身が契約者となり生命保険に加入
〔 父Aが毎年自分の口座から子の口座へ入金、
子は、それを、**年払保険料に充当** 〕
- ③父Aが死亡し、**子が死亡保険金を受取**
- ④子は、死亡保険金について、**一時所得**として申告



(2) 所轄税務署は…

- 子は契約当時未成年であり、**実質的には、父Aが契約し、保険料負担も行った**と認められる
- したがって、子が受け取った死亡保険金は、一時所得ではなく、**相続税の課税対象**

(3) 国税不服審判所の判断

毎年保険料相当額の贈与を受け、その保険料の支払に充てていた場合における受取保険金は相続により取得したものとはみなされない (**当事例は、一時所得**) と判断

未成年者である請求人(子、以下同じ)が受け取った保険金については、

- (1) その**保険契約を被相続人(父A、以下同じ)が親権者として代行**し、保険料の支払にあたっては、その都度被相続人が自己の預金を引き出して、これを**請求人名義の預金口座に入金**させ、**その預金から保険料を払込んだ**ものであること、
- (2) **保険料は、被相続人の**所得税の確定申告において**生命保険料控除をしていない**こと、
- (3) 請求人は、贈与のあった年分において**贈与税の申告書を提出し納税している**ことから、

事実を総合すると、請求人は贈与により取得した預金をもって保険料の払込みをしたものと認められるので当該保険金を相続財産とした更正は取消しを免れない。

<ご参考 1> 税務取扱**以外**の視点で、生命保険にご加入になっていた効果について、考えてみたい

例えば、**受贈者**(A)が**契約者・死亡保険金受取人**、**贈与者**(B)が**被保険者**というご契約にご加入の場合に、仮に、その保険料支払に充てたお金のすべてについて、贈与事実が否認され(保険料負担者は被保険者であるとされ)、死亡保険金は、一時所得ではなく相続税の課税対象、との判断がなされたとしても、生命保険に関する次のような点もご注目いただきたいと思います。

① 死亡保障	お支払になった保険料の総額にかかわらず、ご契約内容にもとづき、保険金が支払われます。 ※なお、積立配当金は、死亡保険金とともに、死亡保険金受取人へ支払われます。
② 死亡保険金受取人の変更	契約者は、被保険者の同意を得た上で、死亡保険金受取人を変更することができます。 例えば、契約者・被保険者がBさんの場合は、Bさんが死亡保険金受取人を変更できます。

<ご参考 2> 国税不服審判所 公表裁決事例の裁決書(抄) (昭和59年2月27日裁決 裁決事例集 No.27-231頁)

《裁決書(抄)》

1 事実
審査請求人(以下「請求人」という。)は、昭和56年5月20日に死亡したA(以下「被相続人」という。)の相続人であるが、この相続開始に係る相続税の申告書に、課税価格を30,310,000円、納付すべき税額を7,383,700円と記載して法定申告期限までに申告し、その後、原処分庁の調査に基づく修正申告の勧奨に対し、昭和57年7月14日に相続税の修正申告書に課税価格を30,310,000円、納付すべき税額を9,246,100円と記載して修正申告をした。
原処分庁は、これに対し、昭和57年11月26日付で課税価格を48,014,000円、納付すべき税額を16,884,300円とする更正処分及び過少申告加算税の額を381,900円とする賦課決定処分をした。
請求人は、この処分を不服として、昭和58年1月25日に異議申立てをしたところ、異議審理庁は、同年4月28日付で、棄却の異議決定をした。
請求人は、異議決定を経た後の原処分についてなお不服があるとして、昭和58年5月26日に審査請求をしたものである。

2 主張
(1) 請求人の主張
原処分は、次の理由により、違法であるから、その全部の取消しを求める。
イ 更正処分について
請求人が、被相続人の死亡によりB生命保険相互会社(以下「B生命」という。)から受け取った保険金20,804,056円(以下「本件保険金」という。)は、被相続人が請求人の親権者となり、被相続人を被保険者とし、保険契約者及び保険金受取人を請求人とする保険契約(以下「保険契約」という。)をB生命と締結し、請求人に金銭の贈与を目的として、被相続人の生前である昭和51年ないし昭和55年の間(以下「保険料支払期間」という。)に、被相続人の普通預金からC銀行D支店の請求人名義の普通預金、口座番号××××(以下「本件普通預金」という。)に振り込み、次表(省略)のとおり保険料(以下「本件保険料」という。)を支払ったものである。
したがって、本件保険金は相続財産ではなく、これを相続財産とした更正処分は誤りである。(図一：省略)
なお、請求人は、保険料支払期間において、被相続人から贈与された5,200,000円については、その贈与を受けた年分の贈与税の申告をしている。
ロ 過少申告加算税の賦課決定処分について
上記イのとおり更正処分は違法であるから、過少申告加算税を課される理由はない。

(2) 原処分庁の主張
原処分は、次の理由により正当であるから、審査請求を棄却するとするの裁決を求める。
イ 更正処分について
(イ) 本件普通預金は、保険料支払のみを目的として設定されたものである。
(ロ) 本件契約の経緯及び本件保険料払込み手続から被相続人が行為者であると推認されること。
(ハ) 請求人は、本件契約当時未成年であり、被相続人と生計を一にして、その扶養を受けており、ほかに資産所得としてみるべきものがないこと。
(二) 以上の事実から判断すると、本件契約は、実質的には、被相続人が契約し、本件保険料の負担も被相続人が行ったと認められる。
ロ 過少申告加算税の賦課決定処分について
上記イのとおり更正処分は適法であるから、国税通則法第65条第1項《過少申告加算税》の規定に基づき過少申告加算税を賦課決定した処分は適法である。

3 判断
当審判所において調査・審理したところ次のとおりである。
(1) 更正処分について
請求人は、本件保険金は、請求人の固有財産であって、相続財産ではないと主張するので審理したところ、次のとおりである。
イ 次の事実については、請求人及び原処分庁の双方に争いがなく、当審判所の調査によってもその事実が認められる。
(イ) 請求人が、契約者及び保険金受取人となり、父である被相続人を被保険者とする保険金20,000,000円の30年満期の保険契約を昭和51年9月8日付でB生命と締結したこと。
(ロ) 本件契約に係る保険料支払期間の払込保険料(年1回払い)5,140,000円は、前記2の(1)のイの保険料支払年月日欄のとおり、それぞれ払い込まれているが、いずれも、被相続人が払込日以前にC銀行D支店の被相続人名義の普通預金(口座番号××××及び××××)から本件普通預金に入金させた上、これを引き出して、それぞれの保険料の払込みに充てていること。
(ハ) 本件普通預金は、請求人以外の者が本件保険料以外の入金等を行っている事実がないこと。
ロ 当審判所の調査によれば、次の事実が認められる。
(イ) 昭和56年5月20日被相続人である被保険者の保険事故発生により、保険金20,000,000円及び配当金804,056円合計20,804,056円の本件保険金が昭和56年10月16日に保険金受取人である請求人に支払われたこと。
(ロ) 保険契約者となっている請求人は、本件契約時には13歳の未成年者であり、当時被相続人と生計を一にして、その扶養を受けていること。
(ハ) 本件契約締結の交渉及び本件保険料の払込みの行為者は、被相続人であること。
(二) 本件保険料は、被相続人の昭和51年分ないし昭和55年分の所得税の確定申告に係る生命保険料控除において控除されていないこと。
(ホ) 請求人は、前記2の(1)のイの贈与に基づき、それぞれの年分において贈与税の申告書を提出し納税していること。
ハ 以上の**事実を総合すると**、未成年者である請求人の保険契約を被相続人が親権者として代行し、本件保険料の支払に当っては、その都度、被相続人が自己の預金を引出して贈与し、これを請求人の預金口座に入金させ、その預金から保険料を払い込んだものであり、前記ロの(二)及び(ホ)に照らしても、法律行為は有効に成立しているものと認めるのが相当である。
したがって、本件保険金を相続財産とした更正処分は、不相当であり取消しを免れない。
(2) 過少申告加算税の賦課決定処分について
上記(1)のとおりであるから過少申告加算税も、その全部を取り消すのが相当である。

※当資料に記載の内容は、2022年5月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生22-2866、代理店営業本部

日本生命保険相互会社
代理店営業本部

贈与事実の認定に関する 国税不服審判所の裁決事例の一部

贈与事実の認定に関し、贈与を受けたと主張される財産について、関連する事実を「総合考慮し判断」とされた裁決事例として、その一部につき、下記をご参照ください。

国税不服審判所 公表裁決事例（平成23年5月16日裁決 裁決事例集 No.83より）

被相続人以外の者の名義である財産について、その財産の原資の出捐者及び取得の状況、その後の管理状況等を総合考慮して、相続開始時において被相続人に帰属するものと認定した事例（要旨を転載）

請求人らは、請求人ら名義の各有価証券及び各預貯金等（本件請求人ら名義財産）について、これらの全部が請求人ら固有の財産である旨主張する。

しかしながら、預貯金や有価証券等の財産の帰属を判断するためには、その名義が重要な要素となることはもちろんであるが、それら原資の負担者、取引や口座開設の意思決定を行った者、その手続を実際に行った者、その管理又は運用による利得を収受している者などの諸要素、その他名義人と管理又は運用をしている者との関係等を総合的に考慮すべきであるところ、本件請求人ら名義財産については、本件被相続人の妻である請求人G名義の一部の財産を除き、①原資の負担者は、本件被相続人であったと認めるのが相当であること、②取引や口座開設等の手続の遂行者は、実質的に本件被相続人であったと認めるのが相当であること、③**本件被相続人自身又は本件被相続人が請求人Gを通じて、管理していたと認めるのが相当であること、**④本件請求人ら名義財産の基となった**財産の運用については、本件被相続人の指図によって行われていたとみるのが相当であること**及び⑤本件請求人ら名義財産の基となった請求人らの名義の上場株式のうち、配当金に係る利得を享受し得る立場にあったのは、本件被相続人であったと認められることからすれば、いずれも本件被相続人の相続財産と認めるのが相当である。

ただし、本件請求人ら名義財産のうち請求人G名義の一部の財産については、同人の所得から形成されたものと認められ、また、同人によって運用されていたものと認められるから、請求人G固有の財産であると認めるのが相当である。

国税不服審判所 公表裁決事例（昭和46年9月27日裁決 裁決事例集 No.3より）

公正証書による贈与契約は相続税回避のための偽装行為であるとした事例（要旨を転載）

請求人は、本件贈与契約公正証書に記載された財産は相続開始前であるその作成日付の日にその被相続人から贈与を受けた財産であるから、相続財産から除外されるべきであると主張するが、本件各証拠資料により認められる各事実を総合すると、**本件贈与契約は、公正証書による贈与契約の形は存在するけれども、当事者の客観的真意とは別になされた偽装の行為とみるのが自然かつ合理的であって、これをこのまま承認することは、租税負担の公平の見地からも採り難いところというほかない。**

したがって、本件公正証書に記載された財産は、相続時において請求人のものではなく、被相続人の相続財産であるとした原処分は相当である。

国税不服審判所 裁決事例（平成19年6月26日裁決 名裁(諸)平18第74号より）

贈与税の申告納付は、贈与事実を認定する上での一つの証拠であり、贈与事実の存否は、飽くまでも、具体的な事実関係を総合勘案して判断すべきとした事例（一部抜粋）

贈与税の申告は、贈与税額を具体的に確定させる効力は有するものの、それをもって必ずしも申告の前提となる課税要件の充足(贈与事実の存否)までも明らかにするものではないと解するのが相当である。

そうすると、贈与事実の存否の判断に当たって、**贈与税の申告及び納税の事実は贈与事実を認定する上での一つの証拠とは認められるものの、贈与事実の存否は、飽くまでも具体的な事実関係を総合勘案して判断すべき**と解するのが相当である。

※当裁決の具体的内容につきましては、裏面の「裁決書（一部抜粋）」をご参照ください。

裁決書（一部抜粋） 名裁（諸）平18第74号 平成19年6月26日（中略）

主文
審査請求を棄却する。

理由

1 事実

（1）事実の概要
本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、相続税の申告において相続財産としていた株式は、被相続人から贈与により取得したもので平成6年分の贈与税の申告を行っていたものであったとして、国税通則法（以下「通則法」という。）第23条《更正の請求》第1項に規定する更正の請求をしたのに対し、原処分庁が、当該株式の贈与の事実を認められず当該株式は相続財産であるとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、請求人が、同通知処分の全部の取消しを求めた事案である。（中略）

2 争点

本件株式は、本件相続に係る相続財産であるか否か

3 争点に対する当事者の主張

（1）請求人

本件株式は、次のことから、本件相続に係る相続財産ではない。

イ 贈与税の申告と贈与事実について

（イ）贈与契約の成立について
平成6年当時、高校生であった請求人は、本件被相続人から本件株式の贈与の事実を聞かされて、本件被相続人の意思を尊重して承諾しているのであるから、本件被相続人と請求人との間で口頭の贈与契約が締結されたと認定できることは言うまでもないことである。

さらに、親権者の父から未成年の子に対する贈与はその子が利益を受ける行為であるから、ここでの特別代理人の選任は必要ではないと解され、本件において、請求人に贈与に関して細かい知識がないとしても、親権者である本件被相続人とその未成年者である請求人との間で贈与契約が成立することは論ずるまでもないことである。

（ロ）贈与税の申告と納税について
贈与税の納税義務者である請求人は、本件株式の贈与に係る贈与税の申告を法定申告期限内に提出し納税も済ませているという事実は、少なくとも本件株式の贈与が実行されたことを証するに十分である。
本件株式の贈与後の経緯をみても、贈与していないにもかかわらず、贈与税の申告をして納税することについての本件被相続人又は請求人のメリット（かかる行為をした合理的理由）はどのような場合を想定しても考えられない。このことは、本件被相続人が請求人に対して本件株式を贈与する真の合理的意思の下で、本件株式の贈与が行われたことの証左であり、本件株式の贈与に係る贈与税の申告と納税の事実がこのことを客観的に証明しているということができる。（中略）

4 判断

（中略）

（2）法令解釈

（中略）

ロ 贈与税の申告事実と贈与事実との関係について
納税義務は各税法で定める課税要件を充足したときに、抽象的にかつ客観的に成立するとされ、贈与税の場合は、贈与による財産の取得の時に納税義務が成立する（通則法第15条《納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定》第2項第5号）とされるが、この抽象的に成立した贈与税の納税義務は、納税者のする申告により納付すべき税額が確定（申告納税方式）し、具体的な債務となる。
このような申告事実と課税要件事実との関係については、「納税義務を負担するとして納税申告をしたならば、実体上の課税要件の充足を必要的前提要件とすることなく、その申告行為に租税債権関係に関する形成的効力が与えられ、税額の確定された具体的納税義務が成立するものと解される」（高松高裁昭和58年3月9日判決）と示されていることからすると、贈与税の申告は、贈与税額を具体的に確定させる効力は有するものの、それをもって必ずしも申告の前提となる課税要件の充足（贈与事実の存否）までも明らかにするものではないと解するのが相当である。
そうすると、贈与事実の存否の判断に当たって、贈与税の申告及び納税の事実を贈与事実を認定する上での一つの証拠とは認められるものの、贈与事実の存否は、飽くまでも具体的な事実関係を総合勘案して判断すべきと解するのが相当である。

（3）争点について

イ 贈与税の申告と贈与事実について

請求人は、平成6年分の贈与税の申告及び納付の事実は、少なくとも本件株式の贈与が実行されたことを証するに十分であると主張する（前記3の（1）のイの（ロ））ので、以下検討する。（中略）

上記（2）のロのとおり、贈与事実の存否の判断に当たって、贈与税の申告及び納税の事実は、贈与事実を認定する上での一つの証拠とは認められるものの、それをもって直ちに贈与事実を認定することはできないと解すべきであるから、この点に関する請求人の主張は採用することはできない。

ロ 贈与の事実について

（中略）

（ロ）なお、請求人は、贈与していないにもかかわらず、贈与税の申告をして納税をすることについての本件被相続人又は請求人のメリット（かかる行為をした合理的理由）はどのような場合を想定しても考えられない旨主張する（前記3の（1）のイの（ロ））。しかしながら、（中略）
上場前に若干の税負担をしてでも本件株式に係る贈与税の申告書を提出し、比較的低額な納税で済ませておき、本件株式が同人名義のまま将来相続が発生した場合でも、請求人が課税当局に対して、本件株式は既に請求人に対して贈与されたものであることを主張できるようにしたと考えることも可能である。
上記のように考える余地もあるから、本件被相続人が本件株式を請求人に贈与していないにもかかわらず、贈与税の申告をし、納税したことをもって、これをあながち不自然なものであると評価することはできない。（以下略）

※当資料に記載の内容は平成25年3月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱等については（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生25-H-998、代理店業務部

親権者による「同意」と「代理」の主な違いは？

契約書等の作成の際に、契約の片方の当事者が「未婚の未成年」の場合は、その「親権者」が、契約書等に署名する必要があります。
その署名における「同意」と「代理」の主な違いについて、一般的な内容をまとめてみました。
個別の具体的な取扱については、専門家にご相談ください。

1

契約の片方の当事者である未婚の未成年者に、意思能力がある場合等

未婚の未成年者に意思能力がある場合は、
「自ら法律行為を行うことは可能」ですが、
法定代理人（親権者等）の「同意」が必要です。

法定代理人の同意のない未成年者の法律行為は、
取消することができます。（民法第5条1項、2項）
※「民法第5条1項、2項」の適用については、「民法第5条1項ただし書き、3項、第6条」に規定する特定の法律行為を除きます。

「乙」に意思能力があるため、**乙自身が自署・押印**

「乙」の親権者が**「同意」**した旨、自署・押印

【契約書の署名部分のイメージ】

「乙」が未婚の未成年者で、意思能力がある場合

平成XX年XX月XX日

甲 □□県□市□町 X-XX-X ●●●● (印)

乙 ○○県○市○町 X-XX-X ▲▲▲▲ (印)

上記につき同意する。
親権者 ○○県○市○町 X-XX-X ▲▲◆◆ (印)
同 ○○県○市○町 X-XX-X ▲▲◆◆ (印)

2

契約の片方の当事者である未婚の未成年者に、意思能力がない場合等

未婚の未成年者に意思能力がない場合（幼児等）などは、
「自ら法律行為を行うことができない」ことから、
法定代理人（親権者等）が、
未成年者を「代理」して、法律行為を行うことと
なります。

「乙」には意思能力がないため、**親権者が代理で記入**

「乙」の親権者が**「代理」**した旨、自署・押印

【契約書の署名部分のイメージ】

「乙」が未婚の未成年者で、意思能力がない場合

平成XX年XX月XX日

甲 □□県□市□町 X-XX-X ●●●● (印)

乙 ○○県○市○町 X-XX-X ▲▲▲▲ (印)

上記親権者法定代理人
○○県○市○町 X-XX-X ▲▲◆◆ (印)
同 ○○県○市○町 X-XX-X ▲▲◆◆ (印)

※具体的な契約行為等においては、利益相反(民法第826条)となるか否か等の確認が必要です。

※未成年者が養子となる場合は、子は15歳に達していれば法定代理人の同意等は不要であり、子が15歳未満ならば法定代理人が子に代わって縁組の承諾を行うことが可能(民法797条1項)。

※年齢に達している場合でも、意思能力の有無は、個々の具体的な行為ごとに、行為者の個人差をふまえて、実質的個別的に判断されるものであり、画一的に判断することはできません。

当資料に関連する主な民法の条文

(第一節 権利能力) 第3条 私権の享有は、出生に始まる。

2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第4条 (成年) 年齢十八歳をもって、成年とする。

第5条 (未成年者の法律行為) 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

第6条 (未成年者の営業の許可) 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

第98条の2 (意思表示の受領能力) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

一 相手方の法定代理人

二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

第99条 (代理行為の要件及び効果) 代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

2 前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。

第108条 (自己契約及び双方代理) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規程するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りではない。

第797条 (十五歳未満の者を養子とする縁組) 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。

2 法定代理人が前項の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者であるものが他にあるときは、その同意を得なければならない。養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときも、同様とする。

第818条 (親権者) 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

2 子が養子であるときは、養親の親権に服する。

3 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

第826条 (利益相反行為) 親権を行う父又は母とその子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

2 親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない。

第839条 (未成年後見人の指定) 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者は、この限りでない。

2 親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定により未成年後見人の指定をすることができる。

第840条 (未成年後見人の選任) 前条の規定により未成年後見人となるべき者がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する。未成年後見人が欠けたときも、同様とする。

2 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができる。

3 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無(未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無)、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

第841条 (父母による未成年後見人の選任の請求) 父若しくは母が親権若しくは管理権を辞し、又は父若しくは母について親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判があったことによって未成年後見人を選任する必要が生じたときは、その父又は母は、遅滞なく未成年後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

ご参考(児童福祉法)

第4条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

(以下略)

※当資料に記載の内容は、2022年4月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。 生21-6088、代理店営業本部

日本生命保険相互会
社
代理店営業本部

若い世代へ任せた後のセカンドライフ設計の勘所

まえだ のぶひろ
前田 展弘 (ニッセイ基礎研究所 生活研究部 上席研究員・ジェロントロジー推進室兼任)

2004年 ニッセイ基礎研究所入社
2006～2008年度 東京大学ジェロントロジー寄付研究部門 協力研究員
2009年度～ 東京大学高齢社会総合研究機構 客員研究員
2021年度～ 慶応義塾大学ファイナンシャル・ジェロントロジー研究センター 訪問研究員

- 内閣官房「一億総活躍社会(意見交換会)」招聘(2015年度)
- 財務省財務総合政策研究所「高齢社会における選択と集中に関する研究会」委員(2013年度)
- 財務省財務総合政策研究所「企業の投資戦略に関する研究会」招聘(2016年度) 他多数



近年の技術革新により、中小企業において、売上拡大のチャンスをつかむ事例が増えていく、と言われており、経営者の世代交代は、挑戦・変革志向を強めると考えられています(「中小企業政策審議会総会」資料、中小企業庁、2022年6月22日)。もし、「事業承継を早めに行おう」となった場合、会社を離れ、その後の時間をどのように充実したものにするか…。一度、お考えになっておくことは必要かもしれません。ジェロントロジー(Gerontology)研究の専門家である、ニッセイ基礎研究所の前田上席研究員に聞きました。

“勇退後の時間の充実”について、是非、多面的に考えてみてください

Q 「人生100年(歳)」これから更なる長寿化も考えられる中、「長寿時代のライフデザイン」を考えることは、とても大切だと思います。ジェロントロジー(Gerontology)の重要な研究テーマとも聞きます。



個人が“**より良く**”長生きしていくために知っておくべき「長寿時代のライフデザイン」に関わる知識と情報。

これは、ジェロントロジーの中心となるテーマの1つです。

- ・「**健康**」に関すること
- ・理想の「**生き方や老い方**」
- ・高齢期の「**活躍**」の仕方
- ・「**お金**」や「**住まい**」のこと
- ・**医療**や**介護**そして終末期のことなど

について、研究しています。

「長寿時代のライフデザイン」において、どのように「**暮らす**」か、どのように「**つながる**」か、どのように「**楽しむ**」か、どのように「**活躍**」するか、そういった観点から、お考えいただきたいと思います。

※なお、ジェロントロジーとは、ギリシャ語の「高齢者」の意味を表すGerontに、「学」を表すologyがついた造語。1903年にフランス・パスツール研究所のメチニコフ博士が命名したとされ、1930年代以降、主にアメリカを中心に発展してきた学問です。

<イメージ>



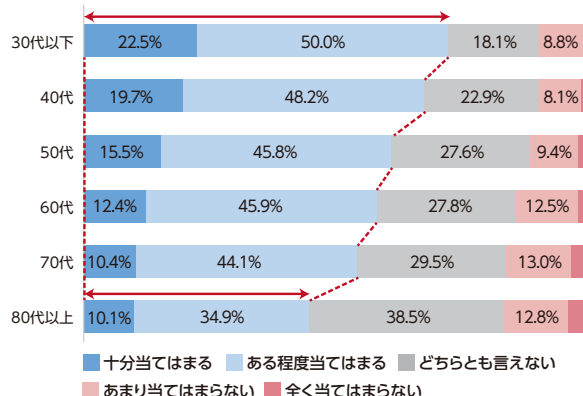
“勇退後”の時間の**充実!**

変化のスピードが速い時代、バトンタッチ年齢も早期化へ!?

Q 一方で、政府は、中小企業経営者の世代交代など、中小企業の挑戦・変革志向を後押しし、「成長と分配の好循環」のリード役になることを期待していると聞きます。事業承継の時期の早期化、世代交代は今後、進むのではないとも言われています。

若い世代の経営者ほど、
試行錯誤を許容

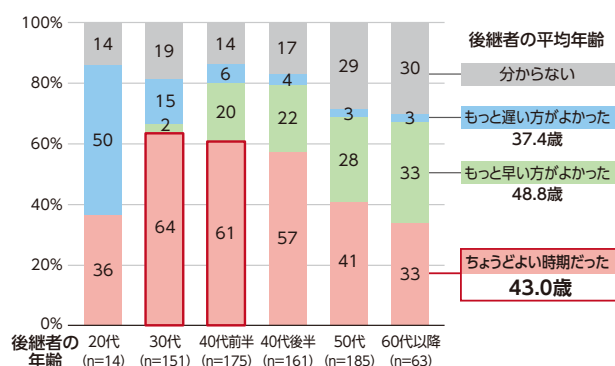
<図表> 経営者年代別の試行錯誤を許容する組織の風土



出典:「激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性」P51
2022年6月22日 中小企業庁

変化のスピードが速い時代、
バトンタッチ年齢も早期化へ!?

<図表> 事業を引き継いだ年齢別にみた事業承継のタイミングの評価



出典:「事業承継ガイドライン(第3版)」P17
令和4年3月改訂 中小企業庁を加工

意外と早い時期にバトンタッチしても、大丈夫なように!



そうですね。2022年6月22日の「中小企業政策審議会総会」(中小企業庁)にて、中小企業・小規模事業者の**経営者の自己変革・挑戦を後押し**する政策の必要性を整理しています。

…我が国の中小企業・小規模事業者を俯瞰してみると、社会経済の大きな構造変化に晒されながら、**経営者の交代**が進み、M&Aが活発化し、**意欲あるアツギ等が新しい挑戦に取り組む**など、ダイナミックな変革局面に差し掛かっている。変化を意識しやすい局面は、中小企業・小規模事業者の経営者が、成長に向けて**自己変革・挑戦へ踏み出しやすい時機**でもある。中小企業・小規模事業者は小回りが利き、新たな分野に果敢に踏み出せる強みを持つことから、国が適切な政策によって中小企業・小規模事業者の**経営者の自己変革・挑戦を後押し**すれば、「**成長と分配の好循環**」のリード役、日本経済・社会のアップデートのエンジン、ドライバーとなるべき存在と言える。…

(「中小企業政策審議会総会」資料、中小企業庁、2022年6月22日)

Q 将来、実際にどのタイミングでご勇退なさるかは別としても、意外と早い時期だった場合も考え、その後のご自身の時間の充実について、一度、検討しておいた方が良いということですね。



そうですね。
ただし、人生設計の方法については、特にルールがあるわけでもないもので、いざ考えようにも**何をどこから考えれば良いか**、戸惑われる人も少なくないと思います。

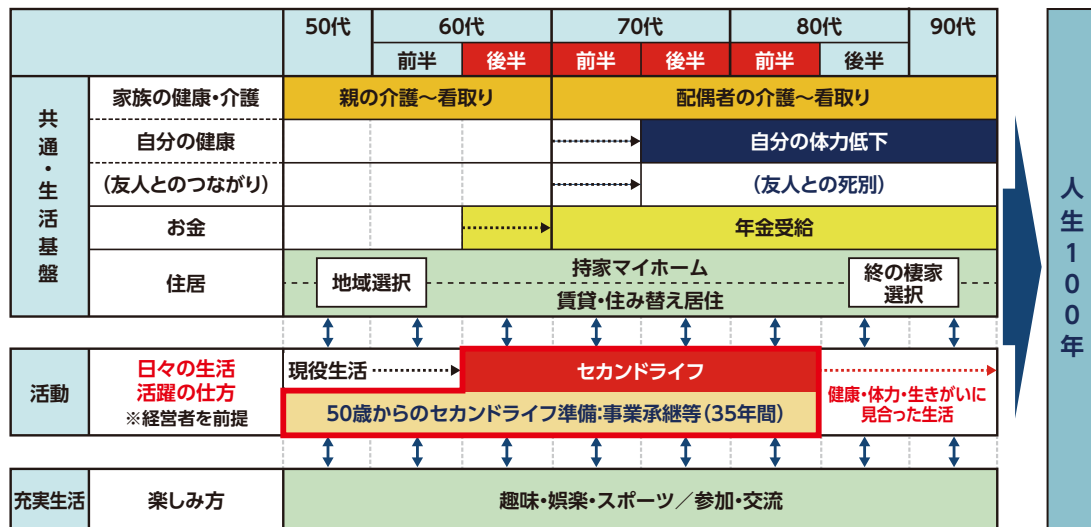
基本的には、ご自身が希望する高齢期の生活像(**何歳のときはこのような生活をしたい**)を考えて、その実現に向けて行うべきことを時系列に整理していきます。
その作業は意外と難しいと思いますが、どのように将来を描けばよいのか、一つの考え方をご紹介します。

「やりたいことリスト」を作成し、ポジティブなセカンドライフを!



多様な要素があるわけですが、それらを整理していくと、大きくは生活を支える「基盤」と、その基盤の上での日々の「活動」、更に生活の充実を高める要素（「楽しみ」等）に分けられます。
それらを一覧としてイメージしたのがこちらの図表です。

<図表> セカンドライフの検討イメージ



人生100年(歳)の長寿を、“**恩恵**”として受け止められるように…

なるほど。こうやって見渡すと、そのそれぞれの時期に、自分はどう暮らすのか、どのように時間を充実させるか、「人生100年(歳)時代」という財産を、上手に活かしたいですね。



戦後まもない頃の「人生60年(歳)時代」と比べれば、大人である18歳を起点にすると、実に「倍」近い長さがあることになります。
先人達に比べれば、倍近い人生を楽しめて、また多くのことを成し遂げられる期待を有しているのです。
人生100年(歳)の長寿を「厄介」ではなく「**恩恵**」として受け止められるようにしていくことが必要です。

コラム 生きがいを持っている人は長生きする

どういう人が長生きする傾向にあるのか、それを調べる長寿科学研究では、生きがいなど心理的要因と生命予後との関係を調べたものも数多くあります。

例えば、40～80歳の約3,000名を7年以上にわたって追跡した研究では、「生きがいがあるとはっきりいえない者、ストレスがある者、頼られていると思わない者ではそうでない者に比べ、年齢、喫煙、飲酒、高血圧の既往歴を調整しても循環器疾患死亡のリスクが上昇していた」※1という結果が確認されます。

また、60～75歳の約1,000名を7年半追跡した研究でも、「歩行習慣、睡眠時間に加えて、生きがいがあることが、高齢者の生命予後に重要な影響を与えていた」ことを明らかにしています※2。

僅かな例ですが、いずれの研究も“**生きがいを持っている人が長生き**”の傾向にあることを示唆しています。
「**楽しみを持つ、生きがいを持つ**」ということが、健康で長生きするための一つの予防策になると考えます。

※1 坂田清美、吉村典子、玉置淳子、橋本勉「生きがい、ストレス、頼られ感と循環器疾患、悪性新生物死亡との関連」
（『厚生指針』第49巻第10号、2002年9月）より

※2 関奈緒「歩行時間、睡眠時間、生きがいと高齢者の生命予後の関連に関するコホート研究」（『日衛誌』第56巻第2号、2001年7月）より

「人生100年(歳)時代」という財産を、上手に活かすために…

Q 「時は金なり」とも言います。「勇退後の期間」を十分に確保できるということは、ある意味、それは、「財産」だと積極的に捉える考え方もあると感じました。



中小企業経営は、日々多忙を極めると思います。そういった中、少し時間を設けて、**ご自身が希望する将来の生活像**を具体的にイメージしてみることは、大切だと思います。

〈編集後記〉

将来、どう暮らすのか？ 多岐にわたる項目をどうリストアップし、必要額を集計するか？
ニッセイの「**経営者セカンドライフシミュレーション**」をご利用ください。

<帳票の主要部分>

衣食住のこだわりは…

仲間との交流は大切

医療・介護の安心と快適

◎ **レベル感(10段階)**を、項目単位で設定・調整できます。

◎ **ご自身が重視したい内容を、オプション的に選択**して追加できます。

※例えば、介護について、在宅介護を選択した場合に、しっかりとリフォームしたい(浴室拡張、バスリフト設置)、訪問介護サービスは、可能な限りのオプションを利用したい等、選択して内容を追加することができます。

なお、将来の不動産収入・金融資産の状況などを入力し、財源準備の方法を検討することができます。

当資料に記載の内容は一般的な概要を示したものです。

詳しいご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。

*「セカンドライフ」とは「退職後の生活」を意味しています。

※当資料に記載の内容は2022年9月現在の民法および、税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱いについては、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生22-4752, 代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

NISSAY

人生100年時代と言われていますが、オーナー経営者のセカンドライフは…

むらまつ ようこ

村松 容子 准主任研究員 (ニッセイ基礎研究所 保険研究部)

2003年 ニッセイ基礎研究所入社



《基礎研レター》 「2019年における65歳時点での“健康余命”は延伸～余命との差は短縮傾向」(2021.2.16)
 「2019年健康寿命はさらに延伸～制限がある期間はやや短縮するも、加齢や健康上の問題があっても、制限なく日常生活を送ることができる社会を構築することが重要」(2020.8.3)
 《ニッセイ基礎研究所報》「健康寿命の都道府県格差」(2019.7.11)
 《保険・年金フォーカス》「政策指標としての「健康寿命」が抱える課題」(2019.4.23) 他多数

これまで、会社の発展に多大な貢献をされてきたオーナー経営者。まだまだ現役で…とお考えかと思いますが、ご自身のセカンドライフを見据え、早めにご準備を始めることは大切なことと思います。豊かなセカンドライフを送るために、例えば、どの程度の期間、どういった点を気にすべきか、知っておくことが大切です。健康・医療に関する分析がご専門の、ニッセイ基礎研究所・村松准主任研究員にお聞きしました。

※セカンドライフとは、会社を離れ、その後、これまで培われたことを活かされたり、これまでできなかったことに取組まれたり等、人生の次のステージに進まれることをイメージしています。

オーナー経営者様の“セカンドライフ”は、100歳まで!?

Q 人生100年時代と言われています。セカンドライフはどのくらいの期間になりますか?



最近では人生100年時代と言われるようになり、ひとことにセカンドライフと言われても、まだ先のことと、あまりイメージがわからない、という方も多いのではないのでしょうか。

そもそもセカンドライフとは、いつから始まるのでしょうか? これは、もちろんオーナー経営者ご自身がお決めになることと思いますが、事業を承継されて、勇退退職をされる時期とすれば、参考になるデータがあります。オーナー経営者の退職時期の平均年齢は、**小規模事業者で70.5歳、中規模企業で67.7歳**となっています*1、概ね、このような時期がセカンドライフの始まりと考えて良いかと思います。

次に、セカンドライフとは、いつまでなのか?ということについてです。人生100年時代と言われていますが、現在70歳の男性の35%、女性の60%が90歳まで生きると試算されています*2。先ほどの、退職時期の平均年齢から平均寿命までは**約20年間**あることになります。人生100年とまではいかないものの、それでも**セカンドライフの期間は相応にある**ことをご理解いただけたと思います。それだけに、セカンドライフをどのように過ごしたいか、どういった準備が必要か、等について早めに考えておくことが大切です。

*1 中小企業庁委託調査「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、株野村総合研究所)

*2 厚生労働省「簡易生命表」(令和元年)
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

<イメージ>



セカンドライフは、どのように過ごしたら良いか・・・

何歳まで元気に過ごせるの!? “健康寿命”が話題に…

Q 平均寿命は聞きなれていますが、健康寿命とは何でしょうか？



まず、平均寿命とは、0歳のときに何歳まで生きられるかを統計的に予測した期間です。一方、**健康寿命とは**、起床や衣服着脱、食事や入浴、家事や外出などの**日常生活の動作に制限がなく過ごせる期間**です。つまり、0歳のときにあと何年間、健康上の制限がなく生活ができるかを示しています。

これらは、いずれも0歳のときが基準になっています。セカンドライフについては、「今から、何歳まで生きられるか?」、あるいは「今から、何年間、健康上の制限がなく生活ができるか?」ということが、気になるかと思います。これについては、以下のように表現しています。

「今から、何年間、健康上の制限なく生活できるか?」 = 「健康余命」

Q では、オーナー経営者様が70歳で勇退退職を考えている場合、健康余命は何年になりますか？



下の図表をご覧ください。**70歳の男性の場合、「健康余命」は、11.06年**です。つまり、余命15.96年のうち11.06年間は、健康上の制限がなく生活を送れると、イメージできます。

<図表> 年齢ごとの平均余命と健康余命(2019年) ※0歳児の余命=寿命 (単位:年)

年齢	男性			女性		
	平均余命	健康余命	平均余命と健康余命の差(期間)	平均余命	健康余命	平均余命と健康余命の差(期間)
	①期間	②期間	①-②	①期間	②期間	①-②
0歳	81.41 (平均寿命)	72.68 (健康寿命)	8.73	87.45 (平均寿命)	75.38 (健康寿命)	12.07
25歳	56.91	49.04	7.87	62.84	51.53	11.31
45歳	37.57	30.71	6.86	43.27	33.37	9.90
65歳	19.83	14.43	5.40	24.63	16.71	7.92
70歳	15.96	11.06	4.90	20.21	12.85	7.36
75歳	12.41	7.96	4.45	15.97	9.24	6.73
80歳	9.18	5.33	3.85	12.01	6.11	5.90
85歳	6.46	3.36	3.10	8.51	3.74	4.77

(注) 健康余命の計算に使われる「国民生活基礎調査」は、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)を調査対象から除外しているため、実際より不健康な人を少なくカウントしている可能性があります。その場合、**健康余命が実際より長めに計算されている可能性があります。**
(資料)厚生労働省「2019年簡易生命表」「2019年国民生活基礎調査」の結果を使って、厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による計算シートで筆者試算。

Q そうなると、平均余命と健康余命との差(期間)は、どういう期間ですか？



この期間は、例えば、病気や介護等で自立した生活が送れず、日常生活に制限があると感じるといったような、「**健康に不安がある期間**」です。高齢になると、病気や介護等が必要になる可能性は高まりますので、意識しておく必要があります。

※図表にあります(①-②)の平均余命と健康余命の差(期間)は、厳密に言うと、例えば、急な病気や入院等をした場合でも、その後、元気になる自立した生活を送ることはありますので、どの年代でもそのような期間を過ごすことはあります。必ずしも亡くなる直前の病気や介護等を必要とする期間のみを指しているわけではなく、そのような状態の合計期間となります。

なお、「健康に不安がある期間」等は、個人差があります。

“豊かなセカンドライフ”には、相応の資金準備が必要!?

Q 「健康でない期間のコスト」に目が行きがちですが、「勇退後にさまざま、活躍するため」にも、資金は必要ですね。



今までできなかった地域や社会への貢献、他分野の方々との交流・学び等、あるいは海外文化に身を置いたり、お子様やお孫様とのかかわり方を含め、既に想い描かれているセカンドライフもあるかと思います。

お孫様の成長が何より楽しみで、応援しようと生前贈与をされる方もいらっしゃると思います。お孫様への教育資金の一括贈与の非課税措置を利用したり、お子様へ住宅取得資金の贈与をする等、お子様やお孫様へ、可能な限りの支援をされている方もいらっしゃると思います。

お元気な健康余命の期間は、豊かなセカンドライフを過ごそうと思うと、さまざまな面で負担が増して、**意外と多くのお金がかかる**ものです。場合によっては**現役時代より負担が増す**ことがあるかもしれません。そのため、事前にまとめた資金をご準備しておく必要があるかと思っています。

<イメージ>



豊かなセカンドライフに向けた資金準備が大切

Q 健康に不安がある期間では、どうですか？



健康に不安がある期間は、前述の健康余命の期間と比べると、病気や介護等により活動量が落ちてしまい、遊興費等の支出

は減ります。一方で、身の回りのことにつ

いての**支援が必要**になり、そういったことへの**支出が増える**ようになってきます。また、認知症等の影響により判断能力が低下すると、**お金の管理等も難しくなる**ことも考えられます。

また、健康に不安がある期間では、病気等により、入院が必要になることもあります。必要とされる治療や投薬等を受けるには、**高額な医療費が掛かる**ことも考えられますので、その備えとして資金準備をしておく必要があります。

そして、**介護等が必要になれば、老人ホームに入居する**こともあります。老人ホームの種類はさまざまですが、中には**質の高い住環境に、医療施設やレストランが併設**されているような有料老人ホームもあります。ご自身が想い描く豊かなセカンドライフに相応しい老人ホームに入居するには相応の資金準備をしておく必要があります。

このように、お元気な健康余命の期間と併せて、健康に不安がある期間も通じて、豊かなセカンドライフを過ごすための資金準備が必要となります。

コラム

“画期的な新薬”で、認知症の進行を遅らせる!? 寿命を延ばせる!?

2021年6月に、米国製薬大手と日本製薬大手が開発したアルツハイマー病の病理に作用する治療薬の製造・販売が米国FDAより承認されました。日本でも承認に向けて審査を行っています。

念願の新薬の登場は、認知症の治療効果が期待できることから注目を集めていますが、あわせて**使用する際の価格についても注目**されています。

これまでに、がん免疫治療薬や、難治性の白血病・リンパ腫の新薬のように、高額な薬も認可されており、高額でも効果的な新しい薬や技術が取り入れられてきています。

このような新しい技術は今後も増えていく可能性があります。**健康保険が適用されない場合は自費**となりますが、認知機能の低下を遅らせることや、難しい治療、詳しい検査等ができる可能性が広がり、**ご自身の活躍できる期間を永く**することもできるかもしれません。

オーナー経営者の“豊かなセカンドライフ”に向けた財源準備の方法とは!?

Q 豊かなセカンドライフに向けて、相応の財源準備は必要だと感じました。
中小企業経営者の方々は、特にどういったことを検討すべきでしょうか?



一般的には、退職前に蓄えられた預貯金や年金等で賄うように思いますが、**豊かなセカンドライフを過ごすための準備**となりますと、それだけでは**資金が不足してしまう可能性**があります。また、途中で大きな病気をされる等の、**思わぬ出費**も考えられます。そのため、万全の財源準備が必要になります。

〈編集後記〉

セカンドライフに向けた財源準備の方法のひとつとしてご案内するのが、**勇退退職時の役員退職金準備**です。オーナー経営者の場合は、会社から、これまでの会社発展の**貢献度に見合った役員退職金**の支払いを受けることが大切です。

※税務上の取扱いに留意する必要があります。

これには、スムーズに役員退職金を支払うための**役員退職慰労金規程**の整備と、会社での役員退職金の財源準備等について、会社において事前に準備しておくことが大切です。

その財源準備には、**法人契約の生命保険を活用**することができます。

<勇退時の退職金財源として活用>

オーナー経営者の退職時に、会社は法人契約の生命保険の解約払戻金を財源に勇退退職金を支払います。

解約払戻金は契約時に金額が確定していますので、安定的に、豊かなセカンドライフの資金準備としてご活用いただけます。

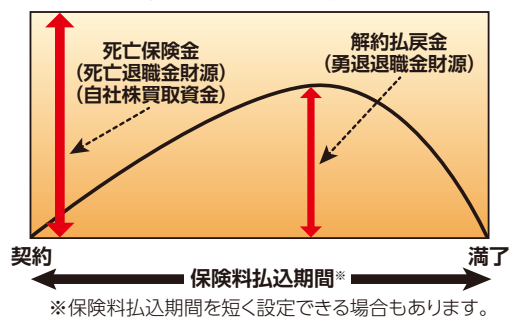
<万一時の遺族生活保障として活用>

オーナー経営者の勇退退職前に、万一のことがあった場合は、会社は法人契約の死亡保険金を財源に、遺族に死亡退職金を支払うことができ、遺族の生活保障としてお役立ていただけます。

<イメージ>

(契約者=会社、被保険者=(先代)経営者、死亡保険金受取人=会社)

<長期平準定期保険の活用イメージ>



当資料の記載内容は一般的な概要を示したものです。

詳しいご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。

※当資料に記載の内容は2021年11月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱いについては、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-5125、代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

NISSAY

事業承継における 経営者の引き際とトラブル防止の勘所

やまざき たけひと

山崎 岳人 弁護士 (コスモス法律事務所)

2002年 財務省入省(2007年退職)

2011年 コスモス法律事務所入所

2015年 東京弁護士会中小企業法律支援センター委員

2020年 東京弁護士会 法制委員会 副委員長(2021年まで)

主な
著書

『非上場会社の法務と税務』(新日本法規 2018年・共著)

『ケースでわかる改正相続法』(弘文堂 2019年・共著)

『令和3年民法改正対応 負動産をめぐる法律相談実務処理マニュアル』(新日本法規・2022年・共編) 他多数



ご家族・ご親族間の関係性に応じて、また、地域性や業種等によっても、オーナー経営者の事業承継の姿は様々だと思います。しかし、ココは押さえておきたい、という「トラブル回避のポイント」は、ある程度共通したものがあ

るようにも思います。
数々の事業承継案件に関わってこれ、財務・税務にもお詳しい山崎弁護士に、お聞きしました。

社会は長寿・高齢化。

一方で、後継者へのバトンタッチは、早まる傾向へ!?

Q そもそも、オーナー経営者に、継がせたい会社があり、後継者候補が存在すること自体、理想的な状況だと思えますが、それでも、やはり問題は、実際にどのようにバトンタッチを実現するか、中でも、承継の「タイミング」が重要と聞きます。



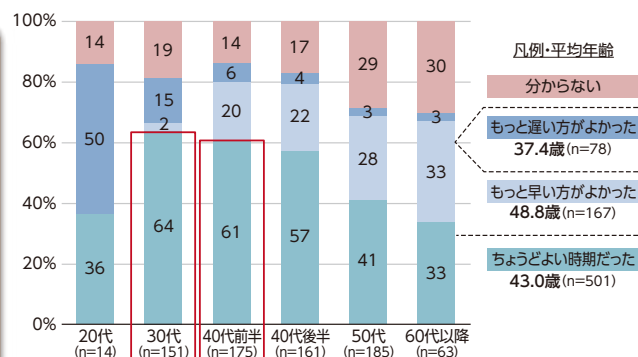
そうですね。

大切な会社を、後継者へ、円滑に承継するためには、**オーナー経営者の「引き際」**に関して、あらかじめ、検討しておくことが必要です。

なお、バトンタッチ(承継)が行われるタイミングは、基本的に、次のいずれかとなります。

- 事業から身を引く**準備ができた**とき
- 事業から身を引かざるを得なくなったとき(健康問題、家族問題、等)

<図表> 事業を引き継いだ年齢別にみた事業承継のタイミングの評価



継がせたい会社があり、後継者候補も、ある程度、目的が立ちつつある状況ならば、「事業から身を引く準備」について、あらかじめ検討しておくことが大切です。

他方で、令和4年3月改定された「事業承継ガイドライン(第3版)」(中小企業庁)は、「後継者の立場から見た事業承継のタイミングを重視すべき」旨、指摘しており、具体的には、**後継者の年齢が「30代から40代前半頃が事業承継の時期としてちょうどよい」というデータを示しています。**

具体的な年齢は別にしても、要は、**後継者側の準備が整ったタイミング**で、しっかりバトンタッチできるように、**現経営者の「引き際」**に関して、あらかじめ検討しておくことが必要ということです。

“代表者の交代”と“議決権の移転”、足並みが揃わないと、トラブルの原因に

Q 経営者の「引き際」と聞くと、単純に、勇退退職の時期のことを言っているように思いがちですが…



確かに、先代経営者が会社を**完全退職**し、後継者に、しっかりと独り立ちさせ、任せきることは大切です。

加えて、その際には、会社の議決権についても、**後継者が大半の議決権を保有**するよう、対応することが望ましく、この両者の**足並みが揃わないと、トラブル**の火種ともなりかねません。では、ここからは、これまでの経験をもとにトラブルが想定されるいくつかの事例をご紹介します。

《ケース1》先代経営者が、退職後も「大株主」の立場で意見をしてくることに、後継者が困惑

株式の移転は、財産的価値の移転ということになりますから、**譲渡**すれば**対価支払**や**課税の問題**が生じますし、**贈与**ならば、**贈与税が問題**となります。

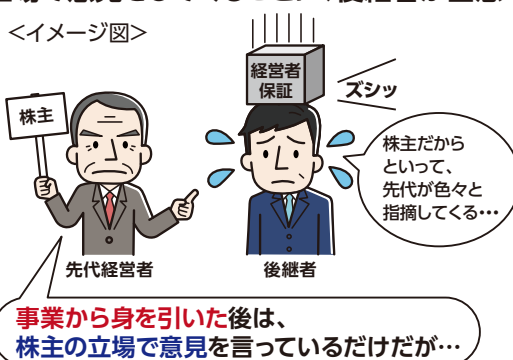
それを嫌って、**大半の株式を先代経営者が保有**し続けた場合は、先代経営者が退任・退職して、後継者が独り立ちしたように見えても、後継者としては、経営を任されているという実感が薄い、と感じることもあるわけです。

なお、このような場合には、**経営者保証が問題**となります。

会社が金融機関等から借りているお金について、代表取締役個人が連帯保証人になる、というケースが多く、その場合は、通常、代表取締役が交代した時には、**旧経営者は連帯保証人から外れ**、新経営者、要するに新しく代表取締役となった**後継者が、新たに連帯保証人**となります。

そのような中で、先代経営者が、大株主という立場で経営に意見をしてくる。後継者としてはやりきれない思いになる、ということです。

<イメージ図>



Q 株式の保有割合を変えずに、議決権割合だけを変更する、例えば、先代経営者が保有する株式を「株主総会の議決権が無い株式」へ変更するという方法もあると聞きます。



そういった種類株式の活用*1も含め、後継者への「議決権」移転について、事前に検討しておくことが大切です。

一方で、子など後継者候補へ、親が、株式の移転を先走ったことで、子へ**代替わりを行う前に**、多くの議決権が子へ移り、トラブルになることもあります。

《ケース2》社長が、後継者候補と対立し、株主総会が何年も開催できないことに!?

深刻なケースとしては、親子の間で、会社経営に関して対立してしまい、代表取締役である親に対し、**大株主である子が反発**し、数年間、**株主総会が開けなかった**という事例もあります。

適切なタイミングで、「議決権」の移転ができるよう、事前に検討しておくことが大切ということです。

<イメージ図>



*1:誌面の都合上、種類株式の活用に関する説明は省略させていただきます。ご興味のある方は、別途、弁護士・顧問の先生等専門家へご相談ください。なお、日本生命代理店営業本部（コンサルティング推進チーム）でも関連資料をご提供できます。

▶ “代表者の交代”と“議決権の移転”は、足並みが揃わないと、トラブルの原因になる、ということですね。

時代の流れとともに、会社経営も変化が求められる

Q ところで先生、先代経営者が「事業から身を引かざるを得ない」という場合に生じる、何か特徴的な事例がありましたら、お聞かせください。



そうですね。いろいろなケースがありますが、ここでは深刻な事例を1つ、ご紹介させていただきます。

《ケース3》先代経営者の配偶者(後継者の実母)と、子(後継者)が対立し、法律問題に

経営者が、**在任中に急逝**されました。先代経営者が死亡退職という形で会社を離れたケースです。

事業承継が気になる場所ですが、幸いにも、お子様が跡を継ぎ、すべての株式を相続で取得しました。そういう意味では株式の移転はスムーズに進みました。しかし、問題は、先代社長の配偶者、要するに新社長のお母さまと、新社長との関係でした。

会社の経営刷新を進めたい新社長が、言わば、名ばかりとも言える取締役であるお母さまに、退任を迫ったという事例です。

新社長とお母さまは、激しく対立してしまい、結果的に**お母さまは役員解任**となり、収入が途絶え、法律問題となりました。

このケースでは、**家庭裁判所へ扶養請求調停***2の申し立てを行い、決着までに2~3年を要しました。

<イメージ図>

役員は
解任だ!!



後継者



先代経営者の
配偶者

現在の**役員報酬を受けとれなくなる**
ことも...

*2:扶養請求調停とは、親子などの扶養義務者間で、扶養の方法や扶養料の支払いなどについて話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合に、家庭裁判所に扶養請求の調停(審判)を申し立てて話し合い等を行う制度。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して、審判を行う。

▶ 例えば、会社が、役員の方々を被保険者にして、しっかりと生命保険にご加入なさってれば、先代経営者の死亡退職金を、配偶者がお受取りになる等、一定の対応ができたようにも感じます。

コラム

健康問題や、家庭問題も経営に影響。離婚により代表取締役解任となった事例も…

まず、経営者の**健康問題**ですが、経営幹部の急逝は会社に多大な影響を及ぼします。やはり日頃から、**早期に適切な治療**を受けることが大切だと思います。病状が慢性化する等となれば、療養で経営から離れる時間も長くなるでしょうし、いずれにしても、経営者の健康問題は、会社の経営・業績に影響します。

次に、**家庭問題**ですが、特に**離婚による財産分与**のルールは、理解しておくべきだと思います。

夫婦が共同生活を送る中で形成した財産は、夫婦のいずれか一方の名義になっている財産であっても、実際には夫婦の協力によって形成されたものであれば、財産分与の対象*3となります。

*3:例えば、**婚姻中に夫の収入で土地建物を購入**して夫の単独名義になっている場合であっても、妻が家事等を分担して夫を支えていたときは、その土地建物は、**実質的には夫婦の財産**といえると考えられます。

Aは、婚姻中のAの収入で会社を設立しました。株主は、代表取締役であるAと、子C。その後、Aは妻Bと離婚。

会社は近年急成長し、株式の価値が大きかったため、**離婚による財産分与でAの株式の半分を妻Bが取得**しました。その際、Aには譲渡の税負担も発生。そしてその後、妻Bと子Cが、**代表取締役であるAを解任**した、という事例です。

例えば、会社に生命保険の解約返戻金などがあれば、Aが会社から借入をする等して、その借入れたお金を財産分与に充てる等、対応できたかもしれません。

経営を任せ、自らは会社を離れるという決断。そして、勇退後の時間の充実

Q 事業承継は、やはり、経営者の「引き際」をしっかりと描いておくことが重要ですね…。



大切なことは、ご自身が「**事業から身を引く準備を整える**」ことです。主なポイントは、**勇退の時期を計画する** 後継者を**育て、独り立ちさせる** **議決権の移転**方法を検討しておく

そして、そのためには、

ご自身が勇退退職した後の時間をどのように充実したものにするか、描いておく
実は、このことがとても重要なのだと思います。

加えて、「**事業から身を引かざるを得なくなる事態**」も想定し、やはりその際には、

適切で柔軟な対応を行うための、いざというときのお金の準備****が大切です。

税務面等の検討はもとより、このような点も意識して、円滑な事業承継に向けご検討いただきたいと思います。

※なお、山崎弁護士が所属している東京弁護士会中小企業法律支援センターでは、中小企業(会社・個人事業主)の法律相談(初回30分無料)を担当する弁護士を紹介しています。
詳しくは、ホームページ(<http://cs-lawyer.tokyo>)等でご確認ください。



〈編集後記〉

後継者に任せ、独り立ちさせるために、ご自身の勇退後のイメージを描いておく。

バトンを渡す側は、経営から距離を置き、ご自身として充実した時間を過ごしつつ、後継者の活躍をあたたく見守るといふ、**勇退後の時間の充実**(セカンドライフ)を想定しておくことが必要というお話でした。

そのご検討にあたっては、ニッセイの

「**経営者セカンドライフシミュレーション ～将来の時間を、充実させるために～**」をご活用ください。

＜帳票イメージ＞



＜イメージ図＞



当シミュレーションは…

- Point① 勇退後の時間の充実のための**必要額**を算出できます
- Point② **少ない入力項目**でも作成が可能です
- Point③ 必要額について、**勇退退職金等で準備**する方法を検討できます

当資料の記載内容は一般的な概要を示したものです。

詳しいご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。

※当資料に記載の内容は2022年8月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生22-4277,代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

NISSAY

親族外承継(M&A)の仕組みを知り、 早めに、“買い手目線”での課題把握を!

おおや たつろう
大宅 達郎 弁護士 (大江・田中・大宅法律事務所)

2015年 東京双和法律事務所開設
2017年 東京弁護士会 中小企業法律支援センター 委員 事業承継PT 副座長
2017年 東京都事業承継・引継ぎ支援センター マッチングコーディネーター
2020年 日本弁護士連合会 中小企業法律支援センター 委員 事務局次長、創業・事業承継PT座長
2021年 大江・田中・大宅法律事務所開設

主な著書
「M&A実務の基礎」(商事法務 2015年・共著)
「中小企業法務のすべて」(商事法務 2017年・共著)
「事業承継法務のすべて」(金融財務事情研究会 2018年・共著) 他多数



例えば、賃貸アパートオーナーが、将来、物件の売却を視野に入れている場合、次のようにお考えになるかもしれません。良い値段で売却するためには、物件の魅力の維持・向上が大事。賃料水準維持、空室回避、不具合解消、入居者トラブル回避、等々、売却する時期よりもかなり前から、時間をかけて取組むことと思います。会社の譲渡についても、早めに、M&Aの仕組みを知り、自社がどういった点を気にするべきか、知っておくことが大切です。多くのM&A案件を手掛けておられる大宅弁護士にお聞きました。

自社の強み・弱みを早めに把握し、 急な相続発生にも備えておくことが大事

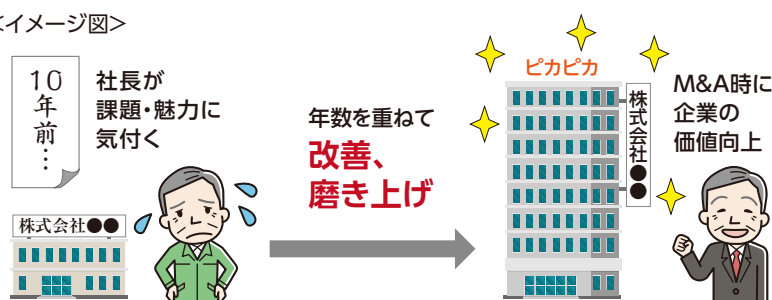
Q M&Aというと、何か、専門的で難しいという印象があります。



確かに、専門的な用語も出てくるため難しいと感じてしまうのかもしれませんが、そもそも、通常、“売り手企業”のオーナーの方は、過去にM&Aの経験がない場合が多く、慣れていないため、難しく感じてしまうのは当然だと思います。

加えて、**自社の思わぬ課題点**や、逆に**維持すべき意外な魅力**に“買い手”側が注目することもありますので、まずは、**身近な専門家**と、自社の課題・魅力について意見交換を行い、今後の進め方についての**イメージを持つ**ことが大切だと思います。M&A交渉の段階になって、そこで自社の課題に気づいたとしても、通常は、その時点では、改善も、強みの磨き上げも困難です。

<イメージ図>



**M&Aに至る途中で急な相続が発生しても、
会社に支払われた保険金を活用し、株式の分散を回避!**

また、**事業承継には時間がかかる**のが通常です。その間に万一のことが起きた場合、企業は経営者を失い、またはオーナーである株主が不在になり、遺産分割などが完了するまで株主総会決議も開けない可能性があります。

そのため、**急な相続への備えも大切**です。また、相続による株式の分散はM&Aの支障になり得ます。

具体的に、“買い手”が注目する会社の魅力・課題点の例としては…

Q 確かに、M&Aの経験が無い場合、こういった点が重視されるのか、想像するのは難しいと思います。



“売り手”側の収支・財務の状況、事業規模や保有不動産等は、事業の分かりやすい特徴ですが、“買い手”側が評価するのはこういった要素に限りません。

例えば、高い**技術力**、優良な**取引先**との人脈、まじめで優秀な**従業員**、地域内・業界内における長年の**知名度**・**ブランド**・**信用**、**業歴**、業界内**シェア**、**店舗網**、**知的財産権**(特許権等)や**ノウハウ**、事業分野の**将来性**、**許認可**等といった**無形の資産も評価の対象**となり得ます。

上記は、2020年3月に中小企業庁がとりまとめた「中小M&Aガイドライン」でも指摘されています。

“売り手”側経営者にとって**当たり前であるが故に気付きにくい魅力**を、専門家との意見交換を通じて発掘するケースも多々あります。

Q 対象会社の「課題」として、“買い手”側が心配するのは…



一番重要なのは、やはり**株主構成**ですね。

M&Aで一番多い取引形態は株式の譲渡ですが、買い手は**全株式の取得を前提**とする事が多いです。株主が多数の場合には、予めM&Aの前に集約するか、全株主との間で合意しておくことが取引の前提となります。そのため、先ほど申し上げましたが、予め**相続発生により株式が分散しないように**、対策を講じておくことも大切です。

また、いわゆる**名義株主**^{※1}もできる限り解消しておくことが大切です。加えて、**所在不明株主**^{※2}がいる場合や、定款上は株券を発行する会社であるにもかかわらず実際には**株券を発行しないまま株式を譲渡**している場合^{※3}などは、対応が必要となります。

※1 平成2年商法改正前は、株式会社設立に7人以上の発起人が必要であったため、実質的には出資に係る経済的負担をしない方が名義を貸す形で発起人となるケースがあった。

※2 所在不明株主とは、株主名簿に記載はあるが連絡の取れない株主。株主名簿記載の株主が死亡して遺産分割が行われておらず、その相続人の一部が所在不明といったケースもある。現在、所在不明株主解消の手続きは、少なくとも5年以上かかることとなっているが、これを短くする改正法案については、2021年の通常国会で成立した。

※3 株券発行会社における株式譲渡の場合、事後的に確認書を取得する方法などで一定の対処は可能だが、リスクは残ってしまう。

そして、**「経営者保証」**^{※4}についても、“買い手”がそのまま経営者保証を継ぐことは、一般的に考え難いため、予め対処しておくか、M&Aの契約において手当をしておくことが必要です。

※4 中小企業の場合、会社の債務について、金融機関の要請によりオーナー経営者が連帯保証(経営者保証、個人保証とも言う)を行っていることが多い。

他にも、ビジネス面でいえば**「従業員の満足度」**は従業員離職率にも影響が大きいですし、M&A後の労務管理を考慮して売り手企業の**人事制度**なども評価対象となります。まずは早めに、自社について、**複数の専門家に相談しながら、自社の課題・魅力の見える化を行う**ことをおすすめします。

<イメージ図>

買い手は意外な点に注目

そして
生命保険の
活用も!

M&Aは
初めてだから

売り手

買い手

御社の魅力は…、
気になる点は…



複数の専門家に早めに相談し、自社の課題・魅力の見える化を!

M&Aを行う場合の手順は？ 会社の価値はどのように算定？

Q では、実際にM&Aとなった際は、どのような手順で進めていくのでしょうか。



主なフローは、基本的に次のようになります。
M&Aは**「買い手」との交渉が大切**です。M&Aは一度きりですので、交渉に際しては、しっかりと意向を相手に伝えることが大切です。ただ、**何を伝えるべきか、伝えて良いのかわからない**ということもあります。また、M&A交渉は相手のある話なので、相手も同じように要求を示してきます。その場合に、ご自身にとって**有利なのか不利なのか、何を譲って何を守るのか**、そのような整理をすることが非常に重要です。このようなことをご自身でやりきるのは難しく、専門家との密なコミュニケーションが大事です。弁護士は、契約交渉のプロであり、ご本人の代理人の立場で交渉に当たることができます。

中小M&Aのフローと主な支援機関

フロー	主な支援機関	留意点
相談	商工団体、税理士、金融機関、中小企業診断士、公認会計士、弁護士、M&A専門業者、事業引継ぎ支援センター	✓ 身近な支援機関へ相談し、将来のビジョンやM&Aの希望条件の整理、株式の集約などのM&Aに先立つ「見える化」が重要。 ✓ 仲介者やFAを活用することの是非についても、支援機関と相談しつつ意思決定することが望まれる。
意思決定		※FA(ファイナンシャル・アドバイザー)M&Aの助言業務を行う事業
企業価値評価	会計士、税理士、金融機関、M&A専門業者、センター	✓ 譲渡側経営者との面談や現地調査等に基づいて、企業の価値を評価。最終的には、当事者間で合意した金額が譲渡金額になる。
マッチング	金融機関、M&A専門業者、センター、プラットフォーム	✓ 候補者をリスト化した上で選定。譲受を希望する企業が見つからない場合でも、経営資源の引継ぎ等の検討が望まれる。
交渉	弁護士、M&A専門業者、金融機関、センター	✓ 支援機関から密なコミュニケーションでアドバイスを受けることが重要。この際、譲歩できない点などを予め固めておくことが望ましい。 ✓ 支援機関の助言を受け、スキームや経営者その他の役員や従業員の処遇、遵守事項を確認の上、契約書に調印することが重要。
基本合意の締結		
財務・法務等調査(DD)	会計士、診断士、税理士、弁護士、センター(外部専門家)	✓ 譲受側の意向を踏まえ調査を実施。譲渡側・譲受側ともに支援機関の指示を遵守することが望まれる。
最終契約の締結	弁護士、M&A専門業者、金融機関、センター	✓ DDで発見された点や留保事項を踏まえて最終契約を締結する。不安がある場合には、セカンド・オピニオンを求めることも有効。
クロージング(決済)		✓ 株式等の譲渡対価の支払い、資産の移転に伴う登記手続の確認。
ポストM&A	土業等専門家、M&A専門業者、金融機関	※顧問である土業等専門家、取引先金融機関、仲介契約/FA契約後のM&A専門業者、事業引継ぎ支援センターは、プロセス全般における一次的な相談に対応

※「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会取りまとめ～中小M&A推進計画～」(2021年4月28日、中小企業庁)より

Q 先生、やはり、「いくらで譲渡できるか」気になるころだと思いです。



フロー図で言えば、「企業価値の評価」～「財務・法務等調査(DD)」のところですね。DDは先ほどの、会社の魅力・課題点の説明と重複しますので、「**企業価値の評価**」について、少しご説明します。
簡単に言えば、帳簿には計上されていないが**実際に価値があるもの**を評価します。
買い手が魅力と感じる部分は、当然、価値として評価されますし、**生命保険の含み益**等も評価されます。他方、**簿外債務、含み損**は、評価が下がる要因となります。例えば、**将来支払うべき退職金の財源積立が行われていない場合**など、金額的に算定できる場合は、譲渡価格で調整することになります。そして、これらの金額的な影響が明確に算定できない場合には、**取引自体が中止**されることもあります。できる限り積立不足などは解消しておくことが望ましいので、**従前からしっかり積立しておくべき**でしょう。

▶ 役員退職金、従業員の退職金。ともに、急な死亡退職の備えとしても、生命保険活用をご案内することは、財源準備として、M&Aにも効果的と感じました。

Q 税制改正や予算措置(補助金等)もあり、政府は中小企業のM&Aに積極的と感じます。



“買い手”の側を支援する「据置期間付準備金制度」や、「自社株対価M&A」を行いやすくする税制の措置などもあります。また、補助金についても、まさに、**士業専門家の活用費用**(仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等)の一部を補助する「**事業承継・引継ぎ補助金**」なども適宜実施されていますので、活用していただきたいと思います。

※なお、大宅弁護士が所属している東京弁護士会中小企業法律支援センターでは、中小企業(会社・個人事業主)の法律相談(初回30分無料)を担当する弁護士を紹介しています。
詳しくは、ホームページ(<http://cs-lawyer.tokyo>)等でご確認ください。



〈編集後記〉

親族外承継は増加傾向と言われています。

親族内で承継する場合のもとより、将来、親族外承継の可能性がある場合も、是非、**生命保険**をご活用ください。

<親族外承継(M&A等)に、生命保険がお役に立つケース(一例)>

例えば、オーナー経営者Aは、株主でもある親族外役員Eへ、経営を任せようと考え、Aの株式をE(またはファンド等)へ譲渡することを検討していた、とします。

しかしM&Aを行う前に、オーナー経営者Aに相続が発生し、オーナー経営者Aが保有していた自社株について、**遺産分割が紛糾**。そのような場合は、M&Aを進めることは難しくなります。

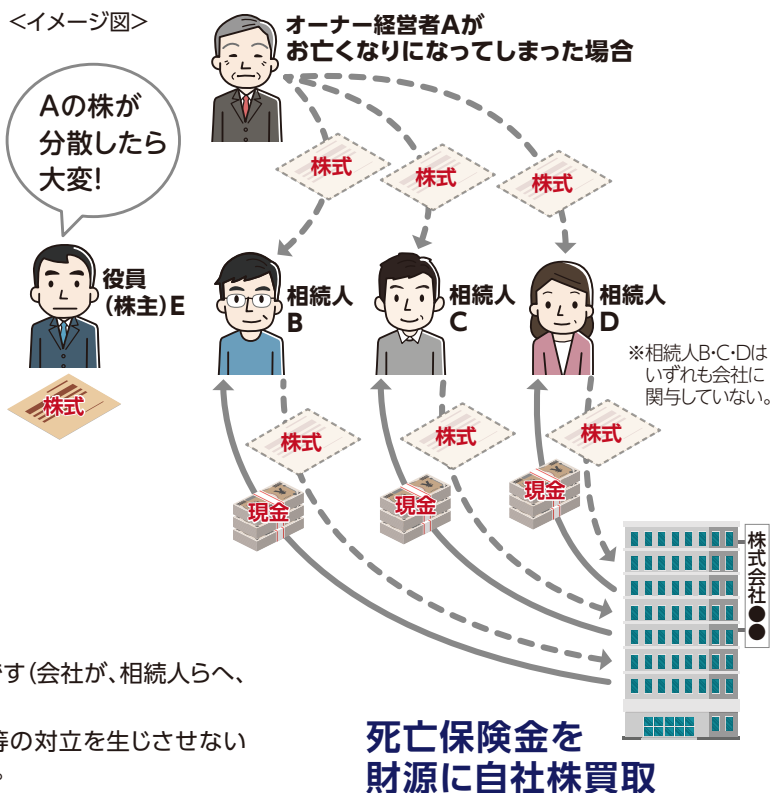
ただし、例えば事前に、会社が契約者・死亡保険金受取人となり、オーナー経営者Aを被保険者として、生命保険に加入していたならば、会社へ支払われた死亡保険金を財源に、会社が、相続人たちから、相続株を**自社株買取**することも…。

そうすれば、紛争は回避でき、加えて、Eが会社を承継した後に、会社が取得していた自己株式をあらためて、第三者へ引き受けさせる等も検討できると思います。

※相続する株式の**相続税負担**への対応も大切です(会社が、相続人らへ、**死亡退職金**を支払って対応することも可能)。

※相続税の概算に加え、相続人間で遺産分割等の対立を生じさせないためにも、**事前のシミュレーション**が大事です。

<イメージ図>



※当資料に記載の内容は2022年2月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6146,代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

NISSAY

今回の民法改正により、 遺産分割は、家庭裁判所で行うようになる!?

※上記改正は2023年4月1日施行

かくた ともみ
角田 智美 弁護士 (あかねくさ法律事務所)

2014年 大東文化大学法学研究所講師(現職)

2016年 東京弁護士会新進会員活動委員会委員長

2016年 学校法人大東文化学園公益通報委員(現職)

2018年 東京弁護士会中小企業法律支援センター事業承継プロジェクトチーム座長

主な
著書

「これで十分!『民法大改正ガイドブック』ビジネスと契約のルールはこう変わる」(ダイヤモンド社 2015年7月出版)

「弁護士が弁護士のために説く債権法改正(改訂版)」(第一法規 2016年2月25日発行)

「債権法改正 事例にみる契約ルールの改正ポイント」(新日本法規 2017年7月8日出版)

「実務本位 高齢化社会に対応する不動産取引」(東京都宅地建物取引業協会 2018年1月31日出版)

「ケースでわかる改正相続法」(弘文堂 2019年3月30日発行)



既に、民法の遺留分等のルールが改正され、2019年7月に施行されています。今回、更なる民法改正で、遺産分割のルール等が見直され、それは、事業承継等においても影響が大きいと言われています。この点について、東京弁護士会中小企業法律支援センター「事業承継プロジェクトチーム」の初代座長を務めてこられた角田弁護士にお聞きしました。

遺産分割を、相続開始後10年以内に終わらせないと、 一部の相続人は不利になる!?

Q 例えば、事業承継の際に、特定の相続人が、自社株等のまとまった財産を「生前贈与」で取得するケースは結構あると思います。この場合、今回の遺産分割のルール改正が大きく影響するのですか?



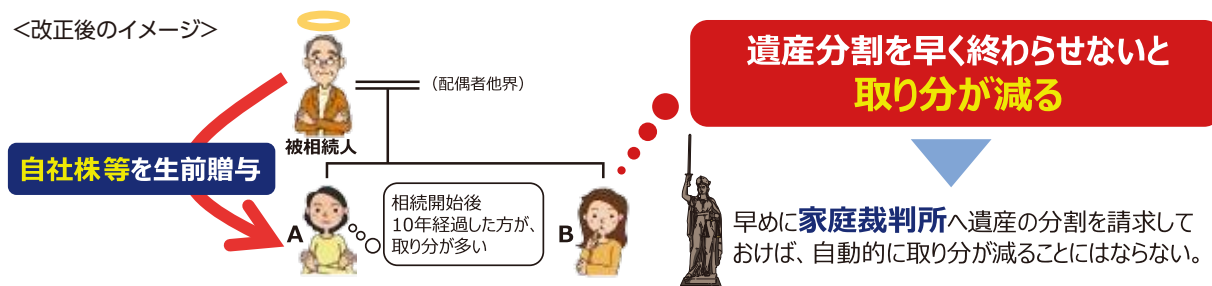
そうですね。

例えば、相続人がA、Bの2名で、事業を継ぐAだけが、被相続人(先代経営者)から、自社株等の生前贈与を受けていた。一方、Bはほとんど生前贈与等を受けていない。そういった場合は、**今回の改正が大きく影響する**と思われます。

具体的には、贈与者である先代経営者に相続が発生した後、AとBの間での遺産分割協議が折り合わなかった場合に問題となります。今回の改正は、**このまま協議が長引いたら、Bの取り分が減る**ことになる、という改正です。

それを避けるには、**早めに「家庭裁判所へ遺産の分割を請求しておけば自動的に取り分が減ることはない」**というルールとなっています。逆に、**家庭裁判所の対応となることを避けたいならば、当事者間で早く合意して遺産分割を終了させるべき**、ということです。遺産分割に期限制限はありませんが、実質的には期限制限的な効果が期待されています。

<改正後のイメージ>



「遺産分割は、相続開始後10年経過したら、特別受益や寄与分を考慮しない」という改正

Q よく分からないのですが、なぜ、遺産分割協議が長引くと、Bの取り分が減るのですか？



今回の改正で、**そのようなルールを新たに設けます。**

「遺産分割は、**相続開始後10年経過したら、特別受益や寄与分を考慮しない**」というルールです。

※ただし、相続開始の10年経過後であっても、相続人全員が、「特別受益や寄与分を考慮して遺産分割をする」旨、合意することも可能です。

Q 寄与分はともかくとして、特別受益とは何ですか？ それを考慮しないと、どうなるのですか？

※寄与分制度とは、被相続人の遺産の形成に特別の寄与をした相続人は、遺産分割の際に、その分、他の相続人よりも多く遺産を相続できるという制度です。

※特別受益制度とは、被相続人から、多くの生前贈与等を受けていた相続人について、その、受けていた生前贈与を、遺産分割の際に、相続財産の前渡しとして扱う制度です。

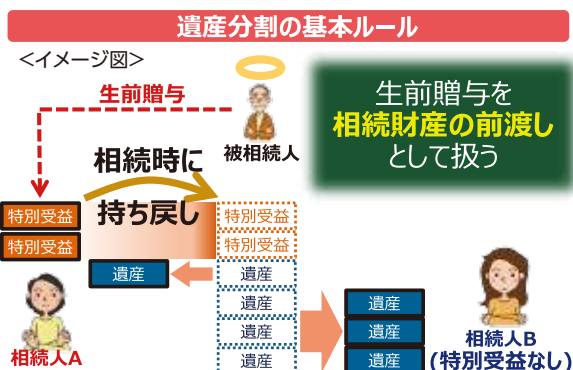


先程の例をもとに、ご説明しましょう。

後継者Aは、被相続人から自社株等の多額の生前贈与を受けていたということでした。一方、Bは何ら生前贈与等を受けていなかった。

そういった中、被相続人がお亡くなりになり、遺産をどのように分けるか、相続人全員で、この場合はAとBで協議することになります。

民法のルールは、相応な額の生前贈与(**特別受益**)は、**相続財産の前渡し**として扱うこととしていますから、遺産分割において、Aは前渡しを受けている分、遺産の取り分は減り、Bは、取り分が多くなる、ということになります。



Q なるほど、特別な受益のないBは、その分、遺産を多く取得できる、ということですね。しかし、改正により「遺産分割協議が長引くと、Bの取り分が減る」ということになるのですか？



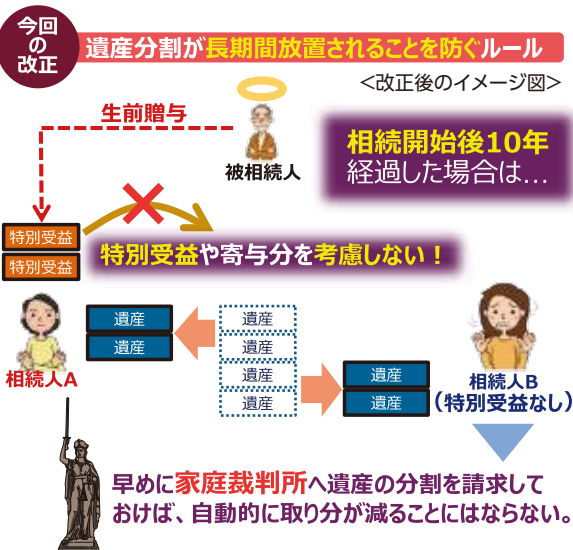
「遺産分割は、相続開始後**10年経過したら、特別受益や寄与分を考慮しない**」というルールが設けられます。そのため、10年経過後は、10年以内に遺産分割を行う場合と比べて、Bの取り分が減ってしまうことになります。

ここでイメージしていただきたいのは、Aが遺産分割協議になかなか合意せず、10年を経過してしまう場合です。Aの都合の良いように、コントロールできるようになってしまいます。

そこで、**10年経つ前に**、Bが**家庭裁判所へ遺産の分割を請求しておけば**、ずっと、特別受益や寄与分を考慮しますよ、家庭裁判所は、**従来どおりのルールで遺産分割を行いますよ**、ということになっています。

※なお、**改正法施行前に既に発生している相続についても、このルールが適用されます**(この場合、上記の家庭裁判所への遺産分割請求に関しては、相続開始後10年経過時、または改正法施行後5年経過時の、いずれか遅い時までとなります)。

※この「家庭裁判所への遺産分割請求」については、やむを得ない事由がある場合に関する定めも設けられています。



株価の低い時期に贈与を受けた自社株も、 相続時の時価で計算。意外と多くの調整財源が必要!?

Q 生前贈与の額が大きい場合には、影響が大きいということは分かりました。
しかし、自社株等の評価額が低い時期に生前贈与をしていた場合は、影響も小さいのでは…?



遺産分割や遺留分について判断するには、生前贈与は、贈与時の額ではなく、**相続時の時価**を用いて計算します。

Aが被相続人から贈与を受けた時の株式の評価額が低かったとしても、被相続人がお亡くなりになった時の時価が高いならば、その相続発生時の時価で**遺産分割や遺留分**の計算をするため、**影響が大きくなります**。

仮に、Aが株式の贈与を受けた後、Aの活躍で、会社の業績が向上し、評価額が高くなったとしても、理由がどうであれ、贈与を受けていた財産は、相続発生時の時価を用いて遺産分割や遺留分の計算をします。

※当ページの遺留分対応に関する記載については、別途、「経営承継円滑化法の遺留分に関する民法特例」を活用して、事前に相続人全員で合意書を作成(経済産業省・家庭裁判所などで事前に手続き)する方法もあります。

遺産分割の基本ルール (受贈財産評価上昇のケース)

<イメージ図>



Q では、生前贈与や遺言で、全ての財産をAに取得させるようにしていた場合は、どうなりますか?



たしかに、被相続人の財産について、生前贈与や遺言によって、すべての財産を誰が取得するか決まっていますが、遺産分割の対象となる財産が無い場合には、遺産分割のルールは関係しません。したがって、今回の改正の影響は受けない、ということになります。しかし、遺留分が問題となります。Bから、**遺留分侵害額を請求**される可能性もあります。

▶ 生前贈与は、遺留分の計算においても、相続時の時価を使うのですね…。



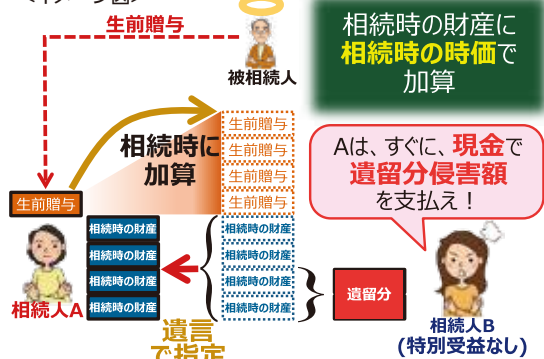
一時的に株価評価が低い時期に生前贈与していた、といったような場合であっても、遺留分も、**生前贈与は、相続時の時価を使って計算**します。

遺留分を算定するための財産の価額が想定以上に大きかったとしても、**遺留分侵害額は全額を、すぐに、金銭で支払う必要**があります。

※相続開始前10年以上前になされた贈与の場合も、「贈与時に、将来、他の相続人の遺留分を害することを、贈与者受贈者双方がわかっていたはずだ」と考えられるケースを想定し、記載しています。

遺留分の基本ルール (受贈財産評価上昇のケース)

<イメージ図>



コラム

なぜ、今回、遺産分割のルール改正が行われたのか?

背景に、**所有者不明土地問題**があります。登記名義人が何代も前の方のままとなっている土地は、その方の相続人らが共有している状態と考えられます。しかし、その権利者全員を特定するのは大変です。手間もコストもかかります。このようなことが今後おこらないように、**遺産分割を早期に終了させるための改正**が行われました。また、**土地と、土地以外の財産とを、別々に遺産分割することはかえって複雑になる等の意見もあり、土地に限定せず、あらゆる財産の遺産分割について新たなルールを適用**することになっています。なお、この他にも、相続登記の義務化等、不動産登記法の改正等も併せて行われました。

最後に、生前贈与について、実際に相続人の間で争いになる特徴的なケースを教えてください。



様々なご相談をお受けしてきましたが、次の2つのパターンは、特に気を付けていただきたいと思います。1つ目は、先ほども触れましたが、特定の相続人が受けた生前贈与について、相続人の間で、**相続時の時価評価について主張が対立する**ケースです。**互いに専門家が計算した額を提示する**等々、争いが深刻化・複雑化しがちです。

最終的に、当事者間で合意するにしても、裁判で決着するにしても、現実として、何らかの**調整財源等が必要**となることを考えると、急な相続発生にも備えられる**生命保険で十分な財源準備**をしておくことは大切だと思います。

2つ目は、「遺産の範囲」に関して争うケースです。典型例は、子などの名義の預金、**「相続人名義の預金」**です。被相続人が「生前贈与」したものなのか、または、**「実質的に被相続人の財産(遺産)」**なのか…。主張が対立したままでは、「遺産の範囲」要するに「遺産」の総額が決まらず、遺産分割が開始できず、その結果、遺産分割長期化。

もし、被相続人が生前に、「相続人名義の預金」とするのではなく、**契約者・被保険者となって生命保険に加入**していたならば、死亡保険金は**受取人固有の財産**となりますので、このような問題は生じません。

※なお、角田弁護士が所属している東京弁護士会中小企業法律支援センターでは、中小企業(会社・個人事業主)の法律相談(初回30分無料)を担当する弁護士を紹介しています。詳しくは、ホームページ(<http://cs-lawyer.tokyo>)等でご確認ください。



〈編集後記〉

自社株や事業用資産等を継ぐ後継者様にとって、相続税納税や、円滑な遺産分割等のための、財源準備は重要です。

財源準備について、ここでは、**法人契約の生命保険活用**をご案内させていただきます。

①死亡退職金を支払うための財源準備

会社が支払を受けた死亡保険金は、**死亡退職金の支払財源**にもなります。

※なお、役員退職金規程に、**死亡退職金の受給権者**の定めを設け、後継者を受給権者とできるように対応する方法もあります。

②勇退退職金を支払うための財源準備

法人契約の生命保険の解約払戻金は、**勇退退職金の支払財源**としてもご利用いただけます。

※なお、支払を受けた退職金をもとに、先代経営者が契約者・被保険者となり、後継者を死亡保険金受取人として、終身保険にご加入になることにより、後継者は、**相続税納税資金や円滑な遺産分割等の財源**を準備できます。

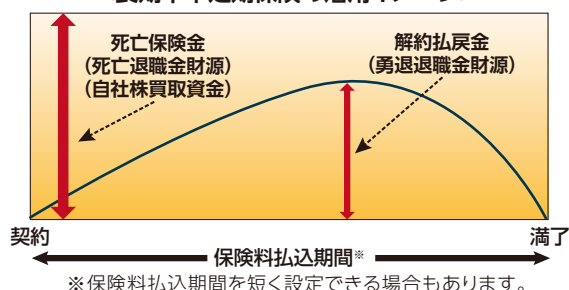
③自社株買取資金の準備

会社が支払を受けた死亡保険金は、後継者が相続等で取得した**自社株を会社が買取るための資金**にもなります。

- ・当資料の記載内容は一般的な概要を示したものです。
- ・詳しいご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー一定款・約款」等を必ずご確認ください。

(契約者=会社、被保険者=(先代)経営者、死亡保険金受取人=会社)

＜長期平準定期保険の活用イメージ＞



※当資料に記載の内容は2022年2月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6147, 代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

NISSAY



医療法人の持分※対策はお済みですか？

※「持分のある医療法人(経過措置医療法人)」の持分

医療法人の持分対策は、様々なものがありますが、特に下記の3つに注目いただきたいと思います。

① 持分の生前贈与

理事長の持分を、評価額が比較的低い時期に後継者(理事)へ贈与

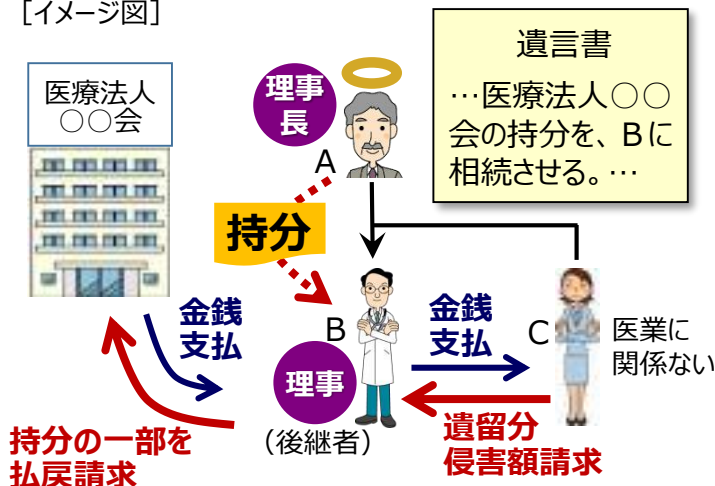
② 認定医療法人制度

持分のない医療法人へ移行(出資者全員が持分放棄)するために、認定医療法人制度を活用

③ 法人契約の生命保険

(①②の計画中也含め)理事長に急な相続が発生することに備え、理事長を被保険者とした法人契約の生命保険に加入

[イメージ図]



A(理事長)が死亡し、相続人はB(理事・後継者)とC(医業に関係ない)の2名。

Aの持分を遺言で取得したBが、Cから遺留分侵害額請求を受けた。

BはAから相続した持分の一部を医療法人に対し、払戻請求をして金銭を取得。

Cへ遺留分侵害額を支払った。

急な相続発生にも、法人契約の生命保険が、お役に立ちます！



日本生命保険相互会社

※下記1～3は、定款中に改正前モデル定款第9条「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」と同趣旨の規定を有する医療法人に関し、説明しています。
また、下記1～3の内容は「持分によるリスクと持分なし医療法人の移行事例に関する調査研究報告書(持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル改訂版、平成26年度、厚生労働省)」の記載内容をもとに作成しています。

1

後継者（理事）は、相続で取得した持分の一部を、医療法人に払戻請求できるか？

医業承継において、持分を有する社員が、死亡により社員資格を喪失した場合、当該社員が有していた持分は、具体的な金銭請求権たる**持分払戻請求権**に変換し、この持分払戻請求権が当該社員の相続人に**相続される**と解されます。

一般に、持分の相続という言い方がなされますが、厳密に見ると、**相続されるのは**、持分ではなく、その**払戻請求権**であるということになります。この解釈は、相続人が当該医療法人の社員である場合も異ならないと考えられます。

したがって、**後継者(理事)は、相続で取得した持分の一部を、医療法人に払戻請求できる**ことになります。

2

持分を有する理事が退社した場合でも…

医療法人について、**相続発生ではなく、退社**(一般の事業法人で言えば勇退退職)**した場合**も、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」との定款の定めにもとづき、当該理事が払戻請求を行った場合は、それに応じる必要があります。

3

持分の払戻額は…

持分の払戻額は、原則として、**社員資格の喪失時点における**当該医療法人の財産**評価額**に、同時点における当該資格喪失者の出資割合を乗じて算定されるものとされています。

※当資料に記載の内容は、2020年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-908、代理店業務部

医療法人の非営利性に関するなぜ どうして？

昭和25(1950)年の医療法人制度創設当初から、医療法には次の定めがありました。

医療法 第54条 医療法人は、**剰余金の配当をしてはならない。**

医療法人制度が立法された昭和25年当時の国会審議録においても、当時の政府委員が、「**剰余財産の配分の対象について、剰余金部分は含まない**」という趣旨で答えた記録も存在している(厚労省「第2回 医療経営の非営利性等に関する検討会」議事録)とのことです。

こういった点を含め、平成15(2003)年から、**改めて医療法人の非営利性について検証**等が行われ、平成17(2005)年に「医療経営の非営利性等に関する検討会」報告書がとりまとめられ、その後、**平成19(2007)年に医療法改正**となりました。
※改正により、平成19(2007)年以降、新たに医療法人を設立する場合は、「**持分の定めのない医療法人**」のみ設立可能となりました。

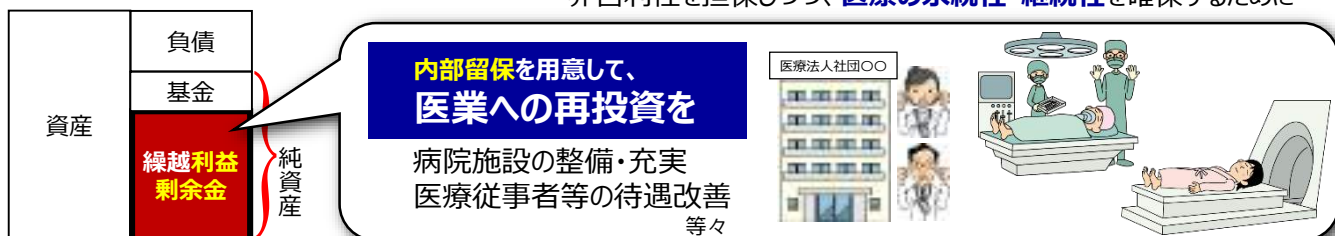
当資料では、「**医療法人は非営利**」ということが、具体的にどのような場面で影響するか、主な点について考えてみたいと思います。

1. 生じた利益剰余金は、何に使うべきなのか？

そもそも、医療法人制度が配当を禁止する理由は何なのか、厚労省は次のように説明しています。

…**医療法人制度**は非営利性を担保しながら、**医療の永続性・継続性を確保することを目的とした制度**である。
昭和25年にこの制度ができた趣旨はもちろん永続的、安定的に医療を提供していくためには、個人経営では突然死亡したりしたら成り立たないことがあるわけで、安定的にやれる法人形態が必要である。
かといって株式会社、その他のものであっても非営利性というところに問題が生じる。
いま「非営利性が何か」という議論のご提起があったわけですが、非営利性を担保しつつ、片方では安定的・永続的に事業を行って、剰余金の配当こそ禁止しておりますが、少なくとも**再生産に必要な内容留保を蓄えて事業をやっていただく**ことは、当然医療法なり、医療法人制度は前提にしている。
ただ、それが剰余金配当の禁止という形で、**配当という形で剰余金を出すことについては抑えられているわけですが**、一定の医療を安定的に行って、**内部留保を用意して、それを次の再生産の原資に振り向けていくことについては禁止されるどころか、むしろやってもらいたい**。そういうことをやるためのものとして生まれたということです。…
(厚労省「第1回 医療経営の非営利性等に関する検討会」議事録)

<イメージ(基金拠出型医療法人の貸借対照表、等)> 非営利性を担保しつつ、**医療の永続性・継続性を確保するために…**



※「持分の定めのない医療法人」等の解散等においては、蓄積された利益剰余金は、定款の定めにより、**国等に帰属すること**となります(厚生労働省 モデル定款)。

2. 剰余金部分の分配を受けられないならば、理事長の医療への貢献の清算方法は？

例えば、ドクター(A氏)が基金を拠出するなどして「**持分の定めのない医療法人**」を設立し、理事長として医療発展に貢献してきた、そのことで、医療法人に利益剰余金が蓄積したのだ、とお考えの場合をイメージしたいと思います。さて、A氏の貢献の清算方法は？

A氏は、少なくとも次の**2つの立場**にあると思われます。

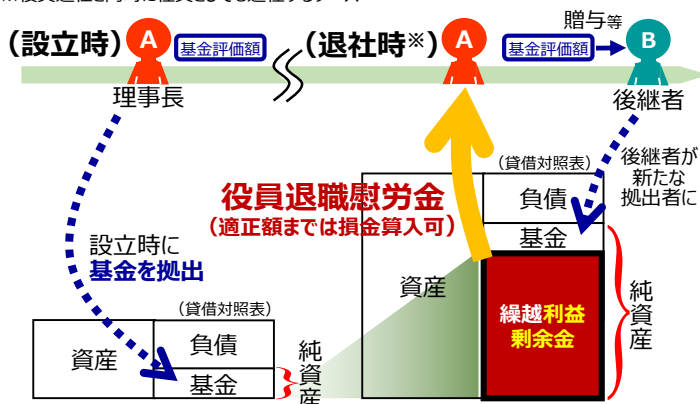
基金拠出者 拠出した**基金の払戻し**を受ける際に、**利益剰余金の分配は受けられない**

役員(理事長) 役員退任の際に、**役員退職慰労金受取**は可能

適正額は、支払った法人の**損金の額に算入も可能**
(→その分、**利益剰余金減少**)

医療経営安定化のための**内部留保**を準備するとともに、**役員退職金支払財源**も準備し、円滑な承継を！

<イメージ(基金拠出型医療法人)>
※役員退任と同時に社員としても退社するケース



3. 「配当禁止」なので、「資金拠出の見返り」といえるものは、禁止

医療法54条は、「医療法人は、剰余金の配当をしてはならない」と定めています。**ここで言う「配当禁止」とは、株式会社等が株主に対して行うような「配当」を単に禁止しているというのではなく、「お金を出したことに対する見返りを求めてはならない」というのが、医療法人制度が創設されて以来一貫してあったもの**（厚労省「第8回 医療経営の非営利性等に関する検討会」議事録）と説明されています。

（1）現在も、「持分の定めのある医療法人」は、多数存在するが…？

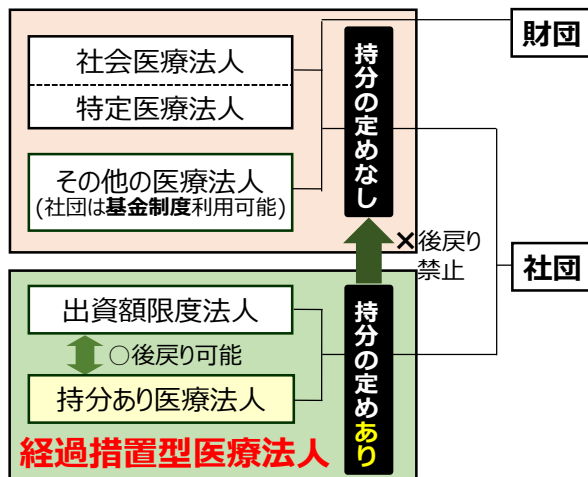
一方で、現実として、「**持分の定めのある医療法人**」の設立は、平成19(2007)年3月末までは認められていましたし、現在も、経過措置医療法人として「**持分の定めのある医療法人**」は、**多数存在**します。

この点について、厚労省は次のように説明しています。

…医療法人制度に関しては、制度創設時より一貫して剰余金の配当が禁止され、営利性が否定された法人制度であるが、医療法人の実態として、いわゆる「**持分**」があると誤って判断されてきた
…実質的に…**持分のある医療法人が多数存続する**
…**当分の間、経過措置**を設けることとし、取扱いの変更によって既に設立されている医療法人の経営に支障がないように配慮する…
（「医療経営の非営利性等に関する検討会報告書」平成17(2005)年7月22日より抜粋）

そのため、「**持分あり**」医療法人は、「**経過措置医療法人**」として存続しており、持分を有する方全員が、持分を放棄するなどして、「持分なし」医療法人へ移行していく政策がすすめられています。
（平成19年4月以降設立できる医療法人は、「持分なし」医療法人のみ）

＜平成19年4月1日以降の医療法人の類型＞



※厚労省HP「医療法人の類型」をもとに作成

（2）例えば、病棟(建物)をMS法人が所有し、医療法人から賃料を収受しているケースについては？

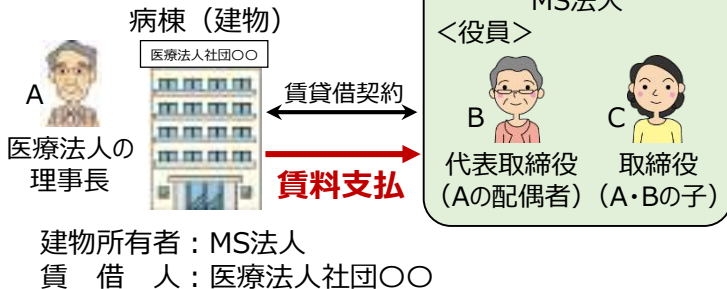
MS法人についても、非営利性の観点から、留意が必要とされてきました。

＜イメージ＞

…いわゆる**MS法人**などの営利法人に**利益を移転**することによって**事実上**医療法人の経営が**営利を目的**としたものとなっているのではないか、といった指摘があり、医療法人の「営利を目的としない」という考え方が形骸化しているとの主張がある…

（「医療経営の非営利性等に関する検討会報告書」平成17(2005)年7月22日より抜粋）

ここでは、次の2点の内容を確認します。



① 医療法人の役員と営利法人の役職員の兼務について

平成24年3月30日付、厚生労働省医政局総務課長・指導課長連名通知にて、以下の内容等が示されています。

…**開設者である法人の役員**については、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある**営利法人等の役職員を兼務して****いないこと**。

ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。…

イ 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちに困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合。…

② 医療法人の計算に関する事項について

平成28年4月20日付(最終改正平成30年3月30日)、厚生労働省医政局長通知にて、すべての医療法人について、MS法人等との一定の取引に関して、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」を提出することとされています。

※当資料に記載の内容は、2021年3月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-1409、代理店営業本部

医療法人の持分を有する方に相続が発生したら

「持分の定めのある医療法人※」における「持分」は、**財産的価値**があり、主に、次のような点に留意する必要があります。
 ※持分の定めのある医療法人(＝経過措置医療法人)は、本来、「出資額限度法人」を含みますが、当資料では、出資額限度法人を含まないものとして説明しています。

- ① 持分を有する方に相続が発生した場合の対応 (**相続税**の負担、財産取得の**相続人間のバランス**、等)
- ② 医療法人経営に関与しない方が相続した持分について、「**持分払戻請求**」があった場合の支払対応

なぜ、そういったことに留意する必要があるのか、当資料で、概要をご案内いたします。

1. なぜ、経過措置医療法人の持分の相続は、相続税が多額となりがちなのか？

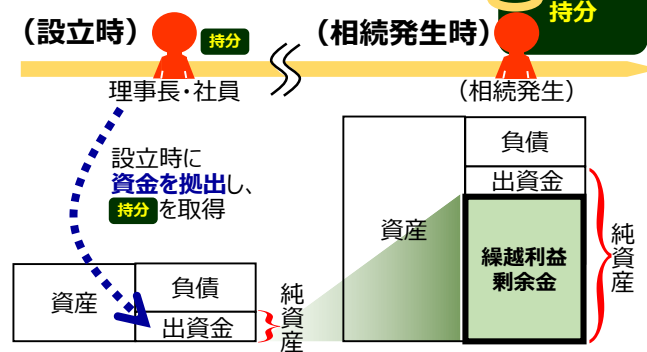
例えば、**ドクターが資金を拠出し**、持分の定めのある医療法人(経過措置医療法人)を**設立※**した場合、そのドクターは、当該医療法人の**持分を有すること**となります。
 ※2007年4月1日以降、経過措置医療法人は新設不可ですのでご注意ください。

そして、医療法人は「**配当禁止**」(医療法54条)となっているため、**剰余金が内部留保されやすい**傾向にあります。

そういったことから、経過措置医療法人は、**繰越利益剰余金が大**きくなりがちであり、**持分の評価額**(＝払戻しを受ける権利)も大きくなり、**相続税負担も多額**となりがち、ということになります。

※経過措置医療法人の定款には(厚労省のモデル定款と同様に)、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」旨、記載されています。**持分の額に応じて繰越利益剰余金等が配分される**ということです。

<イメージ(経過措置医療法人の貸借対照表)>



2. なぜ、経過措置医療法人の医業承継は、相続人とのバランスが大切なのか？

(1) 後継者が、持分を相続で取得する場合

経過措置医療法人の持分の評価額は、年月を経ると大きくなるため、設立後間もない場合は別として、**持分を有する方がお亡くなりになった場合**には、

相続税の支払対応はもとより、**遺産分割の対応**をどうするか、等が課題となります。

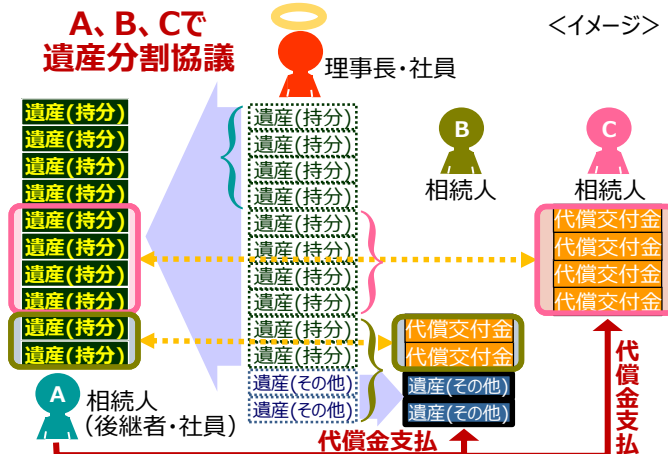
医業経営には、原則として医師・歯科医師免許が必要です。そのため、後継者が持分の全てを継ぐことが望ましいと思います。そして、**評価額が高額となった持分**を、後継者Aが遺産分割で取得するためには、相続人間のバランスに留意が必要です。

右図にて、**代償金を活用して遺産分割**を行う方法をご説明します。(遺産の大きさは12、各相続人の具体的相続分は1/3の例)

- ① **Aが、大きさ10の遺産(持分)を取得**するために、
- ② **Aは、B、Cへ金銭(代償金)を支払**って、バランスを図る。

結果として、各人が大きさ4の財産を取得することとなる。

Aは、B、Cへ、金銭で代償交付金を支払

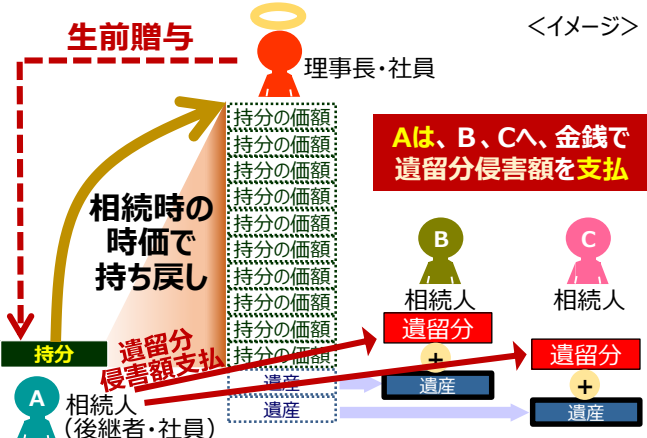


(2) 後継者が、持分を生前贈与で取得する場合

先代が、相続発生時まで持分を保有し続けるのではなく、例えば、持分の評価額が高くない時期などに後継者へ、**持分を生前贈与**するケース等もあります。

そういった場合も、**遺留分等には留意**が必要です。遺留分等を計算する際には、相続人が受けた生前贈与は、贈与時の価額ではなく、**相続時の時価**を用います。

右図のように、後継者Aが取得した持分が高額と計算され、支払うべき**遺留分侵害額が想定よりも大きくなる**ことも考えられます。



※一般企業の場合は、「遺留分に関する民法の特例(除外・固定合意)」の活用も考えられますが、医療法人が当該特例を使うことはできません。

※当資料は、相続開始後10年以上になされた贈与の場合も、「贈与時に、将来、他の相続人の遺留分を害することを、贈与者受贈者双方がわかっていたはずだ」と、考えられるケースを想定し、記載しています。

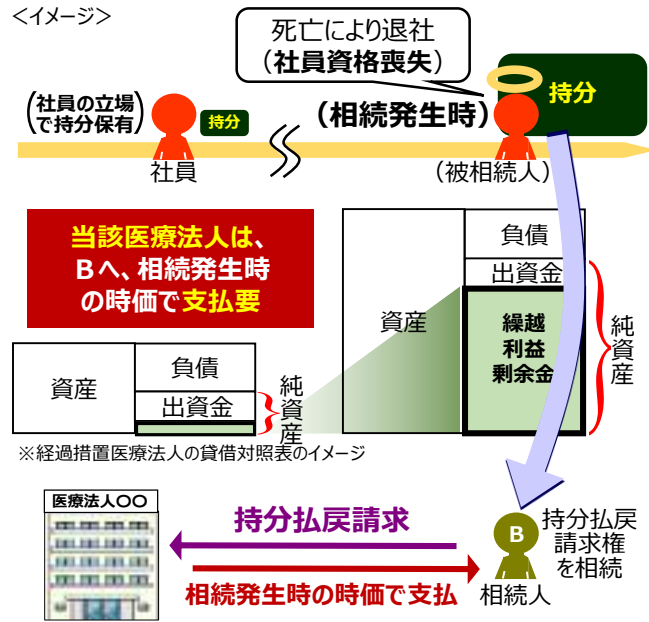
3. なぜ、医療に関係ない相続人が、持分を相続することについて、注意が必要なのか？

例えば、**社員資格を有している方に相続が発生**し、その方が有していた医療法人(経過措置医療法人)の**持分**を、**医療に関係しない方が相続で取得した場合**、医療法人は、当該相続人から、**持分の払戻を請求**される可能性があります。

右図をもとに、ご説明します。

- ①被相続人は、**死亡退社**により**社員資格を喪失**する。
相続人Bは、被相続人から持分払戻請求権を相続する。
- ②Bは、当該医療法人の定款の定めに基づき、**持分払戻請求**を行う。
※経過措置医療法人の定款には(厚労省のモデル定款と同様に)、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」旨、記載されている。
- ③払戻請求する持分の額は、**社員資格喪失時(相続発生時)の時価**で計算。
医療法人としては、高額の金銭支払の財源準備について予め検討しておく必要がある。
※相続人Bの立場で考えると、相続した持分評価が高いと、**相続税負担も大きく、納税資金確保のために、持分払戻請求を行う必要が生じると思われる。**

<イメージ>



<東京高判平成7年6月14日(いわゆる第一次八王子事件)> (抜粋)

…出資をした会員は出資額に応じた法人の資産に対する分け前としての財産権(出資持分)を有するものとし、出資持分を有する会員が退会したときその他**会員資格を喪失した場合**においては、当該会員に対して**出資持分に相当する資産の払戻しを請求することができる**こととしたものであることが明らかである。…

…**医療法人の資産の評価方法**については、…法人の期間損益を明らかにすることを目的とし取得価格を基礎とした帳簿価格ないし貸借対照表上の資産価額によるべきものではなく、**当該会員の脱退時(出資持分請求権の発生時)**における当該資産の持つ客観的な価額によって算定すべきものと解するのが相当である。…

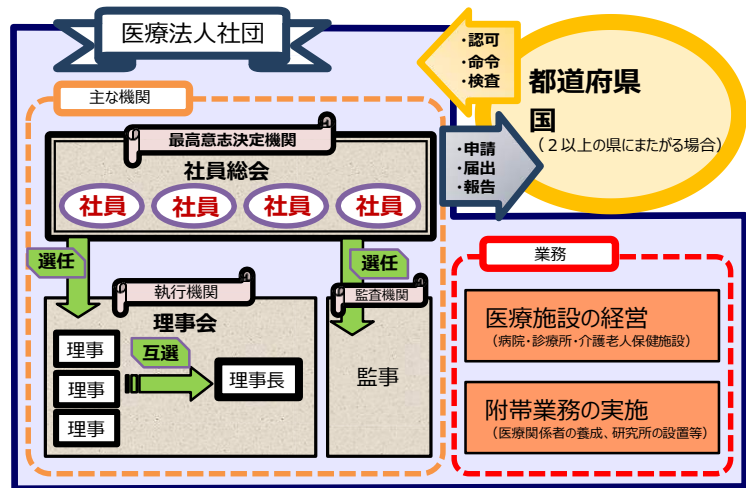
※ 社団医療法人の主な機関の特徴について

社団医療法人には、**社員**の他、社員で組織する**社員総会**、**理事・理事長・監事**が置かれることになっています。

(1) 社員について

- 「社員」とは、「従業員」や「役員」とは全く異なる立場。
- 社員は、社員総会において1人1個の議決権**を有する(抛出の有無・額等に関係なし)。
※株式会社の場合は、株式を有する方(株主)が議決権を有している。しかし、医療法人においては、社員であること、持分を有していることは別のこととして扱う。
「**社員であっても持分を有していない**」という方も存在するし、逆に「**持分を有していても社員ではない**」という方も存在する。
- 社員の入社および除名は、社員総会で決定。**

<医療法人のイメージ図(社団の場合)>



※第13回社会保障審議会医療部会(厚生労働省、平成22年11月11日)より抜粋

(2) 社員総会について

- 社員総会の決議事項・議事等は、定款の定めによる。
- ※社団医療法人定款例(最終改正平成30年3月30日、厚労省)の記載抜粋
- ・社員総会は、**総社員の過半数の出席**がなければ、その議事を開き、決議することができない。
- ・社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、**出席した社員の議決権の過半数**で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ・前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

(3) 役員(理事・理事長・監事)について

- 理事を3人以上(ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は1~2人)及び監事を1人以上を置く必要あり(医療法第46条の5第1項)。
- 理事長**(理事1名の場合はその者)は、(都道府県知事の認可を受けた場合を除き)**医師又は歯科医師**(医療法第46条の6第1項)。

※当資料に記載の内容は、2022年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については、弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-6089、代理店営業本部

持分あり医療法人の主な承継対策と、生命保険活用

「持分の定めのある医療法人※」の「持分」は、財産的価値があり、誰が、いつ、持分を承継するか、計画的検討が特に大切です。
 ※持分の定めのある医療法人(=経過措置医療法人)は、本来、「出資額限度法人」を含みますが、当資料では、出資額限度法人を含まないものとして説明しています。
 当資料では、経過措置医療法人の持分について、主な承継パターンごとに、通常、必要となると思われるコストのイメージと、その財源を生命保険で準備する際の概要について、ご案内します。
 ※当資料は、相続開始後10年以上前になされた贈与の場合も、「贈与時に、将来、他の相続人の遺留分を害することを、贈与者受贈者双方がわかっていただけた」と考えられるケースを想定し、記載しています。

1. 親族内承継

(1) 後継者への持分の移転等

① 相続で持分移転となる場合

「持分の定めのある医療法人」の「持分」は、**財産的価値**があります。
 例えば、**持分の評価が高い時期**に、多くの持分を有する**理事長Aが急に他界し**、遺産分割や遺言等で、**後継者Bがその持分を単独で取得**した場合等は、通常、後継者Bにおいて、主に次の**2つのコスト負担**が課題となると考えられます。

コスト 税務上の評価額に応じて高額となる
相続税負担

コスト 民法のルールにより高額となる
代償交付金 遺留分侵害額

＜生命保険加入のイメージ＞ ※役員退職金規程に死亡受給権者の定めを設け、保険加入するイメージ。

医療法人社団〇〇

契約者：法人 被保険者：A氏 死亡保険金受取人：法人

法人に支払われた死亡保険金を財源に、後継者Bへ、**死亡退職金支払**等に対応

＜イメージ＞



② 生前贈与で持分を移転させる場合

「持分の定めのある医療法人」の「持分」の、**税務上の評価額が低い時期**に生前贈与をしていた場合も、**遺産分割や遺留分の計算**においては、BがAから贈与を受けていた財産は、**相続時の時価**を用いて計算されます。次のコスト負担に留意が必要です。

コスト 民法のルールにより高額となる
代償交付金 遺留分侵害額

＜生命保険加入のイメージ＞ ※役員退職金規程に死亡受給権者の定めを設け、保険加入するイメージ。

医療法人社団〇〇

契約者：法人 被保険者：A氏 死亡保険金受取人：法人

法人に支払われた死亡保険金を財源に、後継者Bへ、**死亡退職金支払**等に対応

＜イメージ＞



※一般企業の場合は、「遺留分に関する民法の特例(除外・固定合意)」の活用も考えられますが、医療法人が当該特例を使うことはできません。

※医療法人が、借入をするなどして、病医院の**建物の改築、新築移転、または、サービス付き高齢者向け住宅(附帯業務)**の建築等を行った場合、**建物完成後3年以上経過した際の税務上の持分評価**においては、一般的には、建物を**固定資産税評価額**で評価します(財産評価基本通達185)。税務上の持分評価額が低下することも考えられます。

※ 後継者育成(教育費等)

次世代を担う後継者の育成には、十分な教育資金の準備が必要です。

＜生命保険加入のイメージ＞

コスト 次世代を担う**後継者育成**のために十分な**教育資金**

A 現金を生前贈与 後継者の子 Fは、贈与を受けた現金を保険料支払に充当

※養老保険、終身保険等の活用を想定。

後継者 B 後継者の子 F
契約者：F氏 被保険者：B氏 死亡保険金受取人：F氏
Bに急な相続が発生した場合にも、Fが死亡保険金を受取ることで、その後の学費支払等に対応

(2) 親族内承継の場合でも、親族外の理事等が持分の一部を有しているならば…

コスト 持分の一部を有する**親族外の理事等**の**相続人**による**持分払戻請求**

＜生命保険加入のイメージ＞

医療法人社団〇〇

親族外の理事 Y

医療法人社団〇〇

契約者：法人 被保険者：Y氏 死亡保険金受取人：法人

※医療法人の定款に、「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」旨、定めがあるため。

法人に支払われた死亡保険金を財源に、**Yの相続人**が行う**持分払戻請求**に対応

2. 親族外承継

経過措置医療法人の**親族外承継**について、ここでは、持分を有する**理事長が以下の立場を離れる**前提で考えたいと思います。

理事長



が…

持分を有する者

としての立場を離れる ▶ 持分を手放し、**対価を受取る**（ただし、急な相続発生に注意要）

役員(理事・理事長)

としての立場を離れる ▶ 退職し、**退職金の支払を受ける**

社員総会の議決権を有する社員

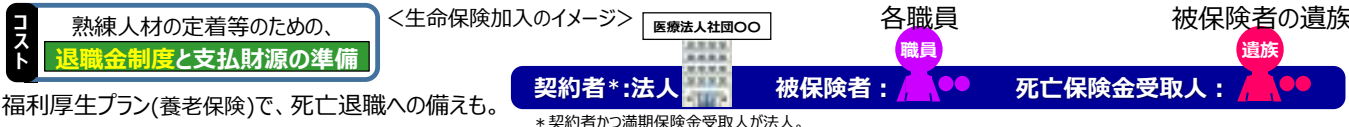
としての立場を離れる ▶ 定款の定めにもとづき退社手続をする

(1) M&Aで譲渡する

救済的なM&Aは別としても、買収法人としては、**被買収法人の経営が、現在も今後も順調**であることは、望ましいものと思います。一方、将来にわたり、順調な経営を維持・発展させるには、従前からの経営努力が必要と思います。ここでは、**次のような点に特に注目したい**と思います。

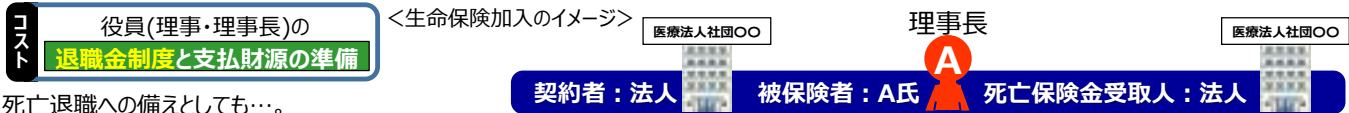
① 人材の定着

医療従事者に加え、医師等の働き方改革も進む中、ジョブシフティング推進等の面からも、熟練人材の定着等は重要と存じます。



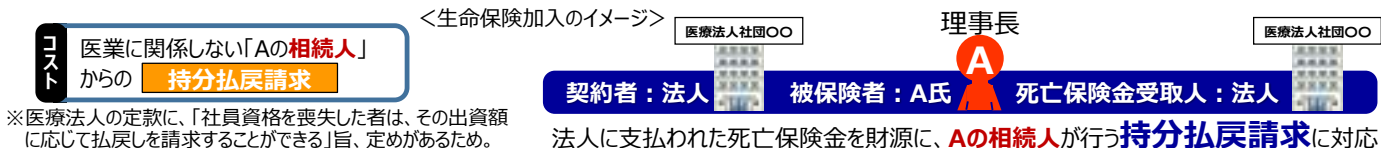
② 持分を有する理事長の退職金準備

理事長Aに対する退職金(含、死亡退職金)支払の財源準備として、生命保険をご活用ください。



③ 持分を有する理事長に急な相続が発生した場合の、相続人からの持分払戻請求対応

親族外承継の検討中に、Aに相続が発生し、医業に関係しないAの相続人から、医療法人が、持分払戻請求を受けることも…



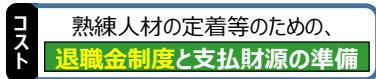
(2) 吸収合併を受ける

持分あり医療法人同士の合併は可能です。吸収合併を受ける場合も、上記**(1)と同様な視点での財源準備は必要**と思います。

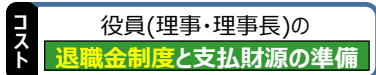
3. 親族内承継か、親族外承継かを問わず、医業継続のためには…

医業継続・発展の為に、様々な対応が必要と思います。財源準備には、生命保険をご活用ください。

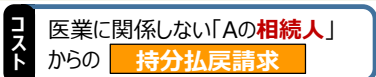
① 人材の定着



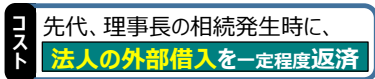
② 役員(理事・理事長)の退職金準備



③ 相続人からの持分払戻請求対応



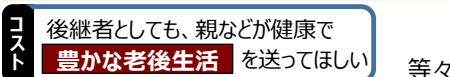
④ (連帯保証)債務の対応



⑤ 建物・設備のメンテナンス



⑥ 関係者の健康で豊かな老後



疾病・介護・死亡等の備えも含め、

財源準備には、生命保険活用をご検討ください

※当資料に記載の内容は、2021年3月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生21-1375、代理店営業本部

持分放棄を決断しますか？ または、持分の相続対策を検討しますか？

みなと のぶあき

湊 信明 弁護士（湊総合法律事務所 所長）

2003年 湊総合法律事務所 開設
2015年 東京弁護士会 副会長
2015年 関東弁護士会連合会 常務理事
2016年 日本弁護士連合会 代議員
2017年 東京弁護士会 中小企業法律支援センター 本部長代行
2020年 日本弁護士連合会 弁護士業務妨害対策委員会 委員長

主な著書
「遺言書作成・遺言執行実務マニュアル」（新日本法規出版 2008年2月発行）
「勝利する企業法務～実践的弁護士活用法」（レクスネクシス・ジャパン 2014年6月発行）
「伸びる中堅・中小企業のためのCSR実践法」（第一法規 2017年12月発行） 他多数



昨今、様々な観点から医業経営が注目されています。そういった中、医業の円滑な承継に関しては、期間限定の税制措置（認定医療法人制度）の活用について、まずは検討すべきものと思います。一方、そもそも、「持分あり医療法人（経過措置医療法人）」の出資者の方々全員が、持分を放棄することに合意できるかどうか等、必ずしも段取り良く検討を進められるものでもない、というお話も聞こえてきます。

今回は、こういった「**持分あり医療法人**」の**承継対策**について、生命保険活用法も含め、湊信明弁護士にお聞きしました。

医療法人の持分の評価額は高くなる傾向にあると言われますが…

Q 先生、そもそも持分のある医療法人は、なぜ、事前の対策検討が重要だと言われるのでしょうか？



医療法人は、医療法により配当が禁止されています。

そのため、剰余金が生じても配当することが出来ず、内部に留保され、持分の評価額が高額になるという傾向があります。

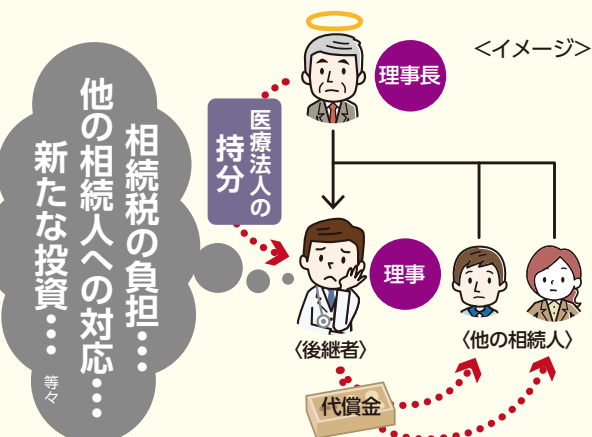
通常、持分を相続等で継ぐのは、医師・歯科医師免許を持つ後継者であり、そうすると結果的に、相続人の間で取得する財産に大きな偏りが生じることにあります。

後継者が、評価額の高い持分を取得することにより、**他の相続人への代償金支払**等に苦慮したり、**多額の相続税負担**が必要となったり、といった課題が生じることになるわけです。

スムーズに対応するためには、**事前の対策検討が重要**となります。

理事長に急な相続が発生したら…

持分あり医療法人の承継は大変！



期間限定の税制上の措置があると言うが…

期間限定の税制措置「認定医療法人制度」は、出資者全員の持分放棄が前提。 出資者全員で持分放棄の合意をすることは困難、という状況で、相続が発生したら…

Q そういったことを背景に、期間限定の税制措置、いわゆる「認定医療法人制度」が設けられたのですよね？



「持分あり医療法人（経過措置医療法人）」が、「持分なし医療法人」へ、円滑に移行することを促す税制措置「**認定医療法人制度**（医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置）」は、令和2年度税制改正により、令和5年9月末まで、延長となりました（移行計画を厚生労働省へ申請し認定を受ける期限が、令和5年9月末となった）。

ここで留意しておきたいのは、この制度は、「**出資者全員が持分を放棄する**」ことを前提としているということです。

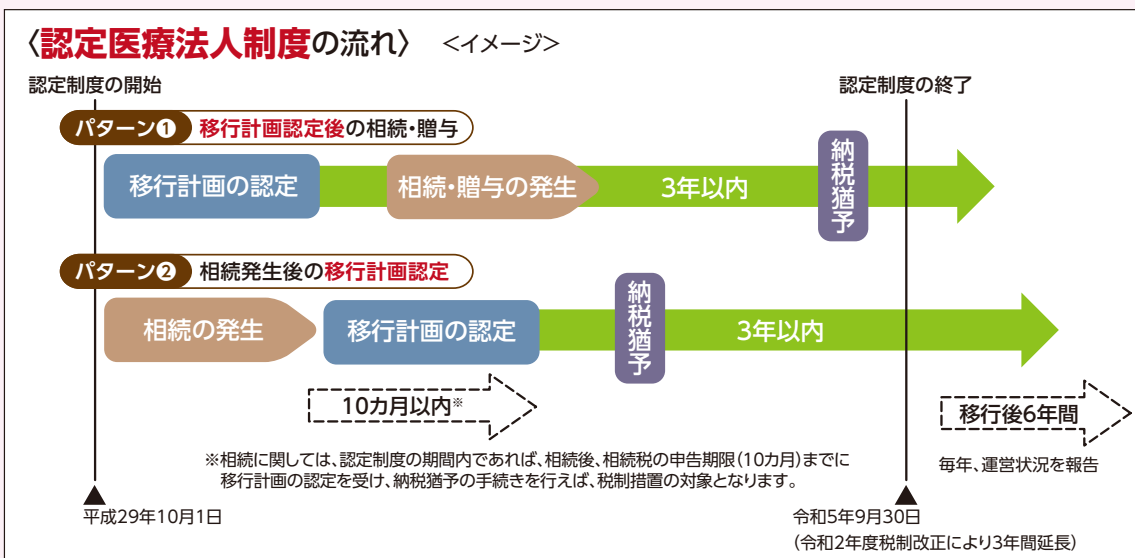
そのため、出資者全員の合意が難しく、制度導入を決定できないというケースもあるかと思います。他方で、一般の事業法人の「事業承継税制（非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予制度）」については、「株式の財産的価値の放棄」は、求められていません。

認定医療法人制度は出資者全員の持分放棄が必要！

出資者全員の持分放棄が難しい場合は、持分の相続対策を検討すべき

移行計画の認定日から3年以内に全出資者が持分を放棄すれば…

- 猶予税額は免除される
- 移行に伴う法人の贈与税は非課税となる 等



〔「持分なし医療法人」への移行を検討しませんか？（厚生労働省）〕より抜粋（一部加工）

Q その点については、一般の事業法人の税制措置の方が魅力的に思えてしまいます。
医療法人においても、一般の事業法人と同様の制度が設けられることはないのでしょうか？



平成19年の第5次医療法改正において、次のことが確認されています。簡単にご説明しますと、そもそも、昭和25年に医療法人制度が制定されたときから、医療法人は、非営利、要するに「持分なし」を前提にスタートしました。確かに、実態としてはそれまで、「持分あり」を認めてきており、「持分あり医療法人」が多数存在する状況となったわけですが、それを是正し、既存の「持分あり医療法人」は「経過措置医療法人」として当分の間存続させつつ「持分なし医療法人」への移行を促し、そして、新たな「持分あり医療法人」の設立は認めない、ということとなりました。したがって、「持分あり」のまま存続させるような施策をこれから行うことは、難しいのではないかと考えられます。

経過措置医療法人の持分を、相続で取得した後継者が、その持分を、医療法人に払戻請求して、金銭を取得することは可能か？

Q なるほど。しかし、「持分なし」への移行は、出資者全員の持分放棄が必要。出資者全員の合意が難しいとなると、もしその状態のまま、出資者である理事長に相続が発生してしまったら…



そうですね。先ほどの設例のように、持分を取得した後継者は、その評価額が大きい場合は、相続税負担や、他の相続人への代償交付金の負担等に対応する必要が生じることになります。また、理事長が遺言書を作成していたような場合でも、他の相続人から遺留分侵害額を請求されるかもしれません。

いずれにしても、「**持分あり医療法人**」として継続しつつ、**出資者に相続が発生する可能性がある場合は、事前に、そういった金銭的負担をどうするのか等、検討しておくべき**と思います。

Q 先生、例えば、一般の事業法人ならば、後継者が相続等で取得した自社株を、会社買い取ってもらい、金銭を得ることも出来ます。

一方、医療法人の場合は、「社員資格を喪失した者は、持分の払戻を請求できる」、ということなので、後継者は医療法人の社員であり、社員資格を喪失していないため、そのような払戻請求は不可能ではないか、とも思われますが、やはり無理なのでしょうが？



では、厚生労働省のモデル定款の内容を確認してみましょう。

「持分あり医療法人(経過措置医療法人)」の定款には次のような定めがあるはずです。

旧制度(平成18年改正前)の持分の定めのある社団医療法人定款例[厚生労働省](一部を抜粋)
第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。



さて、社員である後継者が持分を相続で取得した場合について、少し整理してご説明したいと思います。

被相続人は持分を有する社員だったわけです。そのため、被相続人は**死亡により、社員資格を喪失**しています。

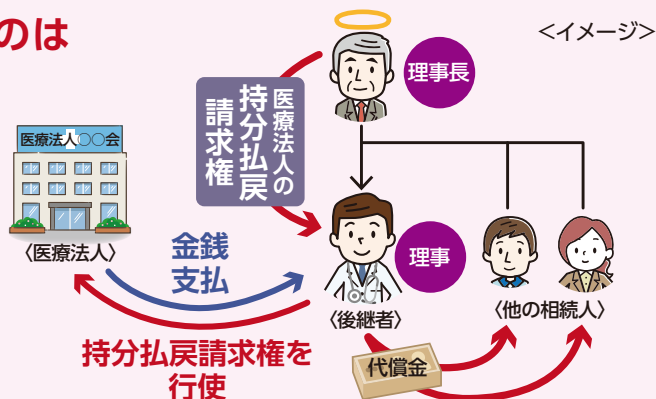
被相続人、すなわち死亡した社員が有していた持分は、具体的な金銭請求権たる**持分払戻請求権に変換**し、それを**後継者(相続人)が相続で取得**した、ということになります。

一般的には、「持分の相続」という言い方がなされますが、厳密には、それは「持分」ではなく、「持分払戻請求権」だ、ということです。

この解釈は、持分払戻請求権を相続により取得した後継者が、当該医療法人の社員である場合も異ならないと考えられます。したがって、**後継者は相続で取得した持分払戻請求権を行使**することで、金銭を取得することが可能であると考えます。

後継者が相続で取得したのは「持分」ではなく、「持分払戻請求権」

例えば、先代理事長が有する持分の一部を、後継者が生前贈与を受けていたような場面で、先代理事長の相続発生時に、後継者が相続で取得した「持分払戻請求権」を行使し、医療法人から金銭を取得して、**相続税の納税や、他の相続人への代償金の支払等**に対応



Q 先生、そうすると、「持分あり医療法人」において、出資者に相続が発生する可能性がある場合に、医療法人に十分な財源準備があれば、ひとまず後継者の負担に対応できると思います。
医療法人が契約者となり、設例で言えば、理事長を被保険者として、生命保険に加入していたならば、理事長の相続発生時に、その死亡保険金を財源に対応できると思います。



その通りです。必要となる額を検討し、**生命保険を活用することは意義がある**と思います。

▶ 急な相続発生にも備えられる生命保険で、しっかりと財源準備をしていただこう、ご案内すべきと感じました。

コラム

死亡により社員資格を喪失したことにより、「持分」は「持分払戻請求権」に変換するとご案内しました。

一方、次のようなご質問をお受けしたこともあります。

「相続人が、相続で『持分』を取得したものと認識している場合は、請求権ではなく、『持分』として扱うことにならないか？ その場合、医業には関係のない相続人が**社員総会で議決権を行使することにならないか？**」

さて、「持分あり医療法人」について、厚生労働省のモデル定款には次のような定めがあります。（一部を抜粋）

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。(1)除名、(2)死亡、(3)退社…

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第27条 **社員は、社員総会において、1個の議決権及び選挙権を有する。**

例えば、株式会社の場合は、株式を有する方(株主)が議決権を有しています。

しかし、医療法人においては、社員であることと、持分を有していることは別のこととして扱います。「**社員であって持分を有していない**」という方も存在するし、逆に「**持分を有していても社員ではない**」という方も存在します。

モデル定款は、「社員」が社員総会の議決権を有すると定めており、「持分を有する者」が議決権を有するとは定めていません。加えて、「**社員の地位**」というのは、**一身専属のものであり、相続されません**。

したがって、モデル定款と同様な定めを定款で定めている場合は、「社員ではない相続人が持分払戻請求権を取得し、社員総会で議決権を行使する」ということとはなりません。

〈編集後記〉

今回は、持分払戻請求権を、後継者が相続し、それを行使して、必要な金銭を確保するという点についてご説明いただきました。ただし、後継者ならば、医療法人に十分なお金があれば、請求権を行使しないことも考えられます。

一方で、**後継者以外の方が持分払戻請求権を相続**する場合、持分払戻請求権を取得した方は、その相続税負担に対応するためにも、請求権を行使するものと考えられます。しっかりと財源準備がなければ医業経営に多大な影響が生じるため、行政からも注意喚起がなされてきました。

認定医療法人制度について、出資者全員の持分放棄の合意等をご検討なさるとともに、急な相続発生に備える意味でも、生命保険活用もご検討いただきたく存じます。

※なお、湊弁護士が所属している東京弁護士会中小企業法律支援センターでは、中小企業(会社・個人事業主)の法律相談(初回30分無料)を担当する弁護士を紹介しています。詳しくは、ホームページ(<http://cs-lawyer.tokyo>)等でご確認ください。



※当資料に記載の内容は2022年3月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生22-1608, 代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

NISSAY

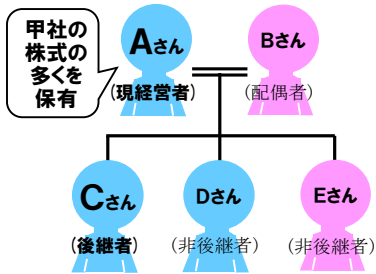
IV

永続的組織運営

- ▶「持株会社」・「従業員持株会」等の活用は検討されましたか？—— P131
- ▶複数の会社の役員を務めて退任する際の
退職所得控除の計算方法をご存知ですか？—— P133
- ▶コラム：厚生労働省作成の「職業能力評価基準」の活用—— P137
- ▶コラム：上司・部下面談時等で活用する
ツールの例（厚生労働省作成）—— P138

オーナー経営者様へ 「持株会社」・「従業員持株会」等の活用は検討されましたか？

＜甲社を経営するAさんのご家族＞
（イメージ図）



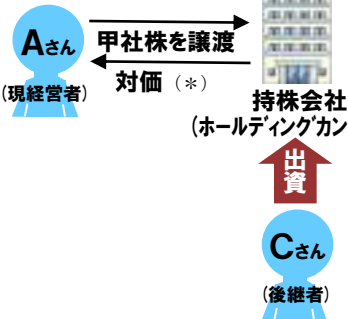
中小企業のオーナー経営者様の相続・事業承継対策において、「経営を掌握する上での**議決権の確保**」と「**相続対策**を進める上での自社株対応」そして、「納得感ある**相続人間の調整**」は中心的なテーマと言えます。

中でも、自社株に関する対応については対応策自体にも様々なものがあり、また、それぞれのオーナー経営者様におかれましても、状況も違えばお考えも区々となり、一体、こういった方法に着手すべきなのか、何を要素に検討を進めるべきなのか等、検討・判断・実行の工程をイメージ出来ない、という声をお聞きすることも決してめずらしい事ではありません。

当資料では、その自社株対策として比較的広く語られていると思われるいくつかの方策について、その大まかなイメージをお伝えすべく、活用例と主な特徴等をご案内いたします。

1.「持株会社（ホールディングカンパニー）」活用例のイメージ

＜イメージ図＞



持株会社（ホールディングカンパニー）の活用と言っても、様々なパターンがあります。ここでは、その中でも比較的シンプルな活用パターンを、ご案内いたします。

実行の主なステップ（例）

- （1）**後継者が出資し、持株会社を設立**
- （2）Aさんが保有する**株式を評価下げし、持株会社へ譲渡**
- （3）上記（2）でAさんへ支払うべき対価を、持株会社は未払金に計上（Aさんには譲渡所得）
- （4）持株会社は、受取る配当金を財源に、順次、Aさんに対する未払金を清算

* = 未払金とせずに、持株会社が金融機関から融資を受け、一括して対価をAさんに支払い、配当金を財源に金融機関に、順次、返済していく方法も活用されています。
＜当該未払金は、Aさんにとっては、持株会社への貸付金（Aさんの相続税課税対象）となるため＞

検討の視点と対策の特徴（主なもの）

Q1 **甲社の議決権をAさんが手放したくない場合**はどうするのか？（甲社が公開会社でないという前提）

→例えば、**持株会社へAさんも若干出資し、Aさんは普通株式**の発行を受け、**Cさんは、その出資に対して無議決権株式**（会社法108条1項3号）の発行を受けるとすると、持株会社の財産的価値（自益権）は主にCさんが持ち、持株会社の議決権（共益権）はAさんが持つことになります。そうすると、持株会社の役員選任の権利をAさんが握ることとなり、持株会社による甲社株式の議決権行使の権限、実質的にAさんが掌握することとなります。

※Aさんが、持株会社の「拒否権付株式（いわゆる黄金株）」（会社法108条1項8号）を取得するパターンも考えられます。拒否権付株式については、定款にて「全ての株主総会の決議（および取締役会の決議）は、拒否権付株式の株主の同意が無い場合は無効」とする等の定めを設けることができ、上記の無議決権株式を導入しなくても、上記に近い効果を実現出来るとも考えられます。

Q2 そもそも、Aさん保有の**甲社株式の多くを無議決権株式に内容変更して持株会社へ譲渡**し、若干数の甲社の普通株式をAさんが保有する形でも良いのでは？

→一見、Q1の方法と同様の効果が生じるようにも思えますが、**Aさん以外にも甲社の普通株式を持っている方がいる場合、その方の甲社における議決権割合が上昇**することになってしまいます。財産的価値を移転させても、議決権は握り続けたいというご意向がある場合、Q1の方法は、まさに、持株会社を通じた株式保有の効果が歴然と現れる一例と言えます。

※但し、Q2の設定で、Aさんが「若干数の普通株式」ではなく「拒否権付株式（黄金株）」を保有するならば、Q1の方法に近い効果が期待できるとも思われます。

Q3 上記対策実施後、未払金の清算が進み、持株会社の価値が高くなるならば、**Cさんの相続発生時の課題が大きくなるのでは？**

→**その点が、当対策の根本的な課題**と考えられます。

生命保険活用例（対策実施の判断の際にご検討を）

①甲社を契約者とした法人契約の生命保険を活用

①保障を確保しつつ、相続税法上の**株価評価において上昇抑制に作用**

→甲社株式の評価について、類似業種比準価額の簿価純資産の計算については、解約払戻金相当額ではなく、貸借対照表上の資産計上額を基に計算します。

②**死亡退職金の財源準備**

→Aさんが会社で使用貸借している個人資産等がある場合にも、死亡退職金を後継者Cへ取得させ、遺産分割や遺留分に関する調整の財源等に活用可能。

②Cさんが契約者となり、**一時所得形態の生命保険**を活用

→終身保険等に、被保険者Aさん、死亡保険金受取人Cさんで加入。遺産分割や遺留分に関する調整の財源等に活用可能。

③**持株会社を契約者とした法人契約の生命保険**も活用

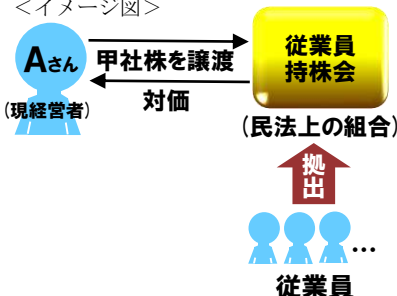
→退職金財源準備等に活用可能。

等

2. 「従業員持株会」(民法上の組合) 活用例のイメージ

※実際の従業員持株会の設立・規約の作成・運営等については専門家にご相談ください。

<イメージ図>



実行の主なステップの例

- (1) **従業員持株会**(民法上の組合)を**設立**し、規約を定める
 - (2) Aさんが保有する**株式のうち、一部を「配当優先取得条項付無議決権種類株式」に内容変更**
 - (3) 上記(2)の「**配当優先取得条項付無議決権種類株式**」を**従業員持株会へ**、一般的には「**配当還元方式**」で計算した価額(財産評価基本通達188、188-2)で譲渡
- ※持株会が甲社の「普通株式」を保有する場合は、甲社の意向に沿った議決権行使が行われている実態等会社法施行規則3条の所定の要件を満たした場合に、持株会が、甲社の子会社と判断されることも考えられ、そうすると、親会社株式の取得禁止の規定(会社法135条)の適用により、持株会が株式を持ってない(親会社とされた会社の株式は持てない)こととなることも考えられます。

検討の視点と対策の特徴(主なもの)

- Q1 **従業員何名以上**の会社が、**会員何名以上**で設立可能か？
→民法上の組合として、**論理的には「会員2名」**から設立は可能ですが、2名を下回ると従業員持株会の実体が無いこととなり、そもそも、会員が**少人数では、十分な拠出金が集まらない**とも考えられます。また、**会員となることを会社が強制してはならない**(任意加入)ため、よって、**相応の従業員数の会社が対象**となると考えられます。
※従業員の多くが当該会社の同族株主である場合等は、従業員持株会を使わずに別途対策を検討すべきと考えます。
- Q2 会員は、毎月の給与天引きにより、拠出金を支払うべきか？
→**各会員の拠出金額は、1回あたり「100万円未満」とすべきであり、通常、「毎月の給与天引き」で拠出**すると考えられます(「持株制度に関するガイドライン」(後述)の「拠出金等」の項目の記述が参考となります)。
※尚、金融商品取引法施行令1条の3の第35号、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第6条1項、2項等への対応も考慮する必要があります。
※給与天引きを行う場合には、事前に、当該会社の労働組合ないし個々従業員の許可・就業規則への記載等、対応が必要となります。
→月々の給与天引きした額をプールし、退会者への拠出金払戻財源に(退会者が出て、株式は持株会が保有し続けるため)、また、加えて、貸付金(後述)の返済に、充当する等も検討なさってはいかがでしょうか。
- Q3 会員が拠出したお金では、**買取資金として、不足する場合**には？
→「**奨励金**」を支給することも考えられます。
※奨励金は福利厚生の一環(会員：給与課税、会社：福利厚生費*)として支給します。ただし、一度に多額となる場合は、問題があると考えます(給与天引きの1割以下が一般的水準と思われます)。*昭和44年3月15日付国税庁回答(官審(所)18、官審(源)25)
→**会社が従業員持株会に対し貸付ける場合**、当該「貸付金」は、「**持株会の各会員**」に対する貸付とみなされます。
- Q4 **持株会を通じて株式を持っていた従業員が退社する場合**はどうなるのか？
→そもそも、持株会が、「**民法上の組合**」である場合は、**持株会自体が株式を保有し、従業員は、その持株会の持分を持つに止まる**ため、従業員が退社する場合には、その「持株会の持分」の払戻しを受ける(甲社の株式の売買ではない)ことになります。
- Q5 従業員持株会が保有する株式を「**配当優先取得条項付無議決権種類株式**」とする理由は？
→従業員持株会が、**福利厚生目的の組合**であることも考えると、会社は、**黒字の際には「配当金」**を出すべきであり、他方、**従業員持株会が、将来、万一解散となった場合**等にも、予め定めた価額で、当該株式を会社が(強制的に)買取りすることを定めておくことが望ましいと考えられること等、によるものです。
- Q6 従業員持株会のルールを、一般的に分かりやすく示したものは？
→「**持株制度に関するガイドライン**」(日本証券業協会)が参考となります。

生命保険活用例(対策実施の判断の際にご検討を)

- ① Aさんの保有する甲社株式の一部を、無議決権株式へ内容変更する場合で、Aさんの議決権割合が縮小するのを防ぐには、その他の株主の保有する甲社株式を、例えば、甲社自身が自己株取得する等の対応を行うことが考えられます。
→**すでにご加入の生命保険を財源に買取る等**
- ② 甲社が将来、**従業員持株会から株式を買取る必要が生じる場合等に備え**、財源準備に**法人契約の生命保険**を活用。
- ③ また、Cさんが将来、**従業員持株会から株式を買取る必要が生じる場合等に備え**、財源準備に、例えばCさんを契約者とし、Aさんを被保険者、Cさんを死亡保険金受取人とした、**一時所得形態の生命保険**を活用。
- ④ その他の個人契約の生命保険等について、前述「1」をご参照ください。

「中小企業投資育成」による出資

投資育成制度の活用を通じ、株数と時価総額とのバランスを変動させることにより、株価に一定の影響が生じると言われています。
一方で、様々な制約もあり、詳しくは「投資育成制度のご案内」(中小企業庁)等にて、ご確認ください。

※当資料に記載の内容は2019年8月現在の税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生19-3424,代理店業務部

日本生命保険相互会社
代理店業務部

複数の会社の役員を務めて退任する際の 退職所得控除の計算方法をご存知ですか？

「退職所得にかかる税金」は税制上優遇されています

$(\text{退職慰労金} - \text{退職所得控除額}) \div 2 \times \text{税率} (\text{分離課税})$

特徴1 退職所得控除があります

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
20年超	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

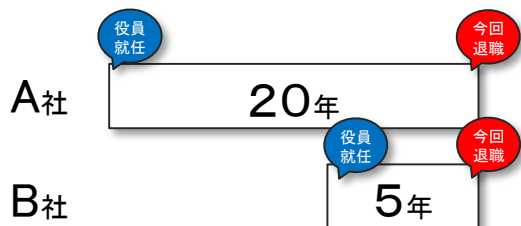
※勤続年数の端数は年単位に切上げます

特徴2 所得金額が $1/2$ となります
* 役員等としての勤続年数が5年以下の場合には適用されません

特徴3 他の所得と一緒に課税されません

複数の会社の役員を務めた場合の
「退職所得控除額」はどのように計算します

case1 複数の会社を「同時に」退職する場合

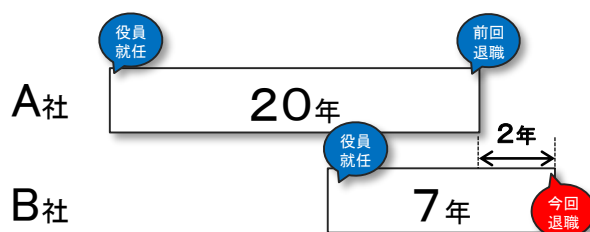


退職所得控除額の「勤続年数」は

A社の20年間

役員在任年数は、勤務が最長となる期間を適用 (勤続年数の合算は不可)

case2 今回退職金を受取る年の「前年以前4年以内に」前回退職金を受取っている場合



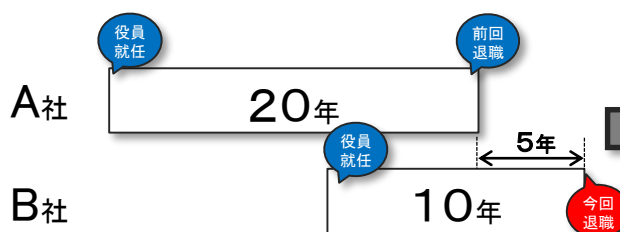
退職所得控除額の「勤続年数」は

**A社の20年間
B社の2年間 ***

役員在任年数は、前回と重複する勤続年数を控除した期間を適用

* 40万円 × 7年 (B社役員としての在任年数) - (マイナス) 40万円 × 5年 (B社役員としての在任年数のうちA社役員を兼務していた年数) = 40万円 × 2年

case3 今回退職金を受取る年の「前年以前4年超より前に」前回退職金を受取っている場合



退職所得控除額の「勤続年数」は

**A社の20年間
B社の10年間**

役員在任年数は、各々の退職所得控除で各々の期間を適用

〔ご参考①〕所得税法第30条(抜粋)

(退職所得)

第三十条 退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与(以下この条において「退職手当等」という。)に係る所得をいう。

2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額(当該退職手当等が、短期退職手当等である場合には次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額とし、特定役員退職手当等である場合には当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とする。)とする。

一 当該退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が三百万円以下である場合 当該残額の二分の一に相当する金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 百五十万円と当該退職手当等の収入金額から三百万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 政令で定める勤続年数(以下この項及び第七項において「勤続年数」という。)が二十年以下である場合 四十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二 勤続年数が二十年を超える場合 八百万円と七十万円に当該勤続年数から二十年を控除した年数を乗じて計算した金額との合計額

4 第二項に規定する短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数(前項第一号に規定する勤続年数のうち、次項に規定する役員等以外の者としての政令で定める勤続年数が五年以下であるものをいう。第七項において同じ。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであつて、次項に規定する特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

5 第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等(次に掲げる者をいう。)としての政令で定める勤続年数(以下この項及び第七項において「役員等勤続年数」という。)が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。(中略)

6 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、第三項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 その年の前年以前に他の退職手当等の支払を受けている場合で政令で定める場合 第三項の規定により計算した金額から、当該他の退職手当等につき政令で定めるところにより同項の規定に準じて計算した金額を控除した金額

二 第三項及び前号の規定により計算した金額が八十万円に満たない場合(次号に該当する場合を除く。) 八十万円

三 障害者になつたことに直接基因して退職したと認められる場合で政令で定める場合 第三項及び第一号の規定により計算した金額(当該金額が八十万円に満たない場合には、八十万円)に百万円を加算した金額(後略)

〔ご参考②〕所得税法施行令第70条(抜粋)

(退職所得控除額の計算の特例)

第七十条 法第三十条第六項第一号(退職所得)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に定める金額とする。

一 第六十九条第一項第一号ロ(退職所得控除額に係る勤続年数の計算)に規定する場合に該当し、かつ、同号ロに規定する他の者から前に退職手当等(法第三十条第一項に規定する退職手当等をいう。以下第七十一条の二(一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算)までにおいて同じ。)の支払を受けている場合又は同号ハただし書に規定する場合に該当する場合 当該他の者から前に支払を受けた退職手当等又は同号ハただし書に規定する前に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

二 **その年の前年以前四年内**(その年に第七十二条第三項第七号(退職手当等とみなす一時金)に掲げる一時金の支払を受ける場合には、十九年内。以下この号において同じ。)**に退職手当等**(前号に規定する前に支払を受けた退職手当等を除く。)**の支払を受け、かつ、その年に退職手当等の支払を受けた場合**において、その年に支払を受けた退職手当等につき第六十九条第一項各号の規定により計算した期間の基礎となつた勤続期間等(同項第三号に規定する勤続期間等をいう。以下この条において同じ。)の一部がその年の前年以前四年内に支払を受けた退職手当等(次項において「前の退職手当等」という。)に係る勤続期間等(次項において「前の勤続期間等」という。)と重複している場合 その重複している部分の期間を法第三十条第三項の勤続年数とみなして同項の規定を適用して計算した金額

2 前項第二号の場合において、前の退職手当等の収入金額が前の退職手当等について同号の規定を適用しないで計算した法第三十条第三項の規定による退職所得控除額に満たないときは、前の退職手当等の支払金額の計算の基礎となつた勤続期間等のうち、前の退職手当等に係る就職の日又は第六十九条第一項第二号に規定する組合員等であつた期間の初日から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める数(一に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てた数)に相当する年数を経過した日の前日までの期間を前の勤続期間等とみなして、前項第二号に定める金額を計算する。

一 前の退職手当等の収入金額が八百万円以下である場合 当該収入金額を四十万円を除して計算した数

二 前の退職手当等の収入金額が八百万円を超える場合 当該収入金額から八百万円を控除した金額を七十万円を除して計算した数に二十を加算した数(後略)

※当資料に記載の内容は、2022年6月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更の場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生22-3537, 代理店営業本部



厚生労働省作成の「職業能力評価基準」の活用

詳しくは、「職業能力評価基準導入マニュアル」(厚生労働省、2021年3月)等をご参照ください。

「**職業能力評価基準**」とは、仕事をこなすために必要な「知識」と「技術・技能」に加えて、「成果につながる職務行動例(職務遂行能力)」を、業種別、職種・職務別に整理したものであり、**厚生労働省ホームページからダウンロード**して活用することができます。

厚生労働省ホームページには、業種横断的な経理・人事等の事務系 **9 職種** と、電気機械器具製造業、ホテル業、在宅介護業等の **56 業種**、それぞれについて、「職業能力評価基準」が掲載されています。

＜事務系 9 職種と 56 業種の一覧＞

事務系職種	サービス業関係	製造業関係	建設業関係
● 経営戦略 ● 人事・人材開発・労務管理 ● 企業法務・総務・広報 ● 経理・財務管理・経営管理分析 ● 情報システム ● 営業・マーケティング・広告 ● 生産管理 ● ロジスティクス ● 国際事業	● ホテル業 ● 市場調査業 ● 外食産業 ● 広告業 ● フィットネス産業 ● クリーニング業 ● 在宅介護業 ● ボウリング場業 ● 写真館業 ● 産業廃棄物処理業 ● ビルメンテナンス業 ● 旅館業 ● 施設介護業 ● 添乗サービス業 ● 葬祭業 ● エステティック業	● 電気機械器具製造業 ● プラスチック製品製造業 ● フルードパワー分野 ● ファインセラミックス製品製造業 ● 自動車製造業(「組立」職種) ● 光学機器製造業 ● パン製造業 ● 軽金属製品製造業 ● 鍛造業 ● 金属プレス加工業 ● 石油精製業 ● ねじ製造業 ● 鋳造業	● 総合工事業 ● 鉄筋工事業 ● 型枠工事業 ● 防水工事業 ● 左官工事業 ● 造園工事業 ● 電気通信工事業
運輸業関係	卸売・小売業関係		金融・保健業関係
● ロジスティクス分野【運送業】 ● ロジスティクス分野【倉庫業】 ● マテリアル・ハンドリング業	● スーパーマーケット業 ● 卸売業(食品・菓子・雑貨等) ● D I Y 業 ● コンビニエンスストア業 ● 専門店業(「店舗マネジメント」職種) ● 百貨店業(「販売」職種)		● クレジットカード業 ● 信用金庫業
			その他
			● 印刷業 ● アパレル分野 ● エンジニアリング業 ● 自動販売機製造・管理運営業 ● イベント産業 ● プラントメンテナンス業 ● ウェブ・コンテンツ制作業(モバイル) ● 屋外広告業 ● ディスプレイ業

「職業能力評価基準」は、読む人・評価する人・利用する人が、読んで具体的にイメージできるように、**自社版としてアレンジ**する必要があります。

＝「職業能力評価基準」に関する具体的ツール例＝

(1) 職業能力評価シート

「職業能力評価シート」は、「職業能力評価基準」で職種・職務・レベル別に定められている「職務遂行のための基準」を簡略化したものであり、**チェック形式の評価シート**です。
これを活用し、「自分(または部下)の能力レベルはどの程度なのか」「次のレベルに上がるには何が不足しているのか」を具体的に把握することができます。
キャリアマップと合わせて、「職業能力評価シート」を活用することにより、キャリアの道筋に沿った従業員の成長を支援することが可能になります。

(2) OJT コミュニケーションシート

「OJT コミュニケーションシート」とは、「職業能力評価シート」での評価結果が一目で分かるようにグラフ化し、その結果に基づいて今後の**育成課題や能力開発目標を書き込むことができるシート**です。
「職業能力評価シート」の評価結果の確認から「課題特定」「目標設定」「目標達成状況の確認」までを 1 枚のシートで実施することができます。本シートを、本人と上司の面談に使用することで、コミュニケーションをスムーズに進めることができ、本人の自己啓発の促進にも役立ちます。

上司・部下面談時等で活用するツールの例(厚生労働省作成)

厚生労働省ホームページには、業種横断的な経理・人事等の事務系 **9 職種**と、電気機械器具製造業、ホテル業、在宅介護業等の **56 業種**、それぞれについて、「職業能力評価基準」が掲載されており、「**キャリアマップ**」、「**職業能力評価シート**」、「**導入・活用マニュアル**」等をダウンロードすることができます。

※掲載されているツールの一部(イメージ)

[illegible]

V

従業員福利厚生

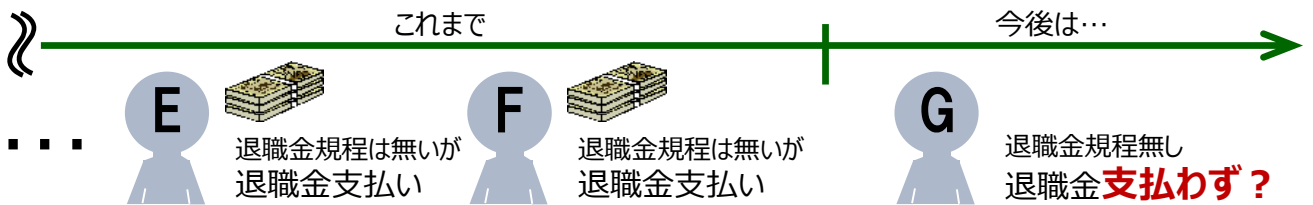
- ▶ 従業員の退職金制度は、企業において大切な、
人材の長期勤続を支える伝統的な制度です ————— P141
- ▶ 養老保険(福利厚生プラン)の3つの留意点 ————— P143
- ▶ コラム: 主な退職給付制度の概要 ————— P145
- ▶ コラム: 従業員の退職金・弔慰金・見舞金規程 ————— P146



従業員の退職金制度は、 企業において大切な、人材の 長期勤続を支える伝統的な 制度です

退職金規程が明確に存在しない場合でも、会社には
退職金を支払ってきた慣行がある場合等は、
従業員の**退職金財源準備をご検討ください**。

<イメージ図>



- ① 企業にとって大切な、「人材」が長期勤続し、企業が**永続的に成長**することは、理想的な姿と存じます
- ② **先取特権**が与えられているくらい、退職金を含めた賃金の支払義務は重要です
※仮に、企業が倒産した場合でも、退職金も含めた賃金の未払があったときは、そのように不安定な立場におかれる労働者は、他の債権者に比して特別に保護されます(先取特権)
- ③ 長寿社会が進展する中、「生命保険契約」を**退職金の一部として現物支給**することも…

福利厚生プラン※は、急な疾病や死亡等が発生した場合にも、**企業の福利厚生制度を支えます**

※契約者：法人、被保険者：従業員、死亡保険金等受取人：従業員の遺族、等



日本生命保険相互会社

企業にとって大切な、「人材」が長期勤続し、企業が永続的に成長することは、理想的な姿と存じます

従業員の**退職金制度**は、企業において大切な、「人材」の**長期勤続を支える伝統的な制度**です。

他方、今後、社会の変化(技術の進展、生産性向上の更なる必要性、等)に応じ、**必要なときに、必要な投資を行うことも重要**と考えます。

※法人契約の生命保険に解約払戻金がある場合には、契約者貸付等を行うことによって、急な資金が必要な場合に、一定のキャッシュを確保することも可能です。

先取特権が与えられているくらい、退職金を含めた賃金の支払義務は重要です

退職金を含めた賃金の支払義務は、従業員とその家族の生計を支える重要な位置づけのものです。

仮に、企業が倒産した場合でも、退職金も含めた賃金の未払があったときは、労働債権は、他の一般債権よりも**優先して支払を受ける権利(先取特権)**があります。

※一般先取特権が与えられている範囲は、賃金等の全額(退職金についても全額)です。2004年の法改正により、個人事業主等においても株式会社等と同様に、「賃金等の全額(退職金についても全額)」となりました(2004年4月1日施行「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」)。

長寿社会進展の中、生命保険契約を退職金の一部として現物支給することも…

「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」(労働基準法24条)とされていますが、**労働協約等**によって別の定めがあれば、現物支給が認められる余地もあります。

従業員の入院保障および生活習慣病罹患時の備え(終身保障・有期払込、等)などに、会社が加入し(契約者：法人、被保険者：従業員、死亡保険金等受取人：従業員の遺族、等)、当該従業員の在籍中に支払事由が発生した場合には、被保険者である当該従業員が保険金等を受け取り、当該従業員が退職となった場合には、その保険の契約者を当該従業員へ名義変更する、というような対応も考えられます。

※当資料に記載の内容は、2020年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-834、代理店業務部

養老保険（福利厚生プラン）の3つの留意点

法人を契約者とする養老保険について、法人が支払う保険料の税務取扱いは、その支払った額をその支払った事業年度の損金の額に算入することが可能か否かに関し、基本的に法人税法22条を解釈して判断することとなります。そして、その行政の側の解釈は「法令解釈通達」等で開示されており、また、裁判例や国税不服審判所の裁決事例等が、解釈を考える上での参考となります。

当資料では、特に、養老保険の福利厚生プランについて、いくつかの裁決事例をご紹介します。

法人税法第22条

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

4 第2項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

5 第2項又は第3項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

1. 役員・従業員の大部分が同族関係者の場合

例えば、支払った保険料について、その保険料の一定割合を、その事業年度の損金の額に算入できる、という点については、「長期定期保険」も、「福利厚生プランの養老保険」も、そのこと自体は、ともに上記のように表現できるものであり、一見、その差異を感じ難いかもしれません。

しかし、両者には根本的な違いがあります。「長期定期保険」における保険料の損金算入部分は「定期保険料」ですが、「福利厚生プランの養老保険」については、あくまでも「福利厚生費」（または「給与」）です。

「福利厚生費」として取扱うためには、やはり「福利厚生」目的のものである、ということが求められます。

その具体的なルールの1つの現れとして、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合においては、「福利厚生費」ではなく「給与」とすべき旨、法令解釈通達で示しています。

所得税基本通達36-31（一部抜粋）

…(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合

当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

…注…2. 上記(3)のただし書については、次によることに留意する。

(1) 保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。

(2) 役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。

そして、なぜ、そのように判断するかについて、下記裁決事例において説明がなされており、参考となります。

国税不服審判所2006(平成18)年10月17日裁決(裁決要旨一部抜粋)

…ところで、所得税基本通達36-31(注)2の(2)は、役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人が養老保険に加入した場合について、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員及び使用人については、その支払った保険料の2分の1に相当する金額（死亡保険金部分）は当該役員及び使用人に対する給与等とする旨定めているが、その趣旨は、当該法人においては、当該法人の同族関係者によって経営の支配権が確立され当該法人の同族関係者自らが養老保険の加入の要否及び保険金額等を決定する権限、すなわち養老保険契約の加入に伴う経済的利益の供与を決定する権限を有していることから、当該法人が支払う養老保険の保険料にはもはや従業員の受動的利益であるはずの福利厚生費の性格が欠如し、福利厚生を目的とした使用者側の業務上の要請による支出とは認められず、同族関係者が、専ら当該経済的利益を自ら受益するために養老保険に加入していると認められることから、当該法人が支払った保険料は同族関係者に対する給与として課税するというものであり、このような取扱いは当審判所においても相当なものとして是認できる。…

2. 特定の役員・使用人のみを被保険者とする場合

被保険者が同族関係者以外の者という場合でも、特定の役員・使用人のみを被保険者としている場合には、「福利厚生費」ではなく、「給与」とする旨、法令解釈通達で示しています。

法人税基本通達9-3-4(一部抜粋)

…(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。**ただし、役員又は部課長その他特定の使用人**(これらの者の親族を含む。) **のみを被保険者としている場合**には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する**給与とする**。

では、どういった場合に、「特定の役員・使用人のみ」の加入と判断されるのかについて、「全従業員がその恩恵に浴する機会」が与えられているのか否か、という点を指摘した裁決事例があります。

国税不服審判所1993(平成5)年8月24日裁決(一部抜粋)

…請求人は、本件保険契約に係る被保険者について、1) 勤続年数15年以上の者、2) 年齢40歳以上の者、3) 定年までの定着度の各要件を総合勘案して、各職種より選定した旨主張する。しかしながら、…勤続年数が15年以上で、かつ、年齢が40歳以上という請求人がいう要件に該当しない者が9人含まれており、むしろ、請求人は、実質的に主任以上の役付者を被保険者の対象としたものと認められる。…ところで、…請求人においては、主任とは役職名の一つであつて、役職の任免は請求人の業務運営上の必要に応じて行われるものとされているのであるから、必ずしもすべての従業員が主任以上の役付者になれるとは限らない。そうすると、主任以上という基準は、一種の福利厚生費として、原則的には**全従業員にその恩恵に浴する機会を与えられている**ことを予定している本件両通達の主旨に合致するものではないことは明らかである。…請求人が採用した主任以上の全役付者という基準により設けられた格差に普遍性があるとは認められない。…

※なお、役員の「給与」となった場合でも、それを損金算入できるか否かについては、別途「定期同額給与等」か否かの判断が必要となります。

3. 保険金額に格差を設ける場合

被保険者が基本的に同族関係者以外でその全員が加入しているといったような場合に、例えば、被保険者が役員の保険契約と、被保険者が使用人の保険契約で、保険金額に格差がある場合については、それが「職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差」であれば、福利厚生費として考えることができると、法令解釈通達で示しています(所得税基本通達36-31注2(1)<前述の1.を参照>)。ただし、下記のような裁決事例もあります。

国税不服審判所2015(平成27)年6月19日裁決(裁決要旨)

請求人は、同人が契約者として締結した、理事長等を被保険者とする養老保険契約(本件各保険契約)の死亡保険金について、従業員を被保険者とする保険契約の死亡保険金に比して多額であるが、格差が存する理由として、理事長等が病院の経営に生涯責任を持ち、請求人の借入金の保証人になっているため、所得税基本通達36-31《使用者契約の養老保険に係る経済的利益》(本件通達)の(注)2の(1)に定める「保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合」に該当し、本件通達の(3)ただし書に定める「役員…のみを被保険者としている場合」に該当しないこととなるため、本件各保険契約に基づき請求人が支払う保険料(本件各保険料)の2分の1に相当する金額は理事長等に対する給与等には該当しない旨主張する。しかしながら、**理事長等は従業員とは質的に異なる重い責任を負っているということができるものの、本件通達の趣旨や「職種、年齢、勤続年数等」という列挙事由に照らせば、他に特別の事情のない限り、福利厚生を目的として、死亡保険金に大きな格差を設けることの合理的な根拠にはならない**というべきである。さらに、**本件各契約は、請求人の福利厚生規定に定めたりすることなく理事長等の判断だけで締結されていることからすれば、理事長等は自らが本件各保険契約による経済的利益を受ける目的で締結したものと評価せざるを得ず、**本件各保険料の死亡保険金に係る部分には、**もはや一種の福利厚生費としての性格が欠如している**と言え、本件通達の(注)2の(1)に定める「職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるとき」には該当しないというべきであり、本件通達の(3)ただし書に定める「役員…のみを被保険者としている場合」に該当すると評価できるから、本件各保険料の2分の1に相当する金額は理事長等に対する給与等に該当する。

＜ご参考＞下記は10年満期の養老保険に関する個人事業主の所得税(必要経費)の取扱いについての裁決事例です。

関東信越国税不服審判所1994(平成6)年6月13日裁決(一部抜粋)

…①本件**保険契約の満期日は、一律に保険契約日の10年後**とされており、…その**保険金の額は**、被保険者の職務内容、年齢、勤続年数及び給与支払額からみて、**到底退職金に相当する額とは認められないこと**、②…本件保険契約締結後に新規採用した**従業員についての加入手続及び退職した従業員についての解約手続がされていないこと及び③…これら被保険者とされた従業員のほとんどが、保険への加入事実を知らない**ことを併せ考えれば、本件保険契約は、従業員の福利厚生を目的としたものとは認め難く、事業遂行上必要なものとは認められない。…

※当資料に記載の内容は2019年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生19-2308、代理店業務部



主な退職給付制度の概要

退職後(老後)の生活保障の年金財源としては、

- (1)国の公的保障である「公的年金」
 - (2)企業保障制度の一環である「企業年金」
 - (3)従業員各人の自助努力による「自助年金」
- の3つがあります。

「令和元年度生活保障に関する調査」(公益財団法人生命保険文化センター調べ)によると、老後の「最低日常生活費」に「ゆとりのための上乗せ額」を加えた必要生活費のアンケート結果は月額平均36.1万円です。

公的年金だけではゆとりある生活費をまかなうことは困難なため、「企業年金」「自助年金」での保障準備が重要です。

次の退職給付制度については、それぞれ次のような特徴があります。

		確定給付 企業年金	確定拠出年金 (企業型)	中小企業 退職金共済	福利厚生 プラン
加入対象		厚生年金適用事業所に雇用される従業員等	厚生年金被保険者 (公務員を除く)	中小企業の事業主に雇用される従業員	役員・従業員等
掛金	負担者	全額事業主負担 (一部加入者負担も可*)	全額事業主負担 (マッチング拠出により 加入者拠出も可)	全額事業主負担	全額事業主負担
	税制	全額損金 または必要経費	全額損金 または必要経費	全額損金 または必要経費	保険料の半分は 損金または必要経費 として認められる
給付の受取人		加入者 (死亡時は遺族)	加入者 (死亡時は遺族)	加入者 (死亡時は遺族)	死亡保険金は遺族 満期保険金は 契約者(事業主)
資産運用		事業主の委託により 生命保険会社、 信託会社等が行う	加入者が 運用指図を行う	勤労者退職金 共済機構が行う	保険会社が行う
積立不足の 対応		ルールに沿って 追加拠出が必要 となることもある	不要	不要	不要
給付	給付額	加入期間における 給与等の額により 給付額が算定される	従業員ごとに拠出された 掛金の運用実績により 給付額が算定される	従業員ごとに掛金月額 を設定し掛金納付月数 により給付額が算定 される	契約した 保険金額
	税制	年金：雑所得課税 (公的年金等控除適用) 一時金：退職所得課税	年金：雑所得課税 (公的年金等控除適用) 一時金：退職所得課税	一時金：退職所得課税 分割払：雑所得課税 (公的年金等控除適用)	企業が退職金規程に 基づき退職一時金を 支払うときは 退職所得課税
制度終了時 資産の帰属先		加入者	加入者	加入者	契約者 (事業主)

* 当社では、掛金の従業員負担を設けている確定給付企業年金制度の制度管理業務はお引受けしておりません。

【注】中小企業退職金共済事業本部「よくわかる中小企業退職金制度」等をもとに当社作成



従業員の退職金・弔慰金・見舞金規程

1. 税務取扱い

従業員の方がお亡くなりになった場合、会社が従業員のご遺族に支払う**弔慰金**の税務取扱いについては、

業務上死亡の場合には、普通給与額の3年分相当額を、

業務上の死亡でない場合には、普通給与額の半年分相当額を

弔慰金等として**相続税非課税**として取扱い、

これを超える部分を**死亡退職金**(相続税の課税対象)として取扱うものと考えられています。

死亡退職金は、相続人が支払いを受けた額のうち、**500万円×法定相続人数**で計算した額以下の部分は、**相続税非課税**となります。

なお、支払う側の会社の**法人税の取扱い**は、

慶弔見舞金支給規程にしたがって支給された慶弔見舞金は、「福利厚生費」として扱われ、会社の損金に算入されます(ただし、世間相場と著しくかけ離れた金額である場合を除きます)。

退職金規程にしたがって支給された死亡退職金は、「退職金」として会社の損金に算入されます。

※慶弔見舞金を、福利厚生費として会社の損金の額に算入するためには、同業他社と比較して社会通念上適正な金額である必要があり、これを超える金額は給与であると認定され、役員であれば、過大役員給与として損金不算入となる可能性もあると考えられます。

これについては、いくらであれば適正であるか、という明確な基準はなく、見舞金規程や慶弔規程を設けて、それに則って支給することが必要と考えられます。

2. 従業員退職金規程の作成のポイント

従業員の退職手当(退職金)に関する事項は、就業規則の相対的¹⁾必要記載事項(**定めのある場合は、記載しなければならない事項**)とされており(労働基準法第89条3号の2)、**退職金制度がある場合には、規程を作成しておく必要があります**。なお、法律上記載すべき内容は、以下の通りです。

退職手当の定めが**適用される労働者の範囲**

退職手当の**決定、計算及び支払いの方法**

退職手当の**支払いの時期**に関する事項

上記をふまえ、特に次の点に留意が必要と考えられています。

(1)適用範囲等を明確に定める

雇用形態、勤続年数などを具体的に明記し規定しておく必要があります。

(例えば、パートタイマーや勤続年数の短い従業員の扱い、等)

(2)退職金の金額、及び勤続年数の計算方法を決めておく

退職金の金額は、たとえば以下の場合のような退職理由によって増減されるのが一般的です。

- ・増額：死亡退職、定年退職、業務上疾病による退職、やむを得ない事情による整理解雇、等
- ・増額なし又は減額：自己都合退職、私傷病による退職、普通解雇 等

一方、勤続年数の計算方法については、産前産後休業、育児介護休業、休職や出向の期間を勤続年数に含めるか否か等、具体的に記載しておく必要があります。

(3)懲戒解雇等、退職理由による減額規定等を定める

懲戒解雇事由等に該当する場合は、退職金の減額や不支給の規定を定めておく必要があります。

(4)情勢の変化に伴う改廃規定を設ける

従業員に過度の期待感を与えず、「やむを得ない場合は従業員代表者と協議し、合理性の認められる範囲内で変更の可能性がある」ことを示唆しておくことも必要と考えられます。

(5)原資の確保と外部積立制度の利用

決められた時期(一般的に退職後○カ月以内)に、決められた金額を退職者に支給できるよう、外部積立制度も活用して**原資を確保しておくことが重要**です。

従業員の退職金規定は、作成時や内容変更時には就業規則の一部として、労働者代表の意見書を添えて労働基準監督署へ届出する必要があります。提出は書面提出のほか電子政府の総合窓口 e-Gov から電子申請可能です。

VI

設備投資、資産の維持管理

- ▶ 先代経営者の相続発生時に
会社の債務を、一定程度リセットするために… ————— P149
- ▶ 賃貸物件の魅力を維持向上させるために… ————— P151
- ▶ 先代経営者に相続が発生した際の企業の債務への対応について — P153
- ▶ 不動産所有法人の活用はご検討されましたか? ————— P155
- ▶ 不動産所有法人の設立と生命保険活用について ————— P157
- ▶ 不動産所有法人の株式の主な承継パターンについて ————— P159
- ▶ 不動産の相続と登記の基本的なルールについて ————— P161
- ▶ 法人税法上の「資本的支出と修繕費」について ————— P163
- ▶ 居住用賃貸不動産のオーナー様へ
建替え等の際は、予め「立退料」への対応もご検討ください ——— P167
- ▶ 賃借人から『修繕してほしい』と言われたのに、
しばらく放置した場合は… ————— P169
- ▶ 賃貸建物オーナーが認知症などで、
契約を結ぶ能力を欠いてしまったら… ————— P173
- ▶ コラム：設備投資等をした場合の主な税制優遇措置 ————— P177
- ▶ コラム：中小企業経営強化税制 ————— P178



先代経営者の相続発生時に 会社の債務を、一定程度 リセットするために…

そもそも、会社が負う債務の残高が大きい場合、
次のような課題への対応が必要となります。

① 新たな投資が必要なときに…

会社の今の体力では、追加融資を受けることが難しい(または、
条件が厳しくなる)ことがある

② 急な資金需要が生じたときに…

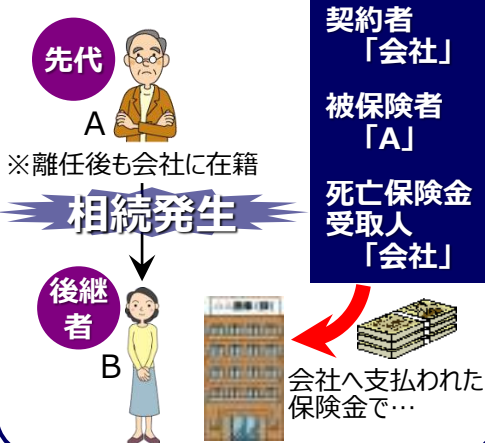
急なトラブル対応等で資金が必要だが、緊急の追加融資を
受けることが難しいことがある

③ オーナーから会社が借り入れていた場合は…

被相続人が有した貸金債権は、遺産分割の対象とはならず、
通常、法定相続割合で当然に分割されることになる

等

<イメージ図>



**先代経営者の相続発生時に、
会社の債務を一定程度、
リセットするために、
法人契約の生命保険がお役に
立ちます。**



日本生命保険相互会社

新たな投資を行いたいが、追加融資を受けることが難しい場合も…

金融機関が企業へ融資するにあたっては、

- ◇物的担保(会社や役員個人の資産に抵当権を設定する等)や、
- ◇人的担保(役員個人が連帯保証人となる等)、
- ◇信用保証協会の保証、そして、
- ◇事業性評価

などをもとに、検討されると言われています。

資金調達の方法は多様化してきていますが、**希望する条件でスムーズに資金調達を行うために**は、先代経営者の時代の債務を、先代経営者の相続発生時に、一定程度リセットしておくことも、ご検討ください。

急な資金需要が生じたときに、緊急の追加融資を受けられるかどうか…

取引先の倒産や一時的な業況悪化等々について、政府の融資制度等の利用も検討できます。

一方、例えば、一部の株主が自社の株式を第三者に譲渡したい等の申出があった場合に、第三者へ株式がわたることを避けたい場合は、会社は所定の期間内に当該株式を当該株主と合意した価格で買い取ること等が必要となります。

その他にも、**トラブル解決資金等、急な資金需要が生じることも**考えられます。

被相続人が有した貸金債権は、遺産分割の対象とはならず、通常、法定相続割合で当然に分割される

例えば、先代経営者 A が、会社に対し、1 億円の「貸金返還請求権」を有したまま、A に相続が発生したとします。遺言もなく、相続人は子 2 名(後継者 C と、事業を継がない D)といった場合に、事業を継がない D が、会社に対して、5000 万円をすぐに支払え、と要求する、そのような主張も基本的になります。

※当資料に記載の内容は、2020年2月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-2363、代理店営業本部



賃貸物件の魅力を維持向上させるために…

賃貸不動産の競争力を、

維持・向上させるためには、

修繕計画を中心とした

中・長期的な経営方針の策定と、

それを実現するための**財源準備**が必要です。

加えて、急な支出が必要となる場合への備えも大切です。



また、**賃貸不動産経営**を**世代を越えて**円滑に進めるためには、**相続対策**(主に、税の対応、遺産分割等の対応等)も重要です。

不動産所有法人における財源準備には、法人契約の生命保険活用をご検討ください。

①後継者が生前贈与や相続等で取得した株式の一部を会社が
自社株買取

後継者は、遺産分割・遺留分等対応の財源、納税資金財源等を確保できる。

※なお、相続開始前3年間より以前の暦年贈与により、株式を全て後継者に贈与している場合は、当該株式は相続税の計算に影響せず、また、相続時精算課税贈与をしていた場合は、贈与時の時価で相続財産を計算する。

②相続発生時に**法人の債務をリセット**する、または**建替え等の資金**に活用

③将来のために後継者等を被保険者として法人が加入していた生命保険に**解約払戻金がある場合**は、**減額・一部解約等**を行い、急な修繕等が必要な場合にも、一定のキャッシュ確保も可能



日本生命保険相互会社

物件の魅力の維持・向上には…

特に、居住用賃貸物件の入居希望者は、**ネット情報や仲介業者の説明**等をもとに、**あらかじめ物件の絞り込み**を行うと言われています。

その上で、内見する件数は、多くの方が1～5件(2017年アットホームボックス調べ)とのこと。

物件情報で具体的に、**魅力をPR**できることが大切(『築年数は経っているけれど、この物件は全面リニューアルしてあり…』といった魅力)。

計画修繕はもとより、急な修繕が必要となる場合にも…

例えば、窓のパッキンが壊れて寝室として使えなくなり、**賃貸人にその旨を伝えるも修繕がなされない**場合に、**賃借人が**家賃の支払い期日に**一方的に家賃を減額**して支払う、ということが考えられます(2020年4月1日施行の民法611条)。その際、減額すべき額で折り合いがつかず、**裁判となると、その費用負担も**生じます。

※上記の例と同じような状況下で、賃借人が3カ月賃料を支払わず、それを理由に賃貸人が賃貸借契約の解除を求めたものの、認められず、実際に修繕されるまでの期間の賃料については、50%減額が相当とした裁判例もあります(東京地判2006年9月29日)。

賃貸不動産経営を世代を越えて円滑に進めるために、相続対策の検討を

例えば、個人が不動産を有し、相続が発生して遺産分割となり、話し合いがまとまらず、ひとまず、その**不動産が共有状態**となっている間は、共有者の意見が一致しないと、円滑な賃貸不動産経営は難しくなります。

また、不動産所有法人の場合も、**株式が準共有**となることは避けるべきです。遺産分割や遺留分対応をスムーズに行うためには、やはり**調整財源が必要**です。

個人所有の不動産はもとより、不動産法人化を行った場合も、急な相続発生等の場面において、生命保険は役立ちます。

※当資料に記載の内容は、2020年6月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-2766、代理店営業本部

先代経営者に相続が発生した際の企業の債務への対応について

会社が第三者や金融機関などから借入をする場合、それは、「経営が困難で、借入をする」ということの他にも、例えば、「**積極的に設備投資をして、生産性を向上するために借入をする**」というケース等もあります。

そういった場合などは、**会社の経営は順調であっても、多額の債務がある**という状況と思われます。

そして、そのような会社の債務について、代表取締役が「個人保証」をしている、要するに代表取締役という「個人」が「会社の債務」について、「連帯保証人」になっている、というケースが多く見受けられます。

当資料では、**世代交代、事業承継等、会社の将来の姿をご検討になる際は**、「会社の債務を、先代経営者の相続発生時に、一定程度リセットする」こと等、参考となる主な内容をまとめました。

1. 「先代経営者の時代の借入を、次世代においても会社が負い続けるか」

今後、企業の「生産性向上」は、労働力との関係等々においても重要であることは論を俟ちません。必要な時期に必要な投資を行うことは常に求められると思います。DX（デジタルトランスフォーメーション）等々、様々な技術革新が進む中、新たな設備投資を行うための新たな借入も、相応に必要となるものと考えます。

先代経営者の死亡時に、後継者の方も、**先代の時代の債務を一定程度清算して、新たな経営に進む**ことができれば、有利子負債比率も改善できますし、**別途、投資が必要な際に資金調達もしやすくなります**。

「先代経営者に相続が発生したタイミングで、会社の債務を一定程度リセットする」ことについて、是非、ご検討ください。
法人契約の生命保険は、急な相続発生にも対応できます。

2. 会社の債務について「連帯保証人となっている先代経営者」に、相続が発生した場合は…

遺言の有無にかかわらず、債権者との関係においては、連帯保証人の地位は、各相続人が、法定相続割合で承継することになります。

（１）遺言等がない場合

遺言等がない場合は、連帯保証人の地位は、相続により法定相続割合で承継されます。下記は、債務に関する判例ですが、連帯保証債務も同様に考えます。

最判 1959年6月19日

…債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の**金銭債務その他の可分債務は**、法律上**当然分割**され、各共同相続人がその**相続分に応じてこれを承継**するものと解すべき…

（２）遺言がある場合も、債権者との関係では、原則として、相続人全員が連帯保証人の地位を継ぐ

遺言があっても、**債権者との関係においては、法定相続割合**で考えることになっています。
ただし、債権者が遺言による承継内容を承認した場合は、債権者との関係も遺言内容の通りとなります。

最判 2009年3月24日

…相続人のうちの1人に対して財産全部を相続させる旨の遺言により相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人にすべてを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務もすべて相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、**相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務をすべて承継**することになると解するのが相当である。もっとも、上記遺言による相続債務についての相続分の指定は、相続債務の債権者（以下「相続債権者」という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、**各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならない**、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、**相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられない**というべきである。…

民法902条の2(2019年7月1日施行)において、そのことが明文化されています。

民法

（相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使）

第902条の2 被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の**債権者は**、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した**相続分に応じてその権利を行使**することができる。ただし、その**債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない**。

他方、**共同相続人の間の内部負担割合については**、上記判例(最判2009年3月24日)でも示されている通り、**遺言内容に従い、指定相続分の割合に応じて承継**することになります。

※2019年12月24日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の特則は、「前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めること（二重徴求）の原則禁止」、「後継者との保証契約は、事業承継の阻害要因となり得ることを考慮し、柔軟に判断」することなどが定められ、相続発生を伴わない事業承継に関しても、経営者保証に依存しない融資の一層の実現に向けた取組みを求めています。

3. 会社が、先代経営者個人から借入をしている場合の留意点

先代経営者が、「会社に対する貸付債権」という財産を有しているというケースにおいて、**貸付債権を有した先代経営者が、遺言もなく死亡した場合は、当該「貸付債権」は、相続と同時に相続分に応じて当然に分割される**ことになります。

2016年12月19日の最高裁決定は、「預貯金等の可分債権」は当然に分割されず、遺産分割の対象である、としましたが、「貸付債権」は「当然分割」のままとなっていますので、注意が必要です。

例えば、先代経営者Aが、会社に対し、1億円の「貸金返還請求権」を有したままAに相続が発生したとします。遺言もなく、相続人は子2名(後継者Cと、事業を継がないD)といった場合に、事業を継がないDが、当然分割で取得した「5000万円の貸金返還請求権」を行使する、要するに、会社に対して、5000万円をすぐに支払え、と要求する、そのような主張も基本的には可能というルールとなっていることに、ご留意ください。

4. 先代経営者が会社に長く在籍して、生命保険を続けるには・・・

先代経営者に相続が発生した際に、会社に死亡保険金が支払われるということは、被保険者である先代経営者が会社に長く在籍することを前提としています。

オーナー家の役員が会社に長く在籍し続ける主なパターンとして、次の二つがあります。

(1)生涯現役

<イメージ図>



(2)分掌変更(みなし退職)

<イメージ図>

代表取締役退任時に、みなし退職して、相談役となるようなケース



(1) 生涯現役で会社から報酬を受け続ける場合

先代経営者が、代表取締役を退任された後も、役員にとどまり、経営をサポートしていくということも現実として多いものと思えます。

この場合、下記の保険契約をご検討ください。

○契約者:会社、被保険者:A(先代経営者となる方)、死亡保険金受取人:会社

Aの死亡退職金の財源、その際の自社株買取の可能性をふまえたその財源、そして、会社の債務を一定程度リセットするための財源、等を検討し、必要な保障額をご検討ください。

(2) 分掌変更(みなし退職)する場合

一方、先代経営者が、代表取締役を退任し、**退職金を取得し、その後、何らかの立場で会社に在籍を続ける**ということもあります。

その場合には、代表取締役退任時に支払う退職金の税務取扱に関して、留意が必要です。

概略を申し上げますと、「**実質的に退職したと同様の事情にある**」ことが前提となるため、「その後、何らかの立場で会社に在籍を続ける」といっても、**どのような形で在籍し、実際にどういったことをなさるのか、その実態も含め重要**となります。

「**実質的に退職したと同様の事情にある**」とは言えないとなった場合は、**支払った当該金員は、法人税の取扱において、損金として算入できない**ということになり、注意が必要です。

この場合、下記の2つの保険契約をご検討ください。

①契約者:会社、被保険者:A(先代経営者となる方)およびその他の役員、死亡保険金受取人:会社

分掌変更で退職金を取得される時期の退職金の想定金額をベースに、解約払戻金でその額をまかなえるように、プランをご検討ください。

※また、被保険者をAとしていた場合は、当該保険契約を払済終身保険へ変更した上で、当該払済終身保険を、退職金の一部として現物支給すること考えられます。

②契約者:会社、被保険者:A(先代経営者となる方)、死亡保険金受取人:会社

Aの死亡退職金の財源、その際の自社株買取の可能性をふまえたその財源、そして、会社の債務を一定程度リセットするための財源、等を想定し、必要な保障額をご検討ください。

※当資料に記載の内容は、2021年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変化する場合がございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6605、代理店営業本部

不動産所有法人の活用はご検討されましたか？

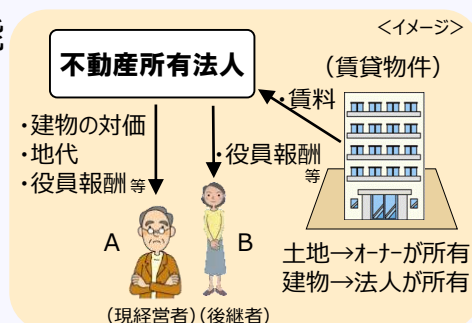
～世代を越えた維持管理を円滑に進めるために～

物件の魅力を維持・向上させながら、世代を越えて
不動産賃貸事業を円滑に続けていくための方法として、
不動産所有法人の活用があります。

*当資料は、不動産(建物)所有法人(建物を法人、土地を現経営者個人が所有)の株式について、後継者が多数の株式を有し、**現経営者が少数の株式を有しつつ経営の実権を握る**方法のご説明をしています。

不動産(建物)所有法人を活用することで、例えば…

- ①早くから**取締役として責任**を持たせ、実務経験を積ませながら**後継者育成**ができる
(後継者は「取締役」として経営に参画。名刺を持つだけでも、責任を意識することも…)
- ②議決権を維持しながら**株式を生前贈与**していく ➡ 裏面のA参照
- ③現経営者の**法律行為をするために必要な能力が低下**し、業務執行が困難となった場合への備えもできる ➡ 裏面のB参照
 - a. **取締役会の決議**で代表取締役の選任・解職が可能
 - b. 将来、Aの有する株式について、Aが、議決権行使の意思を示すことが困難となった場合に備え、
現経営者Aと後継者Bとの間で、民事信託契約を締結しておくことも…
- ④**所得の分散**が可能に ➡ 裏面のC参照
- ⑤**法人が保険料を支払って**生命保険商品に加入することが可能に
- ⑥**次世代を被保険者**とした生命保険の早期加入可(賃料収入の一部を保険料支払に充てる前提)
- ⑦**死亡退職金**や**自社株買取**等で相続等に要する財源確保可 等々



急な相続発生にも、
法人契約の生命保険が、お役に立ちます。

1. 不動産(建物)所有法人活用の主な効果

おもて面の①～⑦のうち、②、③、④について、少し詳しくご説明を加えています。

A (②議決権を維持しながら**株式を生前贈与**していく)

例えば、現状、現経営者が全ての株式(60株)を有している状態とした場合、その60株について、3株を普通株式、57株を配当優先無議決権種類株式※へ変更し、**株価の低い時期に、当該種類株式57株と、普通株式1株を後継者へ生前贈与**する、といった対応。

※税務取扱は、平成19年3月9日「配当優先の無議決権株式の評価」(国税庁)などをふまえ、税理士等専門家にご相談ください。

B (③現経営者の**法律行為をするために必要な能力が低下**し、業務を行うことが出来なくなった場合への備えもできる)

売買・媒介・賃貸借等の契約だけでなく、契約の更新等に関しても当該**契約の内容に応じた程度の意思能力や行為能力**は必要。

a. **取締役会の決議**で代表取締役の選任・解職が可能 (会社法362条2項3号)

取締役の員数を奇数としておく、または、賛否同数の場合の意思決定方法を定款や取締役会規則で定める等も検討が必要。

また、**取締役会非設置会社**では、**定款や内規等**で、取締役間で意見が相違する場合の会社の意思決定方法を定めておくことも検討が必要。

b. 将来、Aの有する株式について、Aが、議決権行使の意思を示すことが困難となった場合

に備え、**現経営者Aと後継者Bとの間で、民事信託契約**を締結しておくことも…
決算や役員の選任・解任等、会社は、少なくとも**定期的に株主総会を行う必要**がある。

現経営者が最大の議決権を有しながら法律行為をするために必要な能力の低下等により、議決権行使が出来ない、更には株主総会自体も定足数を満たさず開催できない。そういったことに備え、例えば、Aの有する株式について、Aを委託者兼受益者兼指図権者、Bを受託者、として民事信託契約を締結しておくことも考えられる。

信託された株式の議決権行使については、Aに指図権があるが、株主総会の通知があつてから所定の日数以内にAが指図を行わない場合は、Bが自己の判断で議決権行使ができる、といったように定めておく。

C (④**所得の分散**が可能に)

会社は、賃料収入から、修繕のための資金等を一定程度積立て、生命保険活用等も検討し、加えて、現経営者に相続が発生した際の相続税負担等も場合によっては考慮しつつ、各役員の貢献に応じた報酬支払を行う。

現経営者個人が賃貸建物を所有する場合と比べ、**責任も所得も、集中させることなく運営**できることになる。ただし、役員となる家族等の所得が増えることや、法人自体が負担する社会保険料等についても留意は必要。

2. その他、不動産所有法人活用パターン

- ・**新たに法人を設立**し、出資の時点で、後継者の割合を大きく、先代経営者の割合を小さくするパターン
- ・既存の不動産所有法人が土地も保有し(**土地保有特定会社**)、その株式を先代経営者が有しているパターン 等

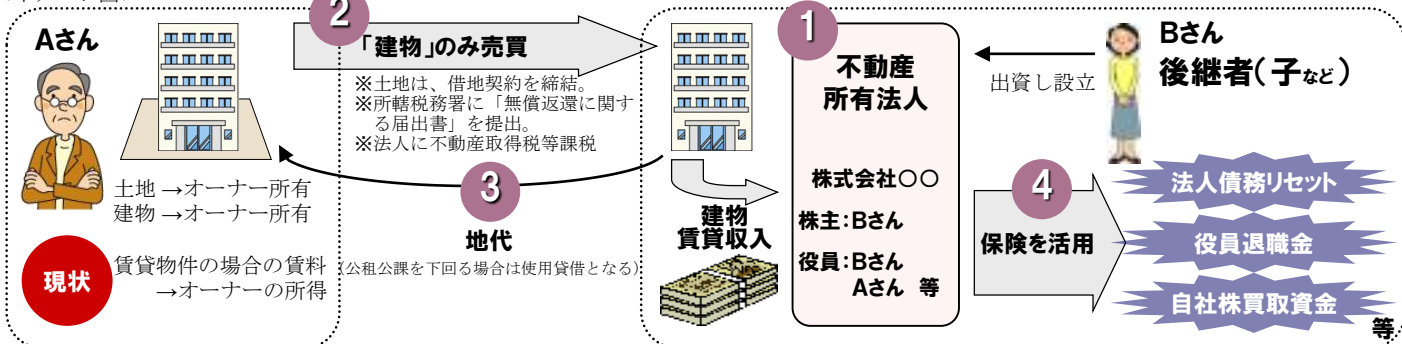
※当資料に記載の内容は、2020年6月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-2670、代理店営業本部

不動産所有法人の設立と生命保険活用について

不動産等の「個人資産」を「法人の所有」にすることによって、相続や財産分与等の課題について、検討できる対策の幅が広がります。
しかし、そういった場合にも相続時の現金資産準備や、不動産を維持管理していくための資金準備等は必要であるため、別途それらについて対策を検討しなければなりません。それらの対策の一つとして、生命保険の活用をご検討ください。

<イメージ図>



1) 不動産所有法人の設立について

具体的な手続きは専門家にご相談ください

法人設立の手続きイメージ

(株式会社設立の一般的な手続き概要)

必要書類の作成 (右表参照)

定款の認証
(公証人役場にて)

出資金の払込
(金融機関にて)

登記申請、登記完了確認等
(法務局)

「株式会社」設立に必要な書類と提出先

※取締役および監査役を発起人の中で選出した場合

必要書類	提出先		
	公証役場	登記所	金融機関
定款	3部	謄本1部	写し1部
設立登記申請書		1部	
登記用紙と同一の用紙		1式	
代表者の印鑑届出書		1通	
登録免許税納付用台紙		1通	
取締役・監査役の選任決議書		1通	
取締役・監査役の就任承諾書		1通	
取締役・監査役の調査報告書		1通	
株式申込事務取扱委託書			1通
預金通帳のコピー		1通	
印鑑証明書	全発起人各人1通	代表取締役1通	発起人代表1通
発起人会議事録			1通
取締役会議事録		1通	

※上記の法人設立全般につき、司法書士および税理士等の専門家とご相談の上、お手続きください。「資本金の額」によって、事業開始後における消費税法の取扱や、地方税法（法人住民税均等割等）の取扱等が異なる等についてもご留意下さい。また、設立する会社の種類によって必要書類が異なる点につきましてもご留意ください。

2) 「建物の売買」と「土地の借地契約」について

具体的な手続きは専門家にご相談ください

建物の売買価格について

時価での売買で可と解されています。

法人税法 第22条（各事業年度の所得の金額の計算）

2項 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

4項 第2項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、**一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。**

借地契約における「無償返還に関する届出書」について

法人が所有する土地を他人に賃貸し、建物などを建てさせたときには、借地権が設定されたことになります。この場合、通常、権利金を収受する慣行があるにもかかわらず権利金を収受しないときは、権利金の認定課税が行われます。

ただし、**次のいずれかに該当する場合には、権利金の認定課税は行われません。**

(1) その土地の価額からみて、相当の地代を収受している場合

(2) その借地権の設定等に係る契約書において、**将来借地人がその土地を無償で返還することが定められており、かつ、「土地の無償返還に関する届出書」を借地人と連名で遅滞なくその法人の納税地を所轄する税務署長に提出している場合**

上記(2)の場合、実際に収受している地代が相当の地代より少ないときは、その差額に相当する金額を借地人に贈与したものとして取り扱います。なお、相当の地代はおおむね3年以下の期間ごとに見直しを行う必要があります。

(法法22、法令137、法基通13-1-1、13-1-2、13-1-7、平元.3直法2-2)（「国税庁タックスアンサーNo.5730」抜粋）

※上記につき、貸し手が個人であったとしても、借り手が法人であれば上記規定が適用されると解されています。

3) 個人の不動産所得(地代収入)について

具体的な手続きは専門家にご相談ください

個人の不動産所得の額は、所得税法36条の規定により、「その年において収入すべき金額」であると解されています。
※地代収入について、『契約上収受すべき金額』にとらわれずに認定すると規定されていないことから、上記取扱になると解されています。
但し、所得税法157条の同族会社の行為計算否認規定の適用がなされる場合を除きます。

所得税法<抜粋>

(収入金額)第36条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、**その年において収入すべき金額**(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする。

一方、その地代が、貸し手の公租公課(主に固定資産税等)に相当する金額を下回る場合は、それは借地契約とは言えず、使用貸借となります。

国税庁個別通達「使用貸借に係る土地についての相続税及び贈与税の取扱いについて」直資2-189(例規)直所2-76 直法2-92 昭和48年11月1日 より抜粋
(使用貸借による土地の借受けがあった場合)

1 建物又は構築物(以下「建物等」という。)の所有を目的として使用貸借による土地の借受けがあった場合においては、借地権(建物等の所有を目的とする地上権又は賃借権をいう。以下同じ。)の設定に際し、その設定の対価として通常権利金その他の一時金(以下「権利金」という。)を支払う取引上の慣行がある地域(以下「借地権の慣行のある地域」という。)においても、当該土地の使用貸借に係る使用権の価額は、零として取り扱う。

この場合において、**使用貸借とは、民法(明治29年法律第89号)第593条に規定する契約をいう。**したがって、例えば、**土地の借受者と所有者との間に当該借受けに係る土地の公租公課に相当する金額以下の金額の授受があるにすぎないものはこれに該当し、**当該土地の借受けについて地代の授受がないものであっても権利金その他地代に代わるべき経済的利益の授受のあるものはこれに該当しない。

使用貸借となる場合は、借地契約(賃貸借契約)とはならず、「借地借家法」による制約等が無いこととなるため、当該土地の相続税評価額において下記規定が適用されないこととなります。

国税庁個別通達「相当の地代を支払っている場合等の借地権等についての相続税及び贈与税の取扱いについて」課資2-58(例規)直評9 昭和60年6月5日より抜粋
(「土地の無償返還に関する届出書」が提出されている場合の貸宅地の評価)

8 借地権が設定されている土地について、**無償返還届出書が提出されている場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、当該土地の自用地としての価額の100分の80に相当する金額によって評価**する。

なお、被相続人が同族関係者となっている同族会社に対し土地を貸し付けている場合には、43年直資3-22通達の適用があることに留意する。この場合において、同通達中「相当の地代を収受している」とあるのは「「土地の無償返還に関する届出書」の提出されている」と読み替えるものとする。

(注) **使用貸借に係る土地について無償返還届出書が提出されている場合の当該土地に係る貸宅地の価額は、当該土地の自用地としての価額によって評価するのであるから留意する。**

上記の条文を踏まえ、当該地代については、「公租公課に相当する金額以下」とならない、租税公課の2～3倍程度の地代を収受しているケースが多く見受けられる状況です。

4) 設例のような法人化を行うことにより…

設例のような法人化を行うことにより、例えば下記のようなことが一般的に可能となると思われます。

- ① **早くから取締役として責任を持たせ、実務経験を積みながら後継者育成**ができる。
※後継者は「取締役」として経営に参画。名刺を持つだけでも、責任感を感じるとも言われます。
- ② **議決権を維持しながら株式の生前贈与**も可
※配当優先無議決権種類株式を後継者へ贈与する等が考えられます。
- ③ **現経営者の法律行為をするために必要な能力が低下し、業務執行が困難となった場合への備え**もできる。
※取締役会の過半数で決定するなどして、現代表取締役を退かせ、新たな代表取締役を選任することもできます。また、将来、元代表取締役の有する株式について、本人が、議決権行使の意思を示すことが困難となった場合に備え、民事信託を活用することも…
- ④ **所得の分散**が可能に
※基本的に、事業に従事する役員等全員が給与支払を受けることができます。
- ⑤ **法人が保険料を支払って生命保険商品に加入**することが可能に
- ⑥ **次世代を被保険者とした生命保険の早期加入可**(賃料収入の一部を保険料支払に充てる前提)
※個人オーナーの場合と比較し、法人の方が上記対応が行いやすいものと考えられます。
- ⑦ **死亡退職金や自社株買取等で相続等に要する財源確保**可
※法人契約の生命保険を活用することで、死亡退職金や自社株買取の財源準備ができます。

等々

※当資料に記載の内容は、2020年6月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については、弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-2671、代理店営業本部

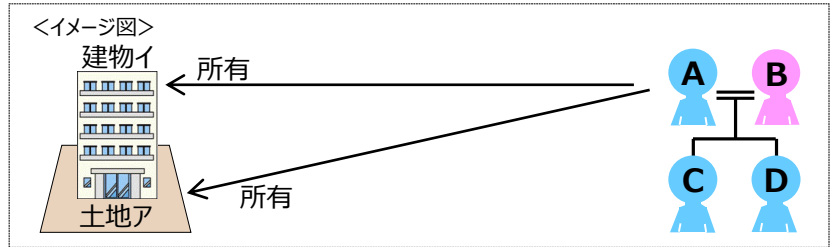
不動産所有法人の株式の主な承継パターンについて

賃貸不動産に関して、世代を越えた維持管理を円滑に進めるための方策として、不動産所有法人の活用が考えられます。ここでは、そのうち、下記の3つのパターンに注目し、その主な特徴をご説明させていただきます。

1. 新たに法人を設立し、後継者の出資割合を大きく、先代経営者の出資割合を小さくするパターン

= 現在の状況 =

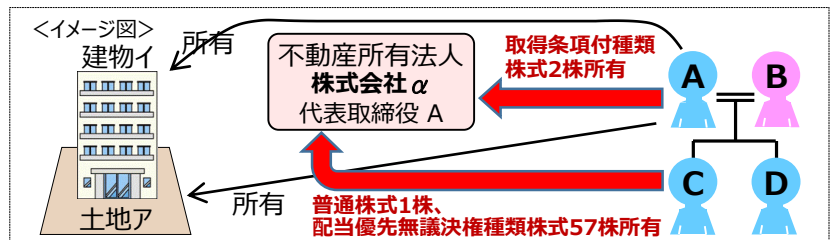
Aには配偶者Bとの間に、子C、子Dがいる。
Aは賃貸不動産(土地A、建物イ)を所有。
後継者はC。



= 対応例の概要 =

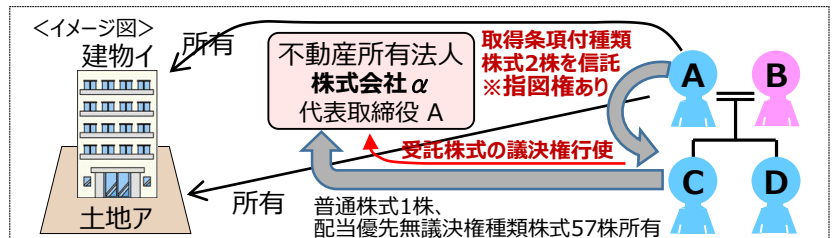
STEP 1

- ▶ Aが10万円出資し**取得条項付種類株式2株**(相続発生時に会社が強制買取り可)の交付を受け、Cが290万円出資し58株(**普通株式1株、配当優先無議決権種類株式57株**)の交付を受け、α社を設立。
- ▶ A,B,Cが**取締役**となり、Aが**代表取締役**就任。
- ▶ α社は、A(およびB、C)を被保険者とし、α社を死亡保険金受取人とした**生命保険に加入**。



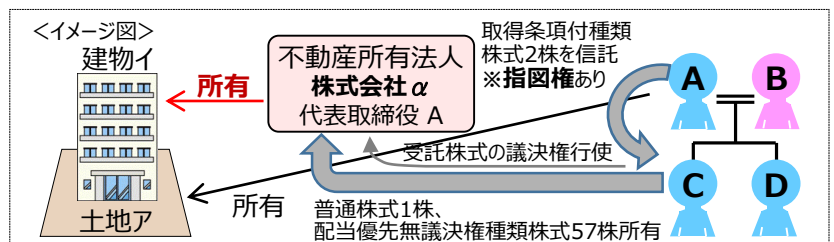
STEP 2

- ▶ 例えば、Aの有する株式について、Aが、**議決権行使の意思を示すことが困難**となった場合に備え、AとCとの間で、**民事信託契約**を締結。つまり、Aの有する株式について、Aを委託者兼受益者兼**指図権者**、Bを受託者、として民事信託契約を締結しておくことも考えられる。
- 信託された株式の議決権行使については、Aに指図権があるが、株主総会の通知があってから**所定の日数以内にAが指図を行わない場合**は、Cが**自己の判断で議決権行使**ができる、といったように定めておく。



STEP 3

- ▶ Aは**建物イをα社へ譲渡**。売買代金は**未払金**となり、α社は、賃料収入で徐々にAへ返済。
※基本的に、建物イに抵当権が設定されていない前提。また、譲渡時Aに譲渡所得税等課税、α社に不動産取得税等課税。



STEP 4

- ▶ Aが**代表取締役の業務執行が難しくなった場合**、**取締役会**で**代表取締役としてCを選任**(A辞任)。Aの有する株式の議決権行使については、上記民事信託契約で対応。なお、Aに相続が発生した際には、α社はAの相続財産である取得条項付種類株式をAの相続人らから取得。

STEP 5

- ▶ Aに**相続が発生した際**に、α社に支払われた**死亡保険金を財源**に、例えば、下記を実施。
 - ・**死亡退職金**支払い
 - ・Cが遺言で取得した**土地Aを会社**が買取り、Cは得た金銭で**BやDへ代償交付金**を支払う(また、Cが有する種類株式を会社を買取ることも考えられる)
 - ・Aへの**未払金の清算**
 - ・建物イの**大規模修繕**等



主な特徴

- ▶ 法人化を行った後も、**A**はその**代表取締役**として、かつ、**最大議決権**を有する株主として、実権を握る。
- ▶ 後継者**C**を**取締役**として責任ある立場で賃貸不動産経営に関与させ、育成する。
- ▶ **A**が後見相当など、**法律行為ができない状況**となっても、代表取締役の選任により、**事業の運営は円滑**に進められる。
- ▶ **C**が土地**A**を相続するケースにおいて、相続税の申告期限まで保有し続ける場合は、**小規模宅地等の特例**の適用も検討できる。
- ▶ α 社株式について、**A**の遺産となりうるのは取得条項付種類株式であるため、株式の承継で相続人間の紛争となり難い。
- ▶ 例えば、**A**は、土地**A**について、**次のような遺言**を行っておくことで、遺留分侵害を回避して、不動産を特定の相続人に承継させることができる。

土地**A**を**C**へ相続させる。ただし、**C**は代償金として**B**へ●●万円、**D**へ●●万円、相続発生から2年以内に支払うこととする

※なお、額を明示することに代えて、「**死亡時を評価日とする土地Aの不動産鑑定価格の●%**」とすることもご検討ください。

！ 主な留意点

- ▶ 建物**I**を α 社へ譲渡する際に、建物**I**に抵当権が設定されている場合は、ローンの借り換え(α 社が新規で融資を受け、**A**から土地**A**の担保提供を受ける)等の対応が必要となる。
- ▶ **A**個人がすべての賃料を取得する場合と比べ、所得の分散を行うことも出来ることになるが、 α 社が負担する分も含め、社会保険料等の負担について検討する必要がある。
- ▶ **A**が高齢となり、後見相当など、法律行為ができない状況となった段階で、建物の建替えを行う等の場合は、**A**が有する土地**A**について、抵当権設定が必要となるが、抵当権設定契約の締結について、対応を検討する必要がある。
- ▶ **C**が配当優先無議決権種類株式の交付を受けること等について、**C**の意思で行う(**A**が強制しない)。

2. 既存の不動産所有法人(建物のみ保有)の株式のすべてを先代経営者が有しているパターン

= 対応例の概要 =

STEP 1

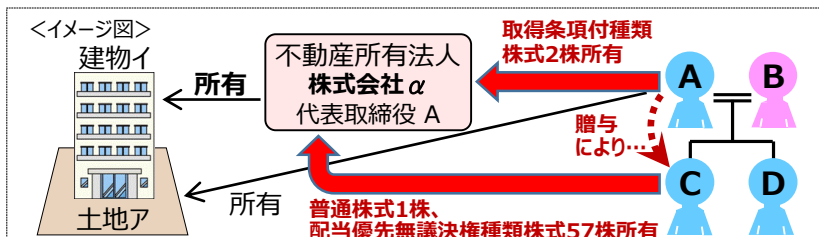
- ▶ **A**が有する α 社株式のすべて(60株)について、その一部を**種類株式へ変更し**、**普通株式1株**、**取得条項付種類株式2株**(相続発生時に会社が強制買取り)、**配当優先無議決権種類株式57株**とする。
- ▶ **A, B, C**が**取締役**となり、**A**が**代表取締役**就任。
- ▶ α 社は、**A**(および**B, C**)を被保険者とし、 **α 社**を死亡保険金受取人とした**生命保険**に加入。

STEP 2

- ▶ **C**は、株価の低い時期に、**普通株式1株**と、**配当優先無議決権種類株式57株**を**A**から、贈与を受ける。

STEP 3

- ▶ 以降、当資料の表面「1」の、STEP2、STEP4~5と同様。



！ 主な留意点等 (上記、「1」の記載内容に加え、例えば、下記についても留意が必要。)

- ▶ **A**から**C**への株式の贈与について、例えば、建物を新築したような場合は、税務取扱における建物の評価額は、取得後3年以内の場合は時価(基本的に実際の取引価格)、3年を経過していた場合は固定資産税評価額で計算することとなる。
- ▶ 「配当優先の無議決権株式の評価」については、平成19年3月9日付で、国税庁が考え方を示している。純資産価額方式により評価する場合には、配当優先の有無にかかわらず、従来どおり財産評価基本通達185((純資産価額))の定めにより評価するとされる。
- ▶ **A**から**C**への株式の贈与は、贈与時の株価に係らず、相続開始時の時価で株式を評価し、遺産分割等を行うこととなる。そのため、例えば、遺産分割においては、**C**が、**B**や**D**へ支払う代償交付金は、基本的にその額を加味して考えることになる。

3. 既存の不動産所有法人(土地と建物を保有)の株式を先代経営者が有しているパターン

主な特徴・留意点

- ▶ 株式の評価方法について、一般的に「土地保有特定会社」となるものと思われ、その場合、原則的評価において、類似業種比準方式での計算は出来ず、純資産価額方式のみで計算することになる。その際、例えば、 α 社が債務超過ならば、「純資産価額方式」で株価を計算したとしても、株価は基本的にゼロとなる。
- ▶ 土地**A**について、小規模宅地等の特例の適用対象ではなく、そういった点もふまえ、納税資金準備の検討が必要。 等

※当資料に記載の内容は、2020年6月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-2559、代理店営業本部

不動産の相続と登記の基本的なルールについて

相続人が2人以上いる場合の不動産の相続において、遺産分割が確定するまでは、民法は、当該不動産は共有となる旨を定めています。

そういったことから、例えば「遺言書」で、「特定の不動産を特定の相続人に相続させる」旨が示されていたとしても、その登記が行われる前に、当該遺言書の存在が認識されていない等の状況下では、法定相続割合による「共同相続登記」(後述)については、「共同相続人の内の1人が行うことは可能」となっており、そのようなことから生じる相続人の間の争い等を、極力回避するためには、関係者相互の事前の理解や準備が必要と思われます。

当資料では、その概要につきまして、ご説明いたします。

1. 2019年7月1日施行の民法改正の影響(特に、899条の2)

不動産の相続に関し、民法改正により新たに設けられた「899条の2」(2019年7月1日施行)について、注意すべきパターンを考えたい。

そもそも前提として、相続人は、いつでも遺産分割を行うことができる(907条)。そして、遺産分割が終了したら、**相続開始の時に遡って、その効力を生ずる**(909条)とされているため、遺産分割が終了までは、権利関係は、いわばフリーズするとの印象を生じかねない。

民法

(遺産の分割の協議又は審判等)

第907条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、**いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。**

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

3 前項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

(遺産の分割の効力)

第909条 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

しかし、民法「899条の2」によると、例えば不動産の相続について、仮に遺産分割協議で、特定の相続人がその不動産を取得したとしても、大雑把に言えば、**登記が優先される**、となる。詳しくは、下記の設例でご説明したい。

※もともと、不動産については、「登記をしなければ、第三者に対抗することができない」(177条)とされている。899条の2が設けられたことにより、その、「相続」におけるルールが明確化されたと言える。

民法

(不動産に関する物権の変動の対抗要件)

第177条 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)その他の登記に関する法律の定めるところに従いその**登記をしなければ、第三者に対抗することができない。**

(共同相続における権利の承継の対抗要件)

第899条の2 相続による権利の承継は、**遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、**次条及び第901条の規定により算定した**相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。**

2 前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容(遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容)を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

2. 共同相続登記について

設例をもとに考えてみたい。

<設例>

推定被相続人(将来、被相続人となると想定する方)Aさん。配偶者はなく、子はCさんとDさんの2名。

Aさんの遺産は「評価額5000万円の土地α」のみの見込み。Cさんとしては、遺産分割協議でその土地αのすべてを取得し、Dさんに対しては、Cさんから2500万円の代償交付金を渡そうと考えている。

上記において、Aさんの相続発生時に、土地αの所有権はCさんとDさんに、各々1/2の割合で共有持分が帰属することになる。そして、そのような登記を、相続人の1人、例えばDさんが単独申請することができる。そのルールは下記の通り。

なお、登記の申請にはCさんの住民票等も必要となるが、この場合の住民票は、委任状がなくてもDさんは取得可能である。

(ア) まず、相続発生時から、遺産分割が終了するまでは、遺産は**相続人らの共有状態**(相続分に応じて共有)となる。

民法

(相続の一般的効力)

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(共同相続の効力)

第898条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その**共有**に属する。

第899条 各共同相続人は、その**相続分に応じて**被相続人の権利義務を承継する。

(イ)「遺産共有」の状態を登記すること(共同相続登記)は、相続人の1人が単独で行える。

共有状態を登記に反映させる(共同相続登記をする)ことは、民法252条ただし書きが定める「保存行為」となるため、相続人の1人が単独で申請することが可能(他の相続人らの同意署名等が不要ということ)。
※登記識別情報も、申請者に交付される(申請した1人以外に対しは交付されない)。

民法

(共有物の管理)

第252条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、**保存行為は、各共有者がすることができる。**

(ウ)そして、共有持分の登記を終えたDさんは、「Dさんの共有持分」を第三者であるYさんへ譲渡し、その登記をすることも可能。
相続による(暫定的な)共有状態に関しても、一般的な共有のルールが適用される。

<参考>東京高判2005(平成17)年11月10日

...**相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する**(民法898条)であり、**その共有(いわゆる遺産共有)は、遺産分割によって具体的な財産の帰属が及時的に定まる(同法909条)までの暫定的な法状態ではあるが、それまでの間は物権法上の通常の共有と異なる**...

<参考>最判1955(昭和30)年5月31日

...**相続財産の共有**(民法898条、旧法1002条)は、民法改正の前後を通じ、**民法249条以下に規定する「共有」とその性質を異にするものではない**と解すべきである。...

3. 共有持分が第三者へ譲渡し、その登記がなされた場合の原則的ルール

こうなってしまうと、遺産分割協議により、Cさんが土地αを相続することとなったとしても、第三者Yさんから、当該土地の持分そのものを、取り戻すことは難しい(「DさんがYさんから支払いを受けた当該共有持分の対価相当額」を、Cさんが回収することは出来ても、当該土地そのものを取り戻すことは難しい)。

また、Aさんが、**「土地αをCに相続させる」と遺言した場合でも、登記を速やかに行う必要あり**。
「民法899条の2」の理解が重要。

※**「遺言」の存在を知らないDさん**が、土地αについて、相続発生後、**単独で共同相続登記**を行い、**Dさんの共有持分を、Yさんへ譲渡し**、その登記をすることもあり得る。

そうなってしまうと、遺言があっても、第三者Yさんから、当該土地の持分そのものを、Cさんが取り戻すことは難しい(「DさんがYさんから支払いを受けた当該共有持分の対価相当額」を、Cさんが回収することは出来ても、当該土地そのものを取り戻すことは難しい)。

4. 遺言を行うならば、「遺産分割の方法を指定する遺言」の検討も

次のような遺言を行うことも、ご検討を。

全ての財産をCに相続させる。
ただし、CはDに対し、代償金として金2500万円を支払わなければならない。

※上記の代償金の額については、相続時の相続財産(土地α)の評価額を想定し、十分な額を設定することが前提。

Dさんは、遺言に従うことで十分な額(2500万円)を取得できることになる。わざわざ、共有持分を譲渡するような行動をとる必要性があまり感じられないと思われる。

「相続させる旨の遺言」は、「遺産分割の方法の指定」であり、「遺産分割の方法」(現物分割、代償分割、換価分割、共有分割)の1つである「代償分割」を遺言の中で定めることができる。

※「相続させる旨の遺言」は、被相続人が相続人らに代わって「予め遺産分割をしておく(方法を指定してしまう)」という意味合いのもの。そのため、「相続させる旨の遺言」により、遺産分割が終了した(遺産分割協議で相続人全員が合意した)ことと同じ効果がある。

最判1991(平成3)年4月19日(上告審)

...民法908条において被相続人が遺言で遺産の分割の方法を定めることができるとしているのも、遺産の分割の方法として、このような特定の遺産を特定の相続人に単独で相続により承継させることをも遺言で定めることを可能にするために外ならない。したがって、右の**「相続させる」趣旨の遺言は、正に同条にいう「遺産の分割の方法を定めた遺言」**であり、他の共同相続人も右の遺言に拘束され、これと異なる遺産分割の協議、さらには審判もなし得ないのであるから、このような遺言にあっては、遺言者の意思に合致するものとして、遺産の一部である当該遺産を当該相続人に帰属させる遺産の一部の分割がなされたのと同様の遺産の承継関係を生ぜしめるもの

民法

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)

第908条 被相続人は、**遺言で、遺産の分割の方法を定め**、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ず**ることができる。**

※当資料に記載の内容は、2021年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更される場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については 弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6519,代理店営業本部

日本生命保険相互会社
代理店営業本部

法人税法上の「資本的支出と修繕費」について

法人が有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額については、「**資本的支出**」(減価償却資産)、または、「**修繕費**」(支払った事業年度に損金経理)、その何れかに分類されます。

法人税法施行令第132条は、資産の**使用可能期間を延長**させる部分に対応する金額や、資産の**価額を増加**させる部分に対応する金額は、**資本的支出**となる旨、規定しています(当該条文はp4をご参照ください)。

当資料では、法人税法上の「資本的支出」と、「修繕費」に関する、法人税法施行令と法人税基本通達の定めについて、ご案内します。

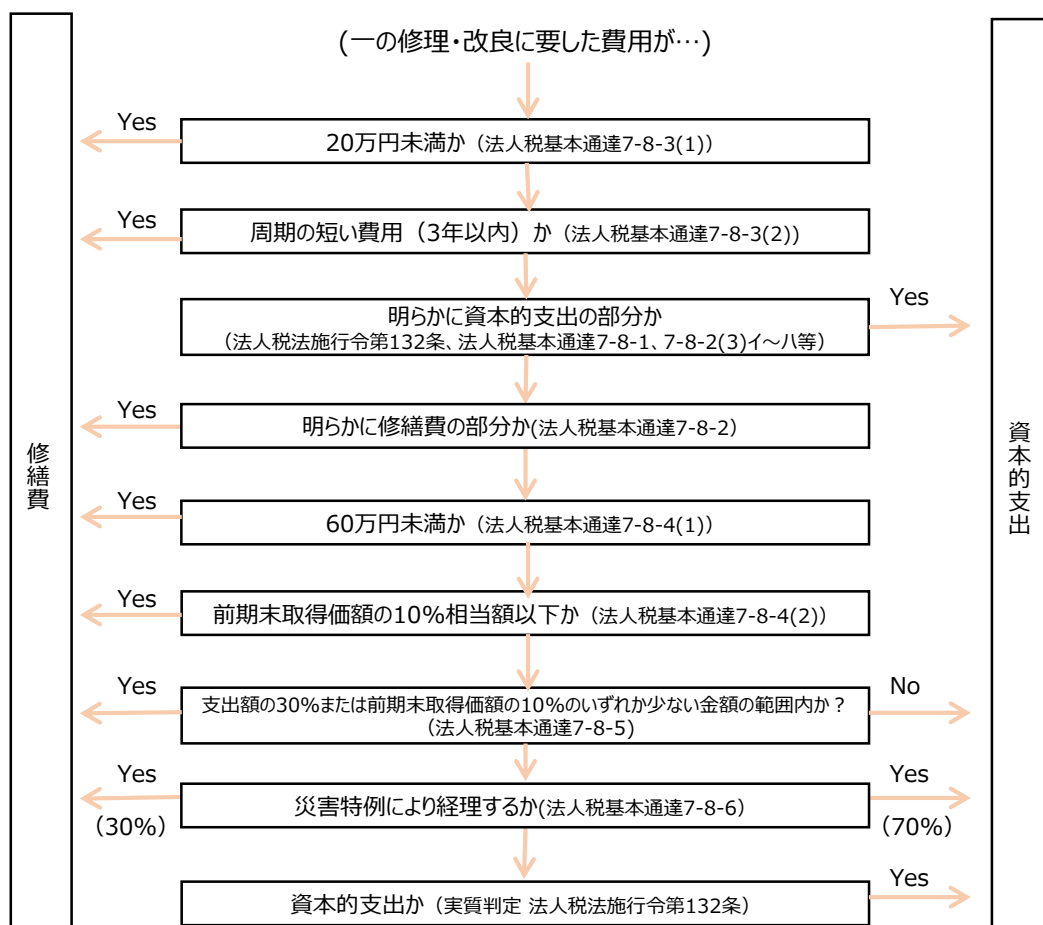
1. 「資本的支出」とは… (法人税基本通達7-8-1より一部抜粋)

修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の**価値を高め**、又はその**耐久性を増す**こととなると認められる部分に対応する金額

2. 「修繕費」とは… (法人税基本通達7-8-2より一部抜粋)

修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の**通常の維持管理**のため、又はき損した固定資産につきその**原状を回復**するために要したと認められる部分の金額

下記フローチャートは、**概要の全体的イメージ**です。内容につきましては、通達及び施行令の定めをご確認ください。



関係する**法人税基本通達**および**法人税法施行令**の規定については、**次ページ以降**に掲載しております。

※なお、当資料では、即時償却や特別償却等を可能とする特例措置(中小企業経営強化税制等)等につきましては、考慮せずに記載しておりますので、ご了承ください。

ご参考（法人税基本通達の一部を抜粋）

（資本的支出の例示）

7-8-1 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となるのであるから、例えば次に掲げるような金額は、原則として資本的支出に該当する。（昭55年直法2-8「二十六」により追加）

- (1) 建物の避難階段の取付等物理的に付加した部分に係る費用の額
 - (2) 用途変更のための模様替え等改造又は改装に直接要した費用の額
 - (3) 機械の部分品を特に品質又は性能の高いものに取り替えた場合のその取替えに要した費用の額のうち通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる費用の額を超える部分の金額
- (注) 建物の増築、構築物の拡張、延長等は建物等の取得に当たる。

<コメント> 上記(3)では、どこまでの範囲が修繕費となるのかについても示しています。

（修繕費に含まれる費用）

7-8-2 法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となるのであるが、次に掲げるような金額は、修繕費に該当する。（昭55年直法2-8「二十六」、平7年課法2-7「五」により改正）

- (1) 建物の移えい又は解体移築をした場合（移えい又は解体移築を予定して取得した建物についてした場合を除く。）におけるその移えい又は移築に要した費用の額。ただし、解体移築にあつては、旧資材の70%以上がその性質上再使用できる場合であつて、当該旧資材をそのまま利用して従前の建物と同一の規模及び構造の建物を再建築するものに限る。
- (2) 機械装置の移設（7-3-12《集中生産を行う等のための機械装置の移設費》の本文の適用のある移設を除く。）に要した費用（解体費を含む。）の額
- (3) 地盤沈下した土地を沈下前の状態に回復するために行う地盛りに要した費用の額。ただし、次に掲げる場合のその地盛りに要した費用の額を除く。
 - イ 土地の取得後直ちに地盛りを行った場合
 - ロ 土地の利用目的の変更その他土地の効用を著しく増加するための地盛りを行った場合
 - ハ 地盤沈下により評価損を計上した土地について地盛りを行った場合
- (4) 建物、機械装置等が地盤沈下により海水等の浸害を受けることとなったために行う床上げ、地上げ又は移設に要した費用の額。ただし、その床上下工事等が従来の床面の構造、材質等を改良するものである等明らかに改良工事であると認められる場合のその改良部分に対応する金額を除く。
- (5) 現に使用している土地の水はけを良くする等のために行う砂利、碎石等の敷設に要した費用の額及び砂利道又は砂利路面に砂利、碎石等を補充するために要した費用の額

<コメント> 例えば、機械の部分品について、通常の維持管理として想定される部分品への取替えであれば、本来、その全額が修繕費ですが、品質・性能の高いものに取り換えた場合は、「通常取替えの場合にその取替えに要すると認められる金額（同じ品質・性能のものを取り替えた場合における額）を超える部分の金額」は、資本的支出になると考えられます（7-8-1(3)）。

（少額又は周期の短い費用の損金算入）

7-8-3 一の計画に基づき同一の固定資産について行う修理、改良等（以下7-8-5までにおいて「一の修理、改良等」という。）が次のいずれかに該当する場合には、その修理、改良等のために要した費用の額については、7-8-1にかかわらず、修繕費として損金経理をすることができるものとする。（昭55年直法2-8「二十六」により追加、平元年直法2-7「五」、平15年課法2-7「二十」により改正）

- (1) その一の修理、改良等のために要した費用の額（その一の修理、改良等が2以上の事業年度（それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度）にわたって行われるときは、各事業年度ごとに要した金額。以下7-8-5までにおいて同じ。）が20万円に満たない場合
 - (2) その修理、改良等がおおむね3年以内の期間を周期として行われることが既往の実績その他の事情からみて明らかである場合
- (注) 本文の「同一の固定資産」は、一の設備が2以上の資産によって構成されている場合には当該一の設備を構成する個々の資産とし、送配管、送配電線、伝導装置等のように一定規模でなければその機能を発揮できないものについては、その最小規模として合理的に区分した区分ごととする。以下7-8-5までにおいて同じ。

<コメント> 上記(1)の判断においては、例えば、機械の部分品の取替えについて、通常取替えの場合に要する費用が40万円なのに、55万円の部分品への取替えを行った場合には、55万円(> 20万円)で判断し、「55万円 - 40万円 = 15万円」を基準とはせず、また、単価10万円の部分品を一の計画に基づき同一の機械に対して3個取り替えた場合は、3×10万円(> 20万円)での判断となります。

(形式基準による修繕費の判定)

7-8-4 一の修理、改良等のために要した費用の額のうち**に資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額**がある場合において、その金額が**次のいずれかに該当**するときは、**修繕費**として損金経理をすることができるものとする。(昭55年直法2-8「二十六」により追加、平元年直法2-7「五」、平19年課法2-7「八」により改正)

(1) その金額が**60万円に満たない場合**

(2) その金額がその修理、改良等に係る固定資産の**前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下**である場合
(注)

1 前事業年度前の各事業年度(それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)において、令第55条第4項《資本的支出の取得価額の特例》の規定の適用を受けた場合における当該固定資産の取得価額とは、同項に規定する一の減価償却資産の取得価額をいうのではなく、同項に規定する旧減価償却資産の取得価額と追加償却資産の取得価額との合計額をいうことに留意する。

2 固定資産には、当該固定資産についてした資本的支出が含まれるのであるから、当該資本的支出が同条第5項の規定の適用を受けた場合であっても、当該固定資産に係る追加償却資産の取得価額は当該固定資産の取得価額に含まれることに留意する。

<コメント> 前述の「7-8-3」は、資本的支出か修繕費かの区分(資修区分)を行う以前に、少額であったり周期が短かったりする費用については、損金経理を認めるとしたものです。

一方、上記は、これら通達等から検討しても、**資本的支出か修繕費が明らかでない金額がある場合の取扱い**となります。「固定資産の前期末における取得価額」とは、原則、「**当初の取得価額+前期末までに支出した資本的支出の額**」となります。

(資本的支出と修繕費の区分の特例)

7-8-5 一の修理、改良等のために要した費用の額のうち**資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額(7-8-3又は7-8-4の適用を受けるものを除く。)**がある場合において、法人が、**継続して**その金額の**30%相当額**とその修理、改良等をした固定資産の**前期末における取得価額の10%相当額**との**いずれか少ない金額**を**修繕費**とし、残額を資本的支出とする**経理をしているときは、これを認める**。(昭55年直法2-8「二十六」により追加、平7年課法2-7「五」、平19年課法2-7「八」により改正)

(注) 当該固定資産の前期末における取得価額については、7-8-4の(2)の(注)による。

<コメント> **前述までの考え方に基いて区分してもなお、区分がつかない支出**が残る場合の特例。

(災害の場合の資本的支出と修繕費の区分の特例)

7-8-6 災害により被害を受けた固定資産(当該被害に基づき法第33条第2項《資産の評価損の損金算入》の規定による評価損を計上したものを除く。以下7-8-6において「被災資産」という。))について支出した次に掲げる費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、7-8-1から7-8-5までの取扱いにかかわらず、それぞれ次による。(昭55年直法2-8「二十六」、平7年課法2-7「五」により改正)

(1) 被災資産につきその原状を回復するために支出した費用は、修繕費に該当する。

(2) 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出した費用について、法人が、修繕費とする経理をしているときは、これを認める。

(3) 被災資産について支出した費用(上記(1)又は(2)に該当する費用を除く。)の額のうち**資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでないものがある場合において、法人が、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、これを認める**。

(注)

1 法人が、被災資産の復旧に代えて資産の取得をし、又は特別の施設(被災資産の被災前の効用を維持するためのものを除く。)を設置する場合の当該資産又は特別の施設は新たな資産の取得に該当し、その取得のために支出した金額は、これらの資産の取得価額に含めることに留意する。

2 上記の固定資産に係る災害の場合の資本的支出と修繕費の区分の特例は、令第114条《固定資産に準ずる繰延資産》に規定する繰延資産に係る他の者の有する固定資産につき、災害により損壊等の被害があった場合について準用する。

<コメント> 被災資産に関しては、前述までの考え方に係わらず、上記の特例を適用できます。

(ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費)

7-8-6の2 法人が、その有するソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、**プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときは**その修正等に要した費用は**修繕費**に該当し、**新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときは**その修正等に要した費用は**資本的支出**に該当することに留意する。(平12年課法2-19「十」により追加)

(注) 既に有しているソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得価額となることに留意する。

<コメント> 平成12(2000)年度の税制改正で、ソフトウェアも減価償却資産となりましたが、他の有形固定資産のような物理的消耗や毀損等での判断ができないため、上記取扱いとなります。

(機能復旧補償金による固定資産の取得又は改良)

7-8-7 法人が、その有する固定資産について電波障害、日照妨害、風害、騒音等による機能の低下があったことによりその**原因者からその機能を復旧するための補償金の交付を受けた場合**において、当該補償金をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、その取得又は改良に充てた補償金の額のうちその機能復旧のために支出したと認められる部分の金額に相当する金額は、**修繕費**等として損金の額に算入することができる。

当該補償金の交付に代えて、その原因者から機能復旧のための固定資産の交付を受け、又は当該原因者が当該固定資産の改良を行った場合についても、同様とする。(昭55年直法2-8「二十六」により追加)

(注) 当該補償金の交付を受けた日の属する事業年度終了の時までにその機能復旧のための固定資産の取得又は改良をすることができなかった場合においても、その後速やかにその取得又は改良をすることが確実であると認められるときは、当該補償金の額のうちその取得又は改良に充てることが確実と認められる部分の金額に限り、その取得又は改良をする時まで仮受金として経理することができる。

<コメント> 上記取扱いにより、上記補償金を受け固定資産の取得・改良をしても、**課税関係が生じない**ということになります。

(地盤沈下による防潮堤、防波堤等の積上げ費)

7-8-8 法人が地盤沈下に起因して防潮堤、防波堤、防水堤等の積上げ工事を行った場合において、数年内に再び積上げ工事を行わなければならないものであると認められるときは、その積上げ工事に要した費用を一の減価償却資産として償却することができる。(昭55年直法2-8「二十六」により改正)

<コメント> **防波堤等の積上げは、単なる原状回復ではなく、量的増加**であり、資本的支出に該当するとの取扱いとなっています。

(損壊した賃借資産等に係る補修費)

7-8-10 法人が**賃借資産**(賃借をしている土地、建物、機械装置等をいう。)につき**修繕等の補修義務がない場合**においても、当該賃借資産が**災害により被害を受けたため**、当該法人が、当該賃借資産の**原状回復のための補修**を行い、その補修のために要した費用を**修繕費**として経理したときは、これを認める。

法人が、修繕等の補修義務がない販売をした又は賃貸をしている資産につき補修のための費用を支出した場合においても、同様とする。(平29年課法2-2「二」により追加)

(注)
1 この取扱いにより修繕費として取り扱う費用は、12-2-6《災害損失特別勘定の設定》の災害損失特別勘定への繰入れの対象とはならないことに留意する。
2 当該法人が、その修繕費として経理した金額に相当する金額につき賃貸人等から支払を受けた場合には、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。
3 法人が賃貸している法第64条の2第1項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース資産が災害により被害を受けたため、契約に基づき支払うこととなる規定損害金(免除される金額及び災害のあった日の属する事業年度において支払った金額を除く。)については、災害のあった日の属する事業年度において、未払金として計上することができることに留意する。

<コメント> 賃借資産の修繕を、**「賃借人」が補修**を行い、その際に賃借人が補修費用を払った場合は、例えば、**賃借人が法人のときは、その額は一旦、「仮払金」して資産計上**するものと思われます。しかし、**当該賃借資産が災害により被害を受けた場合は、上記取扱いも可能**であることが示されています。

ご参考 (法人税法施行令の一部を抜粋)

(資本的支出)

第132条 内国法人が、修理、改良その他いずれの名義をもつてするかを問わず、その有する固定資産について支出する金額で次に掲げる金額に該当するもの(そのいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額)は、その内国法人のその支出する日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される当該資産の**使用可能期間を延長**させる部分に対応する金額

二 当該支出する金額のうち、その支出により、当該資産の取得の時ににおいて当該資産につき通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおける当該資産の**価額を増加**させる部分に対応する金額

※当資料に記載の内容は、2020年6月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変化する場合がございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については、弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-2308、代理店営業本部

日本生命保険相互会社
代理店営業本部

居住用賃貸不動産のオーナー様へ 建替え等の際は、予め「立退料」への対応もご検討ください

居住用賃貸建物が**耐震性の面で危険な場合**等とはもとより、例えば、**建物の老朽化が激しく近隣に新築物件が多い**などから、建替えをご検討になることもあるかと思います。

そういった際に、入居者がいる場合は、立退きをお願いする必要も生じると思います。

当資料では、「**立退料**」の**基本的な考え方**について、ご案内します。

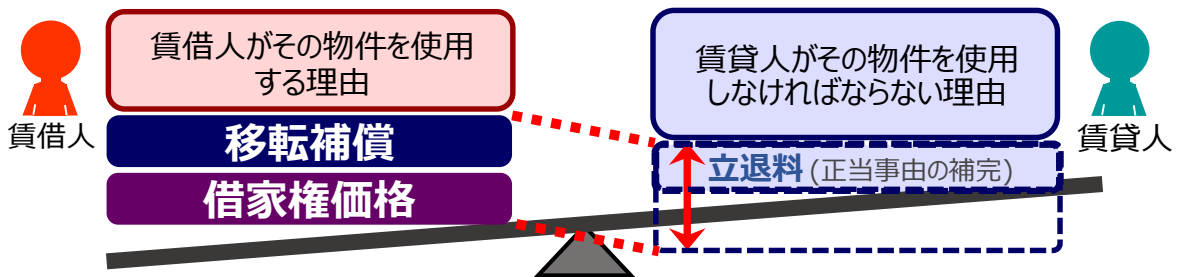
1. そもそも、立ち退いてもらうためには、「正当事由」が必要

立退料は、借地借家法で賃貸人が期間満了等で契約を終了する場合に求められる**正当事由の補完**です。

立退料は、**立退きが仮に、正当だとしても**、入居者はそのまま住み続けたいのに出ていかなければならない、というならば、そこで生じる不利益の部分を、**大家さんは補完すべき**、ということになります。

賃貸人がその物件を使用しなければならない理由と、賃借人がその物件を使用する理由とを比較し、賃貸人に使用の必要性が高いと言える場合に、立退料で正当事由を補うことにより、契約を終了することができる、となります。

<イメージ>



借地借家法

(建物賃貸借契約の更新等)

第26条 建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、当事者が期間の満了の一年前から六月前までの間に相手方に対して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。

(2項～3項略)

(建物賃貸借契約の更新拒絶等の要件)

第28条 建物の賃貸人による第26条第1項の通知又は建物の賃貸借の解約の申入れは、建物の賃貸人及び賃借人（転借人を含む。以下この条において同じ。）が建物の使用を必要とする事情のほか、建物の賃貸借に関する従前の経過、建物の利用状況及び建物の現況並びに建物の賃貸人が建物の明渡しの際に又は建物の明渡しと引換えに**建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければ、することができない。**

2. 立退料は、家賃の12カ月分とか、24カ月分とか言われるが、法律的には…

立退料は、**賃料水準、不動産の価格、物件の使用年数、物件の利用目的**等により大きく変わります。

なお、家賃の12カ月分とか、24カ月分とか言われたりしますが、法律的にはあまり根拠がありません。

立退料は…

- ・賃料水準、
- ・不動産の価格、
- ・物件の使用年数、
- ・物件の利用目的、等

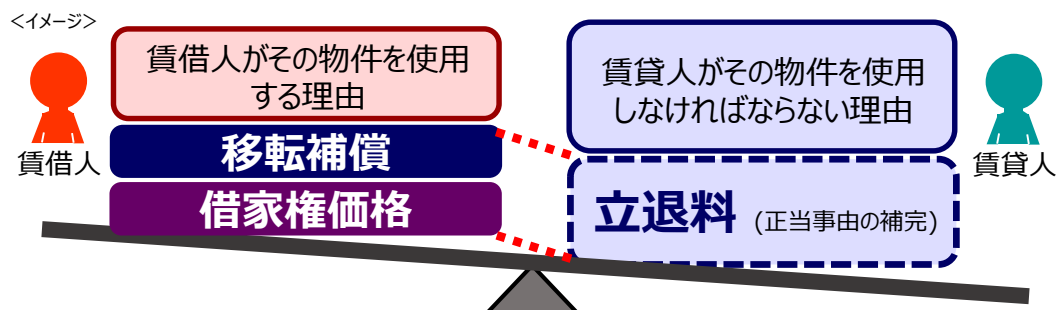
により
大きく変わる

3. 住居であれば、立退料は、「移転補償」+「借家権価格」

立退料は、住居であれば、法律上は、「移転補償」と呼ばれる引っ越しに伴い生じる賃借人の経済的負担の補償と、「借家権価格」を勘案することになります。

「**移転補償**」は、賃料差額の2年から3年分、敷金の金利負担額、引っ越し費用、仲介手数料、内装買取費用および諸雑費と考えられています。つまり、**賃料が安ければ安いほど、移転補償は高くなる**ことになります。
※手ごろな家賃で住み続けられるのに、高い家賃の物件へ移るしかないならば、それを補う必要があるということ。

「**借家権価格**」は、土地及び建物の価値のうち借家人が使用している部分にあたるものを算出するという考え方です。当然ながら、**土地の価格が高いと、借家権価格は高くなる**ことになります。
※高い土地を使う権利を持っていたのだから、その権利の額は高い、ということ。



住居であれば、

立退料 →

移転補償

+

借家権価格

引っ越しに伴い生じる賃借人の経済的負担の補償

- ・賃料差額の2年から3年分
- ・敷金の金利負担額
- ・引っ越し費用
- ・仲介手数料
- ・内装買取費用
- ・諸雑費

賃料が安ければ安いほど、移転補償は高くなる
手ごろな家賃で住み続けられるのに、高い家賃の物件へ移るしかないならば、それを補う(移転補償する)

土地及び建物の価値のうち
借家人が使用している部分にあたるものを算出

**土地の価格が高いと、
借家権価格は高くなる**
高い土地を使う権利を持っていたのだから、
その権利の額は高い

4. 効率よく建て替えを進めるには、予め計画の検討が大切

立退料については、家賃が安い場合には、24カ月分で収まるということではなく、**100カ月分やそれを上回るケース**もあります。

※借家人がある程度の金額で納得してくれば、高い立退料を払う必要がない、ということもあります。

代替え物件の提供をうまく行う、空室期間をうまくコントロールするなどして、効率よく建替を進めるには、不動産業者及び専門の弁護士に相談して、**あらかじめよく計画を検討なさることが重要**かと思われます。

※当資料に記載の内容は、2021年1月現在に確定している税制・関係法令等に基づき税務・法務の取扱等について記載しております。今後、税務・法務の取扱等が変更の場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務・法務の取扱等については弁護士、司法書士、(顧問)税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6539、代理店営業本部

賃借人から『修繕してほしい』と言われたのに、しばらく放置した場合は…

いしばし なおこ
石橋 尚子 弁護士 (菊地綜合法律事務所 パートナー弁護士)
 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師

主な著書
 「Q&A不動産取引トラブル解決の手引き」(2004年、新日本法規出版)
 「債権法改正を考える～弁護士からの提言～」(2011年、第一法規)
 「民事事件における攻撃・防御の訴訟実務」(2012年、新日本法規出版) 他多数



2020年4月1日、民法の契約に関するルール等(債権法)が、新しくなりました。今回は、中でも、賃貸不動産オーナーの方々に関係するポイントのうち、特に修繕に関する部分を、不動産関連の実務を数多く担当しておられる石橋弁護士に、解説していただきました。

賃借人が、一方的に家賃を減額して支払っても良い？

Q 今回の民法改正をふまえ、特に、修繕はスピーディーに対応した方が良い、といった話を耳にします。例えば、次のようなケースについて、お教えいただけますでしょうか…。
 「賃借人が、一方的に家賃を減額して支払うことも可能」となったのでしょうか？

〈設例〉

ある日、賃借人Aさんが、大家さん(賃貸人)へ、次のような申出をしました。

「**窓のパッキンが壊れて隙間風が入り、風の音がうるさく、**寝室として使えない****。至急修理して欲しい」と。

しかし、大家さんからは全く連絡がなく、修理もいっこうに行われませんでした。

そこで、賃借人Aさんは、申出をしたその月から修理が完了するまでの間、賃料を**本来の半額しか払いません**、と一方的に振り込み額を減らしました。



家賃は、半額しか払いません!



まさに、今回改正された影響の、典型例だと思います。お尋ねのケースに関しては、結論としては、**賃借人は、一方的に、家賃を減額して支払えばよい**、ということになります。減額割合について、例えば、大家さん(賃貸人)が、減額割合が大きすぎる、と主張して対立した場合は、当事者間で解決ができなければ、最終的には裁判で決着ということになります。

民法 第611条第1項

賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、**賃料は**、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、**減額される**。

改正前に締結した契約を、更新した場合であっても、新法が適用されるのか？ また、賃料減額支払ではなく、賃借人の側が業者へ修繕を発注した場合は？

Q では、改正前(2020年3月31日以前)はどうだったのですか？



改正前は、「賃料の減額を請求することが**できる**」、となっていました。今回、「賃料は…減額される」となりましたので、**改正後は**、賃借人は当然、その減額された賃料を支払えばよい、ということになっています。

Q なるほど。では、以前から賃貸借契約を結んでいる場合、例えば、契約日が2020年3月10日という場合であっても、4月1日以降は、新法適用となるのでしょうか？



その場合は、残存契約期間については、旧法(改正前のルール)が適用されることになります。しかし、この契約が期間満了を迎えて、**合意更新した場合は、その更新後は、新法適用**となります。

※合意更新にあたるものとしては、期間満了時に新たに「更新契約」を締結して合意する場合だけではなく、賃貸借契約書の**自動的に契約更新する条項**(例えば、「賃貸人及び賃借人のいずれからも6カ月前までに契約の更新をしない旨の通知をしないときは、本契約は期間満了の翌日から2年間に賃貸借期間として合意更新され、以後も同様とする。」等)に基づき更新される場合があります。

Q では、質問を変えます。賃借人は、大家さん(賃貸人)に修繕してほしい、と申し出た。しっかり伝えたにもかかわらず、相当な期間、大家さんは放置してしまった。困った賃借人は、業者へ発注して修繕工事を行ってしまい、大家さんへ費用を請求。そういった、賃借人の側が修繕した場合も、大家さんは費用を支払わなければならないのでしょうか？



そうです。もともと、修繕義務は、大家さん(賃貸人)にあります。賃借人が大家さんに対して修繕が必要である旨を通知し、または大家さんがその旨を知ったにもかかわらず、相当な期間内に修繕しない場合などは、**大家さんは、賃借人が負担した修繕に要した費用を支払わなければなりません**。

まさか、
賃借人が自分で
修繕する、
なんて…

(賃貸人)



請求書

(賃借人)



※改正前においても、賃貸人が修繕をしない場合には賃借人に修繕権限があると考えられていたが、今回、賃借人が目的物を使用するために修繕をすることが「できる」という規定が設けられた。

民法 第607条の2

賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、**賃借人は、その修繕をすることができる**。

- 一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。
- 二 急迫の事情があるとき。

同 第608条第1項

賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、**賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる**。

契約書の特記事項に、民法とは異なる独自の定めを設けることは出来るのか？

Q そうですか。わかりました。しかし、気になる点があります。
例えば、大家（賃貸人）さんが懇意にしている業者ならば、もっと安価で修繕できたのに…、取引の無い業者をお願いしたため、何割か高くてしまった、といった場合は、どうでしょうか。



左記条文の通り、「賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる」（民法608条1項）となりますので、必要費として相当な額の範囲については問題となりますが、一般的な範囲であるならば、**多少単価や作業工数が多いといった場合であっても、賃借人の請求は認められる**と考えられます。

Q それならば、例えば、契約書の特記事項欄に、少し具体的な独自の定めを記載することで、そういったことを回避できないのでしょうか？



特記事項を設けて、例えば、「修繕権限の範囲を小規模修繕に限る」、「緊急性がある場合を除き賃貸人に事前に通知をする」、あるいは「事前に賃貸人の同意を得る」、といった**合意をすることは考えられます**。

もっとも、個人が借主となっている**居住用建物の賃貸借については、消費者契約法の適用があります**。同法10条では、消費者の権利を制限する規定の効力を無効としておりますので、居住用賃貸借について、上記のような規定を設けると無効と判断される可能性があります。

この特記事項の内容は、**無効**！？



賃貸契約書

…賃借人による修繕
…賃借人は、**事前**
に賃貸人の同意
を得ること…



消費者の権利を制限する規定は、**無効**です！

消費者契約法 第10条

消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して**消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項**であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して**消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする**。

▶ 賃貸アパート等の居住用建物の入居者である賃借人（個人）は、消費者契約法で保護されるのですね。わかりました。やはり、専門家にしっかりと確認することが大切と感じました。そして、修繕をスピーディーに行うためにも、事前の財源準備が大切と思いました。

〈編集後記〉

修繕については、その修繕に要した費用が、法人ならば損金で処理できるのか、要するに「修繕費」(損金)なのか、「資本的支出」(減価償却資産)なのか、そういった税務取扱を理解することは重要です。

加えて、今回ご説明いただいたような、「民法などのルール」についても、しっかりと概要をご確認になり、修繕が必要となった際には的確に対応する、そのための財源準備も進めておく、こういった視点も、とても重要と思いますが、いかがでしょうか。

インターネットなどを通じて、個人の意見や考えを発信しやすい時代でもあり、賃借人とのトラブル発生は、決して望ましいものではないことは、申し上げるまでもありません。賃貸物件の魅力の維持向上のために、修繕計画づくりはもとより、急な修繕が必要となった場合への備えも、ご検討ください。

※計画修繕については、国土交通省作成の「民間賃貸住宅の計画修繕ガイドブック」などが参考になります。

コラム

賃貸不動産が譲渡された場合、 新所有者は賃借人と新たな賃貸借契約を結ぶ必要があるか？

賃貸不動産について法人化を検討なさっているなどの場合、例えば個人が所有しているアパート(建物)を、法人へ譲渡しようと、お考えの方もいらっしゃるかと思います。

例えば、更新はまだ先のだけけれど、土地や建物を、2020年4月1日以降に譲渡、または贈与する場合、新たに賃貸借契約書を結ぶ必要はあるのでしょうか…。

結論としては、新たに賃貸借契約書を結ぶ必要はありません。

簡単にご説明すると、大家さん(賃貸人)が代わっただけですから、契約の更新にもあたらず、残存契約期間については、旧法が適用されます。

少し、詳しく解説しますと、2020年4月1日以降に、土地や建物を、譲渡や、贈与した場合であっても、賃借人が対抗要件(新所有者に自分の賃借権を主張できるための条件)を備えていれば、賃貸借契約上の賃貸人たる地位は、建物所有権の移転と共に、新所有者に移転します。

※対抗要件としては、土地であれば借地権登記か土地に所有する建物の登記、建物であれば引渡し(つまり建物を実際に自身が使っている状況)又は登記があれば対抗要件を備えていることとなります(民法第605条、借地借家法第10条、第31条)。

※対抗要件がない場合でも、従前の所有者と新所有者が賃貸借契約の地位を移転することを合意すれば、この合意により賃貸人たる地位は賃借人の承諾なく、移転させることができます。

具体的な手続き等に際しては、弁護士等の専門家にご相談ください。

※当資料に記載の内容は2020年6月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6730, 代理店営業本部



日本生命保険相互会社
代理店営業本部

NISSAY

賃貸建物オーナーが認知症などで、 契約を結ぶ能力を欠いてしまったら…

いしばし なおこ

石橋 尚子 弁護士（菊地綜合法律事務所 パートナー弁護士）

慶應義塾大学法科大学院非常勤講師

主な著書
「Q&A不動産取引トラブル解決の手引き」（2004年、新日本法規出版）
「債権法改正を考える～弁護士からの提言～」(2011年、第一法規)
「民事事件における攻撃・防御の訴訟実務」(2012年、新日本法規出版) 他多数



認知症などにより、例えば、契約を結ぶための能力を欠いてしまうと、賃貸不動産経営に支障を来す可能性もあります。その対応策の1つとして、「不動産の法人化」が注目されますが、具体的に、どのように対処できるのか…。今回は、不動産関連の実務を数多く担当しておられる石橋弁護士に、ポイントを解説していただきました。

Aさんが認知症などで契約を結ぶことなどが困難となったら、Bさんが対応できる！

Q 先生、設例をもとに、教えてください。
賃貸不動産オーナーAさんは、賃貸建物を個人ではなく、Aさんが代表取締役となっている資産管理法人α社(株主はAさん)に所有させています。もし、Aさんが認知症などで、契約を結ぶ能力を欠いてしまった際には、ひとまず、どのような対応が可能でしょうか？



α社が賃貸建物の所有者ですが、具体的に契約の手続きをするのは、代表取締役Aさんです。一方、代表取締役については、取締役の過半数で決定するなどして、**Aさんを退かせ、新たな代表取締役Bさんを選任することもできます**。このとき、取締役の数を奇数にしておく等、法人の意思決定に支障のないように設定する必要があります。

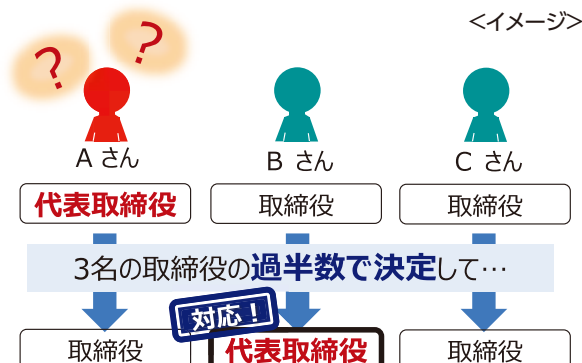
設例は、法人が賃貸建物を所有しているため、上記のような対応が可能です。例えば所有者が**個人の場合は**、あくまでも所有者個人が意思決定を行わなければならない。もし、所有者個人が法律行為を行う能力を欠くこととなってしまったならば、一般的には、**後見制度の活用**などで、対応する必要があるかと思います。

問題発生

Aさんが認知症などで
契約を結ぶ能力を欠いてしまい
賃貸借契約などを行うことができない！

対応策

株式会社ならば、ひとまず、対応できる！



株式の過半数を所有しないと、議決権の過半数を握ることは出来ないのか?!

Q なるほど。もし、法人化していたならば、取締役の多数決等で代表取締役を交代させて、対応することもできるんですね。

さて、少し話が代わりますが、法人化していれば、相続対策という点でも、オーナーAさんが、後継者へ、徐々に株式を贈与していくことも可能と思います。その際、Aさんが、株主総会の普通決議のための議決権数、すなわち、議決権の過半数は持ち続けたいといった場合…。先生、まずは、この普通決議のルールをご説明ください。



株主総会の普通決議は、当該会社の定款に特段の定めがない限り、議決権を行使することができる株主の**議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を**もって行うことになります。

会社法 第309条第1項

株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、**議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を**もって行う。

Q なるほど。では、例えば、Aさんが議決権の過半数は握ったままにしたい。一方で、財産的価値、株式の数は後継者へ、出来る限り、多くを生前贈与しておきたい。そのような要望に応える方法は、何かありませんか？



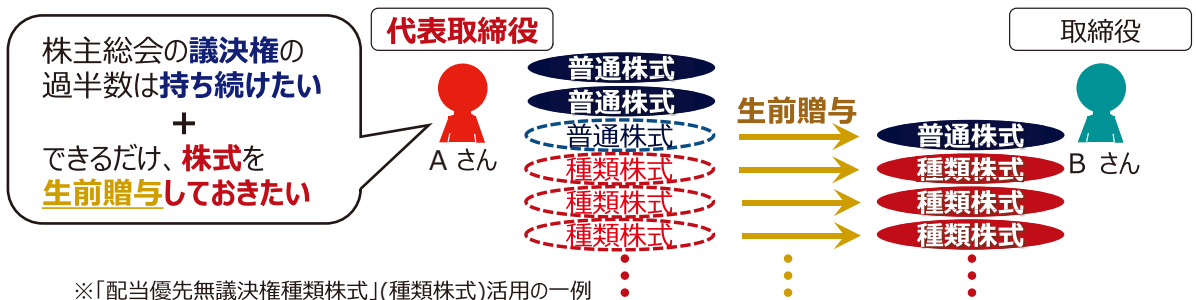
株式会社は、例えば、株主総会の議決権行使について、普通株式とは異なる定めをした、内容の異なる種類の株式を発行することができます。要するに、**株主総会の議決権が無い株式を発行**することもできます。具体的には、Aさんが有している株式の一部をいわゆる「配当優先無議決権種類株式」へ変更した上で、それを後継者へ贈与する、などのことも考えられます。

Q 設例で確認させてください。現在、Aさんが全ての株式(60株)を有しているとします。その60株について、3株は普通株式のまま。57株は配当優先無議決権種類株式へ変更。当該種類株式57株と普通株式1株を、Bさんへ贈与したとしても、普通株式2株を有するAさんが、株主総会の議決権の過半数を有するということですね。



そのようになります。ただし、様々な留意点もあるため、具体的に対応を検討する際には、専門家にご相談されるべきと思います。

<イメージ>



▶ 法律面以外でも、例えば、当該株式の税務上の評価額については、顧問税理士の先生などにご相談される必要もありますね。

※「配当優先の無議決権株式の評価」については、平成19年3月9日付で、国税庁が考え方を示しており、純資産価額方式により評価する場合には、配当優先の有無にかかわらず、従来どおり財産評価基本通達185(純資産価額)の定めにより評価する、とされています。

例えば認知症などにより、議決権行使などの法律行為が出来なくなること、備える方法は？

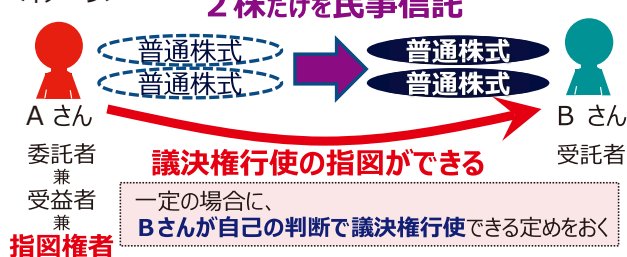
Q 話を戻します。資産管理法人α社の代表取締役はAさん。
しかし、Aさんが契約を結ぶ能力などを欠いてしまい、Aさんが退き、新たな代表取締役としてBさんを選任。一方で、少なくとも定時株主総会などは行う必要があります。議決権の過半数を有するAさんが、議決権行使の意思を示すことが困難となれば、株主総会運営が難しくなると思います。せっかく専門家に相談するならば、そういったことに対しても備えておきたいといった場合、何か更なる対応策として、おすすめの方法はありますか？



そもそもAさんの株式のすべてを、Bさんへ贈与してあれば、そのような懸念はないことになります。しかし、ご指摘のとおり、Aさんがなるべく長く、議決権の過半数を有したままにしたい、といった場合には、事前の対策として、**信託の活用が有効**と思います。先ほどの設例でご説明しますと、例えば、こちらの図のような民事信託契約をご検討されてはいかがでしょうか。

Aの有する普通株式2株について、
Aを委託者兼受益者兼指図権者、
Bを受託者、として民事信託契約を締結。
信託された株式の議決権行使については、
Aに指図権があるが、株主総会の通知があつてから所定の日数以内にAが指図を行わない場合は、Bが自己の判断で議決権行使ができる、と定めておく。

<イメージ>



株式会社ならば、
こういったことも必要に応じて対応可能

▶ はっきり申し上げまして、一般的に、民事信託というと、とても複雑、という印象があります。しかし、こういった、特定のものに限定した、ピンポイントの民事信託契約ならば、比較的簡易に対応できると、感じました。

コラム

法人化せずに、個人が所有している不動産自体を信託しても良いのでは？

民事信託は認知症の対策として非常に有力とされていますが、税務・法律・登記・金融といった複合的な対応が必要となるため、実務上これらすべてをフォローした仕組みを作るのが難しく、トラブルになるケースが問題点として指摘されています。不動産の法人化と組み合わせ、信託財産の範囲を株式に限定することにより、トラブルを回避した仕組みを作りやすくなると考えます。

また、民事信託を使って遺留分の潜脱となるような仕組みを作った場合には、信託が無効とされる可能性もあります（東京地裁判決平成30年9月12日）。

信託財産の範囲を限定し、加えて建物のみを法人の所有とするならば、被相続人のもとに残した土地の代償金を準備し、対応することで、全体として、遺留分に配慮した仕組みも作りやすと考えられます。

そのほか、株式会社の仕組みを使わずに民事信託を認知症対策として活用する場合、親を債務者としたまま残した金融機関の融資をどのようにして返済していくのか、という点が問題点として残ります。信託にて債務を負担することも当然考えられますが、なかなか金融機関で信託の債務負担を認めてもらえない、という問題があります。

金融機関による融資の対象を株式会社とすることで、こういった問題が回避できる、となれば、その点も両者を併用するメリット、と考えられます。

法人契約の生命保険も活用でき、 死亡退職金や自社株買取等で、相続の財源確保も…

▶ 賃貸借契約書の締結以外にも、貸主が意思決定すべきことは、多々あるように思います。



そうですね。建物の計画的な修繕、または急な修繕を要する場合の対応なども、大切です。様々なトラブルへの対処も的確に行わなければなりません。賃貸経営を円滑に継続していくために、早めに一定の対応を検討しておくことをおすすめします。

▶ 法人化は、所得の分散や、法人契約の生命保険活用等、様々な注目点があると思います。そういった中、貸主としての意思決定を支える制度ともなり得る、賃貸不動産事業の最も大切なところを支える制度ともなり得ると感じました。
先生、有難うございました。

〈編集後記〉

不動産(建物)所有法人の活用について、例えば、次のような効果がある、と思います。

①早くから取締役として責任を持たせ、実務経験を積みながら**後継者育成**ができる。

※後継者は「取締役」として経営に参画。名刺を持つだけでも、責任感を感じるとも言われます。

②議決権を維持しながら**株式の生前贈与**も可

※配当優先無議決権種類株式を後継者へ贈与する等が考えられます。

③現経営者の法律行為をするために必要な能力が低下し、**業務執行が困難となった場合への備え**もできる。

※取締役の過半数で決定するなどして、現代表取締役を退かせ、新たな代表取締役を選任することもできます。また、将来、元代表取締役の有する株式について、本人が、議決権行使の意思を示すことが困難となった場合に備え、民事信託を活用することも…

④**所得の分散**が可能に

※基本的に、事業に従事する役員等全員が給与支払を受けることができます。

⑤**法人が保険料を支払って**生命保険商品に加入することが可能に

⑥**次世代を被保険者とした生命保険**の早期加入可(賃料収入の一部を保険料支払に充てる前提)

※個人オーナーの場合と比較し、法人の方が上記対応が行いやすいものと考えられます。

⑦**死亡退職金や自社株買取**等で相続等に要する財源確保可

※法人契約の生命保険を活用することで、死亡退職金や自社株買取の財源準備ができます。

等々

急な相続発生にも、法人契約の生命保険が、お役に立ちます。財源準備には、生命保険をご検討ください。

※当資料に記載の内容は2020年6月現在の民法および、税法・関係法令等に基づき記載しております。今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省(中小企業庁)、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生20-6732, 代理店営業本部



NISSAY

日本生命保険相互会社
代理店営業本部



設備投資等をした場合の主な税制優遇措置

例えば、以下のようなものがあります(2022年11月時点)。

① 中小企業投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者などが、令和5年3月31日までに新品の機械及び装置などを取得等して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却(取得価額×30%)又は税額控除(取得価額×7%)を認める制度です。

参考：国税庁タックスアンサー 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

② 中小企業経営強化税制

青色申告書を提出する中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者などが、令和5年3月31日までに新品の特定経営力向上設備等を取得等して、国内にあるその法人の指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却(取得価額の全額を即時償却)又は税額控除(取得価額×7%または10%)を認める制度です。

参考：国税庁タックスアンサー 中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

参考：中小企業庁 - 中小企業等経営強化法 - 経営力向上計画策定の手引き

③ 地域未来投資促進税制

青色申告書を提出する法人で承認地域経済牽引事業者であるものが、令和5年3月31日までに新品の特定事業用機械等を取得して、その事業の用に供した場合に、特別償却(取得価額×50%、40%又は20%)又は税額控除(取得価額×5%、4%又は2%)を認める制度です。

参考：国税庁タックスアンサー 地域未来投資促進税制(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

④ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の認定事業適応事業者であるものが、令和5年3月31日までに情報技術事業適応設備の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合に、その供用年度において特別償却(取得価額×30%)又は税額控除(取得価額×3%又は5%)を認める制度です。

参考：国税庁タックスアンサー デジタルトランスフォーメーション投資促進税制(情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除)

⑤ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

青色申告書を提出する法人で認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、令和6年3月31日までに生産工程効率化等設備等の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合に、その供用年度において特別償却(取得価額×50%)又は税額控除(取得価額×5%又は10%)を認める制度です。

参考：国税庁タックスアンサー カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)

⑥ 5G導入促進税制

青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入事業者に該当するものが、令和7年3月31日までに新品の認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において特別償却(取得価額×30%)又は税額控除(取得価額×15%、9%、5%又は3%)を認める制度です。

参考：国税庁タックスアンサー 5G導入促進税制(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除)

⑦ 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から存在する住宅について、現行の耐震基準に適合する一定の耐震改修を行った場合に、固定資産税が減額される制度です。

翌年度の固定資産税が1/2(長期優良住宅の場合は1/3)に減額されます。



中小企業経営強化税制

1. 制度の概要

本制度は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備を取得や製作等した場合に、即時償却(注1)又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)(注2)が選択適用できるものです。

(注1)特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。
(注2)税額控除は、中小企業投資促進税制の税額控除との合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

2. 適用対象者

青色申告書を提出する「中小企業者等(注1)」で、中小企業等経営強化法第17条第1項の認定を受けた同法の「特定事業者等(注2)」に該当するものが対象となります。

- (注1)中小企業者等とは、
- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ただし、以下の法人は対象外
- ①同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。)から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
 - ③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)
- ※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工会及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会並びに商店街振興組合に限ります。
- (注2)特定事業者等とは、
- ・常時使用する従業員数が2,000人以下の法人または個人
 - ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

※なお、上記の協同組合等のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会は経営力向上計画の認定を受けることができませんので、本税制の対象外となります。
※従来対象とされていた「中小企業者等」に該当し、特定事業者等には該当しない場合(資本金10億円以下かつ従業員数2,000人を超える場合)も、令和5年3月31日までは「特定事業者等」とみなして経営力向上計画の認定対象となります。

3. 適用期間

令和5年3月31日までに、対象設備を取得等して指定事業の用に供すること。

4. 対象設備

類型	要件	確認者	対象設備 (※1~3)	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置 (160万円以上)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。(※4)
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品 (30万円以上)	
D類型	修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備 (60万円以上) ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・提示機能を有するものに限る)	

- ※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について本税制を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」よくあるご質問を確認してください。
- ※2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得等をするものを除きます。
- ※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは「対象となるソフトウェア」を確認してください。
- ※4 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例(国税庁)をご確認ください。

(出典)「中小企業税制(令和4年度版)」9ページ経営強化法による支援 中小企業経営強化税制より抜粋(一部加工)

当資料の記載内容は一般的な概要を示したものです。

詳しいご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご確認ください。

当資料に記載の内容は2022年11月現在の民法および、税法・関係法令当に基づき記載しております。

今後、各法令および、税務取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の取扱については、弁護士、司法書士、税理士等、および、法務省、経済産業省（中小企業庁）、厚生労働省、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

日本生命保険相互会社

代理店営業本部 コンサルティング推進チーム

〒105-0013 東京都港区浜松町2-3-2
日本生命浜松町クレアタワー15階

執筆指導・監修

税理士法人 おおたか

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-1-2
ゼニットビル6F

編集

株式会社星和ビジネスリンク

〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田NNビル4F
TEL: 03-5439-2370 (大代表)

2023年1月版